

目 次

1. 平成19年6月22日（金曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	8
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
6. 日程第2 会期の決定	8
7. 日程第3 市長あいさつ	8
8. 日程第4 議案上程（議第50号から議第71号まで）	10
9. 日程第5 提案理由の説明	11
10. 日程第6 報告10件	16
11. 日程第7 請願・陳情の報告（請第2号・陳第1号から陳第3号）	20
12. 日程第8 先議（議第65号から議第71号）	20
13. 散 会	22
14. 平成19年6月28日（木曜日）	25
15. 議事日程（第2号）	25
16. 開 議	29
17. 日程第1 一般質問	29
18. 近松議員 質問	29
19. 吉田議員 質問	47
20. 内田議員 質問	60
21. 青木議員 質問	64
22. 堀本議員 質問	69
23. 田畑議員 質問	86
24. 前田議員 質問	98
25. 散 会	112
26. 平成19年6月29日（金曜日）	115
27. 議事日程（第3号）	115
28. 開 議	118
29. 日程第1 一般質問	118
30. 北本議員 質問	118

31. 松本議員 質問	135
32. 福嶋議員 質問	144
33. 宮田議員 質問	149
34. 田島議員 質問	156
35. 江田議員 質問	169
36. 日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託	173
37. 散 会	175
38. 平成19年7月6日(金曜日)	179
39. 議事日程(第4号)	179
40. 開 議	181
41. 日程第1 委員長報告	181
42. 総務委員長報告	181
43. 産業経済委員長報告	184
44. 建設委員長報告	186
45. 文教厚生委員長報告	188
46. 日程第2 質疑・討論・採決	192
47. 日程第3 委員長報告	197
48. 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告	197
49. 日程第4 質疑・討論・採決	200
50. 日程第5 委員長報告	200
51. 玉名バイパス建設促進特別委員長報告	200
52. 日程第6 質疑・討論・採決	201
53. 閉 会	202
54. 署 名 欄	203

第 1 号

6 月 22 日 (金)

平成19年第3回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
6	22	金	本会議	開 会 宣 告 午前10時 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 市長あいさつ 4 議案上程（議第50号から議第71号まで） 5 提案理由の説明 6 報告10件 7 請願・陳情の報告（請第2号・陳第1号から陳第3号） 散 会 宣 告 （全員協議会）
6	23	土	休 会	
6	24	日	休 会	
6	25	月	休 会	
6	26	火	休 会	
6	27	水	休 会	
6	28	木	本会議	一般質問
6	29	金	本会議	1 一般質問 2 議案及び請願・陳情の委員会付託
6	30	土	休 会	
7	1	日	休 会	
7	2	月	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務委員会 ・ 建設委員会
7	3	火	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業経済委員会 ・ 文教厚生委員会
7	4	水	休 会	
7	5	木	休 会	
7	6	金	本会議	委員長報告（質疑・討論・採決） 閉 会 宣 告

平成19年第3回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成19年6月22日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程（議第50号から議第71号まで）
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 報告10件
- 日程第 7 請願・陳情の報告（請第2号・陳第1号から陳第3号）

散 会 宣 告

（全員協議会）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 市長あいさつ
- 日程第 4 議案上程
 - 議第50号 専決処分事項の承認について 専決第10号
平成18年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
 - 議第51号 専決処分事項の承認について 専決第11号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第52号 専決処分事項の承認について 専決第12号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第53号 専決処分事項の承認について 専決第13号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第54号 平成19年度玉名市一般会計補正予算(第1号)
 - 議第55号 平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第56号 平成19年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第57号 平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第58号 玉名市情報化推進計画策定審議会条例の制定について
 - 議第59号 公益法人等への玉名市職員の派遣等に関する条例の制定について
 - 議第60号 玉名市農村公園条例の制定について
 - 議第61号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

議第62号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第63号 玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議第64号 市道路線の認定について

議第65号 固定資産評価員の選任について

議第66号 睦合財産区管理委員の選任について

議第67号 睦合財産区管理委員の選任について

議第68号 睦合財産区管理委員の選任について

議第69号 睦合財産区管理委員の選任について

議第70号 睦合財産区管理委員の選任について

議第71号 睦合財産区管理委員の選任について

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 報告10件

報告第11号 平成18年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第12号 平成18年度玉名市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第13号 平成18年度玉名市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第14号 平成18年度玉名市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第15号 玉名市土地開発公社の経営状況を説明する書類について

報告第16号 財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について

報告第17号 有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について

報告第18号 玉名市国民保護計画の報告について

報告第19号 専決処分の報告について 専決第14号

報告第20号 専決処分の報告について 専決第15号

日程第 7 請願・陳情の報告

請第 2号 玉名市民の芸術・文化作品展示施設の建設に関する請願

陳第 1号 安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師の大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情

陳第 2号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書の提出に関する陳情

陳第 3号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」確立を求める意見書の提出に関する陳情

日程第 8 先議（議第65号から議第71号）

出席議員（30名）

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	中山富雄君	書記	小嶋栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	副市長	高本信治君
総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	望月一晴君	建設部長	取本一則君
会計管理者	徳井秀徳君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君

横島総合支所長兼
横島地域自治区事務所長

田 上 均 君

天水総合支所長兼
天水地域自治区事務所長

坂 本 佳 節 君

企 業 局 長

中 原 早 人 君

教 育 長

菊 川 茂 男 君

教 育 次 長

杉 本 末 敏 君

監 査 委 員

高 村 捷 秋 君

午前10時17分 開会

○議長（松田憲明君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから平成19年第3回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松田憲明君） 会議録署名議員を指名いたします。

19番議員 永野忠弘君、20番議員 林野彰君、以上の両君をお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（松田憲明君） 会期についてお諮りいたします。このたびの会期については、6月15日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から7月6日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から7月6日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（松田憲明君） 次に、市長より発言の申し出がっておりますのでこれを許可いたします。

市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） おはようございます。

本日は平成19年第3回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはそろって御出席をいただき、審議を進めていただきますことに対しまして、深く感謝を申し上げます。

まず最初に、先月28日松岡利勝前農林水産大臣がお亡くなりになりました。我が国農林水産業振興のために、多大なる御尽力をいただきましたことに改めて敬意を表しますと共に心より御冥福をお祈り申し上げます。今月の7日から13日までの日程で3名の議員の方々と共々に米国クラリダ市を公式訪問いたしました。クラリダ市とは1996年7月に旧玉名市が姉妹都市を締結して以来、国際交流の輪を広げてきました。今回は新市発足後の初めての訪問であり、姉妹都市締結以来4回目の公式訪問でした。グレンミラーフェスティバルが開催されている中で、岱明・有明・天水の各校から

中学生1名ずつ、3名のホームステイによるホストファミリーとの親交や九州看護福祉大学学長の大学間交流事前協議、昨年の玉名市合併1周年記念式典に御出席いただいたロッドネスター姉妹都市機構代表ゴードンコケンジ市長、他多くの市民の皆様と友好の絆を深めることができました。進展する国際化社会の中で、今回の訪問が玉名市の国際交流の一層の推進につながるものと確信をいたしております。本市でも5月27日に玉名青年会議所等で結成されました実行委員会によりグレンミラー音楽祭が2年ぶりに復活ステージを飾りましたほか、NPO法人音楽のあふれる都玉名が主催したキャンドルナイト2007、高瀬裏川筋を愛する会の協力により花しょうぶまつり等々、市民の活気あふれる活動が次々に展開され、多くの観光客や市民を魅了しておりますことを心強く感じております。

最近におけるいくつかの市政の動向について御報告申し上げます。社会主要事業の推進でございますが、社会情勢の変化に伴い市民のニーズが多様化する中、地方自治体には新たな政策課題に対して、迅速かつ臨機に対応することが強く望まれています。そこで本市におきましても、課題に対する横断的な調整と総合的な対応のできるセクションとして、本年4月企画政策部に政策推進課を設置し、複数の部課に関係するような政策、例えば新庁舎建設や定住化構想あるいは中心市街地活性化対策などへの対応に着手しております。中でも新庁舎の建設につきましては、昨年度において議会の御理解と御協力をいただき、建設位置の決定と基本構想の策定が終了したところであり、今年度は実質的な取り組みである基本設計や用地取得に向けた業務に移行し、着実な推進を図っておるところでございます。特に基本設計にかかる事業者選定については新庁舎建設が新市発足後のシンボリックな大事業であることはもとより、市の内外からも注目されていることを踏まえ、公平性、透明性、客観性が確保される最善の方法を採用したいと考えております。新幹線の進捗状況につきましては、5月には駅舎のデザインも決定され、工事も見えて順調に進んでおり、国道208号バイパスの立願寺から開田までの区間の用地交渉も7月中旬以降にも開始される見通しでございます。

次に献穀事業についてでございますが、本年度市や農協などで組織する玉名市献穀事業推進協議会が熊本県の代表として新嘗祭のお供えを献納するお役目をいただいております。美しい農村景観を残す三ッ川地区を献穀田と定め、地元で農業に祭礼されています甲野様御夫妻を献穀者として地域の協力のもとに事業が進められているところでございます。これまで清祓祭、播種祭を経て、去る15日に中心的行事であります御田植祭を無事終えることができました。早乙女の手により植えられました早苗がすくすく成長し、この秋には献穀の役目が無事果たされた五穀豊穰のお祝いができますことを願っております。地方分権改革の動向についてでございますが、第2期地方分権改革については、去る5月30日地方分権改革にあたっての基本的な考え方が、地方分権推進改革委

員会から示されました。それによりますと地方分権社会への転換、強い地方の創出等により地方を主役に据えるという目指すべき方向性を定め、国と地方の役割分担、地方税財政制度の整備、行政体制の整備及び確立方策に対する調査審議が今週までに行なわれて、中間的な取りまとめを経て、おおむね2年以内をめどに順次勧告が行なわれ、22年3月に新分権一括法案が提案提出される予定であります。また19日に閣議決定されました、安倍政権の経済財政運営の初の基本方針となる骨太の方針2007では、人口減少化における成長の実現、戦後レジームからの脱却、新たな国家イメージの提示の観点から取り組む課題が設定され、歳出、歳入一体改革、税制改革、地方分権改革、教育再生等の具体的な方向性が示されました。今後、基礎的自治体である市町村の役割は、ますます重要になってまいりますので、なお一層気を引き締めて市政に取り組む必要を強く感じております。以上、最近における市政の動向及び地方自治を取り巻く情勢について申し上げましたが、次に定例市議会に提案しております補正予算について申し上げます。

今回の一般会計補正予算は障害者自立支援法の円滑な施行を図るための障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業費や後期高齢者対策等に伴う電算システムの改修費のほか、音楽の都玉名づくりを推進するための市民音楽祭の開催経費などを計上しております。一般会計予算の総額につきましては、18年度における老人保健事業特別会計への繰入金で清算の結果、繰入金として返ってくることもあり、1億4,000万円ほど財政調整基金の繰入金を減額することで調整を行ないました。また一般会計を含め、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、介護保険事業特別会計については、4月の定期異動に伴う職員給の調整を行なったものでございます。今定例議会にはこのほか、玉名市情報化推進計画策定審議会条例などの条例関係6件、人事案件7件、市道路線の認定等の議決案件さらには専決処分の承認案件、報告案件も合わせて御提案申し上げます。

これらの議案につきまして、よろしく御審議の上、御議決をいただきますようお願いを申し上げます。お世話様になります。

日程第4 議案上程（議第3号から議第47号まで）

○議長（松田憲明君） これより議案を上程いたします。

議第50号専決処分事項の承認について、専決第10号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第5号）から、議第71号睦合財産区管理委員の選任についてまでの議案22件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読はこれを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（松田憲明君） ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） おはようございます。私の方から補正予算案件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。お手元に配付いたしております資料を御覧ください。

議第50号専決処分事項の承認について、専決第10号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第5号）につきましてでございます。これは地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分を行ないましたので同条3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。主な内容につきましては、各種交付金、地方債等の決定によりまして補正をいたしましたものでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出総額の変更は行なわず、歳入科目内で調整を行なったところでございます。3款利子割交付金231万2,000円、6款地方消費税交付金191万3,000円、7款ゴルフ場利用税交付金108万1,000円につきましては、交付額の決定によりまして減額でございます。16款の財産収入につきましては、都市計画道路の事業の遅れなどにより18年度中に売却できなかった土地2カ所分3,050万円を減額したものでございます。18款繰入金につきましては、介護保険事業からの繰入金1,074万7,000円を増額したものでございます。21款市債につきましては、事業の実績により借入額が決定したことにより総額で2,320万円を増額したものでございます。10款地方交付税につきましては、185万9,000円であり、特別交付税の調整でございます。

次に第2表地方債補正につきましては、各事業によりそれぞれ変更を行なったものでございますが、内訳としましては湛水防除事業負担金債以下、農林水産関連7件、土木関連3件、災害復旧関連1件の計11件となっているところでございます。

続きまして、議第54号から議第57号までの補正予算関係4件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。今回御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして、補正を行なう必要を生じたので御提案をいたすものでございます。お手元にお配りしております資料を御覧いただきたいと思います。

初めに議第54号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,060万円を追加し、歳入歳出予算の総額を256億8,710万円とするものでございます。まず、歳入の主なものを申し上げますと、14款国庫支出金は7,447万2,000円の減額で障害者自立支援対策臨時交付金特別対策事業補助金による増額1,412

万8,000円と、新幹線駅周辺整備における文化財発掘調査の縮小に伴う地方臨時道路交付金等の減額でございます。15款県支出金は366万2,000円の増額でございます。16款財産収入は3,049万8,000円の増額で、立願寺南岩原線代替地の土地売払い収入を18年度から繰り越したことによる収入でございます。18款繰入金は2,667万7,000円の増額で、老人保健特別会計繰入金1億6,788万5,000円の増額と財政調整基金繰入金1億4,120万8,000円の減額でございます。21款市債は追加1件、変更2件による3,420万円の増額でございます。次に歳出につきまして主な内容を御説明申し上げます。4月の職員の定期異動に伴い、1款から10款まで職員給等の調整を行っております。職員給以外の主なものにつきましては、2款総務費は旧市民会館事務所跡地の舗装工事費502万1,000円及び玉名市総合計画に掲げております「音楽の都玉名」づくりを図っていくための玉名市民音楽祭実行委員会への委託料として250万円を計上いたしております。3款民生費は、主に国民健康保険事業特別会計への繰出金の減額2,227万1,000円と障害者自立支援臨時特例交付金特別対策費1,924万7,000円及び後期高齢者対策費に伴う電算システム改修委託費2,716万3,000円の増額を計上いたしております。4款衛生費は1,749万2,000円、6款農林水産業費は1,079万8,000円、7款商工費は1,010万4,000円の増額でございます。8款土木費につきましては、新幹線駅前整備事業での文化財発掘調査面積が減少したことにより調査経費の減額8,846万4,000円と都市再生整備事業において、事業費の増加による2,614万6,000円増額計上いたしております。9款消防費は401万8,000円、10款教育費は1,110万6,000円の増額でございます。次に第2表地方債補正につきましては、扇崎公園整備に関する1,090万円の追加及び新幹線駅前整備ほか1件の変更を行っております。以上が一般会計補正予算の説明でございます。

次に、議第55号平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきまして、歳入歳出それぞれ2,527万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を88億6,432万9,000円とするものでございます。まず歳入につきまして8款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を2,227万1,000円減額するものでございます。10款諸収入につきましては、後期高齢者対策等による電算システム費を一般会計で一括計上するために歳出と同額の300万円を減額するものでございます。次に歳出につきましては、1款総務費におきまして2,527万1,000円を減額するものですが、職員給等の調整が主なものでございます。

次に、議第56号平成19年度玉名市老人健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきまして、歳入歳出

それぞれ1億8,358万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億4,413万9,000円とするものでございます。まず歳入について2款国庫支出金につきましては、医療費負担金の過年度分18年度分でございますが、ついて清算を行ないました結果として8,441万4,000円を増額するものでございます。5款繰越金につきましては、18年度の決算見込みに基づき9,917万5,000円を増額するものでございます。次に歳出につきましては、3款諸支出金において、平成18年度の医療費等の清算に基づき、国・県及び支払基金に対する償還金1,570万4,000円及び一般会計への繰出金1億6,788万5,000円の増額を行なうものでございます。

続きまして、議第57号平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1表歳入歳出予算補正につきまして、歳入歳出それぞれ6,004万円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億9,963万円とするものでございます。まず歳入につきましては、主なものは4款支払基金交付金で介護給付費交付金が18年度の清算に基づき交付されるため741万8,000円を増額するものでございます。7款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金412万5,000円の減額でございます。8款繰越金につきましては、平成18年度の決算見込みによる5,662万1,000円の増額でございます。次に歳出につきまして、主な内容としましては、1款総務費は職員給等の調整による408万2,000円の減額でございます。7款諸支出金につきましては、平成18年度の給付費等の清算に伴う国・県及び支払基金への償還金として6,404万円を増額するものでございます。

以上、主な内容について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 副市長 高本信治君。

[副市長 高本信治君 登壇]

○副市長（高本信治君） おはようございます。私の方からは提案いたしております議案のうち条例案件等につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案の2ページをお願いいたします。議第51号は専決第11号の専決処分の承認についてでございますが、これは昨年度末に地方税法の一部改正が行なわれ、これに伴い国の準則に基づき専決処分により玉名市税条例の一部改正を行ないましたので、地方自治法の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては3ページから5ページにお示しをいたしております。改正の主な内容でございますが、まず信託法の改正に伴い法人課税信託の引き受けを行なう個人についても法人税割の納税義務者とするを新たに設けております。次に高齢者や障害者等ができるだけ在宅で過ごすことができるようにバリアフリー改修促進税制が創設されたことに伴い、

地方税法において固定資産税の減額規定が整備されました。これを受け減額の適用を受けようとする申告書の内容を附則に新たに設けております。ほかに改正点はございますが、以上が主な内容でございます。なお、3ページの中段よりやや上に第95条中3,064円を3,298円に改めるといふふうでございますが、これはたばこ税の税率でございます。現行の税率は1,000本に付3,298円でありまして、附則で規定しておりましたけれども、これを本則で規程したものでございまして、現行の税率を変更するものではございません。

次に6ページをお願いいたします。議第52号専決処分事項の承認についてでございますが、これも前号と同様に地方税法の一部改正に伴い国の準則に基づき専決処分により玉名市都市計画税条例の一部改正を行ないましたので、議会の承認を求めるものでございます。改正の内容でございますが、7ページにお示ししておりますとおり地方税法の固定資産税の課税標準等の特例措置が廃止及び追加されましたことにより条例中の項が動きましたため、条例の整備を図ったものでございます。

8ページをお願いいたします。議第53号でございますが、これも前2号と同じく地方税法の一部改正に伴い国の準則に基づいて専決処分により玉名市国民健康保険税条例の一部改正を行ないましたので、議会の承認を求めるものでございます。改正の内容でございますが、国民健康保険税の課税限度額を53万円から56万円に引き上げるものでございます。

10ページをお願いいたします。議第58号玉名市情報化推進計画策定審議会条例の制定についてでございますが、これは情報通信基盤の整備及び情報通信技術の活用することにより高度情報化社会に対応したまちづくりを推進するため、情報化推進計画を策定することといたしておりますが、計画策定にあたり審議及び答申等をいただくため審議会を設置するものでございます。

12ページをお願いいたします。議第59号公益法人等への玉名市職員の派遣等に関する条例の制定についてでございますが、これは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益法人等への玉名市職員の派遣等を行なうことについて必要な事項を定めるための条例を制定するものでございます。主な内容でございますが、公務員としての身分を保有したまま公益法人等の業務に従事する職員派遣制度及び職員が退職した上で一定の営利法人の業務に従事し、当該従事すべき期間が満了した場合等に再び職員として採用する退職派遣制度等について定めるものでございます。

次に17ページをお願いいたします。議第60号玉名市農村公園条例の制定についてでございますが、これは地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、玉名市農村公園の設置及び管理について条例を制定するものでございます。これは農村における憩いの場を提供し、もって地域住民の健康増進に寄与するため、既に設置しております

12カ所ある農村公園の管理について後追いではありますが、今回新たに条例を定めるものでございます。

次に20ページをお願いいたします。議第61号玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領の一部改正に伴い条例の整備を図るものでございます。主な内容でございますが、住所地の要件に障害者自立支援法第19条及び同附則第18条の住所地の特例を適用するものでございます。

次に22ページをお願いいたします。第62号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは延滞金の算出割合のうち7.3%の期間を督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間としておりますものを、玉名市税条例と統一的取り扱いとするため、納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間に改正するものでございます。

23ページをお願いいたします。議第63号玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは道路法施行令の一部改正に伴い、条例の別表中の文言を改正するものでございます。

24ページをお願いいたします。議第64号市道路線の認定についてでございますが、今回認定について提案をいたしております路線は下河原尾崎1号線、2号線、3号線、4号線、5号線、6号線、7号線の7路線の認定でございます。

以上、条例案件等につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の委員会で御説明を申し上げますので、御審議の上、原案どおりご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） 人事案件につきまして、2つ提案をさせていただいておりますので、御説明を申し上げます。

まず、議第65号でございますが、固定資産評価員の選任についてでございます。牧野和明氏が税務課長の職を辞したために後任に竹本武重氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。また議第66号から議第71号までの玉名市睦合財産区管理委員の選任についての人事案件でございますが、本市睦合財産区管理委員でありました田上哲幸氏、中嶋至誠氏、酒井武氏、馬場建氏、吉田和馬氏及び寺澤勝也氏の6名が本年6月14日もちまして任期満了となるため、後任といたしまして西山忠勇氏、瀧下秀充氏、今田好克氏、緒方大海氏、岩谷末徳氏及び井上浩介氏を選任いたしたく、玉名市睦合財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（松田憲明君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

日程第6 報告10件

○議長（松田憲明君） 次に報告第11号平成18年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、ほか9件の報告があります。

○議長（松田憲明君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） ただいまから報告10件につきまして御説明を申し上げます。

初めに報告第11号から第14号までの繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。議案集の33ページをお願いいたします。一般会計及び特別会計につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、また下水道事業会計につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

まず、報告第11号平成18年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。平成19年度への繰越事業としまして、農林水産業費において4件、土木費において17件、災害復旧費において1件の計22件の事業を繰り越したところでございます。繰越総額は8億9,022万3,406円で、その財源内訳は既収入特定財源2,777万5,000円、一般財源2億6,850万7,255円、未収入特定財源のうち国庫支出金が9,973万8,000円、県支出金が9,160万3,151円、地方債が4億260万円でございます。

次に36ページをお願いいたします。報告第12号平成18年度玉名市介護保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。平成19年度への繰越事業としまして、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務が1件となっております。繰越額は262万5,000円、財源内訳としまして一般財源が154万6,000円、未収入特定財源の国庫支出金が107万9,000円となっております。

次に38ページをお願いいたします。報告第13号平成18年度農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。平成19年度への繰越事業としまして、大開地区農業集落排水水資源循環事業が1件となっております。繰越額は1億4,146万8,000円、財源内訳としまして一般財源が781万8,000円、未収入特定財源の県支出金が6,925万円、地方債が6,440万円となっております。

次に40ページをお願いいたします。報告第14号平成18年度玉名市下水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。平成19年度への繰越事業としまし

て、公共下水道事業が1件となっております。繰越額は2億2,761万6,000円。財源内訳としまして、国庫補助金1億1,085万円、企業債の財政融資資金6,350万円、金融公庫資金4,190万円及び損益勘定保留資金等1,136万6,000円となっております。

続きまして、42ページをお願いいたします。報告第15号でございます。玉名市土地開発公社の経営状況を説明する書類、お手元にお配りしてあると思いますが、ついてでございます。これは地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。まず平成18年度の事業報告でございますが、土地の処分といたしまして、新幹線新玉名駅（仮称）周辺整備事業用地を玉名市へ売却し、売却代金をもって金融機関へ元利償還金として返済いたしました。平成18年度収入支出決算でございますが、収益的収入支出につきましては、収入2億2,476万8,536円、支出2億2,510万9,414円であり、資本的収入支出につきましては、収入0円、支出2億2,475万5,835円となっております。

次に平成19年度の事業計画でございますが、取得する資産は、10万6,939平方メートル、22億2,178万円、処分する資産は2008平米、4,416万円としており、長期借入金は21億1,842万円でございます。収入支出予算でございますが、収益的収入支出につきましては、収入4,417万9,000円、支出4,459万7,000円。資本的収入支出につきましては、収入21億1,842万円。支出21億6,258万円を予定いたしております。土地の処分といたしましては、新幹線新玉名駅（仮称）でございますけれども、周辺整備事業用地を玉名市へ売却する予定であります。また一般国道208号玉名バイパス用地売却は、平成20年度から予定しております。一時借入金の限度額は3億円でございます。平成19年度の資金計画ですが、受入資金及び支払資金とも同額の21億9,124万9,000円でございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。報告第16号財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類についてでございますが、地方自治法の規定に基づき、議会に報告するものでございます。平成18年度当初、当自治振興公社が受託しておりました施設は市民会館を初め8施設でございます。平成18年度の主な文化振興事業といたしましては、中国文化に触れることを目的に「雑技の祭典と京劇」を企画し、子ども連れでの入場者が多数あり、好評でございました。青少年ホームは勤労青少年の職業生活充実及び教養向上の支援のため、16の教養講座を実施して、また地域社会への積極的なかかわりを目指し、スポーツ大会等を開催いたしました。次に蛇ヶ谷公園及び小岱山ふるさと自然公園でございますが、立地条件に恵まれ、それぞれの施設におきまして多くの皆様に利用されているところでございます。勤労者体育センターでございますが、毎週の定期的な利用者も増えてきておるところでございます。なお、勤労者体

育センター、玉名市大衆浴場及び弓道場につきましては、指定管理者制度導入に伴い、当公社の管理が平成18年8月までとなっているところでございます。次に平成18年度収支決算でございます。収入合計は1億103万4,530円、支出合計は1億28万78円となっております。19年度の事業計画につきましては、「第4回たまきな映画の集い」として、佐賀のがばいばあちゃんの上映及び「第1回玉名市民会館カラオケ大会」を企画しております。次に平成19年度予算につきましては、収入の部は事業収入として市から受託しております5施設の管理運営受託収入として6,711万3,000円、補助金収入として事務局運営収入の1,857万円、その他雑収入として260万1,000円などとなっております。続きまして、支出の部でございますが、事業費として5施設の管理運営費6,711万3,000円、事務局運営費1,857万円、文化振興費96万2,000円、その他償還金、利子及び割引料1,000円及び予備費1,152万6,000円でございます。収入支出合計は9,721万円でございます。

続きまして44ページお願いいたします。報告第17号でございます。有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類についてでございます。これも地方自治法の規定によりまして議会に報告するものでございます。まず平成18年度の事業報告でございますが、主な事業といたしましては、毎年好評を得ておりますシンビジュームフェア、Y・BOXまつりを開催し、県内各種物産イベントにも積極的に参加してまいりました。平成18年度収入支出決算でございますが、収入が1億2,825万1,265円、支出が1億2,565万3,686円で、18年度の当期純利益は259万7,579円となっております。次に平成19年度の事業計画でございますが、新たに「いちごまつり」を計画いたしまして、これにつきましては既に4月に開催をし、好評のうちに終了いたしております。今後も昨年以上に市内外を問わず、多くの皆様から喜んでいただけるよう経営努力をするものでございます。収入支出予算でございますが、収入が1億3,047万2,000円。支出が1億2,947万2,000円で、19年度の当期純利益は100万円を予定いたしております。

続きまして45ページをお願いいたします。報告第18号でございます。玉名市国民保護計画の報告についてでございます。お手元に青い冊子をお配りしているかと思いますが、御覧いただきたいと思っております。これは平成16年に施行されました武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、第35条第6項の規定により、報告するものでございます。まず策定の経緯についてでございますが、平成16年の法施行によりまして武力攻撃や大規模テロから国民の生命、身体、財産を守り、国民の生活や経済に与える影響が最小となるよう、国・県・市等の役割が定められたところでございます。この法律に基づき、平成16年度に国が基本指針を、平成17年度に県が国民保護計画を策定し、それを受けまして平成18年度に市が国民保護計画を策定したもの

でございます。「玉名市国民保護計画」作成にあたりましては、玉名市国民保護協議会を設置いたしまして、県との協議も得まして作成をいたしたところでございます。今回策定いたしました内容につきましては、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合における住民の避難や避難住民の救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための計画でございます。この玉名市国民保護計画書は第1編から第5編までで構成されておりまして、各編ごとに簡単に御説明申し上げますと、まず第1編総論についてでございますが、ここでは市の責務、計画の位置づけ、構成等について定めております。また基本方針として基本的人権の尊重、権利、利益の迅速な救済等について定めると共に当該計画の前提となる武力攻撃事態緊急処理事態についても定義しているところでございます。次に第2編の平素からの備えや予防についてでございますが、ここでは避難や救護等を円滑に行なうため、国・県・他市町村等の関係機関との連携体制の整備等について定めているところでございます。次に第3編、武力攻撃事態等への対処でございますが、ここでは発生した場合における市緊急事態連絡本部及び市国民保護対策本部の設置についての手順、組織、各部課等が行なう業務等並びに警報の伝達、避難の指示の伝達について定めております。次に第4編、復旧等でございますが、ここでは市が管理する施設及び設備について被害が発生したときに応急の復旧や国民保護措置に要した費用の支弁等必要な事項を定めているところでございます。最後に第5編、緊急処理事態の対処では、必要な事項を定めております。

以上が玉名市国民保護計画についての御報告でございます。

続きまして46ページをお願いいたします。報告第19号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。内容といたしまして、平成19年3月19日午前10時10分頃、県道玉名山鹿線の熊本日新聞玉名東販売センター付近において公用車が原動機付自転車に接触し、フロントフェンダー等を破損させたものでございます。相手方への損害賠償額といたしまして、市は100%にあたる5万8,800円を支払うものでございます。なお、損害賠償金につきましては、全国市有物件災害共済会の自動車共済より全額給付されます。

続きまして47ページをお願いいたします。報告第20号専決処分の報告についてでございますが、これも地方自治法の規定に基づき報告するものでございます。内容といたしまして、平成19年3月27日午後2時15分頃、市道岩崎橋玉高通り線の亀甲267番地2付近において、公用車が直進してきた乗用車に接触し、前部バンパー及びヘッドランプを破損させたものでございます。相手方への損害賠償額といたしまして、市は80%にあたる8万800円を支払うものでございます。なお、損害賠償金につきましては、熊本トータル保険の自動車保険より全額給付されます。

以上で報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で報告の説明は終わりました。

日程第7 請願・陳情の報告（請第2号・陳第1号から陳第3号）

○議長（松田憲明君） 次に、請願・陳情の報告をいたします。今回請願1件、陳情3件が提出されております。内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので説明を省略いたします。

日程第8 先議（議第65号から議第71号）

○議長（松田憲明君） 次に日程の追加についてお諮りいたします。ただいま議題となっております、議第65号固定資産評価員の選任についてから議第71号睦合財産区管理委員の選任についてまでの人事案件7件については、議事の都合によりこれを先議し、あわせて委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、日程追加とし、議第65号固定資産評価員の選任についてから議第71号睦合財産区管理委員の選任についてまでの人事案件7件については、これを先議し、あわせて委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第65号固定資産評価員の選任について、議第66号睦合財産区管理委員の選任について、議第67号睦合財産区管理委員の選任について、議第68号睦合財産区管理委員の選任について、議第69号睦合財産区管理委員の選任について、議第70号睦合財産区管理委員の選任について、議第71号睦合財産区管理委員の選任については、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議第65号固定資産評価員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議第65号については原案に同意することに決定いたしました。

議第 6 6 号睦合財産区管理委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議第 6 6 号については原案に同意することに決定いたしました。

議第 6 7 号睦合財産区管理委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議第 6 7 号については原案に同意することに決定いたしました。

議第 6 8 号睦合財産区管理委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議第 6 8 号については原案に同意することに決定いたしました。

議第 6 9 号睦合財産区管理委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議第 6 9 号については原案に同意することに決定いたしました。

議第 7 0 号睦合財産区管理委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議第 7 0 号については原案に同意することに決定いたしました。

議第 7 1 号睦合財産区管理委員の選任については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、議第 7 1 号については原案に同意することに決定いたしました。

○議長（松田憲明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明 2 3 日から 2 7 日までは休会とし、2 8 日は定刻より会議を開き、一般質問を行いません。一般質問を希望しておられます方は、質問の要旨を具体的に記載し、2 5 日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時12分 散会

第 2 号

6 月 28 日 (木)

平成19年第3回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成19年6月28日（木曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 7番 近松 議員
- 2 23番 吉田 議員
- 3 13番 内田 議員
- 4 11番 青木 議員
- 5 27番 堀本 議員
- 6 25番 田畑 議員
- 7 6番 前田 議員

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 7番 近松 議員
 - 1 メディア漬けと言われる子どもたちの現状について
 - (1) 実態をどのように把握しているか
 - (2) 市としての対応について
 - (3) 中心的役割を担う保健師の育児休暇中の対応について
 - 2 高齢者の福祉バスについて
 - (1) 利用状況について
 - (2) 利用者増に向けた対策について
 - 3 学童保育について
 - (1) 周知の方法について
 - (2) 入所を希望する児童の数の推移について
 - (3) 定員に対する受け入れ児童数について
 - (4) 待機児童の数について
 - (5) 夏季休暇のみ学童保育を希望する児童について
 - 4 うるおいのある生活について
 - (1) 椿の栽培について
 - (2) グリーンツーリズムについての取り組み

2 23番 吉田 議員

1 教育問題について

(1) 二学期制実施について

イ 導入の準備、説明等について

ロ 夏休みと秋休みについて

ハ 年間授業時数（増加分）について等

(2) 土曜日の活用について

(3) 小中学校の図書館（室）蔵書について

2 玉名市育英奨学金、玉名市教育振興基金について

3 農政指針について

4 市長の姉妹都市クラリダ市公式訪問と外国（アメリカ）企業誘致について

3 13番 内田 議員

1 税源移譲に伴う市税の徴収体制の強化と滞納対策について

(1) 平成18年度の市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の徴収率について

(2) 徴収体制強化に伴う新たな取り組みについて

(3) 住民税等の申告会場について

4 11番 青木 議員

1 子育て支援策の進捗状況について

(1) たまなファミリーサポート事業について

(2) 放課後子どもプラン（仮称）について

2 特別支援教育について

5 27番 堀本 議員

1 教育に関する問題について

(1) 岱明総合支所における事務所の配置について

(2) 1年2学期への移行について

(3) 教育行政財産の払い下げについて

2 夢のあるまちづくりとは

(1) 庁舎跡を含めた活力あるまちづくりは今？

(2) 都市計画道路の計画廃止の突然の発表について

(3) 中心市街地に人が住む計画はなぜ浮かばないのか？

(4) 境川改修計画は、進んでいるのか？

6 25番 田畑 議員

1 行財政改革について

- (1) 玉名市岱明磯の里施設の運営について
- (2) 玉名市行政事業の推進について
- (3) 玉名中央病院のあり方について
- (4) 玉名市の環境衛生関係について

7 6番 前田 議員

1 住民税増税が市民生活に与える影響について

- (1) 介護保険料、保育料、住宅料などの値上げに連動しないか
- (2) 65歳以上の非課税措置廃止の影響はどんな点があるか
- (3) 税負担などを軽減できる制度について

2 小中学校の二学期制について

- (1) 試行中の学校で二学期制について、生徒、保護者、教職員からどのような意見が出されているか
- (2) 生徒の学力低下を心配する具体例について
- (3) 保護者の小中学校教育への要望をどのようにつかんでおられるか

3 小中学校の図書館図書整備について

- (1) 学校図書館図書の管理や廃棄について
- (2) 各学校における図書基準の達成状況について
- (3) 平成19～23年度までの国からの図書整備についての財政措置はどうか、今年度の国からの財政措置と市教育予算化された状況について
- (4) 図書整備計画の策定について

4 制度融資について

- (1) 玉名市制度融資の貸し出し状況について
- (2) 10月スタートの責任共有制度について

散 会 宣 告

出席議員（30名）

- | | | | |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 萩原雄治君 | 2番 | 中尾嘉男君 |
| 3番 | 宮田知美君 | 4番 | 北本節代さん |
| 5番 | 横手良弘君 | 6番 | 前田正治君 |
| 7番 | 近松恵美子さん | 8番 | 作本幸男君 |
| 9番 | 福嶋讓治君 | 10番 | 竹下幸治君 |

11番	青木 壽君	12番	森川 和博君
13番	内田 靖信君	14番	高村 四郎君
15番	大崎 勇君	16番	松本 重美君
17番	江田 計司君	18番	多田隈 保宏君
19番	永野 忠弘君	20番	林野 彰君
21番	高木 重之君	22番	本山 重信君
23番	吉田 喜徳君	24番	田島 八起君
25番	田畑 久吉君	26番	小屋野 幸隆君
27番	堀本 泉君	28番	松田 憲明君
29番	杉村 勝吉君	30番	中川 潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局 長	梶山 孝二君	事務局次長	田中 等君
次長 補佐	中山 富雄君	書記	小島 栄作君
書記	松尾 和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津 勇典君	副市長	高本 信治君
総務部長	元田 充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野 吉秀君
市民環境部長	黒田 誠一君	福祉部長	井上 了君
産業経済部長	望月 一晴君	建設部長	取本 一則君
会計管理者	徳井 秀徳君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田 繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	田上 均君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	坂本 佳節君
企業局長	中原 早人君	教育委員長	坂本 清一君
教育長	菊川 茂男君	教育次長	杉本 末敏君
監査委員	高村 捷秋君		

○議長（松田憲明君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松田憲明君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） おはようございます。有明クラブの近松です。久しぶりの議会ですけども、今日は4つの項目で質問いたします。

まず最初、第1点目です。メディア漬けと言われる子どもたちの現状についてです。3月議会で、10年前より深刻さを増している子どもたちの現状として、玉名の子どもたちの現状はいかなものかとお尋ねしましたところ、乳児検診の現場からは、気になる子どもの数は年々増えている。そして、何らかの支援を要する子は30%もあり、気になる子の問題は、深刻化している。そしてまた、その背景となる気になる親も増えている。産後うつや育児能力の低下、育児放棄等々ということでした。

これらの原因は種々あるわけですが、メディア漬けの社会であるということも大きな影響を及ぼしているのではないかということで、ぜひ市が中心となって保育士さんとか保健師、助産士、教師など、子どもの成長に関わる職種が集まって、子どもの育ちとメディアとの関係について研究会を立ち上げてもらいたいというふうに申し上げましたところ、関係各課も含めて勉強会をしてきたいというふうな答弁をいただきました。また、教育長からもテクノ依存症などの研究を深めていく必要があるのではないかとのお返事をいただきました。その後、3カ月が経過しました。新学期でお忙しいことだろうとか、人事異動があったばかりなので、新しいことに取り組むには時間が足りないのだろうと思って、市の動きを待っておりました。しかし、子どもを巡る環境は本当に悲惨で、悠長に待ってられる状況ではありません。

つい先日、小児科にお勤めの看護師さんから、病院に子どもを連れて両親揃ってくるが、待合室ではふた親がそれぞれ携帯でゲームをしているので、子どもは放りっぱなしというふうな、そういう状況があるという話を聞きました。えっと驚きましたところ、そんなことで驚いてはいけない、よくある光景だそうです。特に父親の9割は待合室で携帯をしている。そして、最近の病院に連れてこられる乳幼児は、きょろきょろして目を見ない、母親の顔を見ない、視線が合わない、落ち着きがないといった変化

が見えるそうです。これは、テレビの視聴時間との関係もあるそうです。

この数年の傾向なので、まだ大きい子には変化が見えないだろうけれども、この子たちが学校に行くようになったとき、もっと学校でも子どもの変化に気付くようになるのではないかと、子どもの将来を危惧する声が聞こえてきています。また、学童保育の先生からは、6年前の子どもたちは呼ぶと走ってきていたが、今の子どもは振り向きもしない子がいる、叫ばなければならない子がいる。きっとゲームばかりしているから人間の声には反応しないのだろう。日本の将来が危ぶまれます、というふうに声が聞こえてきました。

また、他の方からは、いろんなところに行きまして、最近の子どもはどうですかということを伺っているわけなんですけども、最近の子どもは返事をしない、振り向かない子がやはり確かにいる。これは、親もあいさつをせず、無言で来て子どもを連れて帰る人がいるので、親が基本的な人との付き合い方を知らないから、子どももこんな風ではないかというふうな、そういう御意見もありました。

また、中学校の父兄からは、パソコンの掲示板に特定の子の誹謗中傷の書き込みがあるので、PTAの役員はそれを見つけて消すのが大仕事だというふうな声も聞きました。今年の3月の西日本新聞にも、中高生、ネット掲示板で中傷合戦という記事が出ておりましたが、玉名でも起きていることだそうです。

大人が子どもに勝るのは人生経験だと言われた方がいますが、メディアの世界に限って言えば、もう一般の我々には分からない世界に子どもは足を踏み入れていると言えるような状況です。このような危機的な状況ですので、市として早急な対応を求める次第です。

2004年の日本小児科医会の調査では、6、7割の親がテレビやビデオを見ながら授乳している。片手で携帯しながら授乳している親もいるという結果が出ています。言葉で訴えることのできない乳幼児にとって、顔や表情などの反応を見て接することが重要であり、親子関係の基礎を築くときであるにも関わらず、親が気持ちの交流を持つことができないという実態が見えています。

メディアとの接触は乳幼児期は主にテレビであり、小学生になるとテレビにゲーム、パソコン、携帯が入ってきます。中学生になると、携帯やパソコンの使用頻度がもっと増えてきているのではないのでしょうか。このようなメディアとの接触時間が長いことで発生する問題として、家庭内のコミュニケーションが足りないことから、コミュニケーション能力が足りない、育たない、五感の中で視覚しか使わないので感性が育たない。それから、非常に大きな問題として、電子映像の刺激は、感情や欲望をコントロールしたり、人間らしい心の働きや高度の思考、そして未来を予測したりする脳の前脳前野の働きを低下させ、さらに長時間の接触ではその状態を固定化する危険があると日本

小児科医会では言われています。つまり、人間らしい感情のない人として育ってしまう危険性があるということです。

そこで、子どもがメディアとどのような付き合い方をしているのか、玉名の子どもたちの実態を調べて早急に手を打つべきではないかと思えます。

そこで、実態をどのように把握しているのか、そして市としての対応策はどのように考えているのか。また、このことについて中心的な役割を担う保健師の育児休暇中の補充はどのように考えているかについて、お伺いいたします。

今年、おめでたいことに、育児休暇の予定は5名と聞いております。そうしますと、実動は13名、各総合支所に3名、福祉・介護部門に4名配置、そして大きく変化する成人の健康づくり2名、係長職を除けば、実質、子育て支援を担当する保健師は2、3名になるのではないのでしょうか。また、育児休暇中の保健師の補充は、臨時採用の看護師で対応されていますが、これは保健師の役割を十分に認識されていないからではないのでしょうか。小さいときにきちんとした親子のかかわりができていれば、学校に入ってから問題は少なくなるはずですので、育児休暇中の保健師の補充を真剣に考えて、市民サービスが低下しないように配慮いただきたいと思えます。

それから続きまして、高齢者の福祉バスについてです。この高齢者の福祉バスと言いますのは、合併前から私の非常に願っていたこと。また、市民も願っていたことなんですけども、それが実現しまして、岱明地区におきましては、念願の潮湯に行けるようになったと大変喜んでおられます。この間、見に行きましたところ、長生きしてよかったですというふうなことを高齢者の方が言ってくださいますので、私も本当に嬉しく思いました。

ただ、市内全体を見ますと、一部では利用が少ないなどの課題もあると聞いております。この事業は介護予防事業にもつながる事業ですので、工夫して、より多くの方に利用していただきたいと思えます。

そこで、現状と今後の利用増に向けた対策をどのように考えておられるか、伺います。特に、帰りの時間が2時では早すぎる。3時以降にしてくれという声があちこちからたくさん聞かれます。年輩の方は、高齢者は体の動きが悪いので、一つ一つの動きに時間がかかりますので、帰りが2時ですと1時半頃から準備を始めますので、せっかくお風呂にきてもゆっくりできないということです。このことも含めて、市としての対応をお伺いいたします。

○議長（松田憲明君） 市民環境部長 黒田誠一君。

〔市民環境部長 黒田 誠一君 登壇〕

○市民環境部長（黒田誠一君） おはようございます。初めて本会議で一般質問の御答弁を申し上げます。非常に緊張をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、近松議員のメディア漬けと言われる子どもたちの現状についての御質問にお答えをいたします。

まず、メディア漬けと言われる子どもたちの実態について、現在、保健センターで把握している状況をお答えいたします。

子どもがテレビ等を見る時間についてでございますが、平成16年度、旧玉名市の3歳児健診の問診結果では、テレビ、ビデオを3時間以上見る子どもが約27%、その中で5時間以上見る子どもが約4%いました。合併後、平成18年度の3歳児健診では、3時間以上は約15%、その中で4時間以上は5.4%と少なくなっております。これは、状況が改善したのか、旧市町の地域性があるのか分析がまだできておりませんが、これらの実態に関して、最近は子どもの就寝時間が遅くなっており、3歳児健診では10時以降に寝る子どもが37%、1歳6カ月健診では30.5%ございました。親が子供にテレビやビデオを長く見せてしまう背景には、テレビ、ビデオの害の知識不足、あるいは親が疲れている、あるいは親が遊び方を知らないなどがございます。今後、親や地域に対し機会を捉えて、啓発や実践活動をしていく必要があると考えております。

次に、食事時のテレビについてでございますが、平成19年1月、2月の3歳児健診で、食事のときのテレビが付いている家庭が46人中24人で52%、付いていない家庭が46人中21人で46%、何とも言えないが1人で2%ございました。健診では親はどうしてもお利口さんの答えを書く傾向がございます。実際の感触としては、もっと多いように感じる声がございます。このような状況では、子どもとのコミュニケーションにおける大人とのあり方が問われるところでございます。

また、授乳中のテレビについて、平成19年5月の生後2カ月児の家庭訪問では、テレビを見ながら授乳している母親が18人中9人で50%、携帯電話をしながら授乳している母親が18人中6人で30%、中には授乳をしながらパソコンをするという母親が1人おりました。これは片方の手が暇だからというような理由でございました。授乳は、母と子が目と目を合わせることで、コミュニケーションが取れ、母性が育ち、子どもの心も豊かに育まれると言われておりますが、まさしくこれが今の子育ての実態のようでございます。

また、父親のゲームやパソコンについては、帰ってきてすぐにする父親、子どもがいるにも関わらずするという父親が18人中9人でございます。中には携帯ゲームを食事中にしたり、あるいはトイレでもしているというような父親が1人おりました。このようなことから、育児不安や産後うつで母親が悩んでいるときも、これでは育児参加、協力は難しい父親がかなりいるようだというところでございます。

このように、本市でも驚くようなメディアの現状が子どもを取り巻いている状況で

ございます。

次に、議員御質問の、2番目の、市としての対応についてお答えをいたします。玉名保健センターや各総合支所市民生活課では、本市に生まれる全ての子どもが心身共にすこやかに育つことを目的に、妊娠期から乳幼児期まで各種母子保健事業を実施していますが、近年、少子化に反して気になる子どもや親の数は年々増えてきております。それも産後うつや虐待、DVなど、深刻化している事例や、発達障害が疑われる子どもが増えているのが現状でございます。これらの状況に対しまして、健康保健課では今年度、新規事業として県のモデル事業、「親育ち支援プログラムモデル事業」を子育て支援課と連携をして取り組むことにしております。これは、育児不安等の母親が何人か集まり、保健師、保育士がスタッフとなって、お互いの思いを出し合い、完璧な母親でなくていいんだ、悩んでいたのは自分だけじゃないんだと、母親が元気を取り戻し、子育てが楽しめ、仲間づくりとなるものでございます。さらにこれは、虐待防止にもつながる事業でもございますので、積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、保健師の家庭訪問は、最も住民に近い生活の場での支援でございますので、気になる方への訪問は即座に実施できるよう、今後、体制整備の充実を図っていききたいと考えております。

次に、質問3番目の、中心的役割を担う保健師の育児休暇中の対応についてお答えいたします。

現在、本市には18名の保健師がおり、岱明、横島、天水、各総合支所に1名ずつ、合計3名、福祉課に1名、高齢介護課に3名、玉名保健センターに11名が配置をされております。現在、玉名保健センターの保健師2名が育児休業中でございますが、さらに7月から1名が産休・育休予定となっております。また、保健師2名が係長業務を兼任しておりますので、実質6名で全ての保健師業務を行っており、その中で、近松議員御指摘の母子保健事業につきましては、2、3名程度で担当しているのが現状でございます。

なお、平成18年度の玉名市の出生数でございますけれども、586人ございまして、そのうち玉名自治区内では409人の出生がっております。この子どもたちを2、3名の保健師で担当しているということになります。さらに今後、天水支所、本庁福祉課及び本庁高齢介護課の保健師がそれぞれ産休・育休予定となっております。本市の産休・育児休暇代替職員の雇用条件で保健師の募集をしておりますが、なかなか希望者がなく、近松議員の御指摘のとおり、看護師や一般事務職で対応しているのが現状でございます。

他町の雇用の状況を見てもみますと、近隣市では本市より好条件の雇用のための保健

師の臨時採用が実現できているようでもございます。

少子高齢化、核家族の中で、虐待など個別に深く関わるケースへの対応など、母子保健活動への需用は増す一方でございますが、小さいときにきちんとした親子の関わりができれば、このような問題や予防も改善できるのではないかと考えております。

また、20年度の医療制度改革に伴いまして、医療保険者、玉名市の場合は国保会計でございますけれども、特定健診・特定保健指導実施が義務化されることに伴いまして、成人保健・生活習慣病につきましても、ますます保健活動が求められておりますので、さらなる保健師の充実をしなければならぬと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） おはようございます。近松議員御質問のメディア漬けと言われる子どもたちの現状について、保育所に関連する部分についてお答えいたします。まず、実態をどのように把握しているかということでございますが、議員御指摘のとおり、長時間のテレビ、ビデオの視聴並びにゲームが乳幼児の発達過程に及ぼす影響につきましては、近年、弊害が取り沙汰されているとおりでございます。しかしながら、直接乳幼児をお預かりしている保育所におけるこれらの実態把握につきましては、現在のところ実施はいたしておりませんが、保育所におきましては、九州看護福祉大学からの御協力を得ながら、今後、実態把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、保育所における市としての対応策でございますけれども、保育所内ではテレビの視聴は控えて、代わりとして紙芝居や絵本の読み聞かせを実践しているところでございます。合わせて、幼児期における身体の発達を促すため、戸外での遊びを積極的に推進することや、保護者に対しましても2歳までは家ではテレビを見せないように、保育所からのお便りで周知を図っているところでございます。

それから、メディアへの接触が子どもに与える影響を研究する、子ども・若者等メディア研究会につきましても、子育て支援課におきましては、窓口から1名、保育所からは保育所から担当者として4名を配置し、研修会に積極的に参加しながら、保育士に周知を図っているところでございます。

それから、高齢福祉バスについての利用状況についてでございます。福祉バスの運行につきましては、4月4日より運行を開始しているところでございます。現在までの利用状況につきましては、4月、153名。5月、282名。6月、これは22日現在でございますが322名。1運行あたりの乗車人数ですが、4月、8人。5月、14名。6月、18名ということになっております。地区別に見てみますと、それぞれ4、5、6月ですが、横島が8名、14名、16名。岱明北回り、58名、87

名、140名。岱明南回り、29名、55名、42名。小天、6名、10名、15名。玉水、52名、116名、109名となっております。それぞれ横這い、あるいは増加という傾向を示しております。3カ月を過ぎようとしている現在、その福祉バスの存在が、徐々にではありますけれども、広く利用者の皆様に浸透しつつあるところではないかというふうに考えております。今後さらに福祉バスの利用について、周知徹底を図り、利用者の皆様方の利便性を考慮して運行してまいりたいというふうに考えております。

それから、今後の利用増に向けた対策でございます。現在、利用客が少ない小天、横島地区につきましては、小天地区の運航日に合わせて老人憩いの家で6月より2カ月間の試行ではございますけれども、ゆた一と元気体操を社会福祉協議会に委託して立ち上げを行ない、介護予防体操を行っているところです。

また、横島地区におきましても、ボランティアによります高齢者向けのヨガ、健康体操を天水と同時期に立ち上げを行ない、好評を得ているところでございます。これらの介護予防体操の立ち上げを行ないました結果、小天、横島とも利用客の増につながっているということでございます。

それから、今後、高齢者の皆様方の御要望、御意見を拝聴しながら、努力したいというふうに考えております。

それから、福祉バスの帰りの時間についてでございます。現在、2時前後で帰りを運行しております。これは、天水地区及び岱明地区からも要望もあり、既に6月より天水では時間の変更を帰りの時間を3時30分に設定し、試験運行を行ない、一定の成果を収めております。8月より、岱明、横島地区につきましても見直しを行なう予定でございます。なお、天水の大平、丸尾地区におきましても、山の上の方でございますけれども、老人会よりの強い要望があつておりまして、現在、14人乗りの福祉バスの運行も開始しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） おはようございます。メディア漬けと言われる子どもたちの現状について、近松議員の質問に、教育委員会の立場からお答えをいたします。

議員が言われるように、就学前からの子どもたちのメディアとの接触時間は長く、小学生、中学生でもメディアとの接触時間が長い子どもたちがおります。テレビ視聴時間について調査した結果、ある小学校では平日2時間未満の児童が約80%、2時間以上3時間未満が約10%いることがわかりました。また、ある中学校では平日2時間未満が約77%、2時間以上3時間未満が21%、3時間以上が約2%でありました。議

員がおっしゃるように、約半数の児童生徒が4時間以上のテレビ視聴はしていませんけれども、休日になると小学校で約40%、中学生でも約40%が3時間以上のテレビ視聴をしている状態があります。そのような実態がありますので、議員所属の、子どもと若者とメディア研究会に教育委員会からも参加をさせていただきながら、よりよい方向を模索しているところであります。

教育委員会としての具体的な取り組みといたしましては、玉名市学校教育目標の中に、読書活動の積極的推進を取り上げております。その中で、読書量の増加に努めるという目標を掲げ、各学校、具体的数値目標、例えば低学年では1カ月に10冊であるとか、そういうのを定めまして取り組んでいるところでございます。さらに学校によってはその読書活動と関連を持たせながら、ノーテレビデーを設けるなどの呼びかけも行っております。本年度、伊倉小学校では県PTA連合会の親子ふれあいデー活動、「ノーテレビデー・ノーゲームデー」の委嘱を受けており、また玉稜中学校区学校保健委員会では、小中学校が連携してノーテレビデー、ノーゲームデーを7月より推進することになっております。今後このような取り組みを玉名市内の全ての学校に広め、読書活動の推進や家族のふれあいの場になるような取り組みを行なってまいりたいと思っております。

次に、パソコンにおける掲示板への誹謗中傷の問題ですけれども、これは人権問題に関わる重大な問題と捉えております。昨年度は、玉名市内の学校でパソコンの掲示板の内容に関する誹謗中傷が起きております。玉名管内の中学校名を載せた掲示板は多数あり、いろいろな問題が起きましたので、市の校長会議では掲示板の削除方法について指導をいたしております。本年度は、掲示板の数は少なくなってきておりますが、中学校においては生徒指導担当者等が3つの掲示板をほとんど毎日確認をし、誹謗中傷等がないかチェックをしているところでございます。最近、個人への誹謗中傷はほとんどなく、性的なものに関する内容が多くなっているのが特徴でございます。このように、掲示板については数も減少し、書き込みもあまり見られないようになってきております。ただ、根本的には情報モラルの育成や、人権感覚を育成する教育活動を展開しなければ、このような掲示板はなくなるのではないかと考えております。そういった意味で、学校教育で今後とも人権教育を基盤として、豊かな心の育成に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 保健センターでは、戦争のような騒ぎの健診の場でもきちんとテレビの視聴時間に関する調査をされたり、家庭訪問の場でも授乳中のテレビや携

帯、パソコンなどについて調査をするなど、あらゆる場面でメディアに取り付かれてしまっている現代の親の実態を明らかにする努力をされていることに感謝いたします。

また、いつも遅くまで、全員が遅くまで仕事されています子育て支援課、それから私が岱明の家に帰るときに、いつも見ますが、私が9時に帰っても10時に帰っても電気が消えていることのない総合支所の3階、教育委員会も遅くまで仕事をされている毎日だと思いますけども、積極的に子どもと若者メディアの研究会に参加して、考えていってくださるということ、また子育て支援課では旧管内とともに実態把握に努めたいとの答弁、今後、深い関心をもって見守っていきますので、よろしく願いいたします。

それにしても、帰宅後すぐにゲームやパソコンをする父親が半数もいるという実態にはびっくりいたしました。中国でも、このネット中毒というものに手を焼いているようで、資料として、中国では軍事訓練をし、面会謝絶で規律ある生活をさせているそうです。今年の1月の朝日新聞に掲載されていました。昭和60年頃にはファミコンというゲームが既に流行していました。その頃の子どもたちが親になってきました。その親たちが人との交流の仕方が分からなくて、そばの他人に声をかけることをせずに、携帯という機器で時間つぶしをする、つまり人との直接的なコミュニケーションがなかなかできないという、今の親の問題をどう解決するかという点では、本年度、市がモデル事業として取り組まれる親育ち支援プログラムというのは、本当に母子保健の重要な施策としてぜひ積極的に進めていただきたいというふうに願っています。

ただ、この中心的役割を担う保健師のことですけども、育児休暇中の保健師の採用は近隣市町と比べて雇用条件が悪いため、他の市町には行っても玉名市には来てくれないというような答弁だったかと思います。子育ては、小さいときほど重要で、そのときのひずみは成長に従って大きくなります。私も小さい時に虐待にあって育ったお母さんが知っていますけども、今、大きくなって、やはり子どもを育てられない、育児放棄に陥っている、そういう相談を受けております。玉名市で、年間出生約600名、3歳児まで入れると1,800人の親子、それもこの間の議会の答弁ありましたように、30%が何らかの支援を要する。つまり、支援を要する子が600人もいるような状態で、3人の保健師で対応しては焼け石に水、虐待や産後うつなど、深い問題に対応するので精一杯で、本来の業務、問題の子をつくらない、心身共に健康な子が育つ支援をしていくという予防業務ができないのではないかと危惧します。

そこで、再質問として、臨時採用保健師にせめて近隣市町並の雇用条件を整備する考えはないのかということをお伺いします。

2つ目は、日本小児科医の子どもとメディア対策委員会から出ております5つの提言というのがあります。これは、先ほどからちょっと出ていますけども、1つ目は、2歳までのテレビ、ビデオの視聴は控えましょう。2番目は、授乳中、食事のテレビ、

ビデオの視聴は辞めましょう。3番目は、全てのメディアへ接触する総時間を制限することが重要です。1日2時間までを目安、テレビゲームは1日30分までが目安です。それから、子ども部屋にはテレビ、ビデオ、パソコンを置かないようにしましょう。私はこれを早く知っていたらよかったなと思ったんですけども、テレビは聞こえますので、見ているということが親もわかりますけども、パソコンは聞こえませんが、部屋で電気を付けていると勉強しているかなと思って親が安心していたら、パソコンでゲームを4、5時間もしていたというのは、普通な話だそうです。それから、5番目は、保護者と子どもでメディアを上手に利用するルールを作りましょう。6番目が、先ほど教育長からもお話ありました、ノーテレビデーの実施です。この5つの提言というのをもとにして、こういうポスターをつくったり、それからリーフレットをつくって診療所や市役所、子育て支援センター、いろんなところに貼りまして、やはり啓発をもっと積極的にダイナミックにして子どもとメディアの問題提起をしてはどうかというふうに思います。

どこの課が担当するということを超えて、市としてこの子どもを守るということ、子どもとメディアの問題をどんどん啓発していくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

この2点について、回答を求めます。

それから、福祉バスについては、思いのほか、4月から始めたにも関わらず、介護予防事業までセットにして利用者増を図っているということは、非常に担当者が努力されているということで、私も頼もしく思いました。願わくば、横島、天水地区だけでなく、岱明地区にも介護予防事業とセットをまた努力いただきたいと思います。

1つお伺いしたいんですけども、帰りの時間を2時を3時半にするということですので、これもまた非常に喜ばれると思いますが、行き先の施設で買い物ができるような体制ができないかということです。こういうバスに乗って来られる方は買い物ができませんで、私、いつも思いますけども、こういう施設に来るときに、嫁さんの買ったお箸を持っていくわけにはいかないんじゃないか。お弁当をつくって行くときも嫁さんが買ったものを使ってお弁当を詰めていってなかなかちょっと遠慮がちになるんじゃないかということも思いました、やはりお年寄り自分で選んで買いたいという気持ちですが、それはとても楽しみです。買い物ができるというふうなことを少し工夫ができないか、検討できないかということをお伺いします。

じゃあ、合わせて、メディアの関係と、高齢者の福祉バスについて、再質問の回答をお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○**総務部長（元田充洋君）** おはようございます。近松議員の、保健師の育児休暇中の対応について、その中でも、近隣市町並の雇用条件を整備する考えはあるのかという再質問につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

議員もご承知のとおり、保健活動に関わる保健師の出産が多く、育児休業を取得する職員も増えております。先ほど、市民環境部長の答弁にもありましたが、現在、18名の保健師中、2名、それから今後4名が産休、育児休暇取得予定であります。職員が安心して子どもを産み、育てる環境の整備は必要かと存じております。産休、育児休暇代替職員の雇用状況につきましては、関係課及び近隣市町の現状を十分に調査研究して進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**議長（松田憲明君）** 市民環境部長、黒田誠一君。

[市民環境部長 黒田誠一君 登壇]

○**市民環境部長（黒田誠一君）** 近松議員の再質問の5つの提言についてお答えをいたします。議員の御提言につきましては、現在、乳幼児検診等で話をしたり、あるいはリーフレット配布等を行っておりますが、今後は、先ほど実態を御紹介しましたように、本市の子どもを取り巻くメディアの状況を少しでも改善できるよう、積極的な取り組みが必要になってきております。保健センター及び各総合支所で実施しております母子健康手帳交付、家庭訪問、育児相談、乳幼児検診、広報など、妊娠期から乳幼児期までのあらゆる機会を通じて、ポスターやリーフレット等の手段を活用し、メディアの害や家庭、地域でできることを伝えていきたいと考えております。さらに、産婦人科、小児科等の医療機関や保育園、あるいは幼稚園、また学校や地域の方々等の御協力を得ながら、どこに行っても同じ情報、5つの提言でございますけれども、それが伝わるよう、より多くの市民の方々に認識が広がるよう、進めてまいりたいと考えております。特に若い方が多く出入りするコンビニやビデオ店などにも協力依頼が必要かなというふう考えております。

また、御提言の、保護者と子どもでメディアを上手に利用するルールづくりにつきましては、このような学習会は数回実施したことがございますので、これからも続けていきたいと思ひます。今後は、これらの経験を生かして、関係機関やPTAなど、保護者や地域との連携を取りながら、学習会や講演会等を広く実施していきたいと思ひますので、議員の御協力、御理解を賜りますよう、よろしくお願ひをいたします。

○**議長（松田憲明君）** 福祉部長、井上了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○**福祉部長（井上 了君）** 近松議員の、福祉バスに関連しての施設での物品の販売についてでございます。現在、設置条例で営利を目的とすることを禁止しているところ、それから運用上、物品の販売を禁止しているところがございます。岱明ふれあい健康セ

ンターはじめ、玉名市の福祉センター、天水老人憩いの家、横島ゆとり一む、岱明コミュニティセンターの潮湯内では、現在のところ弁当の販売は禁じているというところがございます。施設内への持ち込みは可能でございますので、利用者の中にはそういうふうにしていらっしゃる方もいるということでございます。

今後、その福祉バスの利用増あるいは利用者の利便性を図る上からも、今後、利用者の要望を聞きながら、また指定管理者とも相談しながら検討してまいりたいと思いますので、何とぞ御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） メディアに関する再質問についてお答えいたしますが、熊本県教育委員会が出しております、インターネット、携帯電話の利用に関する家庭向け指導資料の中には、メディアの影響は成長過程の障害や疾病などによる悪影響にとどまらず、暴力や非行、あるいは問題行動の関連性の影響なども指摘しており、青少年や子どもたちの発達に大きく影響しているのは事実でありますので、先ほども申し上げましたように、小中学校においてはノーテレビデーであるとか、あるいはノーゲームデーとか、そういうのをさらに進めるとともに、議員おっしゃるように、子ども部屋にテレビであるとか、あるいはパソコンを置かないように進めてまいりたいと思っております。

また、テレビの視聴機会が多い家庭での生活習慣がメディアと大きく関わっておりますので、成長段階による家庭でのコミュニケーション形成のあり方には、本年度、全市的に実施いたします家庭教育支援総合推進事業の中でもメディアの弊害の周知や家庭教育力の向上に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたしておきます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 関係各課、子どもとメディアのことについて真剣に取り組みが始まったということを感じました。今後とも、これがスムーズにいきますように、よろしくお願いいたします。

それから、保健師の臨時雇用の件は、検討してみられるということですので、ぜひ実現するように、強く要望いたしたいと思います。

先ほど、テレビの視聴が全国平均と比べて、玉名の場合、あまり多くないという印象を受けましたけども、玉名地区の場合、3歳児の半数が保育園に行っております。幼稚園に行っている子もいると思います。そうしますと、帰ってから家庭に居る時間が少ないので、2時間見る、3時間見るという子は帰ってからの時間が全てテレビであ

るといふことも考えられます。また、中学校になりますと部活の活動をしていまして、家に居る時間が少なくなりますので、中学校でテレビ2時間という場合も、帰ってから大半、テレビを見ているということが考えられるんじゃないかなというふうに思いました。

私、昨日、警察に行きまして、サイバー犯罪に関する情報を入手してきました。そこで教えていただいたんですけども、玉名管内ではおおよそ小学生の半数が携帯を持っているそうです。そして、恐ろしいことにその2割の子どもはモバゲータウンというサイトを利用しているそうです。このモバゲータウンというのは、私も初めて言葉を聞いたんですけども、無料でゲームやアバターなどで遊べるサイトであり、日記などでみんながつながることができるサイトだそうです。つまり、出会い系サイトとは違うんだけども、出会い系サイトと同じ様な危険性をはらんでいるということです。中学生の8割くらいの子どもが携帯を持っていて、そのうちモバゲータウンで、8割くらいの子どもの中の8割の子どもがこのモバゲータウンを利用しているということです。そして、恐ろしいことに、玉名地区の高校生の半数はこのモバゲータウンで彼氏、彼女を見つけているということです。これは、一斉調査によるものでなく、聞き込みによるものだと思いますので、地域によって多少のばらつきはあるかと思えます。

このように、メディアの問題というのは本当に私たちが追い付いていかない、言葉もわからないし、どういふ世界なのかもわからない。私もそのサイトというのを掲示板の書き込みを昨日見せていただいたんですけども、本当に子どもは早くて、1週間で変わっていくというふうな話を聞きました。本当に知れば知るほど暗澹なる気持ちになりますけども、時代は後戻りしませんので、玉名の子どもたちが元気ですくすく育つよう、さらなる努力をお願いいたします。

福祉バスのそれに関連して、買い物ができる体制というのは、私、玉東町に行ってみたら、本当に素晴らしいなと思ったんですね。真ん中に洋服も売ってあります、お菓子も売ってあります、靴もありますみたいな感じですね、聞きましたらやっぱり服も買って行って言われました。やはり、洋服を自分で買いに行けないから、そこで選んで帰るといふことは非常に楽しみなんだろうと思います。どうか、ああいうイメージで何かできないかなと思っていますので、検討よろしくをお願いいたします。

岱明のふれあいセンターでは、議会でそのことを以前取り上げましたときに、もう販売はしていいんじゃないかというふうなところまできていたんですけども、その後、合併になってうやむやになったという経過ですので、条例の改正を含めて御検討いただけたらというふうに思います。

じゃあ、次は、学童保育についてです。前回は、合併した途端に学童保育の利用料が倍近くに跳ね上がったということ。玉名の学童保育料は県下でとても高い水準であるの

で、負担を軽くする上でも送迎に対して補助をするか、送迎しなくてよいような体制をとれないかというふうな視点から質問しました。送迎の補助は、厳しい財政上できない。空き教室を利用した学童保育の取り組みは、横島地区での取り組みを、経過を見てからというふうな回答であったと思います。最近、学童保育に入れようと思ったが、定員いっぱいに入れないので、キッズ携帯を持たせて家で遊ばせているというふうなことを聞きました。幾つかの施設に聞きましたところ、働く親が増えたのと、社会不安から学童保育の入所希望が増えている。定員オーバーしているが、施設、設備の関係でもういっぱいである。これ以上受け入れると、子どもの安全は守れませんというふうな話も聞きました。今いっぱいであるなら、夏休みだけの学童は、希望する子はどのようになるのだろうかと不安になった次第です。

そこで、この学童保育の周知の方法はどのようにしているのか。それから、入所を希望する児童数の推移、実際増えているのかどうかということ。定員オーバーはどのくらい玉名地区であるのか、待機児童の数。それから、夏季休暇のみの学童保育を希望する児童数はどのように把握して、どのように対処していくのか。そのことについてお伺いします。

それから、続きまして、潤いのある生活を目指してということで、椿の栽培とグリーンツーリズムについてお伺いいたします。

近松はお金の要ることばかり質問されると言われておりますので、今回少し収益の上がることも考えて提案しました。昨今、トウモロコシをバイオエネルギーに利用するようになったことから、油の値段が上がると言われています。そうでなくても、中国が豊かになっていることで、世界の食糧の行方がどうなるんだろうと、少々不安になります。油と言えば、菜の花を植えて畑を油田にしようという計画もありますが、私は椿を植えて椿油をつくることの方が労力が少なく済むので、高齢社会には多少の収入にもつながることから、市として検討してみたいかかなものかと思います。植えてから7年ぐらいいないと収穫できないそうですので、収入の柱にはなりません。拾うだけで良いことを考えると、家の周囲に数本植えるだけでも役立つのではないのでしょうか。1キロ500円で買い取っているそうですが、上手に収穫できれば、反当たり20万の収入になるというふうな、そういうことを言っている方もいます。大手メーカーが椿油に注目したことや、自然なものが見直されてきたことから、椿油が不足しており、どこの業者も椿の実を探し回っていると聞いています。中国からも輸入の椿油がありますが、リノール酸かオレイン酸か何らかが国産の椿より成分が少ないそうで、やはり国産の椿の実というのがとても重宝がられているそうです。

50代ぐらいの方でも椿の実から椿油が取れるとは知らなかったとか、そんなに椿の実が足りないとは知らなかったとか、買い取ってもらえるとは知らなかったとか、この

ような現状を認識している方が少ないようですので、市として、栽培を奨励するとまではいなくても、まちづくりに、そして生きがい対策に活用できないのか、検討の余地があるのではないかと思いますので、執行部の考えを伺います。

それから、グリーンツーリズムについてですけれども、ちょうどこの間、22日の議会開会日に、午後から河内でグリーンツーリズムのシンポジウムがありました。この近辺では、荒尾市と三加和にグリーンツーリズム研究会があるようで、そちらからは10名ほど参加されておりました。新幹線全線開通による交流人口の増大と、合併による市町独自のまちづくりが必要とされている今日、熊本型グリーンツーリズムを確立しようと頑張っておられます。

なぜ、景観も自然環境も申し分ない玉名にグリーンツーリズムの研究会がないのか、取り組みがないのか、市として今後このことにどう対応していくおつもりかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 井上 了君。

〔福祉部長 井上 了君 登壇〕

○福祉部長（井上 了君） 近松議員の、学童保育に関連してお答えいたします。

まず、周知の方法でございます。保護者が労働等により昼間、家庭にいない主に学校、小学校低学年児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び、生活の場を与えて、児童の健全育成を図る放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育を実施しているところでございます。この学童保育にかかる新年度入所申し込みの周知の方法といたしましては、2月1日号の市広報紙及びホームページに掲載して周知をしているところでございます。

次に、入所を希望する児童数の推移でございますが、各年度当初、入所希望児童数の推移として、平成19年度は9クラブ、364名。平成18年度は8クラブ、315名で、比較しますと1クラブ49名の増加というふうになっております。主な増加の要因といたしまして、横島学童クラブが平成18年度中に途中で開設されているためということでございます。それから、定員オーバーがどのくらいあるかということでございます。6月現在、各クラブ別の定員を超えての入所児童数は、5クラブで合計43名、最も多いクラブは定員より16名超えて入所しておりますけれども、定員からどれだけ超えて入所できるかは、各クラブの裁量ということになっております。今後、厚生労働省は国として学童保育の設置・運営のガイドラインを示す方針を明確にされておりますので、そのガイドラインをもとに適正な運営ができるよう、努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、待機児童の数でございます。通常の学童保育における待機児童はおりませんけれども、放課後健全育成事業の対象外であります、夏季休暇中の短期入所児童に

については、5名の入所保留児童がいるということでございます。

夏季休暇のみ学童保育を希望する児童数とその対応についてでございますが、現在、夏季休暇中における短期入所児童の受入は各クラブの判断で実施されているということです。各クラブにおきまして、これから申し込みの受付を行ないますので、希望される児童数は把握できませんが、受け入れる枠としては合計35名であるということでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 望月一晴君。

〔産業経済部長 望月一晴君 登壇〕

○産業経済部長（望月一晴君） おはようございます。近松議員の潤いのある生活の、1番目の椿の栽培についてお答えいたします。

昔から、椿油は貴重な食用や頭髪用等として使われ、日本人の生活に深く関わってまいりました。最近では、議員仰せのとおり、椿油を使用した大手化粧品メーカーが販売したシャンプーが話題となったところでございます。本市には、椿油の精油所が1件あり、昔ながらの製法にこだわった製法がなされています。お聞きしますと、需用は伸びているものの、九州には椿栽培はほとんどされておらず、自生の椿の実を原料としているとのことであります。

議員から、まちづくり、生きがい対策としての椿栽培の御提案がありましたが、市の高齢者向けの作物推進といたしましては、一寸ソラマメやオクラを水田転作の特別推進作物の対象とするなど、軽量作物の推進を行っているところでございます。

御提案の椿栽培につきましても、まちづくり、生きがい対策のための一方策と捉えることができると考えられます。関連部署と連携しながら、高齢者の集会やまちづくり委員会等における紹介等、その情報の提供方法等につきましても、検討を行ないたいというふうを考えております。

2番目のグリーンツーリズムについての取り組みについて、お答えいたします。グリーンツーリズムとは御承知のとおり、農村や漁村での長期滞在型休暇のことで、都市住民が農家などにホームステイとして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動のことでございます。市においては、「草枕温泉てんすい」において野菜の収穫体験や花の寄せ植え体験、あるいは草枕の歴史等に触れながらバンガロー等で宿泊するといった取り組みが行なわれています。しかしながら、今のところ個人として民宿等の宿泊施設を整備して、グリーンツーリズムに取り組まれている農家等がおられないのが現状でございます。その原因といたしましては、旅館業法や食品衛生法等の規制があるため、ある程度の設備投資が必要であること。また本市では、果樹、施設園芸等の大規模農家が比較的多いため、農作業が忙しいなどいろいろ考えられます。ともあ

れ、議員御指摘のとおり、新幹線の全線開通を控え、交流人口促進のための施策としてグリーンツーリズムの推進は有効な手段であると考えます。関係部署と協議しながら、交流資源の掘り起こしや、受け入れ希望農家等の把握、情報の提供等に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松田憲明君） 7番 近松恵美子さん。

[7番 近松恵美子さん 登壇]

○7番（近松恵美子さん） 学童の件ですが、先ほど、待機児童はいないということだったんですけども、私としては、入れない子がいたのになということ、再度調査してみましたら、待機していない、ただ断られたので、入れないと言われたので、それであきらめて申し込みをしてないので待機児童にはなっていない、市として把握できないでいたということ、実際今、入れない状況があるということは事実であります。どうしたらこの子どもたちが入れるだろうということ、私も事業所とも考えましたが、学童保育というのは新たに立ち上げようとするとうと家賃を払って光熱費を払ってということをしよとすると、とてもとても採算が合わない、経営が厳しくてやはり踏み出せないという問題があります。そこでやはり、先ほど答弁にありましたように、学童を利用する子どもたちが増えている現状の中で、そして現、今の事業所が手一杯でやっているところが多い中で、市としてぜひ今後、玉名市の学童保育をどう整備するのか、夏季休暇のことを含めて検討すべき時期にきているのではないかと思いますので、委託先の経営事情、夏休みのこと、それから他市町の実態も調べて、玉名市の留守家庭の子どもをどうしていくのか、整備計画を考えていただきたいというふうに思います。

合志市の例では、夏休みだけ希望する子は急ぎよ、夏休みだけの学童というのは展開したそうです。やはりパートで働いている方は普段は4時頃帰りますから学童に子どもが行かなくても1時間待たせるぐらいで済むのですが、夏休みとなると、お昼ご飯をどうしようとか、1日子どもを家に置いておくわけにいかないとか、本当に親の心配は計り知れないものがあります。

このことも含めて、今回の学童に入れなかった子どもの問題は、やはり広報だけの周知だったので、細かいところがわからなくて待機にならなかったというふうな問題もありますので、広報だけの周知だけではなくて、入学の説明会や保育園の保護者会などでも説明をしていただきたいということ。それと、今後の整備計画について、再度お伺いいたします。

それから、椿については、玉名市内でも先を見越して、中国からの輸入がなくなると坪30万ぐらいになるかもしれないねという取らぬ狸の皮算用かもしれませんが、それで栽培に励んでいる方も数人おられます。防風林みたいに、田んぼの脇にずっと椿を植えている方とか、接ぎ木をして、大きな実がなるように工夫されている方もおられま

す。栽培するしないは個人の自由ですけども、そういう今、非常に足りないんだ。そして、業者さんも、竜北町の業者さんでしたけども、もう椿が足りなくて油を絞れないから、自分のところで土地を借りて椿の栽培を始めたけども、あと7年かかるという、そういうふうな状況であるということをご多岐知らしめていただきたいなと思います。

じゃあ、学童保育のことだけ、執行部の回答をいただきまして、終わりにしたいと思います。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 井上了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 近松議員の、学童保育についての再質問にお答えいたします。学童保育につきましては、学校長会で各クラブの指導員から学童保育の現状及び課題等の説明も行っており、今後、教育委員会と学校と連携を取り合っていくことが重要なことだと認識いたしております。

周知につきましてでございますが、入学説明会でありますとか、保育園の保護者会等で学童保育の周知につきましても、積極的に教育委員会、学校と連携を取り、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、今後の玉名市の学童保育の整備の仕方でございます。まず、合併前の旧市町で平成17年3月に次世代育成支援行動計画というのを策定しておりまして、その中では、新市の平成21年度の目標事業量としては10カ所、定員278人というふうに設定してございます。しかし、先ほども申しましたように、既にもう定員についてはオーバーしているということでございますので、この目標数値も見直しが必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

平成18年度途中で開設されました横島学童クラブで、全ての小学校が対象になりましたが、定員の増加でもわかりますように、近年、入所希望児童が急激に増加しておりますので、現在の実態把握を行なうとともに、夏季休暇中における短期入所児童の受け入れも含め、国の学童保育の設置運営のガイドラインが示された時点で、玉名市として適正なクラブ数、定員、及び施設の条件等を考慮の上、検討していきたいというふうに考えております。どうかよろしく申し上げます。

○議長（松田憲明君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。議事の都合により、10分、暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時19分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番(吉田喜徳君) 有明クラブ並びに自民党の吉田喜徳であります。どうぞよろしくお願いたします。

始めます前に、大変、僣越恐縮ではございますが、本議会初日に竹下議員と私に対して全国市議会議長会より、20年の在籍の表彰を承りました。これもひとえに歴代市長並びに執行部、議会、市民の皆様の御指導のお陰と改めて感謝を申し上げる次第でございます。今期、残された2年数カ月に対しましても、研さんを積みながら、さらに市民の皆さんの付託に応じていく所存でございますので、さらなる御指導、御鞭撻をよろしくお願申し上げます。

最初に、教育問題、二学期制実施について。私たち文教厚生委員会は、去る5月14、15、16日、兵庫県高砂市、徳島県鳴門市を訪問。高砂市の少人数学級、そして鳴門市の二学期制について等、研修してまいりました。また4月には、個人研修で東京都江東区を訪問し、既に完全実施している二学期制や、学校選択制について等、区立東陽中学校を案内していただき、直接教育現場を視察研修することができました。政務調査費の恩恵に改めて感謝する次第でございます。

さて、教育改革が進む中、学習指導要領の改定、習熟度別授業、土曜スクール、そしてこの二学期制導入等、提案してまいりましたが、3月議会において教育委員会は平成20年度より二学期制を実施する意向を公表されました。今まさにその実施に向け、その準備作業で大変だろうと察する次第であります。ただ、心配する点は、江東区においても、また鳴門市においても、完全実施するまで検討委員会を設置したり、またモデル校試行期間を設けたり、実施まで少なくとも2、3年、3、4年のかかっていますが、本市ではいつ頃から検討を開始されていたのか。例えば、江東区で言えば、14年度に検討委員会を立ち上げ、これは学校関係者、保護者会、教委等で構成、15、16年度にわたり、保護者地域説明会等を開催したり、アンケート調査を実施したりして、17年3月に最終まとめを行ったとあります。もちろんその間、モデル校数校を指定し、試行しています。本市での手順、準備はいかにしておられるのでしょうか。もともと二学期制の期限というか、導入が浮上したのは平成14年度からの教育課程、つまり目標に準拠した評価評定、すなわち絶対評価の導入、総合的な学習の時間の創設と、学校週5日制のもとで、これまでの教育活動を維持しつつ、授業時数の確保を行なわなければならないという現状にあり、児童生徒はもとより、教師にとってもゆとりが生み出しにくくなったという現象が生じたのではないかとされております。

集団における個人の相対的位置を評価する相対評価とは異なり、一人一人の子の評価、知識、理解の観点だけでなく、思考力、判断力、技能、表現力の観点からも、基礎

基本の定着を目指していく、そのためには短期のスパンによる学期の区分よりも、長期間においてより多くの資料をもとにして評価評定を行っていく方が有効なのであります。総合的な学習の時間をはじめとして、問題解決の学習が推進されており、そのために継続した学習計画を作成する必要から、学期のスパンを長期化することが望ましいと言われております。また、学力低下も二学期制に拍車をかけているようですが、教育長の御見解を伺いたい。二学期制導入移行の背景ですね、これをお伺いしたいと思います。

二学期制のポイントは、1年間の前期、後期の2つの学期に区分する。したがって、何月何日から何月何日までを1学期とするか。夏休みの取り扱いや期間をどうするか。秋休みを設けるのか設けないのか、どうするか。授業時間数をどうするというより、授業数をどう増やすか。以上のような点が二学期制の主な課題であると思いますが、その対応についてまた検討の、現時点についてお尋ねをしたいと思います。

次に、土曜日の活用として質問しますが、政府の教育再生会議が6月1日、首相官邸で総会を開き、第2次報告を安倍首相に提出いたしました。会議は2007年度中に学習指導要領を改定し、①必要に応じた土曜日授業実施などで授業時間数10%増。②小中学校の徳育（道徳教育）の新たな教科への格上げ充実を政府に促しています。土曜授業については、実施するか否かを各自治体の教育委員会や学校の裁量にゆだねるとしています。先の議会で、私は土曜スクールとして提言しましたが、二学期制の実施に伴い、この際、土曜日をいかに活用するか、そのままよいか、検討に入ったらいかがでしょうか、どうでしょうか。小中各1校でよいと思いますが、試行してみたらいかがでしょうか。二学期制の次にくるのは、土曜日の活用の問題が浮上してくるんじゃないかと思うわけでありまして。（3）小中学校の図書館、図書室蔵書について。文部科学省はこの4月、公立小中学校、1校あたりの2005年度末時点での蔵書冊数を調査。小学校が7,312冊、中学校が9,040冊であり、国が定めた標準冊数に達した割合は、小学校40.1%、中学校34.9%にとどまり、いずれも低水準、また児童1人あたりの図書購入費、全国平均児童1,278円、生徒1人あたり1,780円であります。では、熊本県はと申しますと、児童1,238円、生徒1,632円、図書標準に達した学校の割合は小学校35.1%、中学校34.1%と全国平均を下回っています。玉名市の整備状況をお尋ねするとともに、今後の整備をいかに考えておられるのでしょうか。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 二学期制の実施について、吉田議員の質問にお答えいたします。二学期制の導入にあたっては、一昨年度から金沢市や徳島市、倉敷市、福岡県古賀

市等や、県内の先進校における取り組みを取り寄せまして、その効果等について研究するとともに、昨年度は、学校職員を金沢市に視察に行かせるなどして検討を進めてまいりました。また、各学校へは平成19年1月の校長会議において、二学期制導入について検討していることを伝え、翌2月の校長会議、教頭会議、教務主任会議において、平成20年度めどに二学期制への移行ができるように、夏休みを含め学校行事や教育課程の編成等の見直しについて、検討しておくように説明をしたところでございます。

3月1日の教育委員会開議におきまして、二学期制について説明し、意見を求め、推進していくことについて了解を得ました。4月の教育委員会会議においても、再度説明、検討を行ない、各小中学校長には二学期制に関する資料を配付し、その趣旨等について周知を図ってまいりました。各小中学校においては、4月に行なわれましたPTA役員会、あるいはPTA総会、学級懇談会等において、二学期制導入について保護者に説明するようお願いいたしております。5月には校長会、教頭会、教務主任会の代表者と教育委員会事務局職員によります11名で、「二学期制推進委員会」を立ち上げ、教育課程の編成、通知表の形式や、保護者啓発のあり方等について検討を進めていたところでございます。PTAの方々への理解を得るために、5月6日の玉名市PTA連絡協議会総会で趣旨説明を行ない、また、7月10日に玉名市PTAの理事会があります。8月には各学校のPTA役員への説明、その他諸会議等においても二学期制の導入について趣旨を説明し、理解を図っていく所存でございます。試行校の玉名中学校、玉南中学校、有明中学校においては、保護者への説明も行ない、本年度から二学期制を導入し、試行をいたしております。通知表における評価は、前期、後期の2回の実施、授業時数については、昨年度よりも10時間から20時間程度の増加が予定されている状況でございます。このことに関し、保護者の皆様方からは、特段御意見御要望等はいただいていると聞いております。今後は、「二学期制推進委員会」を毎月開き、10月には答申をいただき、11月の教育委員会会議において管理規則の改正を考えております。

また、学力低下と二学期制との関連についてですけれども、二学期制を実施することにより、これまで以上に時間的ゆとりが生まれ、基礎・基本の確実な定着を図るための普段の授業の充実や、補充学習や発展的学習などのきめ細かな指導と、長い期間においてより多くの評価資料をもとにして、評価・評価を行なうことが可能になります。二学期制は、教師が児童生徒とじっくり向き合う時間的なゆとりが生まれるとともに、短縮授業の見直し、長期休業期間中の家庭訪問や面談等の有効活用、それぞれの時期にふさわしい学校行事の実施等、創意工夫を生かした教育課程の取り組みが可能となり、学力充実にも大きく寄与するものと期待しているところです。なお、前期・後期の期間の設定及び夏休み・秋休みの期間設定につきましては、先ほど申し上げました、「二学期

制推進委員会」においても現在、検討いただいているところです。授業時数の確保、ゆとりある教育活動の展開という視点から、適切に対処していく所存であります。

次に、土曜日の活用についてのお尋ねでございますが、現在、二学期制の確実な実施に向けて、鋭意取り組んでいる状況にあります。したがって、土曜日の活用については、今後十分に検討させていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、小中学校の図書室蔵書について、吉田議員の質問にお答えいたします。玉名市の小中学校の場合、蔵書冊数達成率は小学校21校のうち、達成している学校は11校で、あとの10校は53%から99%の範囲で未達成となっております。中学校では、達成しているのが2校で、あとの4校は51%ないし98%の範囲で未達成といった状態です。また、図書購入費の1人あたりの平均は小学校1,220円、中学校1,479円となっております。今後の対応策といたしましては、平成19年度から23年度までの国の学校図書室図書整備5カ年計画に合わせながら、学校図書標準の早期達成に向けて努力したいと考えております。現在、各小中学校におきましては、読書活動を推進するため、ほとんどの小中学校で毎日、あるいは週に数回、全校一斉の読書活動を行ったり、読書感想文コンクール等を実施いたしております。また、地域のボランティアに協力をいただき、図書室の飾りつけ、図書の修繕等の支援や、読み聞かせ等の読書活動の支援を行っていただいております。その他、公共図書館の移動図書を利用して、不足している図書を補うなどの対応もいたしております。今年度から、各中学校と小学校にあつては、玉名町小、築山小、横島小にそれぞれ1名を、他の小学校には3校に1名の図書室補助員を配置いたしました。必要に応じて研修会等も実施しておりますので、図書室の整備等についても徐々に改善をされていくものと期待をいたしております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 23番 吉田議員。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） およそ1年をかけて、ただいま申されたように、二学期制についての3中学校の試行期間、あるいは保護者への説明、あるいは教育委員会の検討、校長会の開催、いろいろな手段で鋭意努力されていることに対しては敬意を表しますけれども、今の中間点ではどうかと思いますけど、やはりデメリットの声は聞かれておられないんじゃないかと思えますけれども、デメリットも1、2あるんじゃないかということで、江東区や鳴門ではですね、こういうようなことが指摘されたようでございます。二学期制だと、通知表が2回、あとの3回目はないので、親御さんとしては、保護者としては、うちの子はどうなっているんだろうかなと、そういうような心配、それが

デメリット。しかし、それを解消するには、テストごとにですね、テストも減るわけなんですけれども、学習到達連絡表みたいなのをつくって保護者に渡していくという、そのデメリットの解消をしておるわけでございます。ただ、施行された後に、生徒の、これは生徒だから中学校でありますけれども、感想とかですね、意見とか、アンケートをとって、デメリットの点はなかったと。部活動に集中できてよかったとか、夏休み中にテスト勉強の時間がとれてよかったとか、定期テストが5回から4回に減ったことについても、スパン、期間が長いので、非常に落ち着いてそれに取り組むことができた、テスト等に取り組むことができた、こういう意見が出ております。ぜひ実現に向けて、大変でありますけれども、成功することをお祈りしている次第でございます。

土曜スクールについては、これから検討するというところでございますが、これは教育再生会議の目玉の一つでございます。もう五日制はそろそろなくしているところもありますけれども、そういうような見直しの段階に来ていることは事実でございます。どうぞ前向きで御検討お願いしたいと思います。

小中学校の図書館の読書活動、毎日のようにやっておられますが、3名の方の専門家を要したという答弁もいただきましたが、先に4名の皆さんが大半、そちらの蔵書のいわゆる図書の整備といいますか、そういうのにも携わっておられますので、図書の標準の到達にさらなる御尽力をいただきたいと思っております。

先の近松議員の質問にもノーテレビ、ノーゲーム、こういうのを解消するためにもですね、この図書の活動、いわゆる児童生徒に図書に対する親しみと、図書に対する執着を達成できたら、そういうことも解消できるんじゃないかなと、こういうふうに思うわけでございます。

次に移ります。玉名市育英奨学金並びに教育振興基金について、旧玉名市出身、今は亡き松本鶴壽氏より、本市に1億円寄附をいただき、運営されております玉名市育英奨学金並びに教育振興基金関係について質問します。

松本鶴壽氏は、福岡市において公認会計事務所を設立、成功され、経営される中、その収益金の一部を郷里玉名市の後輩のためにと申し出られ、設立された高校生に対しての、高校生のみですね、対しての無償奨学金であります。松本氏は望郷の思い熱く、ふるさとへ帰るたび、徒歩で母校の界限や実家への道のりを散策されるのが好きで、その間にすれ違う子どもたち、とりわけ高校生の姿を目の当たりにして、この思いを実現されたとお聞きしております。

大学を設立する際、募金活動が開始され、当時の松本市長と私はお願いに参りました。何度かお会いした、そのときも、お言葉の中からふるさとへの思い、若き青春時代が今の子どもたちに彷彿として蘇られ、実に感動した次第であります。

平成19年度で何名の方が対象となり、現在は高校生に対して毎月幾ら支給されて

いるのでしょうか。これまでの総支払額と総利息額について、教育委員会にお尋ねいたします。

次に、基金の管理運用については、現在どのようにされているのか。また、今後について、会計管理者の見解をお尋ねしたい。氏の寄附の趣旨や思い、御意思、人物像など、受給者に対し十分説明や紹介などしておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

農政指針について。政府の食糧・農業・農村政策推進本部、本部長、安倍首相は4月4日、今後の農政指針となる21世紀新農政207をまとめたのでありますが、これは地域の活性化を図るため、全国1,000以上の農漁村で居住者や滞在者を多くすることを旨とする、国際的な食糧問題を議論する会議を設置することがその主な柱となっています。農村などで、都市住民向けの滞在施設を整備する。2、地域企業、地場産業による地域独自の農林水産品を生かした新商品開発を支援。3番、農山漁村地域で居住、滞在人口を増やす。4、企業の農業参入。5、国民食糧会議を設置し、食糧問題を分析し、食糧の輸出額を現在の約3,740億円から1兆円に拡大する等々、目標としています。このことについて、まず産業経済部長に、玉名市もこの指針が示す該当地域に入るのか。入るとすれば、今述べた1～5のことについて、調査研究などやっておられるのか。

玉名市が誇れる米、苺、トマト、ミカン、あるいは漁産物の中で、海外へ輸出している農産物があるのか。あればどのくらいの額なのか。

次に、企画政策部長にお尋ねしたい。新幹線開通に向けて、玉名市では定住圏構想というのがありますが、3の農村地域で、居住滞在人口を増やす。このことに関連させることができるのか否か。できると思いますが、定住圏構想の実現に向けて、関係省庁と連携しておられるのか、現在の取り組みについて伺います。

先に非業の死を遂げられ、あるいは激動する国会戦場で討ち死にされたとも言ってもいい、闘いに理あらず自害された本県出身の松岡前農林水産大臣に対し、政治家の毀誉褒貶はつきもの。心から御冥福をお祈り申し上げたいと思います。6月15日の衆議院本会議場で自民党の河村建夫氏の追悼演説は、安倍首相の父、安倍晋太郎氏がよく語っておられた、攻めの農政に故松岡大臣は感銘しておられた。農林水産業を21世紀の戦略産業にすべく、米の中国輸出などを成し遂げたと讃えました。本市の特産物をこの農政指針を活用して、攻めの農政を本市でも本格的に展開してもらいたいと思います。いかがでしょうか。

市長の姉妹都市クラリダ公式訪問と外国（アメリカ）企業誘致について。1984年、昭和59年9月1日、当時の玉名商工会議所会頭松本虎之助玉名市長は、玉名国際交流協会を設立、数年して国際化の流れの中で、いずれは玉名市も姉妹都市をつくらねばならないだろうなという言葉に、私は日米同盟が堅い米国、そして今ひとつはアジ

アの中の日本として、それは日本と歴史、文化等で深い関係にある国交正常化したばかりの中国とでいかがでしょうと語り合いました。爾来、玉名市と協会のタイアップで両国との友好姉妹都市締結も成り、歴代市長、歴代会長のもと、順調に発展してまいりました。そして、島津市長は先日、御多忙にも関わらず公式訪問されたのであります。開会日の市長あいさつでこのたびの訪問について申されましたが、その他に、主なエピソードやクラリダ市の印象など、御感想をいただければありがたいと思います。

当初、経済人でもある松本市長は企業が盛んな地域の適当なアメリカの市を、との思いであられたようですが、1990年、平成2年6月、玉名女子高校がクラリダ市においてグレンミラーフェスティバルに初出場に、玉名女子高校の要請もあり、松本市長も参加されたのを機に、1996年4月、クラリダ市と姉妹都市が締結されたのであります。

バブル期を盛んに、今日まで日本企業の海外進出が進んできましたが、流れが変わり、外国企業の日本への進出、日本企業の買収と、近年、顕著になってまいりました。国内の企業誘致活動は水面下で盛んに行なわれていると思いますが、カーアイランド構想にしても、工業団地を要する荒尾市に先んじられているのかという感を深くいたします。荒尾の前畑市長は、再選される際、この4年間で10件の企業誘致に成功したと語っておられました。松本市長時代、サントリーの失敗、高寄市長の時代もこれというものなく、もやし工場誘致が失敗、玉名は頑張っても所詮、企業誘致が無理かなと、市民の間でも悲観の話しか聞こえてきませんが、大物市長であられる島津市長ならそれは可能だと、大きい期待が寄せられていることも事実であります。今、どのような企業をターゲットに交渉しておられるのか、差し支えないところまで結構ですから、現下の状況をお聞かせください。どうしても国内企業は情勢が悪いのであれば、思い切って海外企業、とりわけ本市に情報が多く入る姉妹都市を結んでいるアメリカ企業というようなことを考えますが、クラリダ、アイオア州、あるいは県との姉妹都市モンタナ州というふうに、その脈を広げていって、工業、企業の盛んなところを調査してみたらどうでしょうか。

自民党が発行した政府の施策集の中で、4番目に、交流、外国企業の誘致、事業名、外国企業誘致地域支援事業等とあります。対象者は地域の特徴を生かし、戦略的に外国企業誘致を行なう自治体等というのがあります。御存じだと思いますが、それによると対象となる事業を戦略的に実施される地域の外国企業誘致活動としてありますが、支援内容は、招へい対象となる海外の企業を具体的に絞り込むため、主に海外において対日投資に関心のある外国企業を発掘し、地域に対して情報提供を行なう。招へい事業、地域の投資、環境について、効果的な情報発信が行えるよう、外国企業の幹部等の招へいやビジネスマッチングの開催等の誘致活動を支援する。最後に、3番目に、立ち

上げ支援事業。進出企業の外国企業等の定着を円滑進めるため、起業、業を起こす、起業をサポートする弁護士等の専門家の派遣等を行なう。これは、まず調査してみる自治体があれば、その基準、条件はあるけれども、政府の資金を活用できると、こういうような内容であります。

以上述べた、この政府の支援事業の指定を受け、外国企業誘致のまず調査に乗り出したらと提案いたします。所管庁は経済産業省貿易経済協力局外国企業誘致担当課であります。市長の御見解を承りたいと思います。

○議長（松田憲明君） 教育次長 杉本末敏君。

[教育次長 杉本末敏君 登壇]

○教育次長（杉本末敏君） 玉名市育英奨学金についての御質問にお答えいたします。

玉名市育英奨学金は、玉名市大浜町出身の松本鶴壽氏が昭和62年と平成2年に教育振興のために、それぞれ5,000万円の寄附をされたのを基金として運用しております。郷土玉名の子どもたちへの熱い思いがあり、その意向を尊重し、経済的理由で就学が困難な高校生へ学資援助をしておるところでございます。平成18年度までに延べ113名に給付をしており、本年度、新たに3名の高校生に給付をする予定でございます。給付につきましては、合併前は1月1万円を給付しておりましたが、平成18年度から1万5,000円を給付しており、本年度で給付総額は3,432万2,000円になります。また、基金の利息につきましては、平成18年度末までに3,899万6,675円となっておりますが、平成2年と平成4年に、合わせて1,100万円をかけて教育振興事業としてパソコンの整備を行っております。

それから、松本氏の寄附の趣旨や思い、御意思、人物像などの受給者に対して説明や紹介等を十分に行っているかということでございますけれども、毎年3月、4月にかけて、広報たまなや市のホームページ等で趣旨を説明し、その上で公募を行っております。応募する学生や保護者には理解をいただいていると認識しております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（松田憲明君） 会計管理者 徳井秀徳君。

[会計管理者 徳井秀徳君 登壇]

○会計管理者（徳井秀徳君） 吉田議員の質問についてお答え申し上げます。松本鶴壽氏からの寄附金1億円につきましては、議員御承知のとおり、教育振興基金として平成17年度までにつきましては定期預金として管理運営をしておりました。この育英奨学金につきましては、支給開始以来、全て運用益、利息にて賄われていたところでございますけれども、近年、金利の低下により、1億円の利息だけでは対象者の方に支給できない状況は既に議員御承知のとおりでございます。

ところで、平成17年度の定期預金の利息、利率等につきましては1億円に対し、

利息0.03%の3万円でした。また、最近の利息につきましては若干上昇気味のようでございますけれども、まだまだ今後の金利変動につきましては見通しが立たない状況でございます。

このような低金利状況の中を、少しでも打開するために、またペイオフにも対応するため、会計課、主管課におきましては、最も安全で確実に有利といたします国債購入を検討いたしまして、昨年9月に定期預金を解約し、表面利率0.6%、残存期間3年3カ月の国債を購入いたしましたところでございます。この国債での運用益につきましては、約3年間で240万円の運用収入となりまして、定期預金の利息と比較をいたしますと、約26倍以上の運用益が見込まれたところでございます。今後もこのように基金の管理運用につきましては、一般会計からの各種基金繰出金ができるだけ少額で済むように、また基金の運用益で例年の各種事業等がまかなえるように努力をいたしてまいらなければならないかなというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 望月一晴君。

〔産業経済部長 望月一晴君 登壇〕

○産業経済部長（望月一晴君） 吉田議員の農政指針についての御質問にお答えいたします。「食糧・農業・農村基本計画」の方向付けのもとで、「21世紀新農政2006」により、重点課題を明確化し、我が国農業を21世紀にふさわしい戦略産業としていくための条件整備が進められてきましたが、近年、経済社会のグローバル化が急速に進展する中、国際的な食糧事情の変化や、環境問題への対応等、緊急かつ新たな課題に対応するため、「21世紀新農政2007」が決定されたところでございます。その内容といたしましては、1つ、食と農に関する新たな国家戦略の確立。2つ、国内農業の体質強化。3つ、国民・消費者の視点に立った食糧政策の展開。4つ、地球温暖化対策等の資源・環境対策等の推進。5つ、美しい国の原点である農山漁村地域を守り、活性化する政策の推進といった5つの事項から構成されており、議員がおっしゃられたような具体的な内容が包括されているところでございます。玉名市もこの方針が示す該当地域に入るのかという御質問でございますが、当該指針は我が国の農政全般に関する指針でございますので、当然ながら、本市も該当することとなります。

議員御質問の事項に関します、現在の主な状況等についてでございますが、まず地域独自の農林水産品を生かした新商品開発につきましては、本年度、天水町商工会がミカンの香りのまちづくりをテーマに、国内初と言われるミカンの皮のアロマオイルや、その二次製品として石鹸やシャンプーの開発に取り組まれています。また、昨年度に組織されました玉名ブランド協議会におきましても、玉名地域のブランド品開発の検討がなされているところでございます。

次に、企業の農業参入につきましてでございますが、農業生産法人は法人数、経営面積ともに増加傾向にあります。それ以外のいわゆる一般企業につきましては、まだ参入例はない状況でございます。

次に、農産物の輸出につきましては、本市におきましては、玉名農業協同組合が平成16年度から輸出に取り組んでおり、台湾ヘミカン及びジャム等の加工品を、また香港へ苺、梨、桃を輸出しています。その輸出金額は、平成17年度が696万3,000円、平成18年度が546万円となっております。なお、今後の本市農政にあたりましては、当該指針に基づき、実施されます制度や補助事業等を積極的かつ有効に活用しながら推進を図りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松田憲明君） 吉田議員の一般質問の途中でございますが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時03分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企画政策部長、牧野吉秀君。

[企画政策部長 牧野吉秀君 登壇]

○企画政策部長（牧野吉秀君） 農政指針についての中の、本市の定住圏構想との関連について、お答えいたします。

御質問の「21世紀新農政2007」に示された目標の一つであります、居住者、滞在者の増加につながる農山漁村の活性化に向けた取り組みの創出については、地域の創意工夫の後押しとして、交流・滞在施設の整備等の推進などが掲げられているところでございます。これは、本市が本年3月に策定しました定住化基本構想の中で示されております、交流人口の促進と関連するものでございますが、その項目の中で、歴史、文化、健康志向、農林水産業体験を生かした玉名版ツーリズムの企画、あるいはツーリズム受け入れ団体の育成などが示されております。事業採択要件など、詳細につきましては今後取り組むこととしております具体的な施策の実践において、事業を検討してまいりたいと存じます。また、定住化構想の実現に向けた関係省庁につきましては、それぞれの施策に応じた担当省庁がございまして、関係機関と連携を取りながら、定住化促進に努めたいと存じますので、御理解と御支援をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） クラリダ訪問についての感想と、企業誘致についてというご

質問でございましたので、まずはクラリンド訪問の感想、印象を申し上げたいと存じます。

去る6月の7日から5泊7日の日程でクラリンド市を訪問をさせていただきました。慣例で1年毎の訪問ということもありましょうが、昨年10月に公式訪問、1周年、新市1周年の式典に御出席いただいたことの答礼という意味も強くあったと承知しております。

アメリカということになると、すぐ私どもはニューヨークをイメージしたり、ロサンゼルスイメージする。私の場合はそうですから、ただ、クラリンドを訪ねてみて、アメリカにもこういう地域があるんだということを改めて教えられたような思いがいたします。人口5,000人ということもございしますが、緑豊かだし、そして一つ一つの家屋にしても十分な敷地を持っているし、芝生に囲まれたクラリンド市が、これは住むならこういうところだなという印象を持たせるものでした。高齢化が進んでいるという印象は、やはり日本もアメリカも、地域によっては同じことが言えるのかなというふうにも感じたところです。同時に、グレンミラー音楽祭等、あるいはそれに関わる、私どもとの交流にしてもそうですが、この地域の方々が、グレンミラーというのを本当に大事にしておられる、誇りにしておられる、そういう印象を強く持ったところです。同時に、私どもとの国際交流については、国際姉妹締結をしたからということももちろんあるでしょうけれども、私どもが姉妹先のクラリンドを大事にしていかなきゃならんと思っている以上に、向うの方々は非常に玉名との姉妹締結を大事にしておられる。そういう印象を持ちました。もともとそこに生活する方々が、親切で優しい方々だということもあるのかもしれませんが、訪問団に対して、格別親切にさせていただきましたし、また、いろんな形でお心遣いをいただく中での公式訪問であったと承知しております。その中で、子どもたちはホームステイをしながら、3人の中学生がホームステイをさせていただいたんですが、その御家族との親密度も、決して長くないホームステイでしたけれども、何の違和感もない形で子どもたちも受け止めたようですし、非常にありがたい、また将来に向けての国際交流の芽が育ったのかなと、そういうふうにも感じたところです。

ところで、そのときはまた同時に、看護大学、九州看護大学の学長も御一緒に伺いましたが、アイオア島にあります、ちょっとシステムが日本とは違うから一概には言えませんが、アイオアウエスタンコミュニティーカレッジという大学があるわけですが、そこの覚書も締結をされて、今後、両方の大学間で交流を深めていこうという覚書を学長と先方の学長の間で結ばれたところでもございます。

なおまた、引き続いて今年の夏は、クラリンドから女子校の今、生徒が留学をいたしておりますが、その子連れて、今月末にはホームステイの家族の方がお見えになり

ます。また夏には、今、岱明中学に英語教師の先生が来ておりますが、その御家族の方々がお見えになります。そして秋には、先ほど申し上げた、大学との交流を深めていこうという覚書が交わされたカレッジから、非常に美人の副学長でございましたけれども、この秋に九州看護大学をお訪ねいただくと、そういうことで、クラリンドの方からは今年だけでも3回、玉名を訪ねていただくということでございます。このクラリンドの方々の、私どもの玉名への思いというのを私どもも受け止めて、国際交流の実が高まっていくように心がけなければならぬと感じたところでございます。

国際交流をクラリンドと企業誘致というのは、そういう考え方もあるのかなと、御意見を貴重な提言として受け止めさせていただきますが、クラリンドにしましても、あるいは県のモンタナにしましても、工業地帯とか何とかということではない、静かな農村地帯でございますから、そこといきなり云々というイメージではなかなかわかりませんが、全体としての吉田議員の指摘は、そういう見方もあるのかな、考え方もあるのかなというふうに受け止めさせていただきます。

企業誘致全体のことについては、大変苦戦をいたしております。玉名地域の場合に、荒尾と南関町に工業団地があるわけですが、荒尾の場合には市がつくったんじゃないで、通産の外郭団体が炭坑閉山に合わせてつくった企業であります。それから、南関の場合はこれは完全に純粋民間がつくった企業団地ですが、どちらも今日で15年、約かかっております。企業誘致を進めていこうとする際に、改めて感じておりますのは、やっぱりその準備をしなければならぬ。企業団地、どこに来てくださいますかということがないままお話を申し上げても、なかなか現実には成功しないというのを改めて感じておりますので、今、企業団地の造成に向けて、鋭意努力をしてもらっておりますが、ただ、これはある部分のリスクを覚悟の上です、取り組まないと、各地方自治体が手がけた企業団地、工業団地というのが、あるいはその地域の財政状況を極めて厳しいものにしてしまったという例はね、枚挙に暇がありません。だからといって、手をこまねいたら先へ進めないというジレンマがあります。リスクを承知の上で、新幹線開業ということもありますから、そういう方向に向けて踏み出していこうという決意で、今、取り組んでいる。そういうふうに御理解をいただきたいと思っております。

終わります。

○議長（松田憲明君） 23番 吉田議員。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 2、3答弁漏れ等がございますけれども、新たにはもう御答弁はいいですから、私の話だけちょっと聞いてください。

まず、教育次長、1、2あったような気がします。それはですね、私が聞き漏らしていたらお許しください。寄附の収支、松本鶴壽先生の件ですね。趣旨や思い、御意

思、人物像などを一つにまとめた、そういうものを受給者に対してよくお話ししたり配付されておられるのかという、もちろん多少はあると思うんですけど、より鮮明にそれを御意思を伝えていただきたいと、こういうふうに思うわけでございます。答弁によりますと、支給額と、それから利子の方が、利子の方と比較すると、利子の方が高い。こういうふうに3,400と3,900ですかね、そういう御答弁でした。これは、一部おっしゃったとおり、一時期にこの中から教育機器などへの購入費に充てられたと。そこで現在は、一般会計の繰り入れもあっていいます。こういうふうに私はとっておりますが、そういうことでしょうか。それで今回、国債へという意味で移行されたらと、このことについては時期を得たものだと関心する次第でございます。

あちこち飛びますけれども、教育長、今回の二学期制度のですね、一番やはり関心事は、どのくらい時間数、いわゆる授業時間数を増やすか、増やせるか、この辺じゃないかと思えます。今は結論が出ていないんじゃないかと思えますけれども、先に訪問したところではですね、約40時間、はつきりもう40時間と出ております。それは、始業式が終業式が1回分減る、これで10時間、定期テストが1回減る、これで10時間、始業式、終業式に授業を行なう、これが2時間程度で22時間、あとは工夫してですね、18時間、40時間、その工夫するところに玉名市の妙味があるんじゃないかと思えますので、この点を御留意の上、最終結論を出していただきたいと思います。

クラリダとの姉妹都市は文化の、あるいは音楽を通じて文化の向上、そして今回、新たに初めてお聞きしましたけれども、大学と大学との姉妹都市みたいな提携、学術の提携、教育機関同士のいろいろな交流、これは新たに発展したものと市長に深く敬意を表するわけでございます。ただ、クラリダ市もですね、日本のベアリング工場とかが行っているわけなんですね、調査によると。アイオア州も工業地帯とまでは言わないにしても、せつかく県はモンタナ、本市はアイオアと、こういうふうに提携しているわけで、姉妹都市を提携しているわけでありますので、情報はですね、そういう人脈を使ってですね、使ってというよりも、お願いをしてですね、今度、今、政府が手がけている外国企業誘致地域支援事業と交友等もですね、これは調査する、先ほども申しましたように、調査する支援をするわけですから、何も調査してみてですね、結果はですね、結論は地元で出せばいいんでありますので、これも研究してみられる必要はあるんじゃないかと思えます。

ちなみに、アメリカは御存じのとおり、五大湖付近、東部、南部、太平洋岸というところが工業地帯になっているわけでございます。これもさらなる御研究をお願いします。

今、市長が鮮明に公式表明されたのは、場所がどことも言わずに、工業団地の造成を思い切ってやられるんじゃないだろうかなと承りましたけど、そう認識を深くいたし

まして、私の質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

引き続き、13番 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） 13番、内田です。税源移譲に伴う住民税の徴収体制の強化と滞納対策について、一般質問を行ないます。

三位一体の改革により、地方交付税と国庫補助金を削減し、地方自治体の財政上の自主性を高めるものとして、国から地方への財源移譲が行なわれておりまして、地方交付税の財源の一つである所得税を減税し、住民税を増税することによって、おおよそ3兆円の財源が国から地方へと移譲されることとなりました。これを受けて、玉名市も平成19年度当初予算における市民税の歳入見込額は、個人分、法人分を合わせて29億7,960万円となっており、合併後、初の通年予算でありました平成18年度当初予算の市民税の歳入見込額23億4,400万円と比較しますと、額にして6億3,560万円の増、率にして約27%の増となっております。このような背景により、玉名市は4月の機構改革に際しまして、課税業務の効率化のため、総合支所の税務課を廃止し、市民税、固定資産税、軽自動車税等の地方税の徴収体制の強化を図るものとして、それを本庁に統合し、納税課を新設されました。また、期を同じくして、税源移譲を受ける熊本県においても、県民税の徴収強化と滞納対策として、熊本県が2名、比較的滞納が多いとされております玉名市、山鹿市、上天草市の3市の職員等を兼務させ、差し押さえや公売などの方法により、徴収の強化を図ることとなっており、時期を得た機構改革であり、大きな期待を持っております。市民税、固定資産税等は玉名市の財政で大きな部分を占める地方税の徴収率が高いか、あるいは低いかということは、直ちに玉名市の財政に影響を及ぼし、ひいては緊急の課題であるところの文教施設整備や市庁舎建設をはじめとする公共施設の整備、また福祉や各市民サービスにも大きな影響を与えるものと考えております。

そこで、平成18年度会計における出納整理期間も過ぎまして、5月末日で出納閉鎖がなされております。平成18年度の市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税についてのそれぞれの現年度分、過年度分、またそれを合わせた合計の徴収率を示していただきたいと考えております。さらに、機構改革により、納税課を新設されており、期間としては3カ月程度と短い期間ですが、既に滞納徴収のため動産を差し押さえ、公売されることとされておりますが、納税課により新たにどのような取り組みを始められたのか、その取り組みと、短期間ではございますが、その効果についてお尋ねをいたします。

次に、過去2年間における住民税等の申告は、桃田の総合体育館、玉名市民会館、岱明総合支所、横島総合支所、それに天水総合支所においてとり行なわれてまいりましたが、今回の機構改革により、各総合支所の税務課が廃止をされており、従来どおり、住民税等の申告会場が確保されるのか危惧をしておりますが、その対応について、どのような検討をなされておられるのかお伺いいたします。

○議長（松田憲明君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 内田議員の、市税の徴収体制の強化と滞納対策について、まず、平成18年度の市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の徴収率について、お答えいたします。

まず、その徴収率についての御質問でございますが、市民税につきましては、平成17年税制改正により、景気対策のための措置として、平成11年以降継続されてきました定率減税が2分の1に縮減されたこと、老年者控除48万円の廃止、公的年金等控除額の減額によりまして、収入額が約1億8,600万円の増額となりましたが、徴収率は現年分97.2%で、前年度と比較いたしますと0.4%の減少となっております。また、滞納繰越分は9.2%、前年度比較で1.0%のプラスでございます。次に固定資産税につきましては、平成18年度が評価がえの年度でありまして、収入額は約1億3,500万円減少いたしました。徴収率は現年分96.3%で、前年度と比較しますと0.6%のプラスであり、滞納繰越分は高額滞納者の納税がありまして19.7%、前年度比較で12.0%のプラスとなっております。軽自動車税につきましては、現年分95.6%で、前年度と比較しますと0.3%の減少、滞納繰越分は12.6%、前年度比較で2.7%のプラスでございます。また、都市計画税は固定資産税と同時に賦課徴収を行っておりますので、徴収率につきましても固定資産税と同様に現年度分96.3%、滞納繰越分19.7%でございます。市税全体としては現年分97.1%で、前年比0.2%のプラス、滞納繰越分は16.6%、前年度比8.3%のプラスでございます。

また、徴収体制強化に伴う新たな取り組みについての御質問でございます。議員の御質問のとおり、三位一体の改革に伴います課税権の拡大で、自主財源の確保がこれまで以上に重要となり、納税者の公平性を図るためにも徹底した徴収体制の強化が必要であり、今年度、熊本県と協定し、山鹿市、上天草市及び玉名市で職員を派遣することで、互いに滞納処分の実践について研修し、実行していこうと徴収対策の専門チームが組織されました。この専門チームを中心に、納税課職員と共同で、本年の4月以降、玉名市の悪質滞納者に対し、法令に基づく滞納処分として、動産に属する自動車や家電製品、貴金属類、債権に属する預貯金、生命保険、給与等の差し押さえを実施していると

ころでございます。その取り組みにつきまして、これまでの4月から6月22日の実績で御報告しますと、まず本税200万円以上の滞納者を対象に捜索を実施し、175件の物件を差し押さえておりまして、この中には自動車5台、テレビ5台、腕時計15個、扇風機、絵皿、花瓶などがあり、公売により換価可能と思われる物品は全て差し押さえております。このうち1人は187万7,000円を納税し、残額を本年度中に完納するよう誓約を取りつけております。また、この捜索による現金の差し押さえが6人で、197万4,454円となり、すべて滞納額に充当しておるところでございます。

次に、本税50万円以上の滞納者を対象に、タイヤロックによる車の差し押さえを9台実施して、このうち2人は1週間以内に滞納額を完納し、差し押さえの解除を行なっているところでございます。そのほか、銀行に出向きまして滞納者の預金調査を行なうことにより42人、58件の債権を発見し、即時で389万8,070円を差し押さえて滞納額に充当いたしております。

このような滞納処分の強化により、これまで滞納されていた方の中にも、自主納付に結びついたケースが数件ございまして、滞納者に対する差し押さえ予告の効果も顕著に表れているところでございます。また、今回差し押さえた物品のうち、家電製品等の30品につきましては、本日、岱明総合支所を会場にして公売を実施いたしております。さらに8月からは、インターネット公売におきまして、随時差し押さえ物件を公売する予定でございまして、滞納処分の強化を図るとともに、今後はさらに市民の皆さんに納税に対する意識向上と滞納処分の周知を行なうことにより、徴収率向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、住民税等の申告会場についてでございます。今年4月の機構改革によりまして、各総合支所の税務課が廃止になりました。市民の皆様には従来どおり、住民税等の申告会場が確保されるのかとご心配されていることと存じます。現在、市民の皆様が住民税等の申告に支障を来さないよう、今までどおりの申告会で受け付けするという方向で検討を重ねており、受付人員につきましても、本庁税務課職員だけではなく、他課の職員にも応援をお願いしているところでございます。また、申告受け付けの日程、会場等につきましては、決定次第、早目に広報紙等でお知らせしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 13番 内田靖信君。

[13番 内田靖信君 登壇]

○13番（内田靖信君） 今回の新たな取り組みによりまして、大きな効果が出ているように見受けております。この新たな取り組みにより、納税意識の向上が図られ、ひいては徴収率、あるいは徴収額の大きな向上により、玉名市の財政の健全化や、あるいは

各事業の推進、さらに市民サービスの質の向上などに大きく寄与するものと期待をしております。頑張っていたきたいと思っております。

今回の税源移譲により、今年1月から所得税の減額となり、かわりに6月から住民税が増額となっており、市役所には市民の多くの方々の問い合わせが相次いでおると伺っております。定率減税の廃止等も相まって、増税感、重税感が漂っているようにも見受けております。国に納める所得税が減額をされ、各地方自治体に納める住民税が増額されることは、私たちにとりましては必要な財源を直接確保することができるようになり、歓迎すべきこととあります。ただ、反面、その責任はより重く、徴収能力の高低によって、各自治体の徴収率、収納額に直接大きな影響を及ぼし、ひいては自治体間の財政力の格差、市民サービスの格差となって表れてくるものと考えております。

平成19年度玉名市一般会計予算における市民税の収納予定額は29億7,960万円となっており、今回の徴収体制の整備強化と、滞納対策等により、徴収率が1%向上しますと、約3,000万円の財源が確保できますが、一方、徴収率の向上がなければ、税源を移譲された市民税の滞納額は増加し、玉名市の財政を圧迫することとなります。

合併して1年9カ月が過ぎようとしておりますが、合併事業についてのハード面の整備につきましては、新市建設計画をもとに、おおむね順調に進展しているものと受けとめており、平成19年度当初予算においても福祉バスの運行や学校図書館の充実を図るために、図書館司書、図書館補助員の配備を行なうなど、ソフト面の整備にも配慮されておりますが、まだ多くの課題が山積していることも否めません。

先ほど申しましたように、厳しい数値ではございますが、市民税の徴収率が1%向上しますと約3,000万円の自主財源を確保することができ、ハード面の整備はもとより、合併における制度の統合に伴う痛みの支援策も、順次、講じることができるものと考えております。

徴収事務に携わる方々の苦勞、またその危険性については、十分に理解をしているつもりですが、今回の税源移譲についての対応、対策は、関係課のみならず、玉名市という自治体全庁を上げて取り組む重要かつ緊急な課題と考えております。

また、税の公平な負担が民主主義の原則であり、あらゆる税の徴収については厳正な態度で望む必要があると考えておりますが、副市長の見解をお伺いいたします。

また、市民税等の申告会場等につきましては、真剣に検討をなされているところですが、納税者に十分配慮をされた方法をとられますよう要望しまして、私の一般質問といたします。

○議長（松田憲明君） 副市長 高本信治君。

[副市長 高本信治君 登壇]

○副市長（高本信治君） 徴収体制強化に伴う、新たな取り組みについての再質問にお答えをいたします。

市民の皆様にご納税していただく上で、最も重要なことは、公平性を確保することだと認識をいたしております。そのためには、課税の公平性はもとよりでございますが、納税の公平性も確保することが重要でございますが、税源が移譲されますと、内田議員御指摘のように、納税の公平性を確保する上から、徴収対策、対応が非常に重要な課題であるというふうに考えております。そのため、ただいまお話にありましたように、4月1日付で組織の見直しを行ないまして、新たに納税課を設け、徴収体制の強化を図ったところでございます。加えまして、徴収にあたる職員の資質向上のため、総務部長からも答弁いたしましたように、本年度、県が取り組まれました県税及び市町村税の徴収向上対策にかかる職員派遣制度に、本市もいち早く対応いたしまして、熊本県と玉名市、山鹿市及び上天草市との間で協定書が締結をされたところでございます。この協定は、県に納税課職員1名を1年間派遣することで、滞納整理の技術向上を図り、市県民税の併任徴収と相互支援体制によって、税収向上に資することを目的といたしております。4月以降、県職員及び派遣職員による専門チームと、納税課職員の合同で財産調査及び差し押さえを実施し、先ほどご報告いたしましたとおりの実績を上げているところでございますが、今後は、公売を含めた滞納処分の強化による徴収率の向上と自主納税、税負担の公平性に努めてまいりたいと考えております。

議員御指摘の、税源移譲に伴う貴重な自主財源の確保という視点からは、夜間徴収も視野に入れ、全庁的な取り組みとして、必要な場合には管理職による夜間訪問も検討したいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 以上で内田靖信君の質問は終わりました。

引き続き、11番 青木 壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 公明党の青木でございます。本日は、子育て支援策の進捗状況、また特別支援教育の体制についてお訪ねをいたします。

はじめに、たまなファミリーサポート事業についてお訪ねをいたします。このファミリーサポート事業については、何回か質問してまいりました。だんだんだんだん形が見えてまいりました。執行部におかれましては、実施に向けた取り組みの最中かと思えます。また、市内に住む若いお母さん方からもこのファミリーサポート事業についてももう少し教えてくれない、みたいな質問もありましたので、今回取り上げました。このファミリーサポート事業は、子どもを預かりたい方と預けたい方でつくられる会員組織であります。希望の方は、双方ともファミリーサポートセンターへそれぞれ会員登録をして、センターが条件や要望に合った会員同士を組み合わせて紹介をいたします。原則と

して、子どもを預かるのは会員の家になっております。料金は安価ですが、安いですが、有償であります。核家族化し、近くに急に預ける人がいない人にとっては、強力な助っ人として広がりつつあります。この事業で、働くお母さんの急な残業や、子どもが急に熱を出したとき、また相談相手もなく、1人で子どもを育てるお母さんの急用にも間に合って、大変喜ばれると思います。玉名市においても、広報たまな5月1日付で、ファミリーサポートの会員募集が始まりました。

そこで、質問いたします。たまなファミリーサポートセンターでは現在、会員の募集中ですが、育児を受ける会員、いわゆるお願い会員、育児を援助する会員、いわゆるお助け会員、またお願いとお助けを兼ねる会員、両方会員の、それぞれの登録会員数をお示ください。また、運営する時間、日時など、サポートセンター全体的な運営方式をお尋ねいたします。

2番目に、放課後子どもプラン（仮称）についてお尋ねをいたします。放課後、子どもたちが安心して楽しく過ごせる、いわゆる居場所づくりを促進するため、文部科学省と厚生労働省は地域子ども教室推進事業、これは文科省でございますが、と、放課後児童健全育成事業、これは従来から行なわれていました学童保育であります、この2つの異なった省庁が、互いに連携して行なう放課後子どもプランを昨年、創設いたしました。国の考え方は、2007年度中に全国すべての小学校区、小学校じゃなくて小学校区で約2万3,000カ所で空き教室などを利用し、スタートさせることが明らかになりました。このプランの実施については、学校の協力が不可欠で、創設はしたものの、昨年の私の質問では、具体的なイメージは伝わってまいりませんでした。基本的には、教育委員会が主導し、福祉部との連携のもと、実効性のある放課後対策とするのが狙いでもあります。

実施主体である市町村では、校長先生や教頭先生を構成メンバーとする運営組織を設立、福祉部の職員や教員OB、地域ボランティアなどの協力をしてもらいながら預かるというものであります。この放課後子どもプランは、従来の学童クラブとは異なり、放課後学童保育でありますけど、学童保育とは異なり、対象は学校の全児童、そしてその学校の先生が中心にあり、使用料、利用料は無料であります。計画では、学童保育とこの放課後子どもプランの2つの事業を一体化するのではなく、学童保育をしながら、その果たしてきた機能や役割が損なわれない形で、放課後児童対策を一層充実強化することが大切だと思います。

そこで、玉名市の放課後子どもプランについて、運営等について具体的にお示しをください。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 井上了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 青木議員の子育て支援策の進捗状況についてお答えいたします。ファミリーサポートセンター事業につきましては、今、議員御指摘のとおりでございます。地域で育児を支援するために、育児をお願いしたい会員に対し、育児を応援したい会員を紹介し、かわりにお迎えや看護をしてもらうなど、子育て支援の会員組織でございます。次世代育成支援行動計画「たまな子育てプラン」に基づきまして、本年度から事業を社会福祉協議会に委託し、開始いたしました。この事業につきましては、子育て支援策として、仕事と家庭を両立できる環境整備を推進し、地域における市民相互の子育て支援を目的として設立されたものでございます。4月から、子どもを預ける「おねがい会員」と、子どもを預かる「おたすけ会員」、それから両方を希望される「両方会員」を広報たまなやチラシ等によって募集いたしております。応募状況でございますけれども、おたすけ会員登録は、大切なお子さまを預かるために子どもの健康や事故等の対処の仕方、それに遊ばせ方など、講習を受講後に登録することになります。5月と6月に2回、講習会を開催し、35名の方が受講され、会員登録を済まされ、受講前の方が15名おられるということです。それから、おねがい会員が35名、両方会員が4名登録されております。サービスの開始は、会員の研修や事務局体制を考え、7月からサービスを開始予定でございましたけれども、既に6月に1件、サービスを実施されておるところでございます。

次に、利用の手順でございますけれども、おねがい会員の依頼がありましたら、事務局でおたすけ会員を選定いたします。最初に、おねがい会員とおたすけ会員の顔合わせを行ない、お互いに合意されましたらサービスの開始ということになります。保育施設などへの送迎がある場合は、保育施設へおたすけ会員の顔合わせも行なうということでございます。利用時間は、午前7時から午後8時ぐらいまででございますが、預かる場所は、おたすけ会員宅を基本に、状況に応じて取り決めをいたすということです。利用料金につきましては、午前7時から午後7時までが1時間あたり600円、それ以外の時間帯は1時間あたり700円に設定しておるところでございます。これからも事故などがないように体制を整えまして、安心して子育てができる環境整備に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

〔教育長 菊川茂男君 登壇〕

○教育長（菊川茂男君） 放課後子どもプラン（仮称）について、青木議員の質問にお答えいたします。

今年度から実施いたします、放課後子どもプランにつきましては、議員おっしゃるように、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と、厚生労働省の放課後児童健全育成事業が一体的あるいは連携して実施する総合放課後対策事業でありまして、地域社会の

中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するために実施されるものであります。

放課後子どもプランの実施にあたって、効果的な事業運営を検討する観点から、現在、実施校の校長、校長会代表、放課後児童クラブ事業者代表、社会教育委員、PTA等で構成される運営委員会設置を進めているところであります。また、本年度の実施につきましても、本会議に予算を上程しているところでございます。実施校につきましても、2学期より、滑石小学校をモデル校として、全児童を対象に週2回、月曜日と金曜日に実施し、そのうち1回は、学力充実を取り入れたカリキュラムで担任の先生が当たることとしております。もう1回につきましても、スポーツ、文化活動、あるいは地域住民との交流活動等の取り組みを実施する予定にしております。指導等につきましても、地域ボランティアの方々を中心に実施していただくようお願いする予定でございませぬ。時間配分につきましても、今年度の年間計画をベースに学校と時間帯の調整を行なっているところでございます。なお、来年度につきましても、本年度の実施の状況や課題や成果などを十分検証し、今後の方向性など考えてまいりたいと存じますので、今後とも御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 11番 青木壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） ファミリーサポート事業、大分具体的に進んでおるようでございます。まあ、この預ける人と、預かる人、このお互いのその人間関係といひますか、信頼関係というのは相当大切だと思います、重要だと思います。他人の子どもを預かるということは、大変大きな責任を持つこととあります。私もかつて子ども会で、海水浴、キャンプに引率して預かったことがありますけれども、その一人一人の子どもたちのことを安全に、そして間違いなくということを見ると、大変な責任を負うわけとあります。そういった意味でも、この信頼関係というのは大事かと思ひますので、どうかそういうメンタル面も考慮していただき、進むように思ひます。お願いします。

そして、この早くからやっている先進地におきましても、そういう会員さん同士の交流会もつくっているところもあるそうです。その会員さん同士の交流会で、またお互いにいろいろ親睦を深めながら、さらに拡充をしていくと。そういう先進地の報告もあつておりますので、その辺もまた参考にしていただきたいと思います。

そして、あと放課後子どもプラン、これについては最終的には今年度の状況を見ながら拡充をしていくんだというお話がありましたけれど、本当にこのプラン的には私もいいと思ひます。ただ、一つ、1点気になるのは、先生が見られて、おおむね5時前後で終了すると思ひます。授業であるとかスポーツであるとか、そういう学校で行なえる行事

がおおむね5時頃終わる。そうしますと、夏場は御存じのとおり大変明るい、外も明るいと思いますので心配ないと思いますけども、こういう昨今、恐らく冬場では、もう5時過ぎたら周りは真っ暗と思いますもんね。そういう部分ではどうか、私も入っていますが、その地域の学校ボランティア、パトロールのボランティアの方々にも協力もしていただいて、安全な形で帰れるような体制も同時にとっていただきたいと要望いたします。

では、最後の質問をいたします。2番目については、特別支援教育についてでございます。特別支援教育は昨年6月に学校教育基本法が改正され、小中学校等に在籍する教育上、特別の支援を要する障害のある児童・生徒に対して、障害による困難を克服するための教育、これを特別支援教育といいますが、このことを法律上に明記して位置づけられました。法改正により、従来の特殊教育で対象とした聾とか盲学校、知的障害などに加え、発達障害も特別支援教育の対象として位置づけられた点は、教育関係者からも高く評価されております。

今年3月まで、障害者教育は制度上、障害の種別により、盲学校、聾学校、養護学校に分かれていましたが、昨年の学校教育法で今年の4月からその位置づけが特別支援学校と一本化され、小中学校の特殊学級も特別支援学級に改称されました、名前が改められました。

発達障害は、学習障害、まあLDと言われますけども、それと注意欠陥多動性障害、別名HDと言われます、また、自閉症などの総称であります。周囲とうまく意思疎通ができない、落ちつきがないなどが特徴であります。単なる性格や人柄とは異なり、先天性脳機能障害が原因とされ、いじめの一因になっているとの指摘もあります。文部科学省の調査によると、全国の小中学校におよそ6.3%の割合で発達障害の子どもが存在する可能性があると言われております。その対応が喫緊の課題と今なっております。子ども一人一人のニーズに応じた教育をするべきとの観点から、障害を持つ児童・生徒の支援教育の推進を図るために、該当児童・生徒に対し、日常生活の介助と学習活動上のサポートを行なう体制への取り組みが大切と思います。特別支援教育において、特に重要なのは人的体制の整備などが上げられますが、玉名市の特別支援教育の現状と課題、また今後の対応についてお尋ねをいたします。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 特別支援教育の現状と課題、及び今後の対策について、青木議員の質問にお答えいたします。

まず、特別支援教育というのは、障害のある児童・生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという原点に立ち、視点に立ち、児童・生徒等の一人一

人の教育的ニーズを把握し、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善、また克服するため、適切な指導や必要な支援を行なうものであります。玉名市の各小中学校では、平成19年度、特別支援学級を小学校14校に21学級、中学校4校に7学級設置してあります。また、通級指導教室としまして、玉名町小学校に「ことばの教室」、築山小学校にLDなどの発達障害等に対応する通級指導教室を設置しております。現在、通常学級に在籍する発達障害等の児童・生徒に対する指導及び支援が課題となっております。教育委員会としましては、市費による特別支援教育支援員を10人配置して支援を行なっているところであります。また、障害のある児童・生徒の一人一人の教育的ニーズに応じて、適切な教育支援を行なうために、学校では個別の指導計画を作成して対応しております。また、保護者や関係機関等との連携をもとに、個別の教育支援計画を作成するようにもなっておりますので、保護者との信頼関係や、関係機関と連携を大切にしながら、現在、進めております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 11番 青木壽君。

[11番 青木 壽君 登壇]

○11番（青木 壽君） 特別支援教育のあり方については、やはり特に重要なのは人的体制の整備だと思います。この人的整備といえ、やはり特別支援教育支援員の拡充と言いますか、整備があると思います。どうか今後とも整備等含めて、充実を図っていくよう要望いたしまして、一般質問を終了します。

○議長（松田憲明君） 以上で青木壽君の質問は終わりました。議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時11分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

27番 堀本泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） 御指名を受けましたので、一般質問を展開いたします。通告にしたがって行ないますけれども、まず2つの大項目に分けております。

1番、教育に関する問題について、いろいろとお尋ねをいたします。

まず、今朝も行ってきましたけれども、1番に、岱明支所における事務所の配置についてということで、教育長あたりの御意見を伺いたいと思います。

私は、立場上、何回も岱明総合支所ですか、行きますけれども、行くのは2階から上、3階ですけれども、3階の企業局ですか、と、教育委員会の混住のあり方について

ですね、かねてから意見を申し上げております。市長にも申し上げたこともございますが、皆さんが御承知のとおり、企業局は金もうけと言うといかんけれども、利益を上げて還元するのがテーマで企業局をやっておる。教育というのは金もうけとつながるかという、全然別個の威厳のある、上下はないけれども、威厳の持てる組織だろうと思っております。行ってみると、廊下には物置のようにやっておるし、片一方は先生らしい人が低姿勢であいさつしよるのに、企業局の方はやっぱ、「おい、わっどまあそこは見ぎゃいったか」というような、粗っぽいというか、現場の雰囲気、混沌とした事業になっております。2階の方はそうかという、ゆっくりとあってですね、部課の統率ができるとだろうかという距離感があって、過年のうちの2階の総務の部屋みたいで、ロイヤルホテルよりもよかつじゃなかかというぐらいの余裕のある勤務体制をとっております。きょうも何名おるとかいたということで言ったら、8名かなとか言う、あの広さです。たまたま先般、レセプト集団をあそこに追いやったいきさつもありまして、今、部屋は一通り形で埋まっておりますけれども、教育長はそこで、教育長としてですね、自分の部下が勤める委員会、あれでいいのか。玉石混在とは言えんけど、部下の勤務場所としては今の状態、いざとなって申し上げるとすぐ新市計画、合併協議会のあれにのっかってやっておるとだけんというような断りがあります。ならば一生あれでいくのかと言えればまた問題があるだろうと思いますが、勤務することについてですね、今の状態でいいと思われるか、どこがああいうことを決めたか知らんけど、総務企画か知らんけど、その辺に対して教育長として、権威のために、教育委員会の権威のためにもどがんかしてくれというぐらいのことを申し上げる必要がありはせんかと思っております。

ただ、財政的にコンピューター、パソコンの接続がどうかこうとかで少々金をかけにゃんからという現場のこだわりもありますけれども、銭づくりは市長あたりがおることだから、やれば何億円じゃなかっただけんできると思います。要は同じ言葉を使いますが、玉石混在の様子でいいのかということですね。教育を論ずる立場の教育長にまず伺います。

2点目、1年2学期、先ほどの吉田議員の質問にも答えておられましたが、どうも教育長はですね、私も7、8年前から知っておりますけれども、今もそうですが、若くてですね、ちょっとやり過ぎらすごたるなという印象をもって見ておりました。今もやっぱりそぎゃん思います。やっぱり決めて、部下の校長に指示をしておるというようなニュアンスの発言がありますので、ちょっと気になっております。1年2学期の移行ですね。子どもたちの意見はどういう形で出ているのか。大体、教育の根本というのは、教育委員会が抑えておるのか、補助的な、委員会は先生方の意見を補助的にまとめ上げて一本化する立場なのかですね、上意下達の組織なのか、ちょっと勘違いもありはせんかと思っております。

まあ、私は最初から私なりに異論を持ちまして、教育長に再三再四、面接を申しております。まず、単に3を2にするだけで、この夏休みはありますばいた、冬休みもあるとばいたと、いっちょん変わらんばいたというような説明をされますけれど、私ももう50、60年前の話を鮮やかに思い出しますが、1学期の通信簿が優はなかったというようなこともありました。よし、夏休みに頑張って2期でという、一つの何と言いますか、きっかけがありました。ところが、夏休みはあるとばってん、10月の何日までが1学期で、2期は10月の何日からばいたとなってくると、区切りがなかなか生徒はできにくいだろうと。慣ればそれでできると思いますがですね、その分、教育長の意見によれば、教員の時間が、先ほどもおっしゃいましたけれども、ロスがないから、それだけ時間がとれる、子どもに手をかけられる、時間も10時間ぐらいふえるというようなことをおっしゃいました。子どもの立場を考えては、一つも言葉は出ていませんね。例えば、私が子どもだったときには、やはり上級生の6年生、5年生と一緒に会してですね、話をする、先輩たちからげんこつで打たれるようなことも一つの教育の一端で、ありがたく思いよった時分もありました。会合するのが面倒くさいような教育長の発言があったしですね、通信簿を書かんでいいけん時間が浮いてくるという、大人の感覚での発言に終始しとったと思います。吉田議員の質問に答えられた中でですね。子どもの立場を表現した言葉が一つもなかったから、気になっております。

日本には、何遍も言うように、季節の移ろいがあります、四季のある国です。恐らく三学期制のシステムもそこらに立脚して昔の人がやっぱりこういう割り方をしたんじゃないかならうかと思えます。よそもしておる、どこの先進校があるとおっしゃいますが、なぜ事を急がれるかですね。文教委員会は視察もした、どうこうと言うなら、それならば全員協議会の中ででもですね、玉名市は今日、こういうふうな意向をしているから、我々はもう勉強もしたですよというふうな委員長の発表、非公式な発表でもあってよかったらうと思えます。何か一方的に教育委員会がやっているんだというような見え見えの意見が一方的に出ますので、気になっております。申し上げますように、父兄の意見は聞いたと、要望とか意見も特になかったというようなことまでおっしゃいました。学校の教育長、校長の意見に対して、父兄がですね、今の何で、いちいちこぎゃんしなっせ、こぎゃんばいたというような人はそうそうおらないと思いますが、そのスタートする前の意見を聞いてもらいたかったと思えます。どがんとした風にしたがよかでしょうかね、よそはこういうこともあっておりますが、玉名市はどうしますかなという、両論は出せる立場での意見の集約は、それが本当だろうと思えます。あたが決めて、校長先生にも命令しておって、意見の集約、PTAの総会、代表者会をやったというのは、私はじゃあどうだろうと思えます。

土曜日のお休みもやってみて、ゆとりの教育どうこうということで、それによってこ

とわりがあるという判断で国もやった。結局、現在は先ほどのお話でもあるように、特別な補習授業も申し込みをとってせにゃんと、サービス授業もせにゃんとというような状態で、土曜休日勤務全廃は失態だったなというふうな反省も出ているときですね、やろうやろうというような一方的な考えはちょっと一歩、考えた方がよかっじゃなかろうかと思います。それから、それは答えを聞いてからまた反論はします。

教育財産、これはもう今、話題になっておると思いますが、大浜の町の小学校、教育長とも議論をしましたけれども、あれの払い下げについて、あるいは貸与についてですね、先日、利用状況等も私も見に行っておりますが、少々あれに私も文教委員長2期、手を挙げて務めて達成のために頑張ったいきさつがありますので、そこがどういう目的で漁協を追いやってですね、それから差額は寄附金募集して、道路のバス路線をつくって、現在に至ったかをももちろん知っておられると思いますが、何のためにあの土地を取ったか、原点に返ってですね、教育長の考えを聞いてみたいと思います。なぜ、あの土地の三角を無理してその当時、何千万という対価を払ってですね、獲得したかということまで、よければどのくらい御存じか、その上で議論を交わしたいと思います。

○議長（松田憲明君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 堀本議員の、岱明支所における事務所の配置について、まず私の方から、現時点の担当部の考え方ということでお答え申し上げたいと思います。

3階のフロアに企業局と教育委員会と一緒に配置してあるが、業務内容及び関係者等が違うと思うが、分離する考えはないかというふうなお尋ねであります。議員も御承知のとおり、質問の中にもありましたが、1市3町の合併によりまして、新生玉名市が誕生し、職員数は697名、組織は13部61課173系の行政組織を編成したところでございます。しかし、新市の市役所本庁は、そのスペースの関係上、主要な本庁機能の一部を岱明総合支所に置かざるを得ず、教育委員会、それと企業局を3階に配置しているところでございます。

教育委員会を移転したらどうかとの御意見でございますが、合併以降、肥大化した組織機構及び事務事業の見直しを段階的に進めており、岱明総合支所の全体で見ますと、少し空間スペースが見受けられますが、現時点での教育委員会の3課を移動するとなりますと、先ほど御質問の中にもありましたけれども、電算機器、庁舎保安機材、及び照明等の移動経費が必要になると思います。また、総合支所全体の配置がえにもなるかと思っております。今後もさらなる事務事業の見直し、課及び系の統廃合を行ない、組織機構の再編を積極的に推進してまいりますので、その機会をとらえ、議員の御意見を参考にしながら進めてまいりたいと感じておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 岱明支所の問題につきましては今、総務部長の方から答えていただいたとおりであります。教育長としてどう考えているかというお尋ねでございますので、一言申し上げておきたいというふうに思っております。

まずは、堀本議員の御配慮にですね、心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。教育委員会といたしましては、これを言うとまた何か言われそうですけれども、合併のときにやっぱり十分ですね、検討した上で配置してあるものと、こういうふうに考えております。3階部分はですね、人数からいたしますと少し狭い感じはいたしておりますけれども、与えられた環境の中で、企業局の職員ともですね、仲よくしながら職務に励んでおるといようなことでございます。今のところ、業務に支障を来すということはありませんので、議員も一つ安心していただきますように、私からもお願い申し上げておきたいと思っております。

続いて、二学期制への移行についてでございますが、何か教育長はちょっとトップダウン方式で威張っておるんじゃないかというふうな御指摘もありましたけれども、決してそういうことはありません。皆さんの御意見を伺いながらですね、教育行政を進めておるわけでございますが、この二学期制への移行につきましては、いろいろ私も資料等を取り寄せながらですね、研究をしているところでございます。ほかの先生方の意見等も聞きながら研究しているところでございますが、一応、答弁書に沿ってですね、お答えしたあとでまた再質問等あろうというふうに思っておりますので、そのときにまたお話も申し上げたいと思っております。

二学期制の導入の背景といたしまして、平成14年度から始まった完全学校週5日制や、ゆとりの中で特色ある教育を展開し、子どもたちに生きる力を育成することを根本的な狙いとして現行の学習指導要領があります。この学習指導要領の改善の基本的な考えとしまして、ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実させることが示されております。そのためには、教師も子どもも、時間的、精神的なゆとりを持って、その中で、教師には一人一人に応じたきめ細かな指導を行なうことや、子どものよさや可能性を伸ばし、個性を生かす教育の一層の充実を図る必要があると考えております。

一方、教育機関の管理運営の基本的事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条により、教育委員会規則により規定するようになっております。県立高校におきましては、平成15年の3月と平成18年2月に県教育委員会の熊本県立学校管理規則の一部改正によりまして、二学期制の実施について、教育委員会への届出により、実施可能となったところでございます。二学期制の導入は、このような

趣旨及び法的根拠を踏まえ、本市教育の充実発展を期して行なうものであります。この二学期制のメリットといたしましては、吉田議員の質問にもお答え申し上げましたが、授業時数の増加により、ゆとりある授業展開が可能となるということ、基礎基本の確実な定着を目指した不断の授業の充実が期待できますし、子どもの理解に応じて補充学習や発展的学習などのきめ細かな指導も実施可能となります。また、評定をこれまでの3回から2回にすることで、特に授業時数の少ない教科においては長いスパンの評定が可能となり、信頼性が高まっていくと思っております。合わせて、学校行事の見直し、長期休業中の有効活用が可能となり、各学校、特色ある教育活動の充実が図られるものと考えております。

一方、この二学期制の実施にあたっては、学校教育活動見直し、新しいものを生み出していこうという教職員の前向きな意識改革や、保護者への説明を今後も重ねていくこと、あるいは二学期制をいかした教育課程の編成、通知表等の形式の検討、学期の区切り、長期休業中の有効活用等についても今後ともさらに研究をしていく必要があると考えております。

本年5月には、二学期制の検討委員会を立ち上げまして、教育課程の編成や通知表の形式、保護者への啓発等について検討していただいているところであります。二学期制実施に向けて、議員の御理解を一つよろしくお願いを申し上げておきたいと、かように思っております。

教育に関する問題の、教育行政財産の払い下げについてでございますが、学校に必要な土地として取得した財産は、学校の大切な教育財産であるということは承知しております。大浜小学校の第2グラウンドにつきましては、平成3年2月に低学年用グラウンドとして、大浜町漁業協同組合より購入した学校用地になっております。平成16年の12月に大浜町西川町区より大浜小第2グラウンド1,696平方メートルのうち、192平方メートルを西川町区公民館用地として購入したい旨の陳情がなされました。現西川町区公民館は敷地が狭く、耐用年数も経過し老朽化が進んでおり、西川町区が公民館建てかえの用地選定を協議したのもわかると思っております。陳情を受け、教育委員会として現地の第2グラウンドの管理状況、利用状況等について、学校より話を聞き、調査しましたところ、学習用の実習畑といえますが、それから教諭、スクールバス等の駐車場として利用しているけれども、購入要望の西側三角部につきましては、利用していない状況であったと見ております。当時、教育委員会としてこれまでに教育財産を有償譲渡した前例がなく、平成3年2月に学校用地として購入した経緯、市内の他の地域に及ぼす影響等を考え、検討時間をいただきたい旨の回答をし、用地選定にあたっては小学校グラウンド以外も並行して検討していただきたい旨のお願いをしているようにございます。その後、西川町区においては再度、公民館用地選定を検討されました

が、他の場所での取得が困難であり、小学校グラウンド用地が区のほぼ真ん中に位置し、最適という結論になり、平成18年10月に第2回目の陳情書が提出されました。内容といたしましては、同じ場所を購入ではなく、教育財産の借り上げとして要望をされております。前回と同様に、現地の利用状況、管理状況等の調査、学校の利用状況及びPTA役員等の考えを参考にした結果、駐車場としての利用が主であり、グラウンドの機能を十分発揮していない現状でありました。しかしながら、教育委員会といたしましては、平成3年2月に購入時の経緯、市内のほかの地域に及ぼす影響等を考え、これは再度、十分に検討し、方向性を出していくならというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 27番 堀本泉君。

[27番 堀本 泉君 登壇]

○27番（堀本 泉君） しゃんむり反対の堀本と言われようございませうが、先ほどもある議員さんから忠告を受けましたところございませうが、先ほどの質問では、教育長は子どものための財産として買うたというのは知っているというお話でしたが、当時、今から15年前ですか、小学校は海岸に建ててくれと、あまり町の中になつとるというようなことで、もめましてですね、大浜は。当時は、名前を言っちゃ何ですが、3人の議員さんもおられて、結局、上に建てる、元のところに建てるか国道の501の今、漁協の建っているところになおすか、大いにもめよったわけです。で、私は文教委員長に手を挙げまして、希望して2期務めました。後半、大浜を解決して、あぎゃんとはいかんばいということで、私なりの強引さで解決をしたつもりでおります。そのときの約束事は、スクールバス、末広あたりの子どもたちのためにはスクールバスを入れると。それにもまして、修学旅行とか外来のお客さんがバスで、観光バスで来るのに、道がなかった、建設省の堤防の上で通行どめして子どもを乗せるという状態だったから、バスが学校に降りるごつする必要があるので陳情を受けました。それで、建設省とも交渉しましたが、堤防はまだあれは改修予定のところだから、これ以上の扱いはでけんということで、現在の農協の横を通ったあの県道から縦に入ってくるコースを広めたわけです。そのときに市の買入価格は安いものだから、そういう安いところで凸版印刷には高々と売つとる者もおるとに売られるかという意見で、ねまりかけたもので、当時のいわゆる買い取り業者さんとか、仲買業者さんとか土建屋さんとか床屋さんとか、ずっと回しまして、今、農協長をされておる坂本さんがPTA会長だったもので、いわゆるバスが入るための手段として、子どもの、バスは毎日来んけんですね、子どもの第2グラウンドにすると。滑石も持っておるじゃないかと。その当時はサッカーがはやっておりまして、はやり出して、低学年の子どもはぼさとして立っておると

頭ばボールで打っ倒されるというような危険がありましたので、低学年用のグラウンドということで、2,000数百万の費用を、当時の市長は松本さんだったと思いますが、出していただいたいきさつがあります。のどの渴きもそれまでで、時代が変われば、ただ使いよらんけんよかじゃんかてというような意見が一部の部落から出ておるということに疑念を感じたから反対を最近表明したわけです。町全体の集会場は漁協さんの横に、あれも滑石の予算2,400万を回して建てたいいきさつもありましてですね、滑石はそのあとで1億円、あれは国の銭を使って建てたんですが、一生懸命努力した人間が今悪者になりかけております。それは、毅然とした教育委員会の態度、子どもの幸せを、さっきも1学期2学期の話じゃないけど、考えた発想がないから、優柔不断、見ぎゃ行ったら使いよらんけんて、使いよらんけんどうこうじゃない。そら使うように低学年用のフェンスでも張って、安心して車なんか入れんでん、子どもが砂遊びでんできるような学校運営に仕向ける教育委員会の誠意がないからじゃないですか。使いよらんけんて、この前の大野小学校じゃないから、蛇が出るけんどぎゃんかしてくれと同じでですね、やはり子どものためなら有効に使うような処理を教育委員会がとるべきだろうと思いますが、いかがですか。事情はそれだけです。私は反対です。これは、大浜の皆さんには悪いばってん、当時はああよかった、堀本さんよかったねというような声も上がっておるのは確かですから、地元の議員さんは逃げたんだから、どっちに加勢したってちゃ、半分は損するとだから、俺どもそぎゃんとにはかたらんて、高寄旧玉名市長なんかはつきり言いましたから、それは。どっちがよかったかは別にしまして、今、有効に使われておらんという言葉が出ましたから反論するわけですが、有効に使うように見ぎゃいくと、バラスどんまいてですね、自動車は縦横十文字にあるし、あの大きな道を真っすぐ行ったところに、頂点に60坪の家が建つならですね、通行人は邪魔にならんでもですね、見た感じもきれいに見えるだろうしですね、学校財産というものの定義をですね、改めて教育委員会として確認をしていただきたいと。堀本が反対したけん、賛成したけんて左右される問題じゃないと思います。よろしかったら御意見もいただきます。

次に行きます。夢のあるまちづくり、ロマンチックな題にしておりますが、まず「庁舎跡を含めた活力あるまちづくりは今？」というタイトルにしております。芸術的にやっておりますが、大体、市長はこの議場の中で、私的な話の中で庁舎を移転をさせるときですね、私は庁舎の移転のあとの経費もですね、この跡地の建設に対する経費もいわゆるコストの中に参入すべきだという意見を申し上げておりましたですね。市長がお見えになって、とにかく責任もってこの庁舎移転のあれと時を同じくして、この跡地の解決、それからマルシヨクあたりの解決も全力でやるからと、反対はするなというようなことをいただきました。一言も反対はしなしですね、市長いわく、あんまりすつといくと拍子抜けするなというような言葉の中に行きました。さて、今はどうなのかですね。それ

から既に、小一年とは言わんが、何カ月も経っておるんですね。話を聞きますと、三者協議会かなんか、あそこは商工会議所ですか、いろいろな催しで会議があって、それだけのグッド、ベターな案が出ると。そこで皆さん方にもお尋ねしたいが、市議員はいわゆる産業経済委員もおるしですね、市議員は出た案に対して賛成か反対しかされない、いわゆる審議機関じゃないと思われませんか。私は、市長に異議は申ししておりますが、なぜ途中ででもですね、結論が出る前に全員協議会でも今、こういう状態だとか、わからんならわからんで、わからんばなという、途中経過がないと、結論が出てきて、あたたちには言わんじゃったが、どがんするかなということじゃ、議員も答えは出せんと思います。そこで苦情があります。どういう状態なのかですね。それから、また同じく苦情ですが、都市計画道路、先日の審議会に女性もお見えだったけれども、知らん人がほとんどだろうと思います。その中で、話が出たのは30数年間手をつけていない計画路線は、この際、費用も400数十億の経費がかかるから、とてもじゃないけど見込みはないと。この際、廃止したいと、そういう線で検討してくれという、市長はもうそのときはご不在だったけどですね、会長さんから出ました。私がすぐ異議申し立てをしました。会長て、あなたたちはそれでよかろうと、しかし市長も私も政治家の端くれで、島津市長がときになってから、あれもせん、これもせん、うち切れてどうして前任のときにそぎゃんとは言わんじゃったか。例えば11年間の新市計画のときですね、執行部の中身の人が、それは市長にちゃんと申し出て、案を出さんといかんと思いますが、誰かその頃から言いよんなはったですか。土木課長、部長あたりはどうですか。全然、犬の星見たような形でですね、400億からの事業が宙に舞うということになれば、何しきらんねて、俺どんげには待っておったてていうようなことにもなりかねんだろうと思います。だけん、英断は英断としてですね、今申し出ておるのは、それにかわる、かわるまでは行かんでも、既存の道路をベースに計画されておるから、その既存の道路に対して集中的にですね、毎年ひもつきで1億なら1億ずつの予算を枠をとって、買収のできるところを広くしたり、フェンスを外して広うしてみたり、いろんな便宜を図るやり方を提案をしながら消去していかんと、いきなりもうせんばいたて、あとはよかごつしなっせじゃいかんだろうと思いますが、これはよければ担当部長か課長でも結構です、助役あたり、いかがですか。事務トップの、助役じゃなかった副市長、せっかく名前も変わったんだけん、よろしく願います。

それから、特に先ほどから言っております、中心市街地に人が住む、もともと人が住んで繁華街でですね、子どもみこしまで出るとが町の中心地、旧高瀬市街地です。今は荒れに荒れてですね、窓枠のこけてきて、ケガしたときは市役所が弁償するとだろうかという人もおります。市役所が何とかを、危険防止のあれを立てておるもんだけんですね、そういう危険な状態にさらされとつとに、手を打てない玉名市に残念です。夢のあ

るまちづくりの中のこの中心市街地、玉名市に中心市街地はあるのかなのか、どがん
思いますか。あるとすれば、それは妥当な表現かですね。何とも関係なく、単純にあそ
こにマンションなつと建てようかと、市営住宅を民間活力でさせるよと、土地を持って
おりなはる人には部屋を入れかえに5階か6階かばやったりというふうな発想で、思い
切った事業発足をしてみてはどうだろうかと思います。まず、マルシヨクの跡地も含め
てですね。それに対して議会は、私は異論は出ないと思う。なぜかなら、そこに田舎あ
たりからのお客を招致して反映させるときは、もう町自体がのうなつとるもんだけんで
すね、それだけの議員さんも自信のある人はおらんとします。住まいをつくるとな
ら、もう即募集すればびゃんびゃん来ますよ。あの亀甲のツインビルですね、あれが2
棟建ったときは、最初のときは猛烈な地元が反対だった、ビル風が起こる、屋上から小
便どんするなら俺どんげはひっかけられるとか、いろいろな言うて、実際議員で、議会
で説得に行ったんだけん、区長さん方に寄つてもろうてですね。そういう状態です。と
ころが今、どうですか。計算をすれば、何年間かで1億あたりのいわゆる税収とまでは
言わんが、利用税、住民税何じゃかんじゃですね、あると。立派な企業誘致。で、私は
その当時は、住宅の建設あたりも企業として人間は、5人以上人間を雇わんと誘致企業
にはせんとか、いろいろ催促があったから、撤廃して、投下資本をして固定資産税を払
うごつなつたのには、企業誘致で5年間ぐらゐの特例措置をなさいと、いろいろ言う
てきました。今立派なホテル並みのマンションが2棟建ちましてですね、500人近く
の住人が、今言う、西川町よりも太か町になっております。そういうつもりで、市長の
英断を得たいが、現況について御存じかというといかんばつてんですね、よければです
ね、考えの一端を見せてもらいたいと思います。

最後は建設部長の方に、境川改修計画、かつての議会で申し上げて、市長に花を持た
せたこともございますが、大体、境川改修事業促進期成会というなるものを立ち上げに
なられたのは市長が県会議員のバリバリのときの話です。それが、いまだに市として計
画が、あつたば県議員にしとつたがよかつたなと思います。下地は、所有権は県の方で
すけれどもですね、私どもは県民であり市民であります。去年ちょっと水の堤防が越そ
うてしたけん、すぐ金かけて修繕ばしよる。堤防なんか突き壊さんと修繕せんとならで
すね、ブルドーザーば持ってきて突き壊さにゃんごたるですね。ようよう今、部分的に
手をかけよるけん、先ほども申しましたが、下地計画が生きておるとなら、何年度に完
成するのか、投入予定額は幾らなのか、上流も含めてですね、そがんとは下部機関の市
はわからんとかて言いよるわけですたい。なぜ県に尋ねることを憶するかですね、どう
いうペナルティーが来るのか。市民のため、市民は県民だということなら、堂々と胸を
張つていつ修繕するとか、いつするとかて聞いてよかと思うとですよ。それで今、借
り上げか何か知らんけど、ユンボのくちばしの長かつで底をとつて、河川の底をとつて

流道確保をしよるですね。しかし、御承知のとおり、あの川は一番下の塩浜樋門というところで海に面します。そして、何万トンという圧力で樋門が閉まりますから、その時間の長い短いによって溢水するわけですね。流れてきたのが全部とまるもんだから。それをわきまえんで、びんびん底ばかりさらいて流道を確保すれば、すたと来た水は下に全部たまるわけですね。そがんとはどがんなると、誰の責任になるとですか。上げさらえたけん水の多して下がようととも切れたじやなかかということになったときは誰の責任になる。よければ御意見、御高見をいただきます。あとでまいっちょ聞きます。

○議長（松田憲明君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

〔企画政策部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画政策部長（牧野吉秀君） 堀本議員の、夢のあるまちづくりの中で、「庁舎跡を含めた活力あるまちづくりは今？」ということに対してのまず御答弁をさせていただきます。

新庁舎の建設につきましては、昨年度において、議会の御理解と御協力をいただき、建設位置の決定と基本構想の策定が終了いたしました。今後は、この基本構想に基づきまして、その事業を進めるものでございますけれども、議員御指摘のように、まだ見えないとは思いますが、本年度は実質的な取り組みでございます基本設計や、あるいは用地取得に向けた事務に着手しているところでございます。

そこで、御質問の庁舎跡地などの活用方法でございますけれども、本年4月に、これ、市役所の中にも中心市街地のプロジェクトチームをつくっておりますけれども、議員御指摘の、中心市街地活性化推進会議、すなわち市と商工会議所と、それと熊本の大学との連携を行っております崇城大学の三者で、調査跡地とマルショク、それに新庁舎、この地域全体を、そのまちづくりをどうするかという検討する組織を立ち上げて、現在、定期的にその協議を行っております。それぞれの視点、立場をうまく引き出しながら、活力あるまちづくりに資する具体策の検討を進めているのが現状でございます。

また、活性化に対する方策につきましては、一つは市民の意見を聴することも必要との認識に基づきまして、一つ秋にもフォーラムを開催する計画でございますけれども、また検討しました内容につきましては、堀本議員御指摘のように、必要に応じまして、議会への説明も行ないながら進めていきたいと考えていますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、質問の3番で、中心市街地に人が住む計画はなぜ浮かばないのかというお尋ねでございます。これにつきましては、本年3月に定めました、第一次総合計画におきまして、概略申し上げますと、平成28年におきます玉名市の目標人口を7万5,000

0ということで設定しております。平成17年の国勢調査人口から3,100人の増加を実現するためには、今、議員御指摘のような魅力あるまちづくりの推進による積極的な施策展開が必要になることかと思えます。一方で、高瀬地区は商業機能の分散化や、長期にわたる人口減少によりまして空洞化が進んでおります。65歳以上の割合である高齢化率も35.6%となっております。市全体の26.2ポイントを10ポイント近く上回る状況でございます。従来の商業活性化の施策を超えて、コミュニティー維持の観点からも、何らかの処置を施す時期にあるとの認識のもと、本年度は商工費におきましても街なか居住推進事業補助金ということで、2,160万円を本年度、計上して予算化しているところでございます。玉名市の町の顔でございます高瀬地区におきまして、2,740平方メートル、これマルシヨク跡地の面積でございますけれども、このマルシヨク跡地に関し、議員の御質問にありました商業施設やコミュニティー施設も入居した高層住宅という建設は、街なか居住の促進の上で、有効な手段ではあるかと思えますが、近接した現庁舎の跡地利用策や、新庁舎周辺地区との関係、あるいは都市計画道路、立願寺横町線の供用開始など、及ぼす影響も踏まえました上で、市が主体的に跡地の利用策を提示するなど、積極的に関与することで土地の流動化を促してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 堀本議員の御質問の都市計画道路の計画廃止の突然の発表についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、都市計画道路は安全で快適な都市生活等、機能的な都市活動に寄与することを目的として、都市計画に定める施設で、目指すべき都市の将来像を誘導するとともに、将来の交通需要に対応して計画されたものであり、その整備は長期間にわたって進められるものでございます。しかし、近年の人口減少の見通し、経済の低成長、市街地拡大の終息など、都市を取り巻く状況の変化に伴い、計画決定時の路線の必要性が変化しつつある路線や、厳しい財政状況のもと、事業が進まず、長期にわたって未着手となったままの道路が存在するなど、計画自体の見直しの必要性が全国的に高まってきております。また、都市計画決定により、都市計画法第53条に基づく建築制限が発生し、長期にわたり制限がかかったケースもあり、住民との合意に基づく円滑な見直しが必要になってきております。

このような状況の中、熊本県では平成17年度に都市計画見直しガイドラインを作成いたしております。本ガイドラインは全て都市計画道路を対象とし、このうち都市計画決定後、20年以上を経過し、未着手となっている都市計画道路や、一部着手したも

のの残りの区間について事業のめどが立っていない都市計画道路について、見直しを行なう際の考え方や進め方をまとめたものであり、市が都市計画道路の見直しを行なう場合の指針として利用されることを目的として策定されたものであります。本市でもこれらを踏まえ、平成18年度で事前調査を行ない、平成19年度末までに見直しの素案を作成する予定であり、今からが素案づくりのスタートということになります。

次に、素案作成の手順についてでございますが、20年間、未着手の都市計画道路を対象路線として抽出し、その中で廃止すべき路線を選出いたしますが、この過程においてはまちづくりの専門機関である玉名市都市計画審議会からの意見や、アドバイスを拝聴し、さらには住民説明会を開催し、住民の意見を反映させながら見直しの素案を作成していきたいと考えております。したがって、議員にも御出席いただきました6月19日の都市計画審議会での廃止路線は、市内計画決定22路線のうち4路線でございますが、見直しの作業を進める上での作業案としてお示ししたものであり、計画廃止路線が既に決定し、発表したものではございません。今後の作業といたしまして、素案策定後、市、及び県の都市計画審議会を踏まえ、県の告示により決定されるものでございます。いずれにいたしましても、これからが見直しのスタートでございますので、廃止路線の選出を行なう際には玉名市都市計画審議会等により、慎重審議を重ねるとともに、廃止路線の代替となる既存道路の改良整備につきましても、関係機関並びに関係各課と検討を行なった上で、素案づくりをしていきたいと考えておりますので、議員の御理解をよろしくお願いいたします。

次に、新市計画にこの廃止路線が入っていたのかということでございますが、平成17年10月3日に1市3町で合併する際、新市建設計画を作成しておりますが、その中で、平成17年から27年までの11年間の建設事業費を計上しております。都市計画道路につきましても、11年間で整備すべき路線について計上しておりますが、その中には先日の都市計画審議会でお示ししました廃止路線の4線は入っておりません。

次に、境川改修計画は進んでいるのかという質問にお答えいたします。2級河川境川は玉名市北部の小袋山を源に、途中、準用河川山田川と合流し、中流部では玉名市の市街地の西部を流れ、下流部の水田地帯を経て、有明海に注ぐ流域面積11.8平方キロメートル、幹線流路延長約5.1キロメートルの河川であります。境川につきましては、昭和55年度、57年度の豪雨に伴い、浸水被害が発生し、これを契機として最下流の塩浜樋門から800メートルにつきましては国庫補助事業の局部改良事業に着手するとともに、県単独費も投入してJR橋から下流部の河道改修に取り組み、昨年度までの総投資額は河川局部改良事業で5億9,900万、単県改良改修事業で4億9,000万円の、総額10億8,900万円を投資し、今日まで国道501号下流区間の築堤盛土、用地買収、整備計画策定等を実施してきております。特に昨年は、梅雨前線豪雨に

よる浸水被害が発生し、6月23日から27日の豪雨時は最大日雨量198ミリメートル、最大時間雨量72ミリメートルと記録的な豪雨で、JR上流約9ヘクタールの浸水面積で床上5戸、床下29戸、農耕地4.2ヘクタール、宅地3.6ヘクタールの浸水が発生したところでございます。

議員お尋ねの河川全体計画の内容についてでございますが、平成18年度に計画規模50分の1で河川整備基本方針が作成されたところでございます。現在、河川整備計画の策定に向け、県が国土交通省と協議を行なっていると聞いております。この整備計画の中で、整備に向けた具体的な計画規模が決定されるものであり、この計画規模に従って算出される総事業費は現段階ではまだ積算できていない状況でございます。

次に、かずやコスメディア付近一帯の浸水防止対策であります。今のところ河川改修以外には防止対策はないと考えておりますが、現河道内に土砂等が堆積している状況でございますので、緊急対策として土砂のしゅんせつ、護岸の土のう積みを行なうことといたしております。現在の河川の整備状況につきましては、昨年の豪雨時の越水箇所、及び危険水箇所の堤防のかさ上げ工事、河川のしゅんせつ工事、並びに堤防の拡幅補強工事を県市で実施中ではありますが、これまでの現河道改修でのネック箇所である国道208号及びJR橋の改築が想定され、多額の費用が必要となることから、早期の河川整備計画策定と国庫補助事業の新規採択を目指している状況と聞いております。ただ、2級河川境川上流の玉名市管理区間の準用河川約1.4キロメートルも浸水常襲地帯で、今後とも県と市が一体となって整備促進を図ってまいりたいと思っておりますので、今後とも議員の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 通告はいただいておりますが、どこをどういうふうにお答えしたらいいのかなと思っておりますけれども、感じましたこと、全部申し上げていいですかね。まず御質問がありました問題について、上の方のまず教育に関する問題についての私の感じなりに申し上げます。

岱明支所の問題は、堀本議員とよく議論することがあるんですが、何か私たちが決めたようにおっしゃいますけれども、あそこに教育委員会を持っていく、企業局を持っていくというのは皆さんがお決めになっているんですよ。合併協議の時点で。いやいや、そら反対されたかもしれませんが、それは知りませんが、その時点でもう決めてあることですからね。ただ、決めてあることとは言いながら、今日の現状が不自然なものであるならば、それは決めてあるけんそがんするというふうにこだわる必要はない。やっぱり、御指摘の点もうなずける点はあるわけで、総務部長が申しあげましたように、そういうしかるべき時期に合わせてですね、検討する必要は私もあると承知をして

おります。いずれにしろ、岱明の総合支所は立派な支所でございますから、この新庁舎建設と絡めて、極めて有効な活用方法を考える必要がある、そういうふうに認識をいたしております。

二学期制の移行についてはいろいろ勉強をしながらも、一つぜひ御理解をいただいて、教育長のみならず全体がそういう方向に向かって努力をしようという雰囲気になっておりますので、ぜひ議会の皆様方も御意見は御意見としながらも、一緒に一つこれからの教育の基幹となる事柄でもございますから、御意見をいただきながら方向が固まっていくことを願っております。

教育財産の払い下げの問題、大浜小学校の横の方の教育財産の問題。地域からそういう要望があるということで、大浜出身の議員さん方はよく御承知のようでございますので、私もこの問題を指摘されてから、堀本議員からもこの取得の経緯について伺いました。確かにもろもろとその事情があって、あそこにあった漁協をほかに移して、そしてあの用地を確保した。そのためには、当時の堀本議員等も大変努力をされて、今のよ様な姿になったことも伺いましたし、また承知もいたしております。そういう中で、地域の公民館をその一角につくらせてくれと、こういう要望が改めて16年と18年、2回に分けて陳情書が出てきたのが今議論になっていることでございます。これもですね、そういう経緯を、今までの経緯を踏まえながら、その上でなおそういう要望が地域から出てくるとすれば、関係者の間でしっかり議論をしていただいて、やっぱりこれはそういう目的で取得した土地だから、ほかに使うというのはいかんという結論になれば、それはそういう議論になりましょうし、ただそれぞれが話し合った上で、広いからせめてこの部分、こういうふうに使えば交通にも、あるいは子どもたちにも悪い影響はなかろうという議論になれば、それはそれでその時点で考えてもいいのではないかなと、お話を伺いながら感じているところでございます。ぜひ一つ皆同じラインに立って話し合いを深めてほしいなと思います。

夢のあるまちづくりについて、4点御指摘がございました。庁舎の移転、位置を決めさせていただいたのは旧年度の3月の末であったと承知をしておりますが、その際に、地域からも問題があった、跡庁舎はどがんする、庁舎の跡はどうするんだというのがたくさん意見として出ておりました。私は当然のことだと受けとめております。ですから、その際に申し上げましたように、新庁舎を別の場所に持っていく、市民会館周辺に持っていくということであるならば、それに合わせてですね、現庁舎跡地はどういうふうな活用の仕方をしていくんだという議論をしていかなきゃならん、方向を決めなきゃならん、そういうことで、それじゃどういう形で方向を決めていくか。当時、商工会議所からもこの新庁舎についていろいろ御意見が寄せておられました。また、商工会議所は商工会議所で専門家的人たちを中心にしてですね、いろいろ勉強もしておられまし

た。一方、崇城大学においてはこの玉名の町並みについて、早くから強い関心を持ち、また御努力もいただいております。ですから、庁舎跡あるいは市が計画をしております都市計画道路の貫通時点と、それから通称マルシヨク跡地と言われている一帯、この辺の市街地のありようについて、商工会議所はどういうことが期待されるのか、どういうことを望むのか、大学の視点から見ればどういうまちづくりがいいのか、一つ考え方を示していただきましょう。同時に、私ども行政は行政としてのこれまでの経緯なり財政なり、あるいはルールなり、そういうものがありますから、行政は行政もその中に入って、三者で一つ大いに意見を戦わせていただいて、庁舎の跡地あるいは中心市街地と言われるマルシヨク跡地等々のですね、ありようをしっかりと議論をして形にしていたかどうかというふうなことを4月に申し上げて、3月議会でもそういうことを申し上げたと記憶をしておりますが、4月にその会議を立ち上げて今、協議を続けていただいているものだとは思っています。ただ、堀本議員がおっしゃるのは、決まってしもうてから俺たちに言うのかで、途中経過を報告しろと、こういう御主旨だと思いますが、まだ報告できるところまで議論が煮詰まってないのかなと私は思います。と思いますが、こういうふうになりましたからこう行きますよというのはちょっと乱暴ですよ、もちろん。そういう発想やイメージは、私は想定をいたしておりません。3つの議論が市の行政の立場、商工会議所のというか、地元の人たちも含めた意見ですよ、商工会議所と言いますが、この中にはそういう方々も恐らくご意見をおっしゃっているんだと思いますよ。で、その意見、そして大学の見方、そういうものがある程度出そろった時点では当然、議会の皆さんにもこういう議論が行なわれておりますよと、こういう方向で取り決めたらいかがでしょうかねという機会は、私はあると思いますし、またなくてはならんというふうに思っていますので、何もその全然議会にも相談せんで、こんな大事な問題を勝手にたったかたったか決めて進んでいくと、そういうことは心配しておられないと思います。

それから、都市計画道路、これは部長が答弁したとおりで、これから都市計画審議会でも議論をしていただくんですが、私はあんまり詳しくありませんけれども、昭和38年にこの旧玉名市と岱明町で都市計画道路が決めているんですね、20何路線か。それでさっき部長が申し上げたように、決めただけでも、20年以上、手つかん路線は考え直してみたらどうですかというのが国県の方針、どがんしろと国県が言うたわけじゃありませんよ。玉名には玉名都市計画審議会というのがあるんですから。ただやっぱり、思いとしては20年以上ずっと計画はあるけれども、全然前に進まんような、どちらかと言えば実現性が少し難しいんじゃないかと思われている路線については、見直しを含めて検討してみたらいかがですかというのが国県の私はシグナルだろうと受けとめております。ですから、20何路線ある中で、この分とこの分とこの分は廃止したらど

うでしょうかということ、この間の都市計画審議会に提案をさせていただいたわけであって、この4路線を廃止するというを突然に発表したというのは、ちょっと違うんじゃないかなと思いますので、議会の皆さんもそういうふうを受けとめてほしいと思います。玉名市には玉名市都市計画審議会というのがありますから、それで都市計画審議会の中でそういう部分を大いに議論をしていただいて、むしろこれが残っていることがいろいろと行政の遂行上、手かせ足かせになったり、あるいは個人に迷惑をかける部分があってはならないという思いもございますから、しっかり議論をしていただいて、都市計画路線の見直しは審議会を中心にしてその意見を提示してほしいと思っております。

境川改修事業期成は非常に難しい、県議会時代から、堀本議員から怒られ怒られ私ももそれなりに事情は承知をしながらおりました。非常に難しい。ここに来てですね、昨年、部長も申し上げましたように、このJR上、国道沿い等々で大被害が出ましたことを踏まえて、県の方でどう改修したものかなということで、今検討を深めていただいていると思っております。その上で、今、堀本議員から指摘がありましたように、下流部に対するお気持ちというのも非常によく分かるということで、今年になって一部堤防の補強であるとか、あるいは中の河川のしゅんせつであるとか、あるいは玉名市も一部はね、今、道路に絡めて事業をさせていただいておりますが、それなりに県も随分そういう下流域への気持ちを受けとめながら、事業に当たってくれているのかなと、真ん中の方がずっとヨシが生えて川か沼かわからんようになりつつありましたから、この梅雨期前までに間に合うようにということで、一生懸命しゅんせつもしていただいております。ただ同時に、堀本議員がおっしゃったように、あんまり立派にしすぎるとさっと水が来て一番下の方は困るじゃないかと、こういうお気持ちもあることも踏まえながら、地元市として県と十分その辺の気持ちも踏まえながら、協議をしながら、県の改修事業が進んでいくように取り組んでまいりたいと思っております。

もろもろ申し上げましたが、指摘に対して、私の感じておるところを申し上げましたので、ぜひ一つ御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議長（松田憲明君） 以上で堀本泉君の質問は終わりました。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時21分 休憩

午後 3時32分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

25番 田畑久吉君。

[25番 田畑久吉君 登壇]

○25番(田畑久吉君) 25番の田畑でございます。指名を受けまして質問に入りますけども、先のアメリカクラリダ公式訪問、6月7日から13日、松田議長の代理といたしまして参加させていただき、無事責任を果たしてまいりました。なかなか良い面、悪い面ございますけど、両方の視点からいろいろ研修もさせていただきまして、本当にありがとうございました。

今回、私の議題といたしまして、行財政改革と、非常に難しいような私に似合わないような議題でございますけども、決して堅苦しいことではございませんので、6番目の質問者ということで、皆さんお疲れのようですけども、肩の力を抜いてしばらくお付き合いのほどよろしく願いしておきます。

島津市政が誕生いたしまして早1年半が経過したと思っております。この間、2度の新年度予算が執行されました。市長の公約のとおり、玉名市の礎を築くとの言葉が耳から消え去るほどまだ時間は経過しておりません。新年度予算の審議の議会のたびに、市長の自信にあふれる強い所信表明に安心をして、期待を持っております。多くの市民もまだ期待をしております。まだ増えると、もうすぐ期待はなくなるのかというふうに思われますけども、本当に期待をしている面が多いと思います。行財政改革は待ったなしと私は認識をしております。

さて、玉名市岱明磯の里施設の運営についてから入らせていただきます。私は昨年の6月だったか9月議会だったか、ちょっとはっきり確認はしておりませんが、磯の里の事業内容について、赤字解消の早期解決をお願いいたしましたことを、まだ私、忘れておりません。その時点で、平成17年度の赤字が約1,000万円弱程度で、平成18年度もそれに近い赤字の発生が予想されたので、黒字転換の政策をやろうじゃないかという提案をいたしましたことを記憶しております。結果的には平成18年度が私の試算では約600万円弱程度赤字決算になったと思っております。もしこの赤字がなければ、もっと市民が困っていることに有効に生かすことができるわけです。私に限らず、事業主は全て自分の責任ですから、事業成果には敏感であります。赤字が予想されるのに、事業形態というか、その方針を変えず、赤字結果を出した、まさに親方日の丸で市政を市民から任せられるという、その感覚が全くないといえようが、私はないと思います。17年度に比較しまして、平成18年度が企業努力、営業努力といえますか、売上増による赤字の減少でないのが非常に残念でございます。早急な黒字転換への政策が必要と思われそうですが、どのように考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。もし自分の事業であれば、年間それだけの赤字が予想されるようなときはですね、何の策もとらずに放っている事業主はいないと思うんですよね。私が一番心配なのは、

その施設の損益計算書と申しますか貸借対照表と申しますか、営業状況についての内容が市民の目に触れないことです。いわゆる経営状況の内容が議会にも出てこないのが一番の問題ですし、議会で指摘しても、それを解決しようとしなくて、去年指摘いたしましたのも解決していませんですね。だから、議会でここで発言して、まさしくいつもの議員が言われる、議会の軽視と申しますか、むしろ部下の人は市長を軽視しておると思うんですよ。最終的には市長の責任になってくるものを軽視してそのままにしておる。1つ、その間、どのような政策、対策を取られたのかお聞かせください。2つ、今後の対策と見通しをお願いします。

2つ目、玉名市行政事業の推進について、お尋ねします。項目の議題、字幕が少し大きすぎまして、小さい一つの例に絞って進めたいと思います。行政が事業を進める場合、道路新設や拡幅しても土地や建物等の賠償はつきものですが、賠償そのものに問題があるわけではございません。その進め方、対応の仕方にどうしても納得がいかない部分がございます。なぜそんなに進展しないのか。疑問を持つことばかりですし、同じことを私は1月から今年の6月までずっと言い続けてまいりました。担当者も同じ事を、同じ様なことを私に返事をしてきておりました。今、手続中であるという、その言葉のずっと繰り返しで、今考えると私もようここまで腹も立てずに我慢してきたなど、自分ながら関心しますけれども、辛抱強く我慢することには慣れておりますので、怒ったことはありません、行政の皆さんには。この辺が仏の田畑と言われる由縁じゃないかと、私なりにそう思っております。しかしながら、田畑と誰か議員はマムシ議員や言うてですね、名付け親になっている部長がおるんですよ。それはそれとして、もう少し格上げしてもらえんかなと、せめて沖縄のハブぐらいにしてほしいなど、そう思うところでございます。

冗談はさておいてですね、賠償の土地が銀行の抵当権設定になっておりましたのでと言い続け、途中からは、銀行とは話を続けているの繰り返しです、最近になって、銀行のこの貸借ももう済んでおりましたと、これは何カ月たった後の返事ですよ、これはね。それぐらいのことは前もってわからにゃいかんはずですけども、私も私、馬鹿ですよ、そういうことを聞きながら何カ月も過ごしてきましたから。アメリカの相続権利者に譲渡の権利書類関係を発送する件も、DHLという、我々が貿易で使う書類発送の仕方があるんですけども、外国に書類を発送する方法等も教えてあげました。これは、確かに早く正確に本人に届ける方法、発送の方法だということなんですけど、我々がいつも使っている方法なんです。そういうことも教えてあげましたけども、未だ発送もしていない。

私は毎日、市役所に2回は来ます。土木課に行ってよく行動を観察しておりますと、どうも本人の怠慢ではなくてですね、自分が受け持っているその仕事の範囲が多

ぎるといいますか、煩雑すぎるといいますか、その辺がどうも問題のようで、彼らたちには現場とその図面に専念させないとですね、全体事業が遅れる傾向にあるんじゃないかと。例年、年度末に集中して発注するし、本年、特に繰り越しは多いように思います。社会経験の浅い若い人たちにですね、用地関係の複雑な問題に対応して処理していくのは少し未熟すぎはしないかなと、私はそう思いますし、その人の持つておられる社会知識の感覚をちょっと見たような気がいたします。社会経験の豊かな人であれば、その対話、対応の仕方と言いますか、事務的処理、推進の仕方も違ってくるのになという感じることが多々あります。行財政改革は待ったなし。人材、適材適所、行政事業が円滑に推進できるような人材配置を早急をお願いしたいと思います。

私は、このような職務には、やっぱり社会経験と行政経験を持ち合わせた、言えば行政OBが適任かと思いますが、臨時職員としての方策はないのかと思います。玉名市で課長までぐらいしておられた方がよく振興局の方でアルバイト的に臨時職員でよく仕事をしておられます。よく見かけお会いしますしですね、そういった方法をとればもっと仕事がスムーズにいくんじゃないかなと思うんです。

3番目、玉名中央病院のあり方について。1市3町が合併により1市1町の病院経営になりましたことは皆さん御存じのとおりです。私が議員になりましたからも玉名中央病院の内容につきましては、非常に関心もあり、資料も調達して、多少なりとも知識を得て、病院議員もさせていただき、病院議会でも意見、発言もいたしました時期もありました。玉名中央病院の経営には、素人ながら大変関心を持ちながら見てまいりました。私が病院議員をしていましたとき、その時期ですね、その時期は積立金も約35億ほどありましたが、現在、積立金が24億、起債残高も約20億弱に減少はしておりますが、バランス的には起債超過にはなっておりませんが、過去数年の損益関係を見ますと、平成15年が7,600万円、平成15年、16年、2億1,700万円、平成17年、2億3,100円、平成18年、5億7,600円の赤字で、4年間で約11億の赤字決算となっております。市からの拠出金、4年間で17億9,000万円、これを加えますと約30億円近い金が4年間で消えたと言いますか、非常に無駄遣いのように見えますし、全てが私は無駄とは言いません。市民や地域住民の医療に責任を持って生命保全と安心できる病院として経営するならば、公的な立場から当然、投資は必要です。経営から生じた赤字は大変困りますけども、市からの拠出金が私は多くても構わないと思うんです。しかし、医療機器とか医療技術は日進月歩、また国家的医師不足や赤字経営などから、今年4月1日までの5年間で全国で1,000近くある自治体病院のうち、6病院が閉院、17病院が民間に移譲されたことが全国自治体病院協議会の調査で判明しております。このうち7割が平成17年以降の2年間あまりに集中しているというところでございます。これとは別に、民間事業者などへの運営委託も今年1月までに4

3病院に上がるとのことです。民間医療機関が充実している都市部ではですね、自治体病院の役割が非常に最近では低下し、主要財政の圧迫要因となっております。特に県内では医師不足が深刻であり、今年になりまして、県内8施設で14、5人の医師が減っているようでございます。もう自治体が病院を持っている必要性が非常に薄らいできているんじゃないだろうかという思いでございますし、非効率な経営のまま税金で赤字を補填し続けている改善が進まないその要因はですね、これは経営マインドに欠ける病院が多いため、最新の医療機器を調達しようとしても、これは一つの例ですけども、予算を議会に通さなければならないという、非常に柔軟な経営ができない面もあります。いずれにいたしましても、4年間で30億近い税金をつぎ込んでいるわけで、もっと税金の使い方を考えるべきだと私は思います。

運営委託や、いっそのこと民間委譲も視野に入れるべき時期に来ているのではなかろうかと思うところであります。民間委譲は福岡県内でも5病院で12都道府県で各1カ所ずつとなっているようでございます。経営見直しの要因の一つである、医師不足の背景には、平成16年度から始まった臨床研修制度があるわけで、新人医師が研修先を自由に選べるようになり、人手不足になり、大学病院が派遣医を引き上げる例が相次いでいるためであります。良い医師の確保は本当に困難になってくると思われまます。市域、市民や住民のために、速やかに判断をする時期ではないでしょうか。民間委譲は決して自治体が病院を放棄するわけじゃないんですね。安心して医療を受けられる、安心して自分の命を預けられる病院にするための一つの方策です。経営状態が良いうちにしないと、やはり最悪の内容になってからではですね、やはり引き受け先もなかなかありません。玉名中央病院の評価は非常に悪い話ばかりで困ったことです。私もですね、昨年の暮れにちょっとしたことで手首を痛めまして、6月まで6カ月になります。まだ治らないんですよ。私、玉名中央病院ですから、せめて通わにゃいかんなんて思って、そこに近くだから、できるだけ通うようにして我慢して行きましたけど、もう限界ですね。この前、ある病院に行きました。手首痛い、肱まで痛くなってきたと。先生、肱が痛いから注射してくださいと、注射したらすぐ治りますからと、そうしたらその医者が言うにはですね、田畑議員、この角にはできませんよと、何でですかと、曲がり角は注射禁止ですと。それを聞いて私ね、何か気分的に治ったような気がしてですね、医者もやっぱり冗談も必要です、ユーモアが必要ですね。病は気からと言うんです。そういうことですね、今後、玉名病院をどのような内容の充実した市民や地域住民が安心して自分を任せられる病院にするか、その見通しをせめて方針があればですね、示していただきたいと思っております。

参考のために言いますけども、自治体病院全体の累積赤字はですね、2005年に1兆7,820億円と、この10年間に1.8倍に膨張している。累積赤字を抱える病院

は約8割になると熊日の新聞で読ませていただきました。

以上です。答弁を聞いた後に、次の質問に移ります。

○議長（松田憲明君） 岱明総合支所長 前田繁廣君。

〔岱明総合支所長 前田繁廣君 登壇〕

○岱明総合支所長（前田繁廣君） 田畑議員の、玉名市営磯の里施設の運営についての一般質問にお答えをいたします。磯の里は、平成9年4月に地域の農水産業の活性化を促進し、地域振興の拠点とすることを目的といたしまして設置いたしております。運営につきましては、地元の地産地消の拠点として、JA組合員、漁協組合員をはじめとした生産者が、消費者の顔の見える販売活動として、農海産物、そしてそれらの加工品、また民芸品等を納入した商品を委託販売をして、運営をしており、地場産業として潮干狩り事業を実施している漁協、福祉施設の潮湯とも連携をいたしまして、地域振興を図っているところでございます。

次に、磯の里の平成18年度における運営状況につきまして、御説明をいたします。平成18年度収支見込みにつきましては、総収入が約1,719万円であり、総支出が約2,103万円であります。結果といたしまして、384万円の赤字見込みとなっております。昨年度の赤字の主な要因といたしましては、4月から5月の大型連休中の干潮時刻が夕刻と重なりまして、潮干狩りに時間帯が合わずに、客数の大幅な減少となったところでございます。また、6月に発生をしました豪雨災害及び台風13号による漂着ごみ等による来客数の減少も影響したと思っております。

平成19年度における収益増の改善策としましては、商品納入登録者で組織します磯の里会等と連携をして、4月の大型連休期間中、テントを設営して販売促進に努めたところでございます。今後も海水浴期間中はもちろんのこと、年間を通じまして、各行事での店頭販売や、鍋校区まちづくりのイベント等とも連携をしまして販売促進を図り、客数の確保、売上増に努めてまいりたいと、このように思っております。また、今年度からは一般より安価で提供をしておりました特産物のアサリの販売価格を若干値上げをいたしまして、収入増を図りたいと、このように思っております。

次に、経費節減対策として、維持管理費全体の見直しをしたところでございます。昨年度から管理人の社会保険料や火災保険料等で平成18年度実績におきまして、約133万ほどの経費削減に努めたところでございます。今後もさらなる見直しを行なってまいります。

今後の対策としましては、議員御承知のとおり、指定管理者制度の導入について取り組んでいるところでございますが、現在の進捗状況について御説明をいたします。平成18年度の制度導入は、現に管理委託を行っている施設について、制度導入を図り、直営施設である磯の里につきましては、年度途中の制度導入では指定管理者の募集にか

かる手続き等で地域協議会への諮問、審議、答申等に相当の手続、準備期間が必要であり、平成20年度の制度導入を計画をいたしているところでございます。現在の進捗状況につきましては、今年度の5月に地域協議会への諮問、審議等を終えまして、条例改正の準備を進めておるところでございます。平成20年4月をめどに指定管理者へ移行し、経営改善を図る計画でありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（松田憲明君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 田畑議員の、玉名市行政事業の推進について、お答えいたします。事業推進のための用地交渉につきましては、用地交渉の専門の職員の配置、あるいは課もしくは係を設置してはどうかという御質問ですが、現況、用地交渉事務は各課の事業の推進に合わせて、事業担当課が用地交渉事務を行っております。議員の御質問のように、適正な人材の配置は当然なことであります。また、用地交渉事務の課を新しく設置し、集中的に事務を行った方が効率は良いというふうにも考えますが、その一方では、事業担当課で交渉を行わないと、事業の進捗状況に影響が出てくると考えられます。また、玉名市全体の事業を1つの課で交渉するということになると、人員の増が予想されますし、退職者の3分の1の採用で人員削減を行なっている中での課の新設につきましては、慎重に検討を加えなければならないというふうに考えております。また、議員の御提案にもありましたように、市役所職員のOBの方を臨時職員という形で交渉事務にということでございますが、退職された職員の方々の在職中の職務内容、あるいは本人の意思等の確認も必要であります。いずれにいたしましても、議員御質問の用地交渉の課の設置等につきましては、あるいは適材適所の人材配置につきましては、事務事業の把握と、事業推進を十分に検証し、組織・機構の改善あるいは職員定員適正化計画等の中で慎重に議論を重ねていかなければならないと考えますので、御理解をお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） お答えをいたします。市長として、責任をもって事に当たらないといけない部門の中で、悩ましいというか、苦悩しておるといった問題が幾つかあります。その中の1番か2番だと言っていると思います。病院問題は、組合立といいながら、玉名市が大きな部分を責任もあるわけですし、その組合長という立場に市長はありますので、この公立玉名中央病院の運営については、最も困難な事柄の一つだと受け止めております。私自身も18年度の方向性を聞いてちょっとショックでした。去年は専門家に頼んで病院の体質調査、経営に関わる体質調査をしていただきました。どこに中央病院の問題点があるのかということを中心にして、専門的な会社をお願いをして、金

払って調査してもらったわけでありまして。その結果もこれから生かしていかなきゃならんと思っていた矢先ただけに、非常にショックを受けております。昨年、診療体制を変更していこうということで、難しいことを言うと十三体制から十体制に看護体制を移すわけですが、国の医療政策の方向にも並んで、密度の高い高度な看護体制にしようというふうに改めております。そのことによって、診療報酬の値段が違って来るんですね。これによって、そういうふうに変更してこの19年から運営をしておりますから、この部分の診療、同じ患者数を見ても同じ今年の18年の患者数を見ても増えることになっております。それからベッド数が、結核ですね、結核病棟を20持っていたわけですが、これを19年度から廃止をいたしました。同時に、一般病床も30ベッド減らす。都合50ベッドを19年度から減らすということを行ないました。それから、これは直接運営分はまたちょっと別の雰囲気がありますが、さっき田畑議員がちょっと触れられた18億何ぼにおける病院をつくったとき、2回にわたってつくったときからの起債、国からの借金ですね、市債の高利、高い利子で借りた頃の分の繰上償還、まだこれは実施しておりませんが、国の方で公共企業、公共事業等の高利部分については繰上償還を一部認めるというようなこともございますので、それも行なうということで、事務当局が準備をしてくれていると思います。それぞれそういうことを諸々やりながらいっても、非常に心配でございます。一番大きな玉名中央病院のあれは、やっぱり患者数の減少ですね。1つには今年の冬はインフルエンザが流行らなかったからという、これは現実論としては一面あると思います。あると思いますが、大体1日平均が270台であった患者数が、240、50ぐらいのところまで減っている、1日の平均の入院患者数が。そういうことが診療報酬の売りに、売りに上げとか、診療報酬の額に影響した。これが18年度の非常に大きな決算見込みになりそうだというふうな受け止めております。そういうことを踏まえて、病院のドクターあるいは事務当局等にも現状を踏まえて考えていただきたいということは、常々申し上げてあります。しかし一部、計算の仕方ですけれども、他の公立病院と違って、玉名の場合はその余剰金が、積立金があるということですね。このことが、あるいはもし、緊張感を薄める要因になっているのであれば、極めて遺憾なことであるというふうに思っております。

先ほど、これは玉名中央病院だけでなく、公立病院みんな抱えている悩みではあるわけですが、よそも同じだから言うておれない部分がありますので、他ほど切迫感がないんですね。言うならば、積立金、病院用の預金を持っているというようなことは、そうそう公立病院多くないんで、しかし今、御指摘があったように、今のうちに何とか方策を考えなさいというのは、私は正しい指摘であろうと思っています。その中で、民営化等の指摘もありましたが、私は考えるべき一つの示唆であろうと思っています。ただ、非常に難しい問題は、やっぱり職員の問題です。看護師さんが約200名、事務職

員が40名、技師等が40数名、その他臨時職員が30数名、合わせて何名になりますかね、お医者さんの数は入っていませんが。それだけの職員を玉名中央病院、抱えております。非常に他の病院に比べて、厳しい部分があるとすれば、職員の平均年齢数が他の公立病院に比べて極めて高い。民間病院に比べたらなお高い。年齢が上だということです。こういう問題を抱えながらの改善ですから、あるいは改革ですから、場合によっては議会、あるいは大方の市民の皆さんの御理解をいただく中で、改善じゃもう間に合わなくなっているかもしれませんね。改革に着手をせざるを得ない部分があるかもしれません。今この場で私も精査して、いろんな考え方をきちっと整理できているわけではありませんから、答弁にはなりません、問題意識としてはまさしく共有をしております。組合長として大きな責任を感じながら、病院経営に当たりたいということだけ今日は申し上げて、お許しをいただきたいと、そういうふうに思います。どうぞ、病院議員の皆さんも多数、中におられますので、共々に病院の実態を踏み込んで検証しながら、今のうちに改革、改善じゃない改革の方向が見い出せるように、私も決意を新たにしなきゃならんかなと、そういうふうに思っております。

田畑議員、答弁にならんかもしれんけれども、問題の共有している意識は全く同じ認識でいるということだけ申し上げて、答弁にさせていただきます。

○議長（松田憲明君） 25番 田畑久吉君。

[25番 田畑久吉君 登壇]

○25番（田畑久吉君） 前田総合支所長さん、おっしゃられた数字ですね、17年度が620万か弱、18年度が380何万、これは直接経費だけでしょう。結局、その担当課といろんな中で、その貸借対照というのは、引当金もみな入れにゃいかんですよ。そうすると、私の試算したやつで大体500何十万、600万近くになるんですよ。それはそれといいとしましてですね、あの玉名市にですね、あれだけの砂浜と松林が残っている場所は他にはほとんどないですね。磯の里のあの松林は、玉名市の貴重な財産でもあるわけなんです。私、昨年この場所に立ってその質問をしましたときに、大きなことをここで言いました。私ならすぐにでも黒字に転換させてみせると。今もそう思っております、私は。磯の里に対する思いが、非常に私は強いわけですよ。あの施設に出店、あるいは出品しておられる方々の売上増につながる企画をやりましょうということなんです。売上が少し少しやってもしょうがないじゃないですか。市も行政も赤字をしながらですね、税務負担、税金で補填しながらやって、これはあまりみんなが応援してくれません。だから、あの松林をですね、玉名市の幾つかの象徴があると思うんですよ。その象徴の中の一つにつくっていきましょうと、私はそういう意味を言っているんですよ。必ず玉名市の活性化にこれはつながると思います。行政の皆さんも本当に大変だけど、積極的に取り組んでほしいなという、私のこれ思いなんです。

ね。行政マンの方は失敗を恐れて、自分から進んではなかなかいろんな進言をされない傾向に私はあると思うんです。だから、その行政がやる事業というのは、みんなほとんど失敗するし、第3セクターも同じなんですよ。人間、誰でも失敗の繰り返しです。済みません、今間違えました、誰でもじゃなくて、私も人間として失敗の繰り返しの訂正します。あそこは一たん閉めて、私は出店者の皆さんがもっと喜んでもらえるですね、企画でやり直した方が、もっといいんじゃないかという思いですね。市長も担当の方にですね、しっかりやれと檄を飛ばしてくださいよ。私が責任持つからやれ言うて。あんまり責任ばかり、もちろん持てんこともありますけど、それぐらい言わないとですね、みんなが消極的になっているんじゃないですか。

今後のこの赤字の垂れ流し、まあ垂れ流しと言ったらいけませんけども、ここで言うてまた今年、前田支所長の言われたあの政策では必ず赤字が出ます。その赤字を誰が責任持つかということになるとですね、これは非常に大きな問題になってきますので、思い切って閉めるなり、新しい方法で商売やるとかですね。それはそれでいいんですが、その間は赤字が出ますんでですね、出ますんで、もうはっきりしてます。出ないと言ったらもう1回言ってください、出ないって。

それはそれでいいとして、今朝の情報でですね、またあのレストランがあそこにありますよね。あれを6月末で閉めるとかいう話はないですね。ちょっとそういうことを聞いたもので、それは答弁はいりません。通告していませんでしたから。

それから、行政の事業のスムーズな円滑を図るということでは、一ついろいろと一長一短あると思いますけどもですね、私が望むのは、スムーズにいくようにしてくれということなんです、どういう配置であろうと、それは行政の皆さんにお任せするとういことですから、スムーズにいけばいいことです。

それから、病院の方も市長がおっしゃっておいりましたようにですね、非常にそういった憂慮する時期にきているんじゃないかと思えます。病院議長も今日ここにも、議員もおられますので、大変失礼かと思いましたが、1市1町というのは非常に玉名市の負担がですね、多いわけですから、玉名市独自でそういうことを考え、持ちかけていくべき時期だと私は思って、失礼を顧みず大崎議員、言いました、失礼しました。

次のあれに入ります。環境衛生関係について。地球温暖化、環境衛生問題は、今や社会的な問題となっていることは皆様周知のとおりであります。国家的な課題となっておりますし、環境汚染が進めば人間の生存すら難しくなりますし、自然環境が壊れてしまいます。皆様方、御存じかと思えますけども、まず浄化槽法が成立したのが昭和58年5月18日、法律第43号であり、最終改正が平成17年5月13日、法律第47号であります。第1章の総則の目的の第1条を読みますと、この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度、及び

浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設置士、及び浄化槽管理士の資格を定める事等により、公共用水域等の水質保全などの観点から、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公共衛生の向上に寄与することを目的とするとなっております。その後の条文で、それぞれの浄化槽の規制が定めておりますけども、時間がかかりますので省略いたします。今回の浄化槽法改正の大きな点はですね、浄化槽の清掃を1年に1回義務付けて、第11章で罰則が設けられたことが大きな点です。そして、この法律の施行は平成18年2月1日から施行されております。

ところで、玉名市の浄化槽清掃業許可及び浄化槽清掃について、同じく一般廃棄物収集運搬（し尿）浄化槽清掃業者のし尿処理現場への投入制限等、その他何項目かについてお尋ねをいたします。

まず初めに、一般廃棄物（し尿）の収集運搬及び浄化槽清掃業許可申請については、玉名市条例において、廃棄物法及び浄化槽法第36条で定められております。その事業に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであるもの、いわゆる浄化槽清掃技術管理者講習会の修了証を許可申請時に添付するものとなっておりますが、玉名市の業者はそれを全業者、過去に添付していたのか、現在はどうかということ。玉名市の一般廃棄物（し尿）収集運搬業者、浄化槽清掃業者は業者ごとにし尿処理場への投入量が限定されているが、現状は、旧玉名市全域の許可区域であり、地域割りは実施していないのに、業者ごとに限定するのはどうかということ。それから、玉名市業者は玉名市内全域の許可を5業者を持っているのに、1業者だけに数量を多く充てているのも、平等の点からおかしいのではないかということ。それから、廃棄物法の地域を定めて許可することができるという項目をもとに、玉名市の一般廃棄物処理計画に基づき、投入量を算出されるべきではないのか。また、投入量を限定するのであれば、地域割りで年間排出されるし尿及び浄化槽汚泥の量を把握して、処理がスムーズにできるように調整されるべきではないのか。現し尿処理場での処理が困難であれば、し尿処理場の改修もしくは新設の必要があるのではないかということ。それから、浄化槽の清掃は浄化槽法で年1回以上と定めているが、今般、旧玉名市の浄化槽の清掃は2年に1回とか3年に1回でいいですよという業者さんもおられると。ある業者は、それは年に1回しないといけませんよという業者もおられる。業者の言葉がそれぞれ違っていてはですね、市民のその対処に仕方に非常に疑問を持って、そういった声も届けられております。浄化槽法の改正が平成18年2月、去年の2月になっておりまして、指導、罰則等が強化され、今後、ゆくゆく市民（浄化槽管理者）に負担増不利益ではないか。環境保全の観点からも、公共用水域の保全、有明海の水質保全の観点からも問題があるのではないか。

結論といたしましてですね、私が申し上げたいのは、平成18年2月より、浄化槽

法が改正されて、年1回の清掃と水質検査が義務付けられ、業者、設置者双方の違反者に罰則規定が設けられたにも関わらず、去年の2月から施行されて1年半が経過しております。今でもその法の遵守ができていないのはなぜなのかということですね。行政の指導に非常に疑問を持ちますし、広報での徹底もお願いしたいと思えますし、せっかく出来た法が行政が守ろうとしていないのか、それはちょっとわかりませんが、指導が足りないのじゃなかろうかという、そういった気持ちで今日はこの質問をさせていただきました。

答弁の後にまた質問いたします。

○議長（松田憲明君） 市民環境部長 黒田誠一君。

[市民環境部長 黒田誠一君 登壇]

○市民環境部長（黒田誠一君） 田畑議員の、玉名市環境衛生関係についてに御答弁申し上げます。浄化槽清掃業は、浄化槽法及び玉名市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例に基づく許可が必要でございます。浄化槽清掃業の許可の基準の一つとして、浄化槽関係法令に浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有していることと定められております。さらに厚生省の通知で、浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能とは、厚生大臣の認定する浄化槽清掃技術者認定講習会の課程を終了したものと定めております。旧玉名市を許可の区域とする浄化槽清掃業者は4業者であり、そのうち3業者が平成18年2月に厚生大臣が認定した浄化槽清掃技術者認定講習会の課程を修了しております。残りの1業者は平成19年2月に認定講習会の課程を修了しているところでございます。

次に、玉名市し尿処理場は昭和39年4月1日に、1日に36キロリットルの処理能力で供用開始いたしまして、昭和51年、52年の2カ年にわたり増設を行ないまして、1日に51キロリットルの処理能力に現在に至っているところであります。田畑議員御質問の、し尿処理場への投入台数の制限及び割当についてでございますけれども、これは51年、2年の増設時に設定をされたようでございます。それから、投入台数の見直しについてでございますけれども、52年度の増設の時点から、処理能力が不足しているんじゃないかというふうに考えられております。さらに施設も相当年数を重ね、老朽化も進んでおりますので、現在のし尿処理場の見直しが必要であるというふうに考えているところでございます。このようなことから、今年度に公共下水道課及び地域下水道課と連携をいたしまして、生活排水処理計画の策定と、し尿処理施設の整備の方針を決定いたしまして、し尿処理施設を整備したいと考えているところでございます。

次に、改正浄化槽法が平成18年2月から施行されておりますが、主な改正点は浄化槽からの放流水の水質基準の創設、法定検査に対する県の指導、監督権限の強化、浄化槽使用廃止届の義務化、浄化槽設置後の水質検査の検査時期の見直し等でございます。

す。市では、浄化槽の設置者に適正な維持管理を図ってもらうため、改正浄化槽法の内容及び定期的な浄化槽の保守点検と、年1回以上の浄化槽の清掃、また水質に関する検査の義務化について、平成18年11月1日号の広報たまなに掲載して、市民の皆様へ周知を図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 25番 田畑議員。

[25番 田畑久吉君 登壇]

○25番（田畑久吉君） 私もはっきり言いましてですね、私の家も長年、清掃してなかったんですよ。業者さんが来られませんもので、私もすっかり忘れてしもうて、10年、7、8年ぐらいしてなかったと思うんですね。昨年、環境衛生関係の資料をとり、調査をしていたときに、その法改正により罰則も設けられたことを知りですね、議員が自ら違反していたとなると、それこそ信用問題ですから、法改正の年、去年ですね、清掃を完了させました。いずれにいたしましても、過去に無資格の業者に業務委託をしていたことはですね、大変問題を残したと私は思っております。そのような事実が判明したときにはですね、資格を取得するまでは業務委託を停止すべきだったんじゃないだろうか。他の業者でですね、その業務遂行ができるわけですから、なぜ資格を持たない業者に業務続行したのかという、理解できないこともありますけども、それはそれといたしまして、今後、法に違反するとみられる発言、現に違反している業者及び設置者にどのような対応をされるのか。市民は法改正によるその罰則ができていても認識には至っていないと思うんですね、まだ。市民に対しては徹底した指導といいますか、啓発をお願いしたいし、菊池川も聖なる川とは言いませんけれども、菊池川に多くの恵みを受けてきました沿線の市町村、あるいは有明海にですね、多くの生活源を得てきた沿岸の市町村ですね。そのような恵みを考えるときにですね、環境汚染は非常に絶対に許されない問題だと思っております。今、処理場の能力限界解消のためにもですね、早急な処理場建設が私は必要だと思います。これは新庁舎の建設も大切ではありますが、処理場建設が何よりも先に必要と判断いたしますけども、早急な建設計画をこれはお願いしておきます。答弁はいいません。

私が直接調査しますとですね、本当の事が知り得ないと思いですね、政務調査費でアルバイトを雇い、その浄化槽を掃除していない、ある程度聞き取り調査をさせました。そうしますと、すぐに10戸や20件、掃除していないところが確認できるわけです。

市から委託されたある業者の方がですね、2年でいいとか3年でいいとか5年でいいとか言っておられるもので、それがずっとせずつに残っておるわけです。市民に言いますと、あそこの業者がそうじゃないかと、それなら1年に1回したら損や言うて、言わ

れるわけですよ。だから法のその認識というのがまだ徹底しておりませんので、そこら辺をぜひ一つ早く認識させられるようお願いしたいと思います。だから、今現在、浄化槽の設置数から計算しますとそういった清掃されていない浄化槽が相当あるんじゃないかと私は自分なりに考えます。再度、申し上げますが、法に準じ、徹底した市民への指導をお願いしたい。業者さんにはやっぱり法に照らしてですね、罰則を持って対処されるように強く要望しておきます。

これだけは言って、やっぱり議会軽視をされないように、議員の発言を軽視されないように一つ市長、よろしく願いしておきますよ。市長はトップだから、よろしく。答弁はいりませんから。

それから、いろいろこの環境衛生の関係を調べておりましたときにですね、僕はちょっと行き当たってですね、同じ税の執行なのに、同じ玉名市内のことなのにですね、どうも税が不公平に執行されているようなところが一つ出てきましてですね、これは今回の一般質問に通告しておりませんので答弁も求めません。また私なりに調査してみるつもりであります。

以上で一つ、いろいろとありましたけども、よろしく願います。

○議長（松田憲明君） 以上で田畑久吉君の質問は終わりました。議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 4時26分 休憩

午後 4時39分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 前田正治君。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。通告に沿って質問をします。

まず第1番目に、住民税増税が市民生活に与える影響についてであります。何人もの方から、税金が上がったという声を聞きました。昨年に続き、今年も庶民増税となりました。定率減税の廃止と税源移譲による住民税率の引き上げが同時に実施されたためです。政府は3億円を超える宣伝費をかけて、住民税が増えてもその分、所得税が減るから増税にならないと宣伝しております。しかし、定率減税が廃止された分は、確実に増税になります。ですから、各地の自治体では税金の計算が違ってないか、なぜこんなに上がるのかなどの問い合わせが殺到しているそうです。住民税は、2006年までは所得に応じた5%、10%、13%の3段階の累進税率でありましたが、それが所得の大小に関係なく、一律10%になりました。お年寄りの方から、年金は増えんと税金は上がるという声もあります。収入が増えないのに増税になること、これは私は

問題であると思います。

また、住民税が上がっても、所得税が下がるからと政府は宣伝しておりますが、住民税は前年の所得で計算しますから、今年になって年金生活になったり失業したり等々、収入が大幅に少なくなったところは、税負担は大変なものであります。今年度は、玉名市におきましては国保税も上がっておりますので、国保の納付書が各家庭に届けば問い合わせが殺到するのではないかと考えています。昨年はおよそ200件前後だったと聞きましたが、今年はさらに多くなるのではないかと考えています。

3点質問します。①今度の増税が介護保険料、保育料あるいは住宅料などの値上げに連動しないかどうか。②65歳以上の住民税非課税措置廃止のために、高齢者の暮らしに与える影響、これはどういったことがあるか。③いわゆる税金の介護保険料なども含めた、そういった負担を軽減できる制度、これは一体どういったものがあるのか。

大きな2番目です。次に、二学期制についてであります。平成20年度から荒尾、玉名の小中学校で一斉に二学期制をスタートさせる計画で、今年度は玉南、玉中、有明中などで二学期制の試行が取り組まれています。私は、小学校も中学校も高校も三学期制のもとで教育を受けてきましたので、二学期制と聞いたときにちょっとぴんときませんでした。行政視察で二学期制を研修したりする中で、子ども、生徒たちにとってはこれは良い方向に進むのかなという、そういったことを感じ始めたところです。仮に、良い方向に進むにしても、長い間、三学期制の中で育ってきた保護者の心配は様々だと思えます。

私は、保護者の二学期制移行についての心配が解決し、混乱なくスムーズに二学期制がスタートできることを希望するものであります。

3点質問します。①試行中の学校で二学期制について生徒、保護者、教職員からどのような意見が出されているか。②市内小中学校生徒の学力について。現在、学力低下を心配するような点があるのかどうか。③保護者からの学校教育への要望を日頃からどのように把握されておられるか。

大きな3番目です。学校図書館図書の整備について。玉名市学校教育目標の重点努力事項の1つ、確かな学力の育成の中には、読書活動を積極的に推進することが掲げてあります。先ほど、答弁の中でも、教育長答弁の中にそういうこともおっしゃいました。そして、ちょうどタイミングよく文部科学省からは公立義務教育諸学校の学校図書館図書整備に関する新たな5カ年計画が出されて、それぞれの自治体に図書整備の促進を求めています。平成19年度から平成23年度までの5年間で、予算措置総額1,000億円となっております。従来の増加冊数分に加えて、廃棄される図書を更新するための冊数を整備するために、必要な経費を盛り込んだ地方財政措置とし、学校図書館図書基準の達成を目指すこととして、図書整備計画を策定し、計画的な整備を求めています。

す。

4点質問します。まず第1、学校図書館図書の本の管理、本の廃棄などは現在、どのようななされているのか。②それぞれの学校の図書基準の達成状況はどうなっているか。③平成19年度から23年度までの玉名市における国からの予算措置の見込みと、今年度、国からの財政措置と、市で実際に予算化された額はどうなっているか。④図書整備計画の策定について、その取り組み状況は現在どうなっているか。

大きな4番目です。玉名市中小企業融資制度についてであります。中小企業の資金繰りや経営安定のために、中小企業を応援する融資制度がつくられています。19年度の予算では、1億2,700万円を貸付金の原資として予算化してあります。文字どおり、円滑な資金繰りができて、またそれが中小企業の振興に役立ち、玉名の地域経済活性化につながっていくものと思っております。

2点お尋ねします。第1、玉名市制度融資の現在の貸し出し状況はどうなっておりますか。②10月からスタートする融資制度における責任共有制度についてであります。現在、保証協会付きの制度融資は、100%保証協会が保証しております。ところが、責任共有制度になりますと、100%保証からそのうちの20%は金融機関の保証になり、保証協会は80%保証になります。保証協会の保証は80%になることから、中小業者が支払う保証料は、これは見かけ上安くなりますが、20%の保証を抱える金融機関、銀行などは、そのリスク分を金利に上乘せすることが考えられます。また、銀行の貸し渋りを心配する、そういう声も出されています。保証協会の保証が100%から80%のいわゆる部分保証になっても、制度融資が後退することなく、そして中小業者の負担が増えない制度となることを求めるわけです。10月からスタートする責任共有制度への対応、どのように考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 前田議員の、介護保険料、保育料、住宅料などの値上げに連動しないかということに対してお答えいたします。

最初にお断りしますが、住宅料につきましては、担当部長の方からあわせて答弁してほしいということでございますので、こちらの方で答弁いたしますが、御了承いただきたいと思っております。

まず、住宅料につきましては、入居世帯の所得世帯をもとに算出しているから、連動しないということではございました。介護保険料につきましては、まず住民税が課税されているかどうかを判断し、次に所得金額、収入金額がどれだけあるかということで、保険料の段階を決定しております。住民税の額による基準は設けてありませんし、住民税課税基準の変更はあっていませんで、今回の税制改正による住民税の増税の影響はな

いということでございます。

それから、保育料につきましては、まず保育料算定の基礎となるものは前年中の収入にかかる所得税額でございます。次に所得税の課税がない場合は、前年度市民税の所得割額がある世帯、均等割額のみ在世帯及び非課税世帯の区分となりますので、住民税額の増加で保育料が上がるということはありません。

ところで、平成19年度の保育料につきましては、平成18年中の収入に係る所得税額をもとに算定いたしますが、所得税法の改正によりまして、定率減税が縮小され、国の保育料基準額も改正する旨の通知がありましたので、当市におきましても玉名市保育の実施に関する条例施行規則の一部改正を行ない、国の基準と同率で所得税の定義を改正いたします。なお、この改正に伴う保育料の増額はございません。

次に、平成20年度の保育料につきましては、定率減税の完全廃止及び税源移譲の影響で、国の保育料基準額も大幅に見直されると予想されますので、今後とも国の動向を見極めながら改正していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 前田議員の、65歳以上の非課税措置の廃止の影響がどんな点があるかということについて、お答えを申し上げます。

御存じのとおり、地方税法の改正により、平成18年度より住民税の老年者非課税措置が廃止されました。これは、現役世代と高齢者間の税負担の公平を確保する観点から、65歳以上の方につきましても、一般の非課税限度額制度が適用されることになったものでございます。この地方税法改正に伴いまして、急激な税負担を緩和するため、平成17年1月1日現在、65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成18年度分は3分の1を課税、平成19年度分は3分の2を課税、平成20年度分以降、全額課税となる経過措置がとられております。

次に、3番目の税負担などを軽減できる制度は何かあるかというふうなことですが、まず平成19年1月から所得税が減り、6月からは住民税が増えるという税源移譲についてお答えをいたします。住民税の納付書を今月発送いたしました。その後の問い合わせ件数が3総合支所も合わせまして、22日までに370件あっております。内訳といたしまして、電話による問い合わせが252件、来庁された方が118件でございます。通常、140件ぐらいの問い合わせがあつておりましたので、約220、30件の問い合わせが多かつたところでございます。これらへの対応につきましては、あらかじめ予想ができましたので、事前に税務課、納税課、あるいは3総合支所も含めまして、検討しておりました。従いまして、トラブルもなく、スムーズな対応がで

きたというふうに思っております。

また、税源の移しかえなどで、所得税と住民税を合わせた負担額は、基本的には変わりませんが、納税者の負担が変わらないような措置も次のように講じられておるところでございます。

まず1番目に、所得税と住民税の人的控除額には差がありますが、この人的控除の差によって生じる額は、住民税で「調整控除」として調整され控除されます。

2番目に、税源移譲により、所得税額が減少する結果、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方などについて、申告により翌年度の住民税から減額をします。

3番目に、税源移譲時の年度間の所得の変動に係わる経過措置として、平成19年度の住民税のみに適用されるものとして、平成19年度の所得が大きく減り、所得税がかからなくなった場合、住民税の増額分を所得税から減額することができなくなり、結果として住民税増額分だけ税負担が増えることになるため、平成20年7月1日から7月31日までの間、申告に基づき住民税が再計算され、納めた税額との差額分が還付されます。

次に、税の軽減、減免についてでございますけれども、玉名市税条例等に基づきます災害などによります軽減、減免は、平成18年度で住民税で2件、固定資産税で5件、軽自動車税で234件、国保税で20件、介護保険料で1件ございました。これらにつきましても、市民の皆様の申請が必要となりますので、周知を図りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 前田議員の、小・中学校の二学期制について、お答えいたします。現在、玉名中学校、有明中学校、玉南中学校の3校が二学期制の試行を行っております。試行校におきましては、昨年度中に教職員に対して二学期制の導入目的やメリット等について説明を行ない、保護者に対しても三学期のPTA総会であるとか、あるいは学級懇談等の折に説明を行っております。まず、試行中の学校で二学期制について、生徒、保護者、教職員からどのような意見が出されているかというお尋ねですけれども、今年度の試行校におきましては、職員会議を通じて教職員へ説明を行ない、PTA役員会、PTA総会、学校だよりなどを通じて、保護者に対し二学期制導入の目的等を説明しております。さらに、生徒たちに対しては、生徒集会において二学期制についての趣旨説明を行ない、そのような手順をとりながら、二学期制導入についての目的や趣旨の理解を十分図るようにしたところであります。

二学期制につきましては、全国の先進校である仙台市で平成12年から試行を始めたのを皮切りに、全国各地で二学期制が取り入れられ、その実践例が出ており、その先進校の実践例を研究し、活用することで二学期制へスムーズに移行できるものと考えております。

今のところ、試行校の生徒や保護者、教職員からは具体的な意見や質問は出ておりません。施行後にどうであったかというようなアンケート調査等はやりたいと思っております。

現在、二学期制の推進委員会を立ち上げ、その中で、長期休業前の保護者への連絡表の中身をどうするかとか、あるいは夏休みの過ごし方をどのようにするか、行事の見直しをどのようにするかなどについて、児童生徒、保護者、教職員の立場で研究を行っているところでございます。

次に、生徒の学力低下を心配する具体例はということでございますが、現在、一般的に学力低下の問題が言われております。2003年、OECD実施の生徒の学習到達度調査（読解力）の結果、日本の子どもたちは記述式の問題を苦手としていることが明らかになっております。この結果は、読む能力に限らず、書く能力とのかかわりを示唆しております。このような力は国語のみならず、学校教育活動全体で身に付けていかなければならない能力でございます。玉名市で見ても、そのような面の力は弱いと思います。ただ、標準学力検査を見ても、全国平均50に比べ、各学校はほとんど全国平均を上回っており、小学校で玉名市の平均が54.4、中学校で51.5を示しております。二学期制になることで、1つの学期が長くなります。そのことを生かして、体験的な学習や問題解決的な学習を進め、落ち着いて学習できる期間が確保できます。また、子どものノート、作品、レポートなどの日常的な評価や、単元末の評価で、きめ細かな評価が行なわれ、教師の指導にも良い効果が現れると思います。このように、指導と評価の一体化を図ることで、児童生徒の学力の向上にも良い結果が出るものと考えております。

最後に、保護者の小中学校教育への要望をどのようにつかんでおられるかということでございますが、各学校は、地域と連携をし、保護者等の協力を得ながら教育活動を行っております。特に、PTAの方々や学校評議員の方からは様々な情報を得ております。また、家庭訪問、学級懇談会等を通じて、学校への要望を聞いたり、学校の教育活動についてアンケート等を実施しながら、評価をしてもらったりしております。そのような要望や評価につきましては、学校経営案に掲載してありますので、経営案の提出、また学校訪問を行ったりしながら、把握に努めております。

次に、小中学校の図書室図書整備について、お答えいたします。まず、学校図書室図書の管理や廃棄はどのようになされているのかということでございますが、蔵書の管

理につきましては、校務分掌により図書担当の教職員が主になり、図書原簿を作成し、管理を行っております。また、本年度からは図書室補助員を配置し、図書の管理や整備を行っております。廃棄につきましては、形態的に使用に耐えないものや、内容、資料、表記等が古い等、図書の利用価値が失われたもの、利用頻度が低いものなどの理由で廃棄処分にして原簿から削除を行っております。

次に、各学校における図書基準の達成状況はということですが、吉田議員のときにも申し上げましたが、現在、玉名市の小中学校で学校図書室図書標準の達成校は小学校で11校であり、未達成10校の達成率は53%から99%となっております。中学校が達成校が2校で、未達成の4校の達成率は51%から98%となっております。

次に、平成19年から23年度までの国からの図書整備についての財政措置はどうか。今年度の国からの財政措置と市の予算措置状況についてでございますが、文部科学省の通知によりますと、学校図書室の図書の一層の充実を図り、児童生徒が読書活動を通じて豊かな人間性や感性、読解力などを育むことができるよう、平成19年度から23年度までの5年間で財政措置が講じられることになりました。これは従来より措置されていまして増加冊数分に加えまして、廃棄される図書を更新するための冊数を整備するために必要な経費を盛り込んだものとなっております。これによって、5年間で学校図書館図書標準の達成を目指すようにとのことでございます。しかしながら、この財政措置は、地方交付税の中に算定されて交付され、自治体で自由に使える一般財源であり、ひも付きではありません。図書購入費として確保するように努力はしていくつもりであります。

今年度の市の学校図書購入費は、昨年度の交付税算定額をもとに予算措置をしてあり、昨年度予算に比べますと小学校、中学校ともに増額となっております。予算額としましては、今年度の場合は昨年度の交付税算定額に近い額となっております。

最後に、図書整備計画の策定について、どうなっているのかということですが、玉名市学校教育目標の重点努力事項の中に、確かな学力の育成を掲げており、その中に読書活動の積極的な推進をあげ、学校図書の計画的な利活用や読書量の増加に努めるようにしております。この目標推進のためにも、学校図書館図書整備5カ年計画に合わせまして、図書標準達成を目指して、図書の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 望月一晴君。

〔産業経済部長 望月一晴君 登壇〕

○産業経済部長（望月一晴君） 前田議員の、玉名市制度融資の貸し出し状況についての御質問にお答えいたします。本市では、議員御存じのとおり、「玉名市中小企業経営安定資金保証制度」、「玉名市季節資金融資制度」、「玉名市特別小口資金保証制度」、「玉

名市小企業無担保無保証人融資制度」といった4つの融資制度がございます。各種制度の平成18年度の利用実績を見てみますと、中小企業経営安定資金保証制度につきましては、4件の1,590万円、季節資金融資制度については、3件の600万円、特別小口資金保証制度につきましては10件の3,715万円といった状況でございます。

小企業無担保無保証人融資制度につきましては、他の制度との併用ができないこともあって、利用があっておりません。

また、議員御承知のとおり、市の融資制度とは別に、中小企業信用保険法によるセーフティネットによる融資制度につきましては、25件といった状況でございます。

このような状況の中で、安定した融資制度の確立の観点から、金融機関への預託金の確保に努めております。

それから、2番目の10月スタートの責任共有制度への対応はということについてお答えいたします。そもそもこの責任共有制度とは、信用保証協会の保証付きの融資について、信用保証協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった、中小企業者に対する適切な支援を行なうことを目的として導入が予定されているものでございます。

現行制度では、原則的に信用保証協会付き融資に関しましては、金融機関は貸し出しリスクなしに融資することができておりますが、この責任共有制度が導入されますと、貸し出しリスクを信用保証協会と金融機関で共有することになり、金融機関も貸し出しリスクを背負うこととなりますが、このことにより、金融機関が責任ある貸し出しを行ない、融資先企業のことを理解し、適切な支援につながるものと考えられます。しかしながら、議員御指摘のように、金融機関が貸し出しリスクを背負うことにより、融資金利の引き上げや、いわゆる貸し渋りにつながりはしないかということではありますが、確かにこの制度の導入により、融資する金融機関の審査が今までより慎重になることは考えられることであります。しかし、今回の責任共有制度の導入と同時に、「小口零細企業保証制度」も導入される予定です。この制度は、従業員が20人以下、(商業、サービス業は5人以下)の法人または個人に対して、融資残高1,250万円まで保証協会が100%保証するというものです。つまり、小口零細企業につきましては、責任共有制度の弊害を受けないように配慮された制度となっております。市といたしましても、中小企業者が安心して事業運営が行なえるよう、各種制度につきましてさらなる情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長(松田憲明君) 6番 前田議員。

[6番 前田正治君 登壇]

○6番(前田正治君) まず1番の、今度の増税が介護保険料や保育料、住宅料などの

値上げに連動しないかということにつきまして、保育料にも直接は連動しないと。ところが保育料は住民税じゃなくて所得税で決まっているから、そっちの分が関係してくると。それで、私、今年の3月議会の文教厚生委員会です、定率減税が昨年度は半減になっておるから、その影響が保育料の値上げにつながることもあるかもしれんから、やっぱり玉名市の保育料料金表というか、保育料の表を見直すべきではないかというようなことを、そのとき求めたわけですけど、3カ月ぐらい経ってそぎゃんなったということで、よかったかなと思っています。

税の軽減につきまして、市民税、国保税、介護保険料など、軽減措置がとられているわけですが、答弁あったように、申請減免になっておりますので、これは本人が申請しないことにはその対称にはなりません。また、納期限との関係もあります。

それで、税源移譲によりまして、税金徴収にもこれからは一段と力を入れるということではありますが、広報にもそういったことが出ておりまして、実際、今日は押さえた物件を公売にかけているということでもあります。

能力の、税負担能力のあるところはですね、やっぱこれはきちんと納めてもらう、これはもう当たり前のことではありますが、やっぱし何らかの事情で税金がとて納められんと、きつかというようなところは、やっぱし事情を聞いて、減免申請を積極的に進める、もちろん申請してもらっても、それにならんなら減免できんただけですね。ですからやっぱ、そういった、ちょっと言い方はあったですけど、取り方だけに力を入れるとじゃなくて、やっぱ頼りになる世話の届く市役所になるということを求めるわけです。

それで、住民税の今回の増税に対する平成19年度だけの軽減措置ということで先ほど答弁がありました。この制度もですね、やっぱ市民に徹底して、こういうのがありませんということをお知らせすべきじゃないかなと。周知徹底するというようなことがありましたので、その中でされるのかなと思いますけど、どういった方法で、まず再質問の一つとして、どういった方法でされるか。

2つ目がですね、その制度を適用するためには、来年の7月1日から31日の間に、本人が市役所に申告する必要があるということになっているようですが、しかし、来年3月15日までは所得税のかかる人は税務署に、あるいはかからん人も税務署に申告するかもしれません。あるいはその他の人は市民税の申告をするということになっておりますので、わざわざ申告した人がですね、また月が経って7月1日から31日の間に、実は所得税がかかりませんでしたよという申告ばせんでいいのじゃないかなと。結論は、確定申告をした人で、所得税ゼロの人はもう自動的に今回の19年度に限ったその軽減措置というのが受けられるようにすることが、市民サービス向上につながると思うわけですが、いかがでしょうか。

3つ目にですね、軽減措置は多岐にわたっていろいろあるわけですので、もちろん時間というか、1年限りとかいうのもありますけど、ずっとあるような制度についてはですね、そういった冊子というか、軽減措置の冊子紹介というか何ていうかな、そぎゃんとは何かつくってもろくて、やっぱり市民に配るといようなことも必要じゃないかなと思いましたが、こういったことについてちょっとお考えをお聞かせください。

二学期制についてはですね、試行中で今のところ意見や質問は出ておりませんということですけど、それはそれとしてですね、5月に二学期制の研修で鳴門市に行って来ました。その中で、ある中学校が県内で初めて二学期制を導入したということなんですけど、その学校は平成14年4月から、結局、平成14年の4月から土曜日も休みとなって、学校週5日制になったわけですが、平成14年の5月から二学期制への推進組織となる校内推進委員会、小中学校二学期制導入連絡協議会、中学校PTA役員等保護者推進会議などを発足させて、保護者や地域の説明会、生徒へのアンケート実施などを準備を進めて保護者の合意を得た上で、平成15年4月から試行開始、16年を経て平成17年4月から本格実施に移ったと。準備と試行期間を入れますと、実に3年かけて完全実施に移行したわけです。ここでまあ、ポイントは何だろうかとか考えてみますと、やっぱり子どもたち、生徒の理解はもちろんでありますけど、特に保護者、あるいは地域の皆さんの理解、そして保護者の合意、これをやっぱり一番重視せんといかんとじゃないかなというふうに感じたわけです。

それで、玉名での二学期制の取り組みを考えてみますと、小学校、中学校に行っておられるところは学校から何かプリントばもろくてきとるごたったとかですね、ある役員さんに聞いてみたら、ああ、何か役員会のとときそぎゃん話がありましたとかいうことは返ってくるんですけど、大方の人が、自分の子どもが学校との関わりのないようなところはですね、やっぱりどうもあんまり知られていないと。そぎゃんところもやっぱり全体として理解してもらわんといかんと思いますので、この件についてはですね、やっぱり拙速は避けるべきだというふうには私は思うわけです。

それで、2点、再質問します。まず第1点が、小学校での試行については今のところ考えておりなはらんとかと、おられないのかどうか。2点目が、荒尾、玉名管内で平成20年度から一斉に二学期制に移行するということなんですけど、仮にどこかで保護者の理解が得られなかったというようなときにはですね、実施時期を先延ばしにするようなことも考えられるのかどうか。以上お尋ねします。

学校図書館については、図書の管理は、私、この質問をする前に、幾つかの学校を訪問してですね、図書館の状況とかいろいろ聞いてきたんですけど、今年から15名の図書補助員が各学校に配置されておりますが、それまでは大体、何かの教科を担当しておる先生が兼務でされておったということなんです。それと、管理は図書原簿、図書台

帳というような、何かそういうものでされていると。それで、図書標準の達成率は先ほど答弁ありましたが、これを決して良しというふうに評価はできないと思うわけですが、図書基準、図書標準、どちらが正解かわかりませんが、図書基準は学級数が基礎となって、学級数が多いほど整備せんとでけん、本の冊数も決められておって、学級数が多いほど整備する本の冊数も増加するということでもあります。

私、学校を訪ねた中で感じたことは、図書基準に定めてある本の冊数より、本の数より、実際に図書館に並べてある、あるいは教室に並べてある本の数がですね、どうもやっぱり少なかつじゃなかつかなという疑問が湧いてきたわけです。ですから、各学校ではいわゆる図書台帳の数より、図書館の本の数あるいは教室に並べてある本の数がどうも少なかつじゃなかつかなと、学校訪問する中で感じました。

本の数をですね、1冊1冊数えてきたわけではありませぬので、台帳どおりかどうかは私もわかりませぬ。場合によってはぴったりというところもあるかもしれんです。しかし、中にはやっぱりどうも合うとらんなど、台帳が、整理がですね、先ほど言いましたような、先生が他の仕事も持ってしよんなはるけん、台帳整理が間に合わずに、どうも帳簿に合わんような実態もあるとじゃないかと、そういうふうな気がしたわけです。

再質問、2点しますけど、教育長の見解をお願いします。まず第1がですね、図書整備計画の中で、この際、図書原簿、図書台帳をですね、やっぱり実態に合わせるということとはきちんとですね、位置づけてされたら、一つはされたらどうかなと。それがもとになって標準の達成率が決まってくるわけだけん、もとが違ふとですね、どうも狂ってくるなど。

2つ目が、国が財政措置をしたわけではありますが、教育委員会の予算獲得に向けた姿勢をお尋ねします。先ほど努力するというようなことがありましたが、今回の財政措置が地方交付税としてくるわけですので、国が思っている通りじゃなく、市の裁量で、国の目的通りに予算化されないということも場合によってはあるわけですよ。ひも付きとして来る場合は心配いりませぬが、やっぱり交付税としてくる場合には、そのところが一番心配でありまして、担当部門がですね、予算獲得にしっかり頑張ってもらわなければ、やっぱりいかんとじゃないかなと。そういうふうにしなれば、せつかくそういった予算措置がされても、やっぱり生かしきれないというふうに思うわけです。

この2つに限って、教育長の見解をお尋ねします。

今年度は、まだそうやって増やすというお知らせはあったけど、実際、いわゆる5カ年計画、19年度から23年度まで予算措置しますというのが生きてくるのは、来年度からということに理解してよかでしょうか。今年は、去年の今年だけんまだ間に合うとみせんとということみたいですので、ぜひ来年からがぱっと予算が上がるかなというふうに期待するわけです。

制度融資について質問します。現在の貸し出し状況について、先ほどの合計をしますと、おっしゃった合計をしますと、およそ6,000万円ぐらいかなと、貸し出してあるのが。中小企業への融資につきましては、市の制度、あるいは県の制度、あるいは国民金融公庫、ありますので、それぞれ皆さん、やっぱ使いやすいところを利用しているという面がありますが、しかし、玉名市の予算では1億2,000万の、これは貸し出すだけの原資になっておらんかもしれんですけど、一応、1億2,000万円を預託してあるわけですけど、その中で、6,000万ぐらいしか活用されていないということを考えますと、やっぱどうも生かしきっていないんじゃないかなという思いがするわけです。

この点、再質問、2点します。1つは、現在の貸し出し状況をどのように評価されておるのか。こういうふうに思っておるからこういうふうに来年度に生かしていきたいというのがあればですね、そこまでお願いします。

2点目が、責任共有制度のもとで貸し渋りなんかを心配する中で、いわゆる小口零細企業保証制度を創設するようになってきているということですけど、これを実際に玉名でならどぎゃんふうに今、具体化されようとしているのか。2点、お尋ねいたします。

○議長（松田憲明君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 前田議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、税の減免、軽減、このような周知の方法ですね。それと、申請期限、そのようなものを知らない人が多いんじゃないかというふうなことだろうと思います。また、そういうふうなことを周知する上でも、冊子で紹介とか、あるいはチラシとかというふうなことでの再質問だったかというふうに思います。

今、私どもがやっておりますのは、市の広報紙で年3回、また市のホームページにも掲載しております。今後、申請期限とかあるいは該当事項等、さらに詳しく広報紙あるいはホームページに掲載しまして、周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

それと、もう1点が、所得税それから住民税の軽減措置の、改めて申告をしなくていいのではないかというふうなことだったかと思えますけれども、住民税は前年の所得にかかるものでございます。それから、所得税につきましては現年課税でございます。平成19年中に納税する平成19年度分の住民税と、平成19年分の所得税の間で移譲が行なわれるわけでございますので、平成19年中の所得が減って、所得税が非課税となったことが確定した後でなければ、減額措置適用の判断ができないというところでございます。また、このような対象者は平成19年度の住民税の課税所得金額と、所得税との人的控除の差の合計額、及び平成20年度住民税の課税所得金額と所得税との人的控

除の差の合計額で判定いたすこととなっておりますので、平成20年度の住民税の賦課決定後の判断ということになっております。

税源移譲時の年度間の所得変動にかかる経過措置は、申告した場合に限り適用されることというふうになっておりますので、御説明しておきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。簡潔な答弁を求めます。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 前田議員の再質問にお答えします。簡潔にということでしたので、簡潔に申し上げたいと思いますが、小学校でも二学期制の試行をしなくていいか、足並みが揃わないときには先延ばしを考えておるかどうかというような答えでございましたけれども、確かに現在、中学校3校が試行しております。理想的には小学校も行った方がいいとは考えますけれども、現在、小学校の方はしておりません。ちなみに、津小ですね、二学期制をやっております津小は平成17年から実施をしておりますけれども、平成16年に1年間試行期間を設けております。平成19年度に宇城市、高森町が二学期制を導入しておりますけれども、両市町とも試行期間なしで実施しております。

このように、県内の実施校を見てみますと、いろいろ先進校のデータをですね、参考にしながらできるというふうに考えてやっているのではないかなというふうに思います。当玉名市でも1年間の準備期間を経て、20年度からはできるものというふうに考えております。

それから、荒尾、玉名郡市、玉名管内で足並みを揃えて、もし足並みが揃わなかったら先延ばしをするかということでございますけれども、足並みを揃えてまいりますように、毎月、教育長会あたりでですね、検討を行っておりますので、管内同一歩調で導入をされるものと確信をいたしております。

次に、図書の台帳と実際の本との差異はないかということでございますが、学校図書の管理は図書原簿により管理しておりますので、図書の購入や廃棄はこの原簿をもとに差し引きをしております。したがって、原簿と実数と合っていなければならないと考えております。原簿と実数が一致しているかどうかは時間をかけてのチェック作業が必要でありますので、今年度より、学校図書室補助員を配置しておりますので、チェック作業等もしっかりとやっていただくようお願いをしたいと思います。

国の財政措置に対する教育委員会の姿勢についてですけれども、教育委員会といたしましては、図書整備5カ年計画に合わせまして、学校図書標準に達成しますよう、予算確保に極力努力していきたいと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 望月一晴君。

〔産業経済部長 望月一晴君 登壇〕

○産業経済部長（望月一晴君） 前田議員の再質問に対してお答えいたします。貸し出し状況が1億2,700万円の預託金の割には6,000万円というふうな、ちょっと少なくはないかということで、全くそのとおりだというふうに思っております。1億2,700万円あれば、この倍近くの融資が可能になるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、小口零細企業保証制度をどう具体化するかということでございますけれども、具体化するということよりもですね、この資金を積極的にご活用いただいて、積極的な事業展開をされていかれるようにというふうに願っております。そういうことで、市といたしましては、この資金の活用さらなる情報提供につとめて、積極的な展開がされるように推進をしていきたいというふうに考えております。

○議長（松田憲明君） 6番 前田議員。

〔6番 前田正治君 登壇〕

○6番（前田正治君） 先ほどの住民税増税に伴う平成19年度の経過措置なんですけど、結局、平成19年度の所得税がゼロになる人は、それは平成20年3月15日までに確定申告すれば分かるわけですよ。確定申告した人はゼロになっておるかどうかは、自動的に役所の方でつかめると思いますので、確定申告した人はわざわざ所得税、市民税、両方とも申告した人はわざわざゼロになりましたよということば平成20年の7月1日から31日までに申告する必要はないんじゃないかと言っているんです。だけん、平成19年中の所得税の申告を平成20年にするわけですので、違うのかな。なら後で。

それとですね、図書整備についてですけど、極力、予算獲得に努力するということです。極力も全力も同じかなと思いますけど、全力で一応お願いします。

それと、制度融資についてですけど、預託金の割には貸し出しが少ないと思うがどうかと、全くそぎゃん思いますということなんですけど、ならですね、今度、責任共有制度のもとで、保証協会が8割しか保証せんで2割は銀行がするというので、その2割の分ばですね、できるかどうか知らんですけど、検討してほしいんですけど、引き続き100%保証にできるように、玉名市がその分負担するというようなことはできんのかなということ要望として、もう再々になるけんですね、言うて、一般質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

以上、本日の日程を終了いたしました。

明29日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。
本日は、これにて散会いたします。

午後 5時40分 散会

第 3 号

6 月 2 9 日 (金)

平成19年第3回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成19年6月29日（金曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

- 1 4番 北本議員
- 2 16番 松本議員
- 3 9番 福嶋議員
- 4 3番 宮田議員
- 5 24番 田島議員
- 6 17番 江田議員

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 4番 北本議員
 - 1 指定管理者制度の現状について
 - 2 不安のない安心して住み続けられる玉名市について
 - (1) 自殺のないまちづくりについて
 - (2) 孤独死をなくす取り組みについて
 - 3 DV被害者に寄り添った対策について
 - 4 小中学校における特別支援学級の現状について
- 2 16番 松本議員
 - 1 「音楽の都 玉名」づくりについて
 - 2 財政調整基金の運用について
 - 3 開票作業のスピードアップについて
- 3 9番 福嶋議員
 - 1 指定管理者制度移行後の状況について
 - (1) 経営状況などについて
 - 2 小岱山薬草の会について
 - (1) 現在の活動状況と方向性について

4 3番 宮田 議員

- 1 市営住宅の適正配置による均衡な発展について
- 2 現市役所移転に伴う跡地計画について
- 3 公営企業を含む全会計を対象にした連結実質赤字比率について

5 24番 田島 議員

- 1 本市における国民年金加入者の不安解消について
- 2 玉名市国民保護計画について
 - (1) 策定の必要性和実効性について
 - (2) 計画の内容について
- 3 花しょうぶまつりについて

6 17番 江田 議員

- 1 公共施設について
 - (1) 公共施設の案内板について
 - (2) 公共施設の利用状況について
 - (3) 公共施設のこれからの活用方法について
- 2 選挙制度について
 - (1) 期日前投票の成果について
 - (2) 午後8時までの時間延長の効果について

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散会 宣 告

出席議員（30名）

1番	萩原雄治君	2番	中尾嘉男君
3番	宮田知美君	4番	北本節代さん
5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋讓治君	10番	竹下幸治君
11番	青木 壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎 勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野 彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君

25番 田畑久吉君
27番 堀本泉君
29番 杉村勝吉君

26番 小屋野幸隆君
28番 松田憲明君
30番 中川潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	中山富雄君	書記	小嶋栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	副市長	高本信治君
総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	望月一晴君	建設部長	取本一則君
会計管理者	徳井秀徳君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	田上均君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	坂本佳節君
企業局長	中原早人君	教育委員長	坂本清一君
教育長	菊川茂男君	教育次長	杉本末敏君
監査委員	高村捷秋君		

○議長（松田憲明君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松田憲明君） 日程に従い、一般質問を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

4番、北本節代さん。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） おはようございます。2007年6月定例議会において無所属の立場で質問してまいります。12月議会で障がいのがいをひらがなでという要望をお願いしましたら、できるところからとの答弁でしたが、早速玉名広報におきまして実施していただきました。大変うれしく思っております。市民の皆さんからも喜んだ声を聞かせてもらいました。

今回、議会開会を前に鹿児島市議会を1日傍聴に行ってまいりました。議員の持ち時間30分の制限時間に大項目10、その中にそれぞれ小項目4つから7つほどの質問があり、再質問、再々質問と交わされていくのを傍聴し、驚いたのと議員としての自分自身の自己研鑽を重ねることを思いました。傍聴しまして多岐にわたる質問は一問一答の方がわかりやすくよいと思いました。

それでは通告に従いまして、一般質問を始めます。今回の質問は一応大枠にして、安心して住み続けたいまち玉名市についてです。5項目で質問いたします。

それでは最初に指定管理者制度の現状について。先日熊本県の出前講座をお呼びし、指定管理者制度についての学習会を市民とともに取り組みました。玉名市でも導入して9カ月、いかがでしょうか。全国で指定管理者制度が同時に動き始め、市民もまた指定業者も戸惑いを隠せない状況です。しかし初めての指定管理者制度を起動させようと必死で業務に当たっているのが伺えます。指定管理者制度は多様化するニーズに、より効果的にかつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減などを図ることを目的としています。この制度が導入されたことにより、これまで公共的な団体などに限定されていた公の施設の運営管理を民間業者も含めた幅広い団体にゆだねることができるようになりました。

指定管理者制度につきまして、3点のお尋ねいたします。まず1点目、公の施設が指定管理者制度に移行していく基準。2点目、玉名市の公的なものは248カ所となっ

ておりますが、今後の計画をお示しください。公募に当たっての公平さ、公募の時期。3点目、また指定管理者は3年ないし5年の期間が現在実践されておりますが、その期間の経過後、指定を受けた業者が継続しないとすると指定管理業者の雇用関係についてはどうなるのかの答弁をいただきます。

次の問題に進みます。安心して住み続けられる玉名市について。26日付熊日の夕刊を御覧になった方も多いと思いますが、東京のNPOグループで日本で初めて自殺者1,000人の実態調査をしたという記事が載っておりました。大変重要な命の問題です。しかしできたら避けて通りたい問題です。でも議会の中でもしっかり考えていきたいと思います。自殺についての質問です。市長の開会のあいさつ冒頭にも触れられましたが、松岡大臣の御冥福をお祈りするとともにこの尊い命の大切さを無念に思われた議員の方も多いと思います。真に考えます。この6月で警視庁は18年度自殺者の統計を発表されました。自殺者は3万2,155人、昨年と比べると397名の減少で1.2%の減、しかし最悪にも小学生や中学生を含めた19歳以下の自殺者は2.5%増加し、608名から886人であると報告されました。また全体の72.3%にあたる2万3,540人は男性の自殺者であるとは皆さん御承知でしょうか。女性の自殺者は過去10年間でも数値は9,000台と変わらないのに男性は1万人近く増加しております。男女共同参画社会の実現を目指して女性だけの相談の充実ではなく、男性が相談に行く窓口、助けの手を差し伸べてくれるところが必要だと考えます。「弱音を吐くな」、「男たるもの涙を見せてはいけない」と生まれると間もなくジェンダーの中ですり込まれた差別が自殺に追い込んでしまっているのではないのでしょうか。昨年の6月自殺対策基本法が成立し、国・地方公共団体の責務、基本的な対策が示されました。国も地方公共団体も20%の減の取り組みが始まっています。また死因別の死亡率を世界の中の日本として見ると、やはり先進7カ国の中で人口10万人に対し、自殺者は日本はワースト1位で23.7%、ほかの6つの国は10%前後です。豊かな国日本とはこんな国なのかと思えます。また自殺者の年齢では50代、60代の方が56.3%、原因は健康上と経済上の問題が70%を占めております。職業別では無職の方が47%、このことから見ても自殺対策基本法で国や地方公共団体の責務、当然本市の取り組みは急を要するものです。玉名市においての現状を調べてみました。玉名警察署にお聞きしております。自殺者の数は熊本県全体で18年度は548件、玉名市市内の自殺者の数は年間34名、今年の5月末まで19名とのことでした。本当に悲しいことに月に3名の割合で私たちの町でも自殺してなくなる方がいるということです。またこのことは亡くなられたデータの中ですが、まだ表面化されていない自殺未遂の方やリストカット、後遺症まで入れますと、全国では20万人に及ぶと言われております。以上、そのことで3点のことを質問いたします。現在、玉名市で取り組まれている自殺予防の現状をお示しくださ

い。男性も女性も気軽に相談に行ける場所を急がれていると思いますが、特に男性に対しての市の見解をお願いします。またみずから命を絶つ形で家族を亡くされた残された家族の精神的なショックははかり知れないものがあります。その家族を支援する体制や実態はあるのか。御答弁をお願いいたします。

悲しくつらい質問になってまいりますが、続けさせていただきます。高齢者、障がい者の孤独死についてお尋ねいたします。毎日毎日子ども達の事件や殺人事件、いじめ、虐待などが報道されていますが、最近は孤独死の報道が少なくなったと感じています。なくなったのでしょうか。ストレートに質問いたします。玉名市管内の一人暮らしの高齢者の数を17年度、18年度をお示しく下さい。また玉名管内にありました孤独死の数を16年度、17年度、18年度をお示しく下さい。高齢者、障がい者の安否確認に現在実践している内容をお示しく下さい。緊急通報システムの活用がありますが、この活用の現状を御報告ください。

以上、3項目御答弁をいただきまして、再質問を申し上げます。

○議長（松田憲明君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

〔企画政策部長兼玉名総合支所長兼玉名地域自治区事務所長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画政策部長兼玉名総合支所長兼玉名地域自治区事務所長（牧野吉秀君） おはようございます。ただいま北本議員の方から指定管理者制度についてのお尋ねにお答えいたします。玉名市におきましては、指定管理者制度は平成18年9月より導入しております。現在20の施設を指定管理者制度でお願いしているところでございます。内訳といたしましては、非公募、公募をしなかった施設が10施設で4指定管理者が管理をしております。それから公募の施設が10施設でございまして4指定管理者がその管理を行っております。今後の指定管理者の導入の方向でございますけれども、平成20年度の導入計画としましては、昨日の答弁の中でもお答えされておりますけれども、岱明の総合支所経済課におきまして、「岱明磯の里」の計画をしているところでございます。さらに平成21年度以降の導入計画につきましては、行政サービスへの民間活力の導入を念頭におきまして、各それぞれの担当課で順次個別に検討して対応してまいりたいと考えております。それから指定管理者後の成果と申しますか、効果等についてのお尋ねがございました。それぞれの施設でございますけれども、それぞれにおきまして費用対効果でございますとか、あるいは管理上の効果、それからそれぞれの施設、サービス施設等もございまして、サービス向上等における効果等がそれぞれの施設から、これは協定書の中でそのようなモニタリングと申しますけれども、報告を義務づけておりますので、それぞれの施設からそういう回答、報告が上がっております。そういった意味では指定管理者の導入後のそういう報告がなされているところでございます。

続きまして、今後の公募時期とその公平性についてでございますけれども、今後公募

に当たりましては、公募適正の有無を見極めながら判断していきたいと考えております。そこで妥当と判断される施設につきましては、4月から円滑に業務をスタートさせるために、前年の10月をめどに公募を開始することが妥当であると考えているところでございます。また今後も公平性を保つことは当然のことでございますが、公募に当たっては広報たまなでございますとか、市のホームページなどで広く募集を行ないたいと考えております。

次に更新時期に際しての選定基準並びにそこで働いておられる職員あるいは従事者の身分保障についてお答えいたします。次回の更新及び見直しにつきましては、「指定管理者制度の導入に係る事務処理方針」に基づきまして、市民サービスの向上等を考慮しながら厳正に担当課で対応をしております。また事業の継続に伴う職員の身分保障については、「指定管理候補者の募集に関する事項」等に照らしまして、担当課において慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解御指導いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） おはようございます。自殺のないまちづくりについて北本議員の御質問にお答えいたします。近年私たちは複雑で多種多様な問題を抱え社会生活を営んでおります。例えば健康問題でありますとか、経済・生活問題、家庭問題のほか、急速に多様化する社会の中で、さまざまな社会的要因が関係し、深刻化するに伴い、我が国における自殺者が増加しております。そのような状況を踏まえ昨年6月15日自殺対策基本法が成立し、10月28日に施行されたところでございます。この法律を踏まえまして、国から都道府県へ自殺対策連絡協議会の2年以内の設置が働きかけられ、熊本県におきましても協議会が設けられておるところでございます。しかし今のところ市町村への具体的な指針は示されておられません。今後県から具体的な指針等が示され次第、市として対応していきたいというふうに考えております。

それから玉名市が平成18年度より委託事業として実施しております精神障害者地域生活支援センター「ふれあい」で実施している相談支援事業でも自殺予防を含めた相談窓口として活用されているところでございます。市役所福祉課へそういう相談や情報等が寄せられれば、早急に関係機関とも連絡をとり、家庭訪問をして現状を把握し、ケア会議などを通して必要な支援計画を立てたり、その後定期的な訪問を行ない経過を見守っているというところでございます。一方県におきましては、「熊本こころの電話」や「熊本のいのちの電話」が心の悩み相談機関として利用されておるところでございます。県全体で先ほどお示しいただきましたけれども、平成17年度自殺者は485名、

平成18年度は548名、男性がいずれも70%以上を占めているところでございます。職場内での責任、仕事内容の変化、リストラなどこのように本人自身の健康問題以外にも社会的要因が複雑に関係していると考えられます。したがって、自殺予防を進めていくためには自殺の実態を明らかにすることは言うまでもありませんが、一人一人の気づきと見守りを促し、早期対応することが大切だと考えられます。同時にどこの誰に相談できるのか、また特に増加している中高年男性に対しましては、医療機関等の意見も十分参考にしながら対応をしてまいりたいというふうに考えております。自殺は個人的な問題としてとらえるばかりでなく、社会的な要因があるという視点を十分に認識し、国・県はもとより関係事業所等とも連携協力していく必要があると思われまます。同時に残された家族への支援体制として今後県の指導も仰ぎながら相談窓口の設置や自殺予防のためのパンフレットの作成、配布、さらに関係機関との地域ネットワークづくりなどの対策を市全体で取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

次に孤独死に関係してでございます。議員御質問の平成17年、18年、19年の孤独死の人数についてはおおむねでございますが、平成17年度は26名、18年度18名、平成19年度は現在のところ4名というところでございます。次に障がい者、高齢者の一人暮らしに対して、玉名市が実施している安否確認の現状についてでございますけれども、介護予防事業として定期的に特定高齢者を訪問したり指導したり、公民館などで「いきいきふれあい活動」や一人暮らしの高齢者に配食サービスを実施し、安否確認を行なっているところでございます。その他にも老人クラブ連合会にお願いしまして、シルバーヘルパーによる声かけ事業、社会福祉協議会によるお元気コール事業、独居老人安否確認ヤクルト配布事業などがございます。また玉名自治区におきましては現在65歳以上の高齢者1万8,954人をもとに社会福祉協議会によりまして、民生委員の皆様をお願いいたしまして、福祉調査票というのをお配りし、8月末までに独居老人世帯、高齢者世帯数の把握をして回っているところでございます。その資料を精査し、活用いたしまして今後孤独死の防止に努めてまいりたいと考えております。玉名市以外の3自治区につきましては、それぞれ岱明が高齢者世帯800、独居老人世帯336。横島、高齢者115、独居老人110。天水、高齢者161、独居老人149という数字が出ております。これにつきましては、各自治区の社会福祉協議会で把握しておられまして、民生委員さんたちにもそのデータをお配りしてあるというふうに聞いております。緊急通報装置の活用現状でございますが、市が直接的に実施しているものとしては、本人からの申し出により一人暮らしの高齢者宅に緊急通報装置を設置し、高齢者自身の通報により緊急事態を有明消防本部への直接通報による把握システムである緊急通報装置設置事業というものがございます。この緊急通報装置の設置状況につきまし

ては、今月の25日現在で620台が設置されているということ。通報状況でございますが、昨年度は本市域におきまして延べで1,080件の緊急通報がっております。しかしそのうち1,029件が誤報であるということでございまして、つまり本来の使用目的に沿った緊急通報が51件ということです。誤報の割合が高いのは電池切れが有明消防の方にも通報するようになってきているということで、そのようなものが多いということでございました。緊急通報装置の設置の増加状況はこの4カ月で5件というような設置状況でございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 4番、北本議員。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 御答弁いただきました指定管理者制度の再質問をいたします。雇用問題についてはちょっと聞こえなかったんですけど、市の方で決めてまいります、嚴重に検討してまいりますというふうにお答えだと思いますけど、市の方でというふうなところがちょっとわかりませんでしたので、そのところをもう1つですね、もう1回。それから9月に決められて9カ月あまり進んでいるんですけど、この半年間で市民からの苦情とかですね、評価とか、どこで把握されて生かされているかというふうなところを草枕温泉、玉の湯などの指定管理者が市民の方も知っているところだと思いますので、実例を挙げてお示しいただけたらと思います。

自殺のないまちづくりについてですね、これでは答弁の中で自殺のないまちづくりは熊本県において自殺対策連絡協議会が2年以内の設置の働きかけということで、市町村はまだ熊本県の方から具体的な指示が示されていないというふうなことで、指示を仰ぐのを待って玉名市が取り決めますというような答弁だったかと思います。実際、現在市民の中で起こっているですね、児童虐待、自殺、ストーカー、DV、いじめ、たくさん問題が山積しているのですが、やっぱり取り組みが大変遅れているなあというふうに感じます。自殺のないまちづくりについての答弁を今度の聞き取りのときも、どこの課で答弁するのかというふうなところに執行部の方も戸惑いがあったように思います。これからの取り組みだなあということはお聞きして、答弁お聞きして本当にわかりました。自殺を予防するために未然に防ぐためにですね、地域ネットワーク、市町村、医療機関、答弁でもありましたけど、地区の組織、民生委員さんとか区長さんとか、老人クラブ、婦人会、社会福祉協議会、教育関係、警察、民間団体、産業保健、ボランティアなどですね、全部でやっぱり社会資源を生かした地域ネットづくりを実践することが、自殺予防に対しても求められていると思います。これは本当に予防でしかできないと思いますが、生活支援センター「ふれあい」で委託されている相談業務というのは答弁の中に出てきましたけど、恐らく時間内しかされていないんじゃないかなあというふう

に思います。時間外の開設をですね、していただけるように要望いたします。そして時間外の要望が可能になりましたら、相談をしていく場所がありますよというふうなことを、玉名市民に広報やそのほか苦しんでいる方にですね、こういった相談場所があるということを周知徹底させていってほしいと思います。どこかの市町村がやり始めたから玉名がするのではなくて、玉名市がやっぱりより早くずっと住み続けたい町にするために時間外の相談や来所の場所をですね、よろしくお願ひしたいと思います。これは要望にとどめます。

3つ目の孤独死に関してですけど、データをいただきました。給食サービスによる安否確認、ヤクルト配布による安否確認、社協によるお元気コールとおっしゃったと思いますが、シルバーヘルパーの声かけ、実際にされている中でされているということは分かりましたので、その制度が実際ですね、どのように生かされたかということ、孤独死で生かされたかというのは変なんですけど、助かったとかですね、そういったデータが実際玉名市の方に、例えばヤクルトだとか、社協だとか給食サービスの方から報告があるのかどうかですね。やっていて実際に孤独死の安否確認のためにやっているんですけど、まったく生かされていないんだったら、やっぱり新たな方法を考えるということですね、やらなくちゃいけないというのと、時間的な問題を考えなくちゃいけないじゃないかと思います。緊急通報システムと思いますので、その実際にこのことが安否確認に生かされましたということのデータをまとめる必要があるかなあというふうに思います。緊急通報システムの誤報が多いのはすごくわかりました。でも有効でありますという51件を報告されましたけど、この51件でですね、やっぱり同じく孤独死を免れたというか、御報告があるかどうかですね。せっかく多額の費用を使って設置しております。この事業で命が助かったとしたら助かった事例をしっかりと広報していく必要があって、またそのことによってですね、この通報システムのことが生かされるんじゃないかというふうに思います。民生委員さんも高齢者相談員さんとかですね、そのこともこれで命が助かりましたということを知ることによって、もっともっと効果的にしかも大切に使われるんじゃないかというふうに思いますので、効果が上がったというのがわかる範囲で構いませんので、御報告してください。作業的には時間がかかると思いますので、常任委員会のおきでの報告で構いません。再質問と要望です。

残りの質問に移ります。3番目ですね、DV被害者に寄り添った対策をとということでドメスティックバイオレンス、今回市議員になって2回目の質問ですけど、熊本県の女性相談センターの相談件数は1年間で3,179件、その中でDV相談は731件となっています。また熊本県全体でDVの相談件数入れますと1,513件となっております。この統計は相談件数が13年にDV法が設置されました。配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関係する法律が施行された年から比べますと986件数が3,1

79件、DVが313件の件数が731件と報告されています。件数は3.5倍またDV以外の相談は倍以上になっています。また内閣府の男女共同参画局の男女間における暴力に関する17年度調査で、10代から20代の結婚前の交際相手から身体的暴力、心理的攻撃、性的強要のいずれかを受けたという問いに、全体の1割の方たちが被害を受けたという結果が出ております。DVは犯罪です。この大きな問題の視点からの質問です。

まず1点目、相談窓口。特に電話相談窓口の充実を求めます。玉名市において相談窓口の現状をお答えください。件数、開設時間、曜日、平成13年度と、先のDV法が決まったときとの対比ですね。

2点目、一時保護施設です。玉名警察署の方にも聞きに行きましたけど、本市の福祉事務所でも一時保護に関しては大変尽力をいただいている現状もお聞きしております。現在市町村では一時保護施設は、熊本県に移送するっていう形で相談に乗られているということですが、一時保護施設は現在の状況だと急務のことだと必要性を感じております。民間の力をお借りしてもいいと思いますが、ある程度用品がそろっていて安心できる場所が必要だと思われませんが、いかがでしょうか。また民間シェルターに予算をつけているところもあります。玉名市としては、現在一時保護にかかわる予算をどのようにお考えでしょうか。この予算は多くは玉名市民のためというより、他市町村のDV被害者のためということに使われます。おわかりにくいかと思いますが、玉名市のDV被害者が玉名市の一時保護にあずかると危険性が多いので、玉名市のDV被害者は例えば近隣市、荒尾市とか山鹿市の方に移送します。という山鹿市、荒尾市や熊本市の方が玉名市の一時保護施設を利用するということですよ。そういった点に多いと思えますけど、その点についてもどのようにお考えか。

3点目、関係機関との連帯強化、実際にDV被害が着のみ着のまま逃げてくる被害者に対して、関係機関との連帯は本当に大変必要ですけど、今年3月に第1回目の連帯会議が行なわれたということです。今後どのように有効にされていくのか御報告ください。

4点目、これがまた大切なことなんですけど、暴力を振るう側へのカウンセリング体制、一度暴力を振るった夫はなかなか直らないというデータが出ております。暴力を振るう夫にはアルコール依存症だったり、小さいころ児童虐待を受けた被害者であるというふうに言われております。DVが犯罪であることやカウンセリングへ継ぐような手だてが必要と思われませんが、この件に関しても本市の考えをお示しください。

最後の質問まで行かせていただきます。4番目、特別支援学級についてです。12月議会で特別支援学級の補助の先生をと要望いたしましたら10名の補助教諭の予算化をしていただきました。このことは障がい児を持つ両親にとっても先生方にとっても周

りの保護者にとっても大変充実した時間ができ、喜んでおります。感謝申し上げます。質問に移ります。2007年4月1日、学校教育法が改正され、小中学校におけるこれまでの「特殊学級」が「特別支援学級」と改称され、学習障がい、LDですね、や注意欠陥多動障がいADHD、高機能自閉症さまざまな障がいがある児童生徒に対して、適切な対応が義務づけられております。障がいがある子どもたち一人一人に応じた適切な指導、支援を行ない、学習面、生活面、社会面をつけるノーマライゼーションの取り組みが進められました。12月に一般質問をしておりますが、最終的には対象児童数、教員数がきちんと確保されたのかどうか。19年度の障がい別児童生徒数、通級学級に在籍していた児童の場合、どうなったのか。保護者への対応、児童ごとの判断はどこでそれがどう適切に行なうのか、そのことを踏まえて質問いたします。

1番目、18年度における玉名市内の小中学校の特別学級の設置校、特殊学級の数、その児童数、担当教諭の数、教諭一人当りの児童数。2番目に変わりました19年度における玉名市内の小学校の特別支援学級の設置校、特別学級の数、その児童数、教諭一人当りの児童数。3番目に小中学校における特別支援学級の児童数の障がいはどのような障がいか。また障がい別の児童数。4番目に通級学級が円滑に運営されるような問題行動がある児童が、特別支援学級に在籍しているケースはないか。また本市の指導はどうしているのか。5つ目、これまでに通常学級に在籍した児童の場合、特別支援学級への在籍に対してどのような配慮がされているか。

以上、御答弁ください。答弁のあとに再質問に入ります。

○議長（松田憲明君） 福祉部長 井上 了君。

[福祉部長 井上 了君 登壇]

○福祉部長（井上 了君） 北本議員のDV被害者に関する御質問にお答えいたします。

DV及び虐待に関係します悲惨な事件が連日のようにマスコミで報道されております。平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、いわゆる「DV法」の施行により、以前は単なる家庭の問題として片づけられておりました近親者間の暴力が犯罪であると定義されたことは御承知のとおりでございます。まず、相談窓口、特に電話相談窓口の充実についてでございますが、平成17年度までは1人の相談員で週3日、月・水・金と受け付けておりましたが、平成18年度から2人体制をとり月・水・金それから火・木・金に分かれて、午前9時から午後4時まで相談に対応しておるということでございます。電話受付に関しましては、昨年までは子育て支援課の代表電話にかかっておりました電話を相談室に回しておったわけでございますが、平成19年度から相談室専用の電話を設置し、相談に当たっているところであります。次に相談窓口の現状でございますが、平成18年度に延べで470件の相談を受け付けております。その内来所相談が74%の346件、電話相談が102件、巡回相談が2

2件となっております。相談者は18年度268名で、その内DVに関する相談者は32名となっております。DV法が施行されました平成13年度との相談件数につきましては、議員が御指摘されましたとおりでございます。13年度1市3町も含めまして222件でありましたのが、18年度は470件ということで、13年度対比は212%ということになっております。

一時保護施設についてでございます。現在当市におきましては、一時保護を必要とする場合には、玉名警察署と連携を図りながら、県福祉総合相談所での対応をお願いしているところでございます。玉名市の平成18年度の一時保護件数は6件で、玉名市民以外がその内3件でございました。民間施設シェルターの活用についての考えでございますが、まず民間シェルターの活用につきましては、今後増加するであろうと予想されますDV相談に対する一時保護の対応は、現在ある保護施設では不足することも考えられます。その際、私たちといたしましては、助けを求めて来られた方を救済するためには民間のシェルターを活用することも一つの方法であるというふうに思っております。シェルターに対するその予算措置につきましてでございますけれども、何らかの対策が必要かなあというふうには考えております。今後、DV相談者の救済措置として何ができるかということを考えたときに、市営住宅の1室をDV相談者の一時的な救済施設として使えないか、また民間の宿泊施設あるいは民間のアパート等々と契約を結び、一時的な救済施設として対応が図れないか、これにはそういうことにするためには、さまざまそれを乗り越えなければならない障害がございますけれども、そういうことも今後考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。一時保護についての予算でございます。一時保護に対する措置費用は県の事業でございますので、今のところ予算計上につきましては考えておりません。

関係機関との連携強化という御質問でございましたが、虐待及びDV防止支援ネットワークが本年3月に立ち上がり、今後連携強化を図る上での地盤ができたところでございます。DV相談につきましては、複雑な問題が多く含まれ、相談窓口だけでは対応できませんので、このネットワークを活用しながら相談に含まれるさまざまな問題に対し、関係機関と連携し、それぞれの事例についてケース検討会というのを行なっているところでございます。このことで関係機関の情報の共有化が図られ、救済のための有効な対応が図られていくというふうに考えております。今後も早急な救済措置がきますよう制度の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

最後に暴力を振るう側へのカウンセリング体制の整備についてでございます。DVの加害者は幼いころから虐待を受けた被害者の方が多く、このことは世代間連鎖と申しますが、幼いころの記憶がよみがえり、自分が受けた苦しみを今度は自分より弱い者に向けられるということに起因すると言われております。県内の取り組み状況を見てみま

すと、現在県精神保健福祉センターで暴力をやめたいと思っている男性のための非暴力カウンセリングが、「加害者のための相談」として実施されております。国の動きにつきましては、現在のところ、何も今のところないというようなことでございました。そういうことでこれらについては専門的知識も非常に必要とすることから、玉名市単独での対応というものはそういうマンパワーの面からも難しいと考えられておりますけれども、先ほど申しました加害者のための相談、そのようなことを周知していきたいというふうに思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松田憲明君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

[企画政策部長兼玉名総合支所長兼玉名地域自治区事務所長 牧野吉秀君 登壇]

○企画政策部長兼玉名総合支所長兼玉名地域自治区事務所長（牧野吉秀君） 北本議員の再質問の先ほどの募集要項の策定に伴う、どこがするのかという再質問に答弁いたします。担当課ということで、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、担当課ということになりますと、例えば玉の湯でございますと商工観光課、草枕温泉てんすいでございますと、これは天水総合支所の総務振興課ということになりますので、それぞれの課がそういう要項をつくられる、その際に慎重に検討してその部分だけじゃなくてですね、全体の項目を作成されると、募集要項を作成されるということでございます。

それから玉の湯と草枕温泉てんすいのそれぞれの運営状況と申しますか、につきましては、それぞれの担当部長さんの方から答弁をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 望月一晴君。

[産業経済部長 望月一晴君 登壇]

○産業経済部長（望月一晴君） 北本議員の指定管理者制度の現状についての再質問についてお答えいたします。まずあの19年度の指定管理者制度評価調書というのがございまして、その中に17年度の利用者数が18万4,678人、それから18年度の利用者が18万5,261人ということで、18年度の9月から指定管理者制度に移行しておりますけれども、単純に比較しまして利用者数については伸びているというような状況でございます。それから費用対効果でございますけれども、指定管理者になりまして9月から3月までの分でございますけれども、7カ月で2,025万3,783円、それから支出の方が1,825万5,358円ということで、この1,800万円の中には市への納付金508万2,283円を含むものでございます。差し引きの約200万円ですね、199万8,425円が収支の残でございます。費用対効果ということでございますので、自治振興公社がですね、平成17年度の決算でございますけれども、収入が3,156万7,000円、それから委託料が2,552万円ということで約600万円

が市に残ったというような計算になります。

それから管理運営上の効果についてでございますけども、事務の簡素化についてはまだ顕著な効果はあらわれておりませんが、温泉旅館経営の視点から施設内の美化清掃には特に注意が注がれており、利用者から喜ばれているということでございます。

それからサービス向上における効果について、サービス向上については施設への手すり等の設置や軽微な安全対策などを実施し、利用者から喜ばれていると。これは指定管理者の判断ですぐお客様の要望に対して、そういうことができるようになったということでございます。

それからその他の効果といたしまして、指定管理者の実施事業としてまだ目立った事業は行なわれていないが、北稜高校実施の季節湯キャンペーン展開など地元高校との連携を図った事業等も行なわれているということでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 天水総合支所長 坂本佳節君。

[天水総合支所長兼天水地域自治区事務所長 坂本佳節君 登壇]

○天水総合支所長兼天水地域自治区事務所長（坂本佳節君） 北本議員の再質問にお答えいたします。天水町におきます草枕温泉てんすいの窓口担当課につきましては、先ほど牧野部長から答弁がありましたように総務振興課の方で対応しておるところでございます。指定管理以降後の利用状況につきましては、3月末まで21万強の御利用がいただいております。お客様からの苦情等は今一切聞いておりません。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 小中学校における特別支援学級について北本議員の質問にお答えいたします。まず、平成18年度における小中学校の特殊学級設置校数等についてでございますが、特殊学級は小学校13校に設置し、18学級に26人が在籍しており、担当教諭は18人となっております。また中学校は4校に設置し、6学級に9人が在籍しており、担当教諭は6人となっております。1人在籍の学級がほとんどで多いところで3人在籍をしております。

次に平成19年度における小中学校の特別支援学級設置校数等についてでございますが、特別支援学級は小学校14校に設置し、21学級に31人が在籍しております。担当教諭は21人となっております。また中学校4校に設置し、7学級に15人が在籍をしております、担当教諭は7人となっております。1人在籍の学級がほとんどで多いところで5人在籍をしております。

次に特別支援学級の児童生徒の障がいの種類及び児童生徒数についてでございますが、平成19年度は小学校の知的障がい学級に14人、情緒障がい学級に15人、難聴学級に2人在籍しております。また中学校の知的障がい学級に10人、情緒障がい学級に3人、難聴学級に2人在籍しております。

次に通常学級が円滑に運営されるように発達障がい等のある児童が特別支援学級に在籍しているケースについてですけれども、特別支援学級へ入級する場合は保護者が希望され、申し出により学校とも相談されてさらに就学指導委員会で検討を行なって入級をしているところでございます。また通常学級における発達障がい等を持った児童生徒に対しては、特別支援教育支援員を配置して支援を行なっているところです。

最後に通常学級から特別支援学級へ入級するにあたり、どのような配慮がなされているかについてでございますが、特別支援学級がある場合は、通常学級に在籍しながらまず通級により特別支援学級になれてもらい、状況を見ながら障がいの状況に応じた適切な指導及び必要な支援等を保護者と学校とで話し合い、さらに就学指導委員会で検討し、入級に対応しているところでございます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 4番、北本議員。

[4番 北本節代さん 登壇]

○4番（北本節代さん） 御答弁いただきました。DVに寄り添った支援についての再質問です。週3回が毎日が変わったということで、また一人体制が二人体制に改善されているという点、毎日対応してくださっていることは、本当に安心いたしました。また専用電話を設けられ、そのことで開設をされたということも大変よかったと思っております。また13年度の対比では200%を越しているという御報告でした。まだまだ対応を考えなくてはいけないかなあと思っております。しかしですね、私が言いました電話に対する充実というのは、休日とか時間外とか土曜日、日曜日のことを指しております。DV被害者の時間帯は夫が帰宅してから、また休みのときがほとんどです。その時間帯で来所または電話で救いを求められるところがあったらどんなに安心でしょうかというところの充実を申し上げました。救いを求めて着のみ着のみ着のままです、家族、実例もあるんですが、実家や親戚のところに着のみ着のまま身を寄せたら、「あなたが怒らせるようなことをしたからでしょう。女は夫に従わないとだめですよ。」ということで諭され、「自分のことよりもう少し子どものために我慢をなさい。」というふうで再三言われ、自分のおうちに戻ったという話を何回も聞いております。それでは何の解決にもならないというふうに思っております。私は今回の一般質問で、警察や熊本の犯罪被害者センターの現状やほかの市町村など調査いたしました、玉名市の現状で知らなかったことがたくさんありました。特に私たちの町で身近に起きていることの大変さ

を痛感いたしました。また女性だけではなくて男性の大変さにも触れることができました。再質問として市長にお尋ねいたします。玉名市長は市長としていかがお考えでしょうか。例えば市民相談、婦人相談、健康相談、福祉事務所、さまざまところで相談窓口も設けられています。しかし各相談窓口も専門家や次の窓口を紹介するにとどまっております。各課が連帯をして、市民の相談にこたえるだけの力をつけていくことが大切だと、私は考えております。市長は窓口の時間の延長や土曜日、日曜日の開設などいかがお考えでしょうか。また御承知のように孤独死も自殺もDVもその他相談もふえ続けております。この解決策、地域ネットワークに対する市長の考えもあわせてお願いいたします。

最後の小中学校の特別支援学級についての再質問です。18年度の小学校での18学級、19年度は21学級とお答えになったと思います。小学校は26から31名、5名の増。中学校では9名から15人で最高クラスが5人になっています。最高クラスの5人は中学校の1年生2年生3年生を合わせて5人で、異なる学年をまたがってですね、担任をされているのかどうかというのと、5人の体制で1人の先生がつかれているのか、担任教諭のサポート体制ができていいのかどうかというふうなことを再質問いたします。

以上の答弁をいただいて私の一般質問は終わりにいたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） おはようございます。北本議員からいろいろな角度からの質問がありましたが、私の認識不足の点もあって、いろいろ教えられる思いで質問を伺ってありましたが、御質問のあった点について1、2私の答弁にならない部分が多いような気がしますので、感想を含めて申し上げます。

まず、お尋ね私にはありませんでしたが、指定管理者制度についてでございます。特徴的に玉の湯それから草枕温泉等を実施したわけですが、明確な執行部から効果は数字の上で発表いたしませんでしたが、私はそれなりに指定管理者制度に移行したことの効果は玉の湯にしても草枕にしてもあったのではないかと受けとめております。ただ数字の比較がね、何人入りまただけじゃちょっとわかりにくかったかなあとと思いますが、私は全体としてはあったと思っています。玉の湯の方も温泉旅館組合さんをお願いをしたわけですが、先ほども話があったようにいろんな試みをしていただいて、市民サイドから見ても自治公社からそちらにかわったからって違和感はないし、むしろいろんな取り組みがなされていることを好意的に受けとめておられる向きが多いと私はそういうふうに承知しております。ただこの指定管理者制度の中で非常に難しいのは、議員も指摘があったようにそれまで働いておった方々、職員の方々をどうするかという問題

なんですね。私は自治公社の責任者でもあるわけですが、自治公社がそういう部門をずっと今まで受け持っておったわけです。ところが玉名市、旧市時代の自治公社の性格もあって、やはりこれは指定管理者制度に移行した方がいいというような判断も事実ありました。ところがその分管理している職場が減ったわけですから、それじゃあどうするかという問題に直面をした。そのために自治公社はそれまで正職員と臨時職員の方々に分かれておりましたので、指定管理者制度の決定のある前にですね、指定管理者制度に移行することになったので、9月もしそういうことになったときには引き続いての勤務は無理かもしれませんよということを申し上げた上で整理をさせていただいたわけですが、働いている方の立場からするとそれが非常に不満で、今もって協議がいろんな形で続いております。これは非常に難しい問題だなあと私も思っております。じゃあ振り返って自治公社の立場に立てば、どうするんだ。そういうふうに関心の方にやめていただくか、あるいは皆で給料を安くして今まで3人でしよった仕事を5人でやるか、そういう方法しかとりようはないんじゃないかと思うんですね。これ制度がそういうことですから、この問題はこれ進んでいけば進んでいくほどね、私は各地各所で問題が出てくるのではないかと思っております。ですから指定管理者制度は私は時期を得た国の方の示唆であったと受けとめておりますが、その辺の問題が今後とも事柄としてずっと出てくるのではないかなあというふうに受けとめております。同時に先ほど執行部の方から磯の里の話が出ましたが、そのほかにもこれ指定管理者制度に移行したからといって特別何にも問題はないなあと、財政的に見た場合にそっちの方がどう考えても有利だなあと、そういう事業所はほかにもございます。今後よく検討した上で、私は移行すべきは移行していかなくちゃならないという認識を持っております。

自殺のないまちづくりについてのお話、あるいは孤独死についてもそうであります。DVについてもそうであります。まず自殺の法律ができましたね。法律ちょっとのぞいてみますと、国は法律をつくってくれましたが、どういうこと書いてあるかということ、それぞれの地域の状況にあった対応を地方自治体はとるべきであると、こういうふうに書いてある。極めて抽象的なんです。法律はできたけれども、先ほど執行部も答弁しましたが、県の方から特別の示唆はまだ何もあっていないと言っていました。法律自体がそれぞれの当該地域の状況にあわせて地域が対応をなささいというふうに書いてある。数字等々はですね、この5月までに19名の方が私どもの市内でも亡くなっているというようなことを聞けば、これは非常にショックでもありますし、行政として何ができるか、これは当然考えていかななくてはなりません。その中でいろんな電話相談等々の従事者、これは当然ですが、それなりに受けとめてやっていると、100点ではないと思いますが、従事する方向に向けてできる努力をしているというふうに受けとめていただければありがたい。同時にやはり一番大事なことはやっぱりそれぞれ家族の

絆、地域のきずなをどうやって私どもはこの地域社会の中で強めていくか、深めていくかという思いをですね、持たなきゃならん。極めて抽象的な話ですが、相談窓口の充実以外に地方自治体として、取り組むべき方策というのは今のところ具体的になかなか案として思い浮かび上がってこないのかなあというのが私の今現在の時点での認識です。孤独死についても今年の春、ちょうど老人会の総会が各校区ごとに開かれている時期でした。八嘉校区それから玉名町校区、引き続いて孤独死の現実を見ることになりました。私自身も極めてショックでした。ですから御承知のようにいろいろある緊急通報システム、ヤクルトの配布、あるいはその他いろいろ取り組みがありますね。それがばらばらであってはいけない、だからそれが連携して機能、効果を果たすようにまずそのヤクルトの方にもあるいは老人会の方にも民生委員の方にもあるいは消防署の方にも集まっていたいただいて、今後その確認なり応援をどうしていくかという話し合いをしてくれということを担当課の方に、担当部局の方に支持したところですが。ただここにも一つ問題がある。去年でしたかね。民生委員の集まりの中でどうしてヤクルト配達をしている家庭は自分達の部落では何件あるか、教えてくれ、こういう話があった。ところが社協の方が個人情報で出せないことになっておりますという話が出てきた。それは教えんなら、おいどもは努力せれと言ったって、努力のしようがないじゃないかという話が去年からずっとあったわけです。私の判断が間違っているかどうかはそれぞれの御批判に任せたいと思いますが、私は法律というのはそういうものじゃない、実質的に。個人情報、そういうふうにそれぞれの地域にお一人で住まわれているから心配だからヤクルトを配達しながら、その配達の時点で安否を確認してくださいということになっているのに、その事実をですね、地域の民生委員にも知らしめていかなんってというのは、私は法律の方が間違っているんじゃないか、そういうふうに感じております。今、社会福祉協議会でこの老人世帯の調査をやっております。この8月末には、答弁したかな、でき上がると思っております。そういう今申し上げた個人情報の問題はありますけれども、やっぱり地域の方々に常日ごろ気をかけてくださいよと、やっぱり一番大事なことは隣近所の方々の声かけだろうと思うんです。それぞれがそれぞれの地域のきずなの中で見守っていくという雰囲気が高める方向に行かなくてはならんのではないかなあ、そういうふうに感じておりますし、社会福祉協議会を中心にしてそういうふうに進めてまいりたいと思っております。

DVについては私もお話を聞きまして、いろいろ実態について教えられた思いもいたしますが、行政の方も去年、極めて具体的な経験を2件いたしております。非常に難しいですね、さっきちょっと話があった、よその地域の方が相談に飛び込んで来られた。だからこれどうするかということになったら、その費用はどこが払うか云々ということですね、大変やっぱり難しいんだなあということを担当の諸君もですね、現実に体験

をいたしております。この辺はやはりまだ法整備なり対応が整っていない時点では、県あたりが中心になって実効ある手段をですね、それぞれに立てていく努力を県を中心にしてやっていかななくてはならんのではないかと、そうは言いながら、またそう言うとならそれができ上がるまで玉名市は何もせんのかとおっしゃるから、そうじゃありませんよと。今やっぱ検討しておりますと、民間のアパートをお借りするのか、市営住宅の一筆を対応するのか、しかしそこではですね、具体的になりますと、どこまで準備するんだ。冷蔵庫も置かなきゃならんのか、テレビもそこに置かなきゃならんのか、あるいは布団はどの程度準備するのか、具体的になるとなかなか非常に厄介な問題がございますが、やはり少なくともそういう認識の中で市としての行政としての対応を深めていかななくてはならんと。これどの問題にしましても相談窓口の充実ということは欠かせない行政の視点だろうと思えますから、先ほど申し上げたように一歩ずつでもですね、やっぱ充実する方向で今努力をしている。先ほどちょっと申し上げました。まだ議員の立場からするとね、そがん言うたって土曜、日曜は何もまだ対応がとれていないではないかという御指摘も受けとめながら行きますが、専用電話を引くとか専門的に対応するか、市として即座にできる対応は今それぞれの問題に対して頑張っているんだと、そういう受けとめはぜひしていただければありがたいなあとと思っています。

小中学校の特別支援学級、随分スタートする時点では随分熱心な要請がありましたね。ほかの永野議員や高村さんなんか議員さんたちも皆最初。その後はでき上がったらあんまり何も言うてきなはらんが、これね、教育長の思いもあって、一遍に10名の補助員をつけた。これは教育長の思いもあって、そうなったんだが、私は同類の市町村の状態からするとよく踏み込んだ決断であったと褒めていただきたいなあと考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 教育長 菊川茂男君。

[教育長 菊川茂男君 登壇]

○教育長（菊川茂男君） 北本議員の再質問にお答えいたします。平成19年度のある中学校の特別支援学級の1学級に5人在籍しているということについてのお尋ねだったと思いますが、在籍学年につきましては、1年生が3人で3年生が2人になっております。1年生の方は男性が2人、女性が1人と。それから3年生の方は男女各1名ずつということになっております。障がいの程度につきましては、3年生の1人は療育手帳のA2に認定をされておまして、他の4人は軽度の知的障がいということになっております。担任教諭のサポート体制につきましては、県の方から学校運営加配というのをいただいております。その講師の方にはですね、手伝っていただいているということになっております。市長からもありましたように特別支援学級支援員を10名配置してある、

これにつきましては、発達障がいの方に普通学級におられる発達障がいの方に手伝っていただいているということになっています。

以上です。

○議長（松田憲明君） 以上で、北本節代さんの質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時23分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番、松本重美君。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） おはようございます。斉藤佑樹と同じく16番、新生クラブの松本です。長くて退屈だと言われないよう早速明るい質問から入っていきます。

「音楽の都 玉名」づくりについて。去る5月27日、市民会館において2年ぶりに開催されたグレンミラー音楽祭は、全日空の運行システムダウンによる欠航トラブルでメインゲストの鈴木正男とスイングタイムスの到着が開演時刻から2時間以上もおくれるという大ハプニングに見舞われました。主催者サイドの入れかわり立ちかわりのあいさつだけでは間が持たず、おかげで玉名女子高プラスバンド部員総動員による1時間以上にわたる場つなぎの大熱演を見ることができました。そしてレパートリーの抱負さ、演奏技術の高さと大迫力に感動し、部員の層の厚さを見て全国レベルとはこういうものかと驚きました。島津市長も「玉名の宝だ、感動した。」とテンションの高いあいさつをされていました。玉名女子高プラスバンド部や玉名小学校金管バンドの全国大会における活躍が契機となり、中学校、高校、大学へと学校レベルの輪は広がっていきました。そして、社会人バンド玉名スイングオーケストラTSOは2000年に誕生して、はや7年になります。6月17日の高瀬蔵でのコンサートは大盛況で、12月にはクリスマスコンサートが予定されています。このように学校レベルから社会人レベルへと連鎖の輪が広がり、演奏テクニクの一段の向上を目指しています。行政はこれを見て追いかけ、音楽のあるまちづくり、音楽の都玉名づくりを主要な戦略的文化施策のような表現をしていますが、現実には市民レベルの努力の上前をはねただけで、何もデザインはしてこなかったのが現実であります。ようやく今議会で市民音楽祭250万円の予算を計上し、音楽の都づくりを支援する形をとったことは結構なことだと思います。市長は以前の議会で私の質問に対して、新庁舎と文化ホールを一緒につくったらそれこそ夕張ショックの二の舞になるとにべもなく一蹴されました。しかし市長はグレンミラー音楽祭のあいさつの中で「自分は若いころから政治の世界に没頭していて音楽的素養は全くな

いが、今夜は皆さんと大いに楽しもうではありませんか。」と述べておられました。またクラリンド訪問団の団長として本場の音楽祭に参加して音楽をはじめ、芸術文化が金持ちの道楽ではなく、人々に楽しさ、感動を与え、元気にさせる力となることを改めて認識されたものと推察いたします。話はちょっとそれますが、経済の高度成長、所得倍增論を企画、立案したカリスマ的エコノミスト下村治氏は、だれもがむちゃな話と一笑に付した所得倍增計画を池田勇人首相に進言して見事達成しました。そして二度の石油ショックのあとはゼロ成長論を展開、バブル経済の崩壊を予言。そしてこれからの日本は文化、芸術、教養を大事にした江戸時代のような過ごし方をして、世界から尊敬される国家を目指すのがよろしいでしょうという言葉を残して、バブル経済最盛期の1989年に亡くなりました。バブル経済に浮かれた当時の日本にはだれも耳を傾ける人はいませんでした。それから日本は失われた90年代という言葉に象徴されるように大リストラ、就職難、ゼロ金利政策と国民は苦難の15年をたどることとなりました。下村博士は経済学に世界の技術革新、人口動態等を加味した下村理論を駆使し、その精緻な考察から10年、20年先を見事に予測しました。偉い人だと畏敬の念を抱く人でありませぬ。というわけでこれからは芸術、文化、教養、人物、歴史が地域ブランド力になるのだという認識はようやく理解されつつあると思います。そこでグランドデザインの具体的な形として、玉名市総合計画には文化ホールの整備、検討をうたっています。「音楽の都玉名」のシンボルとなる音楽演奏を主体とした文化ホールの建設誘致を検討し、有名な音楽会や演奏会の定期的な開催ができるようその取り組みに努めますとあります。この中の文化ホールの建設誘致とはどういうことなのか。自前で建設する財政的余裕がないので、県立ホールを誘致する他力本願なのか。県財政も新幹線で破滅寸前と聞いております。では民間の商業演劇ホールを誘致するのか、それはメリットとして新幹線駅前しかないでしょう。現在の市民会館も築40年、寿命からしてあと10年とすれば新庁舎建設のめどがつかいたら直ちに検討に入らなければせつかくの音楽の都づくりも器がなく、漂い枯れてしまうのではと心配します。金食い虫の箱物ではなく、玉名を全国にアピールできる戦略的価値のある文化ホールの建設、このあたりの展望についてお尋ねいたします。

次に2番目の質問、財政調整基金の運用について。今年から国の三位一体の改革で所得税の一部を地方に財源移譲するため、市・県民税が大幅にアップしました。その上、景気が回復したとして、定率減税は廃止となり所得はふえない人たちにとってはダブルパンチのような衝撃が走りました。連日役所には苦情と問い合わせが殺到しているとの新聞報道があり、また昨日の一般質問の答弁でも説明がありました。私にも納税通知書が来て3倍以上の金額、あまりの高さにそんなばかなと絶句してしまいました。この出来事は地方自治体の自己責任が大きく拡大したことを意味しています。市が直接徴

収する金額は大幅にふえ、財政にストレートに影響するため、徴収率100%を目指さなければ財政計画が成り立たない事態を招いてしまいます。先日、広報とともに市税徴収のため差し押さえた品を購入するチラシが入っていました。徴収対策強化の一環でしょうが、こんなものが売れるのかと疑り深い目で眺めていると、テレビから「あんたのその疑り深い目が好き」と言われて笑ってしまいました。ちなみにきょうの新聞紙上に公売物件は30点、その内28点が落札、金額は21万9,987円に上ったとの記事がありました。微妙な数字であります。地方交付税も毎年減額されています。……

……先日東京杉並区では、予算の1割程度を毎年積み立てて、運用益で住民税を減らす「減税自治体構想」を発表しました。再来年ごろには基金を可能とする条例化を含めめどをつける方針とあります。一般会計予算（本年度1,500億円）のうち毎年150億円程度を積み立てて、年利2%で運用した場合、理論上は約50年後に区民税を半減できるという。これまでも予算の1割は区債の返還に充てており、区民サービスの質を落とさないで実現することは可能だと。減税すれば人口がふえ、かえって税収はふえるのではとありました。国から一方的に押しまわれ、防戦一方の地方にはそろそろ反撃の知恵を絞るときが来ている。地方分権社会にふさわしい財政計画を競う時代がやってきたのだと思います。ところで2007年問題と言われ、今年から団塊世代の大量退職が始まりました。その退職金は低金利の銀行預金より投資信託として株式市場に流れ込むと予想されていましたが、日本市場は世界の株高についていくことはできませんでした。それではどこへ行ったのかというと午後3時か4時の日本経済よりも午前10時の元気のよい海外株式及び債権ファンドへ流れていきました。中でも格付の高い資源国の安心安全、確実有利な15%から20%の利回りを確保できる海外債権ファンドは大人気となっています。20%というけた違いの総合利回りは先行き不安に揺れる日本の年金よりも頼りがいがあるものとして、定年を視野に入れた部課長さんあたりでは熱心な研究が行なわれているものと思います。……

……例えば合併10年後まで絶対維持しなければならない財政調整基金30億円を基金として、確定利付の海外債権で運用、民間でいうところの運転資金は低利の国内資金で賄い、いわゆる円キャリー取引で平均利回り13%を確保すれば3億9,000万円をゲットできます。たばこ税に匹敵する運用益は潤滑油的な役割の財源になるものと思われるが、この運用の理論的可能性、研究の余地はないのか、また現在の基金の運用状況についてお尋ねいたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

[市長 島津勇典君 登壇]

○市長（島津勇典君） お答えいたします。まず音楽の都づくりについてですが、お話があったように玉名市では小学校、中学校、そして高校にあるいは大学に至るまで、音楽が盛んに行なわれている。そして一般の市民サイドでも歴史を持つ玉名市民合唱団をはじめとして、岱明町、旧岱明町、横島町等にも音楽を大事にしておられるグループの方々がたくさんおられる。まさに音楽の町と言っても過言ではないと私も承知しております。先般の大イベントになりました音楽祭も非常に盛大でした。ただ御指摘があったようにですね、ほとんどが市民サイドの皆さんのエネルギー、思いでこれを運用されていることは事実です。一部市が応援しているという部分もありますが、その多くは市民サイドの皆さんの情熱で音楽を、音楽による地域おこしを盛り上げておられる、そういう印象がします。そういう中でNPO法人青年会議所OB等々を中心にして音楽の都づくりのNPO法人も立ち上げられました。私は改めてこういう皆さんの御努力に敬意を表したいと思います。同時にそういう思いもあって、この秋にでも市民音楽祭をトータルな形で開かせていただきたいということで今議会にその予算案を御相談を申し上げているところでございます。ところでその中核となるべき音楽ホールについての御提案がございました。松本議員、さっきちょっとおっしゃったこと少し違うんじゃないかなあと。松本議員が再提案されたのは、新幹線の駅前に新幹線も通ることだから鹿児島や福岡あたりからも人が来れるような音楽ホールをつくったらどうか、こういう提案だったじゃなかったか。市役所と一緒にするという提案じゃなかったですよ。むしろ市役所は金はもうからんから、こんなやつをつくったらいい、そうでないと夕張みたいになるというお話があったんで、それは逆だと。だからそういうような夢があって非常にいいと、新幹線の駅前に大きな音楽ホールをつくって新幹線も通ることだから、鹿児島や福岡の皆さんも音楽を聞きに来てもらえるような、そういう音楽ホールをつくればどうだと。こういう御提案だった。だから非常に夢があっていい、夢があっていいけれども、今そんなのにこの時点でやったら、逆にそのことが夕張になりはせんかと思って私は心配すると、そういうふうに私は申し上げたと思いますがね。ちょっとあとで前の議事録を確認してください。私はそういう議論の経緯だったように記憶しておりますから。どうでしょう、皆さんも大体聞いておられますからね。それはそれです、それはそれ。ただあのここまで盛り上がってきている音楽によるまちづくり、雰囲気があるんだからそれに対応するように立派な音楽ホールをつくったらどうだという提言は、私は一つの見識としてですね、受けとめなくてはならないと思っております。それはそれで、一つの見識だと受けとめております。ただ、今この時点で、今財政問題もいろいろおっしゃいましたが、そういう時点で新市計画にも載っておりませんし、そういう大規模な文化施設

を今、玉名市が新庁舎、新幹線いろいろ踏まえている中につくるだけの余裕があるかと問われれば、それだけの勇気は今の私にはない。ただしそれは一通り済んだ時点です。ね、やっぱり考えなきゃいかん。文化協会からは音楽ホールではありませんが、文化施設の建設をですね、最近改めて陳情書が出されました。私はこれは皆で真剣に考えればいいと思っていますよ。思っていますが、今この時点でそういう何十億もかかるであろう音楽ホールをですね、今、玉名市につくるために、答弁書を見るとですね、これ執行部の諸君が書いたんですが、民間導入も視野に入れ、国県の事業メニューなどを模索し、事業化に向けて検討に努めてまいりたいと書いてあるんです。これは。これだめですよ、これ。そういうこと言うとね、すぐそういうふうにあの印象になる。市長がそういうふうに言うた。市はね、文化ホール建設に向けて動き出したという印象で受けとめられる。私はこれは率直に申し上げて私の発想には夢がないとおっしゃるかもしれんけれども、今この時点での玉名市の財政状況と抱えている問題点から見て、何十億もかけた音楽ホールを今行政としてここでつくるために踏み出していくという勇気は今の私にはありませんということを申し上げておきます。

それからあとでこれ今の運用のところで、答弁になるんですが、先ほど税務徴収の問題でそんな職員を困らせるような税務徴収よりも云々という話がありました。なぜ玉名市、山鹿市、上天草、この3市と県が一緒になって、税の徴収体制に入ったか。このことをぜひ考えていただきたい。ここまで申し上げるのはどうかなあと思っていました。なぜ熊本県の中で玉名市と山鹿と上天草3市が取り上げられて、県が一緒になって市民税の住民税等の徴収体制を強化することになったのか、このことをぜひ考えていただきたい。もう少し申し上げたいことがあるけれども、ここは市議会の本会議場でありますから、御遠慮いたしますが、ぜひそのことも含めて今市が抱えている徴収体制の現状を御理解をいただいた上で、苦勞している職員に対してもむしろ激励をしていただきたいというのは、私の今の気持ちでございますから申し上げておきます。

○議長（松田憲明君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） おはようございます。松本議員の財政調整基金の運用について、まず私の方から財政運営上の基金の管理という立場から御答弁申し上げたいと思います。まず基金の種類といたしまして御承知のように予算全体を調整するための財政調整基金と市有施設整備基金や社会福祉基金など特定の使用目的を定めた目的基金がございます。これらの基金は一般会計や特別会計などで管理を行なっておりますが、本市の一般会計において、管理している基金は財政調整基金のほか市有施設建設基金など全部で9種類あり、18年度末現在高といたしまして51億円強となっております。議員も御質問の中にありましたが、財政運営上におきまして基金の運用益を活用することは

大変有効な手段であるというふうに考えております。しかしながら現在のところは福祉や教育に関する義務的な経費の増加や新幹線駅周辺やアクセス道路の整備、また老朽化した各施設の補修など早急に対処すべき事業を抱えておりますので、財政調整基金などを取り崩すことで何とか対処している状態でございます。なお、基金の取り崩しにつきましては、新市建設計画においても計画されているところでございます。しかしながら今後は事務の一層の効率化や費用対効果の検証を進め、今年より進めております滞納者への徴収の強化、これはあくまでも税の公平性を図るための一つの手段でございますので、そういうことを進めながらなお一層経費の節減を図り、将来的には基金の増額が行なえるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（松田憲明君） 会計管理者 徳井秀憲君。

[会計管理者 徳井秀憲君 登壇]

○会計管理者（徳井秀憲君） 松本議員の基金の運用についての御質問にお答えをいたします。各種基金につきましては、公金としての性格上元本の保証される安全な運用に私どもは努めているところでございます。議員より御紹介のございました投資信託や株式運用また海外債権ファンドなどにつきましては、確実にうまく運用できるときにつきましては、多くな利回りを生じるわけでございますが、株式相場、為替相場の変動により、利回りどころか元本割れもありうる商品でございますので、公金の運用には適さないものと考えております。また本市におきましては、収入・支出の時期の関係で年間に3、4回でございますが、15億円から20億円程度の資金不足を生じる時期が発生いたします。この場合、その支払いのために金融機関から一時借入金をいたしますと大きな利子負担が発生いたしますので、各種基金より一時運用をいたし、利子負担の軽減に努めているところでございます。また帳簿上は基金があるものの1年を通して、基金総額を運用できる状況ではございません。現在各種基金につきましては、定期預金を中心にいたしているところでございますが、昨日吉田議員の御質問にお答えいたしましたとおり、国債での運用を一部進めてきたところでございます。また利回り運用等を考えますならば、大事な公金でございますので、最も安全で確実に有利と思われる国債等での運用比率を高めていくことが一番望ましいものではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 16番 松本議員。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） 市長にはたくさん語っていただきましてありがとうございます。市長はアドリブも豊富ではっきりものを言われるのでわかりやすいのですが、玉名市総合計画の「人と自然が響きあう県北の都玉名」というキャッチフレーズは、文言

が長いわりにはあいまいもこな感じがします。私は昔の「田園文化都市玉名」の方がストレートでわかりやすい気がします。福岡県久留米市にはかつて400近いアマチュアバンドグループがあり、その中からチェッカーズや松田聖子などがメジャーデビューを果たしました。それからするとまだまだ不毛の玉名から2年前30倍の競争を突破して宝塚音楽学校に入学、この春舞台デビューを果たして、花組で活躍することとなった風咲星南こと磯谷美希さんもこれこそ玉名の奇跡、宝と言えましょう。実はですね、このような年賀状と舞台デビューのあいさつ状をいただきまして、宝塚ファンのおじさんといたしましては、宝ジェンヌからレターをいただいたということで、単純に感激いたしております。

総合計画は、その目標とするところのねらい目、コンセプトはすべてよいことばかりで完璧と言えますが、それをどう魅力的なデザインで実現するかということまでは言及していません。車や家、ファッションも性能や機能性はよくてもデザインが悪ければ売れません。庁舎跡地の再開発やまちづくりにしても日本は自然発生的でその点どうしても欧米にはかなわないところがあります。これからデザイン力が勝負の時代とも言われています。すぐれたデザインは人を感動させ、心をわくわくさせるものです。グッドデザインを描いて魅力的な玉名市が実現することを願ってやみません。

財政調整基金の運用については、一転して慎重かつ模範的な回答をありがとうございました。苦しい台所事情のやりくりにごろ涙ぐましい努力御苦労さまでございます。しかし公金の運用は定期預金、国債で絶対安心無比なもの、正しいという考えは果たしてそうかという疑問が残ります。社会保険庁の年金問題、官製談合、天下りなど一部高級官僚の無能、無責任、私利私欲のため、国家の信頼が大きく揺らいでいます。昨日も元公安庁長官が逮捕されるというあほかいなと思う事件がありました。昔から日本の兵隊は世界一流、中級将校は二流、高級将官は三流と出世するたび無能になっていく国家体質を考えるならば、地方は盲目的に中央に従う、巨人・大鵬・玉子焼きといった一極集中の古い価値観でいいのか、ここから脱却し、グローバルな観点から真に信頼できるものを検証する必要があるのではないかと。このように郷土の将来、国家の育成についても我が新生クラブでは日ごろ熱心な議論を続けているところでございます。それから国債、定期預金は初歩的な運用に過ぎないと言います。真剣に為替変動ボックスをにらみ、国際金融を勉強するならすぐ中級までは行きます。公金に絶対損失は出せないという信念から、実は有利な運用方法を百も承知しながらほんの数パーセントのリスクのためにそのまま初歩的な位置にとどまる、その方が公務員としては身の安全というのもわかりますが、不作為な行為ともいえます。工業団地造成の方がよほどリスクは高いのではと思います。そもそも一般質問には多額の出費を強いるような質問が多い中、これは珍しく財政を豊かにしようという話でありますから、もっと大いに議論があって

しかるべきかと思えます。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
最後の質問に行きます。

開票作業のスピードアップについて。去る4月の統一地方選挙において玉名市では県会議員選挙がありました。投票率は62%ぐらいの低さだったかと思えます。投票日の翌朝、近所のお年寄りからおしかりの電話がありました。昨夜あまりに開票発表がおそいので12時まで起きておった。7万2,000人の玉名市が何で65万人の熊本市と同じのろのろペースなのか。開票率0%のとき、郡部では既に決着がついておった。こんなことでは残業代稼ぎなのか、市職員の能力を問われるところだとさんざん苦言を呈されました。開票作業開始が9時半からと設定されていたことなど事情を説明して、ようやくというか、渋々納得してもらいましたが、確かにそう言われても仕方がないと私も思いました。実は私も9時からの開票だと思い、8時45分ごろ開票作業を見に行った1人です。そのとき既に投票箱もそろい、スタッフもスタンバイができていて、いよいよ始まるかと思いきや、なかなか始まらず9時半からということでした。時は金なりというのに無為に時を過ごしてはまずいのではと感じていました。そんなわけで最終発表は11時ごろとなってしまう、開票作業に1時間半かかってしまう結果となりました。選挙事務所でもおそいと不満の声があったのも御承知のところだと思います。それから1週間後、テレビの報道番組で広島県三次市の驚異的な開票作業風景が放送されていました。三次市は人口9万人強の市ですが、この選挙にあたり30分を切ることを目標に数回訓練を重ね、まずベテランの司令塔がいて、開票がスムーズに行くようスタッフを差配していました。また腰痛を防ぐため、開票台に発砲スチロールの板を2枚重ね、高さをアップ、輪ゴムのかわりにイチゴパックで票の仕分け、靴はスニーカー、服は作業服かジャンパーで動きを軽快にして、8時45分開票開始、29分51秒で終了でした。この統一選に動員された職員は全国で約30万人、開票作業開始時刻を早め、作業をスピードアップして平均1時間短縮することで人件費が30億円節約できるというのが、この番組の趣旨でした。それからすると玉名市は世の中の空気を全く読めず、旧態依然としていたということで、やっぱりアウトと言われても仕方のないところですね。先週の合志市議会一般質問で投開票事務に当たった職員手当の最高額が5万6,700円は庶民感覚からすれば高過ぎないかという質問もあっております。市長は常日ごろ、簡素で効率的な行政運営に努めると述べておられますが、その思いがこの場面では機能していなかったのではないかと。7月末には参院選、来年2月には県知事選と続きます。これを名誉挽回の機会として開票作業のスピードアップに取り組まねばなりません。開票作業のスピードアップについてどのような対策を考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（松田憲明君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 松本議員の開票作業のスピードアップについてお答え申し上げます。まず、開票の開始時刻につきましては、合併後投票所から開票所までの距離が遠くなったこともあることから、投票所を閉鎖して1時間30分後の午後9時30分を開始時刻としたところでございます。県下各市におきましても開票開始までおおむね1時間半程度の準備時間を設けている状況でございます。

次に、平成19年4月8日に行なわれました熊本県議会議員一般選挙における開票状況につきましては、開票に要した時間は本市の場合1時間53分で、これは投票者数にもよりますが、県下の開票事務を行なった10市の中で平均的な作業時間となったところでございます。また全国的に見ても678の中で339番目と平均的でございます。ただし、各市開票を開始する時刻の違いもあることから他市より終了時間、時刻がおそくなり、開票発表がおそいという印象になったものと思います。迅速な開票の必要性は当然のことと認識しておりますので、現在開票事務の適正な流れ、作業の方法、人員配置などについて再検討を行なっているところでございます。その改善策としましては、まず開票作業についてはより多くの職員が作業できるよう開票台の間隔をとる。次に開票係だけでなく、点検や計数機係など他の業務を担当するものと一緒に行なう。また開票状況の流れに応じた係の作業を誘導指揮する担当を置くことなどを検討しているところでございます。今後先進地の事例などを参考にさらなる開票作業の効率化を図ってまいりたいと思いますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（松田憲明君） 16番、松本議員。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） 御心配なく12時までには終わります。選挙事務に関して私も高崎市政のころ、投開票事務費の節約に電子投票の是非、若者の選挙への関心を高めるために開票作業に大学生をアルバイトで雇えないのかと質問したことがあります。そのときは選挙の投開票事務は絶対にミスが許されない事柄なので、わざわざ不安要因を抱え込むようなことはできないと拒絶する答弁がありました。しかし、投開票事務に従事する職員手当が社会通念上高過ぎないかという問題はたびたび新聞報道などで話題になり、世間一般でも知るところとなりました。そこで三次市はアルバイトに頼るわけにもいかないのに、自助努力とプライドにかけてスピードアップを図り、経費を節約、世間の批判にこたえる形をとったのではないかと思います。何が動機だったのかはわかりませんが、これだけで三次市の職員は優秀だということを全国にアピールできました。これこそ情報発信力ではないでしょうか。玉名市もいきなり優秀とまでは行かなくとも、無能ではないということを市民に証明して、知らしめる義務が生じたのではないかと思います。合併後の選挙事務を経験するたびに学習効果が発揮できます。今後、奮闘努

力されんことを期待して質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、松本重美君の質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時04分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

松本議員より発言の申し出がありますので、これを許可します。

16番 松本議員。

[16番 松本重美君 登壇]

○16番（松本重美君） 議長のお許しを得て発言いたします。先ほどの私の質問の中で、徴収事務作業につきまして一部不適切な表現ありましたので、お詫びして削除したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） ただいまの発言の一部取り消しの申し出がありましたとおり、これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松田憲明君） 異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

一般質問を続けます。

9番、福嶋譲治君。

[9番 福嶋譲治君 登壇]

○9番（福嶋譲治君） 有明クラブの福嶋譲治です。うんちくを披露するほど知識もありませんし、小学校の頃までは作文は非常に上手な方だと思っておりましたが、今も何か文を書こうと思うと筆が進みませんので、非常にわかりやすい質問をとということで一般質問をしたいと思っております。平成19年第3回定例議会一般質問、福嶋譲治。2つほど質問を用意しております。1つ指定管理者制度移行後の状況について。2、小岱山薬草の会について。

1つ目の指定管理者制度移行後の状況についてという質問は、先ほどの北本議員の質問をほとんど被っておりますが、立場を変えまして同じような質問になりますが、あとの質問をしませんと、後の再質問なり自分の要望なりを言いにくいですので、今日質問をします。

まず指定管理者の制度を導入して半年以上が過ぎましたが、導入の前と後との変化について質問します。それぞれの施設の違いがありますので、ひとまとめにはできませんが、わかりやすいところで温泉施設等の利用者数に変化があるのかなのか。サービスの向上は図られているのか。それとも低下が見られないか。利用者の反応はどうだろ

うかということで、まず質問します。次に小岱山薬草の会について質問します。私も薬草や生薬、薬酒などに非常に興味を持っておりまして、最近では自分のうちの庭に目薬の木を1本植えました。この質問の執行部側と話し合いをしておりますなかで、淡々と打ち合わせをしておりましたところ、この目薬の木の話になりましたら聞き取りの中の職員の松野さんも私も1本植えましたということで、少しは話に弾みがついたところでございます。この薬草の会については、島津市長もことのほか興味を持っておられるということで聞いております。市長のこの会に対する思いとこの会を玉名市にどういうふうに活かそうと思われているのか、お聞かせください。答弁を聞いた後、再質問があればまた登壇します。

○議長（松田憲明君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

〔企画政策部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画政策部長（牧野吉秀君） 福嶋議員の指定管理者制度以降後の状況についての御質問にお答えいたします。行政サービスへの民間活力の導入を目的とした指定管理者施設は現在20施設ございます。その中で主に温泉を有する施設の経営状況、入浴利用状況については平成18年の9月から平成19年の3月までの指定管理期間7カ月間とその前年の同じ7カ月間を比較しますと、玉の湯では3,138人増の11万4,440人、岱明ふれあい健康センターでは924人増加の2万9,848人、そして草枕温泉では7,878人減少の6万9,024人となっております。ただし、草枕温泉につきましては指定管理開始後の1週間程度施設改装のため閉館されておりますので、実質的には前年同様とみることができます。また住民サービスにおける指定管理者制度のメリットと申しますか、効果でございますが、玉の湯におきましては手すり等の安全対策が速やかに講じられたなど、また草枕温泉につきましては、各種の多彩なイベントの開催や売店設備の充実などが図られ、利用者にとっても大変喜ばれているという報告がなされております。今後行政サービスの向上と効率化を図ることを目的として、地域の振興及び活性化並びに行政改革の推進効果を高めるためにも指定管理者制度を適正に実施していきたいと考えております。

次にお尋ねの小岱山薬草の会につきまして、私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。小岱山の植物を長年に渡り調査研究をされました故濱田善利氏が残された文献によりますと、小岱山にはおおよそ150種類の薬草が自生しております。これらの薬草をもとに小岱山薬草の会は薬草のまちづくりをコンセプトに小岱山に自生する薬草を保護し、薬草の栽培、管理を通じて玉名温泉や高齢農業の活性化、そして健康増進、地域や家庭での普及推進を図ることを目的に本年の1月15日発足いたしております。現在の会には顧問に崇城大学薬学部の村上光太郎教授を迎え、男女7名ずつ計14名で構成されております。顧問の村上光太郎教授に関しましては、薬学博士として全国

的に権威のある方で徳島県の上勝町の高齢者が紅葉などの落葉樹の葉っぱを箱詰めにし
まして、京都とか大阪などの料亭などにその葉っぱを送り込むいりどり産業の立役者で
ございます。小岱山薬草の会の活動状況についてでございますが、身近な薬草でありま
すアザミでありますとか、ノビル、オオバコ、イタドリ、タンポポなどを素材として天
ぷらや和え物、餃子などの料理実習や研究を定期的に行なっておられます。またいちご
マラソンやよさこい祭り、高瀬裏川しょうぶまつり会場などで薬草入りお好み焼きの出
店を通じて、市民への普及にも力を入れておられます。また来月には薬草採取と村上教
授の薬草講演会も予定されているようでございます。今後の活動といたしましては、市
所有地の花壇を利用して市民から見える場所にウコギやツワブキ、ナズナなどを植え、
薬草名や薬効を記載した看板を設置すること、また温泉旅館とタイアップした取り組み
や玉名ヘルスメイト活動と連動して、薬草を取り入れた食育の推進を図ることなどを計
画されているところでございます。市といたしましても地域の素材を活かしたまちづく
り活性化に寄与するものであり、これらの活動に賛同して今後の活動においても支援す
る考えでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 薬草の会について企画政策部長の方から答弁をいたしました。
大筋はそういうことでございますが、私も感ずることもございますので申し上げたいと
存じます。濱田善利氏のことが企画政策部長が申し上げましたが、濱田氏は高校のとき
に年齢は私よりちょっと上なんです、私より1級下でした。彼は高校卒業後、熊大に
進んで熊大の薬学部にて在籍をしておりましたが、その折に小岱山の薬草について非常に
貴重な文献を残しております。150種にのぼる薬草が自生しているんだということが
彼の文献に載っております。ただ残念なことに彼は若くして他界をいたしました。その
ことを私自身も、お嫁さんも同級生で私より1級下でしたが、彼女の方もちょっと若く
して亡くなったんですが、そういうこともあって小岱山が薬草の里のイメージが強いと
いうことを承知をいたしておりました。時に何年前になりますかね、崇城大学に薬学部
が併設をされました。そして今申し上げたように村上教授という方が、その薬学部の教
授として崇城大学にお見えになりました。昨年春でしたか、崇城大学に村上教授を訪
ねました。大学の隅の方にハウスをガラスハウスをつくって、そこにいろいろ中国であ
るとかあるいはアフリカ等も含めた薬草を植えて、自分で育てておられます。その村上
教授にお目にかかりに参りましたときにちょうど岱明町の御婦人の方がボランティア
で、そのお手伝いに来ておられました。私もよく存じている方でしたから、何ですかっ
て聞いたら、いやボランティアでその村上先生の薬草作りを手伝っていると、こういう

話がございました。私にも思いはございましたが、そこからいくらか膨らみまして薬草の会を作ったらどうだろうという話が出てまいりました。私はもしそういうことが実現していけば、小岱山の薬草の山というイメージを活かして、何か地域にアクセントつけることができないかなあという思いもございます。例えば立願寺温泉等とも連携しながらちょっと話しているんですけど、夕食は無理だろうけども朝食に薬膳料理というのができないんだろうとか、あるいは薬草湯というのがあってもおもしろいんじゃないとか、そういうイメージを持っておりますし、そういう話も申し上げております。一方先ほど申し上げたように薬草の会は関心のある方、興味のある方々を中心にしてですね、立ち上げられて、村上教授を中心にして御活動をいただいております。玉名市内で行なわれるいろんなイベントにもですね、その方々が参加されて、菊池川の前の晩、横島のいちごマラソンの折に、これはどがんしたですか、大変だったでしょうと言ったら、前の晩に、前の日に菊池川原を歩いて野草を集めてですね、そして夕べ一晩かかってきれいに洗いました。そしてそれを洗ってお好み焼きを作られました。大変な盛況でたくさんの人に食べていただいたり、好んでいただいた。そういうイベントにも常にこの薬草の会の方々が参加をして現在はそのまま活かしていただいております種類もそう多くはないかもしれませんが、頑張ってくださいと申し上げます。私はもっとトータルなものになっていって、場合によっては先ほど申し上げたようなイメージになっていくためには、場合によってはその野草を集めるだけではですね、ちょっと無理だろうと。場合によってはそれを栽培するということがあってもいいのではないかと、そういう話を会の方々や村上教授にも申し上げております。これは浪漫でもありますから、どこまでどう実っていくかは定かではありませんが、私どもの大事にしている小岱山嶺がもし薬草の里というイメージがあるならば、濱田君の思いも含めてですね、地域の中に定着をしていけば言いなあと私は心から願っております。そしてそのことが玉名のひとつの浪漫として、イメージとして活かすことができればいいなあ、薬草の会の方々の頑張りに期待すると同時に行政としてのできる限りの支援をしてまいりたい。そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（松田憲明君） 9番、福嶋議員。

[9番 福嶋讓治君 登壇]

○9番（福嶋讓治君） 再質問とまではいきませんが、私の感じたことなりを述べさせてもらいたいと思います。指定管理者制度についての答弁については、おおむね成果が上がっているとの答弁で少し安心したところでもありますけれども、私の耳に入ってくること、ほかの人たちもそうでしょうけれども、いいことばかりが聞こえるわけではありませんで、多少不満なりも聞こえております。具体的には玉の湯を今の5時半をもとの5

時に開館時間を早めてくれとか、そういった話も聞きますし、岱明ふれあい健康センターでは職員の方からサービスの仕方等々、もとよりもちょっと何かやりにくくなったとか、お金を取ってなかったのが取らなきゃいけないようになったとか、運営の仕方が非常にちょっと自分達でもわかりずらくなったとか、草枕温泉につきましては私の地元でありましてなかなかこう悪い話は言いたくないんですけれども、雰囲気が全体的な雰囲気が変わった。多少悪い方に変ったというような意味合いだと思います。農産物を納入しておられる農家から販売のために納入しておられる農家からちょっと販売の状況が悪くなったとか、そういった声が聞こえてきますので、執行部におかれましては常に市民の声には大きなアンテナを立てて情報を収集して対応していただきたいと思います。

次に薬草の会の話につきましてですけど、質問につきましてですけども、状況なり聞かせていただきまして、また市長の話を聞かせていただきまして私が思っていたことと非常に一致すること、私が願っていたことと一致するような話を聞かせていただきまして、非常に心強く思っております。ただ名前が小岱山薬草の会についておまして、玉名には小岱山だけでなく、二の岳、三の岳、またあの石貫、三ッ川などの里山の話のを他の議員さんがされておられますけれども、当然これらの山にもたくさんの種類の薬草だったり山菜だったりたくさんあると思います。ちょっとただいまの質問の趣旨から少し外れさせていただきますけれども、私以前、熊の岳、二の岳の遊歩道の設置を求める質問をしております。最近も地元の方から草枕温泉から実山公園に遊歩道を作ってくれと、自分の畑を提供してもいいから作ってくれというような要望がありました。と言いますのは草枕温泉に来られる方から実山公園にどうやって歩いていけるんだ。すぐそこに見えるんだけれどもどうやって行けるんだ。というような話があるそうです。それでは自分の畑を通してこう行くといいけれどもというようなことで、教えても途中がどうしても危なくて歩けない部分があるから、遊歩道を作ってくれというような要望をされました。草枕温泉があって、実山公園がすぐ500メートル先にある、点と点なんですけれども遊歩道、簡単なんですよ。お金はいらないんです。間伐材を並べるだけでもいいんです。簡単にできる、やすい資金でできる。そういうことで点と点が線に結ばれて、前に言っておりました二の岳の遊歩道までずっと登って行きますとマイナスイオンを浴びながら森林浴を楽しみながら、またこの今質問しております薬草を探しながら頂上を目指して楽しんで行けます。そして頂上まで登りまして絶景が堪能できるんです。絶景なんですよ。これが堪能できるんです。それで絶景、この頂上から玉名市全体が見渡せますし、玉名温泉も見えます。じゃあここからあそこに玉名温泉があるんだ。草枕温泉はそこにあるんだ、帰りに寄ってみようか、ああ横島のY・BOXも見える、あそこでお土産を買って帰ろうか。必ずそういう気持ちになられると思います。それでもう1つ何で薬草の話の中にこういう話を持ち出しましたかと言いますと、

私の地区の前区長さんがみかん畑にぼつんぼつんと荒廃したみかん園がぼつんぼつんと出てきたんです。放棄されて荒廃したみかん畑なんですけれども、そこに薬草とか野草とか山菜とか植えられないだろうか、それに人を呼べないだろうかという案を持っておられまして、私ずっとその話だけしていたんですけども、グッドタイミングだなあと思ったんです。この薬草の会の話。明日にでも栽培できる薬草を探してというわけにはいかないでしょうけれども、こういう薬草の会でそういう栽培できる換金作物にもなるそういったものを単作していただきまして、その荒廃したみかん園に地元の老人なり、遊んでいる人はいないんですけども、そういった人たちを使って働いていただいて、自分達やっていただいて人を寄せる、観光客を寄せること、販売にもつなげること、さっき市長がおっしゃいました薬膳料理、薬酒にしる温泉にしる、広げていけたらなあという考えでこういう質問を用意しました。経済効果にもなりますし、観光の集客にもつながると思いますし、さっき言いました点を線に結んで、線が広がって玉名いっぱい面にして、今度は薬草やらそういったことで面を立体化して玉名市というのは本当に海から平野から山まで立体的な市であります。立体的な市を立体的に利用して経済活性化につながっていったら素晴らしいかなあと考えてこういう質問をしました。市長もちろん執行部の皆さんに強い要望と期待をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 以上で福嶋譲治君の質問は終わりました。

引き続き、3番、宮田知美君。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） 3番有明クラブの宮田です。よろしくお願いいいたします。一番最初は市営住宅の適正配置による均衡な発展について、ということで質問いたします。私は現在天水町に住んでおりますが、以前から思っていたことなんです、天水町に本当に市営住宅がないなあということで何回か昔の議会のときに質問もしたことあったんですが、そのときの時代と今の経済状態が違いますので、そのときはそのときの天水町のやり方があったんだなあと思っております。ただ先だっていろんな若者と話しているときにですね、自分は農家を営んでおると、そして頑張っておるが近頃彼女もできて結婚もしたいと、しかし2人で暮らす部屋がほしいと思い、探してみたけれどもなかなか見つからない。旧玉名市にはたくさん市営住宅があるが、そこまで行くには遠すぎると、いわゆる仕事上の都合、また子どもが生まれたら親にも子守を手伝ってほしい、金銭的にも安い方がいいし、近くがいいなど諸々の理由から近くに低所得者でも入居できる市営住宅があればと思うがほとんどない。先日配付された平成19年度から28年度までの第一次玉名市総合計画の中に魅力ある住環境の整備の欄がありました。公営住宅の建設については公営住宅ストック総合活用計画に沿って、計画的に実施しますとの

説明があります。皆さん御存じのように市営住宅は市が国の補助を受けて、大体2分の1ぐらいだったかと思うんですが、建設した住宅で、住宅に困っている低所得者に低家賃で対応するものです。住宅に困っているものはまた低所得者は、まち部だけでなく天水、横島、岱明にもおられます。私といたしましては公金の公平な使い方や地域における人口定着の件からこのような市営住宅をどの地域にもバランスよく建設していく必要があるのではと思います。そこで現在の市営住宅の戸数の配置の状況とこれからの建設計画について質問をいたします。

次に現市役所移転に伴う跡地計画について質問をいたします。先日の新聞に中心市街地活性化について熊本市と八代市の中心市街地活性化基本計画が内閣府の認定を受け、いよいよ動き始めたと載っておりました。計画策定の背景には全国で進んだ中心市街地の疲弊がある。大規模店の出店を規制する大規模小売店法が2000年に廃止されて以来、各地で郊外に大型商業施設が相次ぎ出店、中心市街地は人通りが減り多くの店が閉じ、シャッター通りが増えた。このために国は都市政策を大転換、まちづくり三法を見直し、大型商業施設の郊外立地を規制、一方で中心市街地に病院や住宅など多様な都市機能を集め、歩いて暮らせるコンパクトシティの考えを打ち出した、と載っておりました。皆さん御存じだと思いますが、熊本市の中心地、ホテルキャッスルの横の九電跡地に歩いて買い物や病院など行くことができる有料老人ホームができました。即完売いたしました。このたび市役所が移転してぽっかりと空き地ができています。この面積はできて、今からできるんですね。面積は1万3,000平方メートル、東京ドームとどっちが広いだろうかと私は考えておりました。ただちょっと東京ドームが広がったように気がします。このぽっかり空いたスペースは疲弊した玉名の活性化の起爆剤にどのような形で生まれ変わるのか、市役所移転に伴う跡地計画について質問をいたします。

以上2点、答弁を求めます。

○議長（松田憲明君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 宮田議員の市営住宅の適正配置による均衡な発展についてについての御質問にお答えをいたします。現在、玉名市の市営住宅は32団地1,234戸ございますが、各総合支所別に申し上げますと玉名総合支所の26団地1,104戸、岱明総合支所の3団地106戸、横島総合支所の2団地18戸、天水総合支所の1団地6戸の住宅がございます。これらの住宅の中には公営住宅法で定められた耐用年限を大幅に経過した住宅が大倉団地、一本松団地などに66棟254戸ありまして、老朽化が進み建て替えの必要性が急務となっております。またこのほかに昭和50年代以前に建設され、20数年から30数年経過した住宅が138棟728戸ございまして、経年劣化に伴い外壁、防水等の老朽化が深刻になり安全性や耐久性の向上を図るための改

修等を進めていく必要がございますし、消防法の改正による市営住宅への自動火災報知機の設置やテレビのデジタル放送化に伴うテレビの共聴視設備の改修も行なわなければなりません。これらの急務を要する事業につきましては、第一次玉名市総合計画に基づき、新市建設計画や市営住宅ストック総合計画に沿って年次計画により優先的に進める必要があるため議員御質問の新規市営住宅の整備につきましては、財政面等においても厳しいところがございますので、当面は計画をいたしておりません。また建て替えについては既存入居者の生活を第一に考慮すべきであり、特に社会的弱者と言われている高齢者等の生活に支障を来すことがあってはなりません。現地建て替を基本としており、非現地に分散した建て替えは計画しておりませんが、議員が申されますように地域の均衡な発展のために将来的には、住宅需要や民間賃貸住宅事業者の整備状況等を考慮しながら、地域性に配慮した上、市営住宅の整備も検討していく必要があると考えておりますので、議員の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（松田憲明君） 企画政策部長 牧野吉秀君。

〔企画政策部長 牧野吉秀君 登壇〕

○企画政策部長（牧野吉秀君） 現市役所移転に伴う跡地計画についてお答え申し上げます。議員御指摘のとおり市庁舎移転計画は玉名市にとって大きな問題でございます。跡地利用計画が新庁舎建設計画と一体的な検討が必要であると考えております。とりわけ庁舎跡地利用計画につきましては、周辺地域に及ぼす影響を十分に検証しながら活用策を検討しなければならないと考えております。御質問の跡地活用にかかる検討状況につきましては、昨日の堀本議員の質問にもお答えしましたように、現在市と商工会議所それに崇城大学の三者で中心市街地活性化推進会議で市街地の活性化を検討いたしております。その中で庁舎跡地の活用策についても検討を進めているところでございます。検討にあたりましてはフォーラム等を通じ、周辺住民をはじめとする市民の皆様から御意見を聞きながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 3番、宮田議員。

〔3番 宮田知美君 登壇〕

○3番（宮田知美君） 今それぞれに答弁をいただきました。皆さん御存じだったろうかと思えます。玉名市が1,104戸、岱明106、横島18、天水6。この数字をどういうふうに受け止めるかということですね。やはり私はやはり均衡な発展のために、人口流出を防ぐためにもやはりそれぞれにやっぱり少しでもいいから造っていくべきじゃないかと思えます。じゃあないとですね、やはりあの確かに申し込みはですね、天水の人もできるわけですよ、玉名市のこの住宅にですね。しかしそこで申し込んでし

まったくもう天水や横島の人おらんごなっていくわけですよ。そういう人たちはもう戻って来ないかもしれないですね。やはりその町にはその町で育った人はですね、その町で暮らしたいわけなんです、近くで親も兄弟も親戚もおるしですね、ですからその辺のところも御理解をですね、いただいてこのあまりにもかけ離れているものに対してですね、検討方よろしく願いいたします。

次にですね、今度跡地計画についてですが、これについてはですね、問題としてですね、ちょっと提起をしておきたいものがあります。それは先だってですね、この跡地計画というか、跡地についてですね、いろんな私たちなりの仲間ですね、不動産屋とかいろいろそういう方々も交えてですね、ちょっとお話をしてみました。一番その中で何人かの人が出たのは、しょうぶまつりなどですね、観光客が来ても確かにその高瀬通りには何軒か出られるわけですね。非常に賑わう場面であるわけですが、ただ日頃ですね、玉名に来て特産品を買い物するところ今ひとつない。みかん、イチゴ、メロン、トマトなどの農産物、アサリ、海苔などの水産物、玉名ならではですね、特産品を取り込んだ共同でのイベントを開催されているようなところがない。そしてそういうところですね、新たな顧客を開発しですね、観光や地域の中心となるようなある意味じゃ商業施設、物産センター、それはどういう形になるかわかりませんが、そういう場所がない。それとですね、先ほどちょっと言いましたホテルキャッスルの横のですね、九電の跡地のようなですね、老人ホームですね、これは都市政策や住居人口対策として民間に売却しての有料老人ホームの建設、または宅地化。そのほかにはですね、ちょっと公的なものではですね、文化センターとの複合施設、例えば児童センターなどが考えられると。いわゆる人が集まるような場所にしてほしいと。いずれにしても一番やってはいけないのがですね、結論として出たのがだれも行かないような、また管理が大変な公園化、これだけは避けてほしいというような結論に達しました。ということで、以上検討方よろしく願いいたします。

次にですね、質問をしていきたいと思います。3番目、公営企業を含む全会計を対象にした連結実質赤字比率についてでございます。地方自治体、財政健全化法案が15日に成立しました。これは夕張市で注目されたように自治体の財政破綻を早い段階で食い止めることを目的とした法律であります。自治体の財政状況を見る場合、通常予算である一般会計だけでなく、健康保険事業や水道事業また第3セクターなど独立した会計となっている特別会計も連結してみないと本当の収支がわからなくなり、よく言われる隠れ借金などと呼ばれる負債がいつの間にか膨れ上がり、市全体の財政状況を悪くしてしまうことを防ぐことができるということです。そこで現在の玉名市の公営企業を含む全会計を対象とした財政状況はどのようになっているのか、お示しください。担当課の答弁を求めます。

○議長（松田憲明君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 宮田議員の公営企業を含む全会計を対象にした連結実質赤字比率についてお答えを申し上げたいと思います。連結実質赤字比率につきましては、今月成立しました地方自治体健全化法におきまして、自治体財政を評価する指標のひとつとして加えられたものでございます。これは今まで一般会計の収支ばかり、財政状況のチェック対象にしていたものを特別会計や公営企業などの収支全体を含めてチェック対象とすることで、総合的な財政状況を把握し見えにくい借金や赤字を早期発見し、財政の健全化を促すという趣旨のものでございます。総務省が示した計算式の試案に基づき、本市の17年度決算について試算を行なってみましたところ、赤字とはなっておらず計算上は黒字として6.1%という指数となっております。同様の計算を熊本県下各市の公表データを基にそれぞれ行なってみましたところ、本市は県下14市の7番目に位置しております。連結実質赤字比率につきましては、現在このような状況ではあります。本市の公営企業や一部事務組合を含んだ実質公債費率など財政指数を見ますと増加傾向にあり、楽観できない一面もございまして。合併時に作成した10年間の新市建設計画は各財政指標を考慮の上、作成しており、17年度及び18年におきましてはその目標以内で推移をしているところでございます。しかしながら一般会計におきましては、時代の変化に対応した福祉や教育対策の見直しや予想外に老朽化した施設の補修などの確に対処すべき事案を抱えております。また医療会計につきましては、給付費の増大、下水道等の公営企業会計につきましては整備範囲の拡大や施設の老朽化対策も行なっていく必要がございまして。市が管理するすべての会計が市民生活に直結しておりますので、今まで以上にあらゆる部門に気を配りながら全体を通した財政の健全運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 3番、宮田議員。

[3番 宮田知美君 登壇]

○3番（宮田知美君） ただいま部長から答弁をいただきまして、皆さん安心は今のところされたんじゃないかなと思うんですけど、これはですね、私はですね、何度かこの夕張に行ったことがあるんですね。皆さん議員になられてから何回も行かれたと思うんですよ、北海道。議員になったら大体北海道行くもんですからね。天水だけだったのかな。それはどうでもいいんですが。この夕張というところはですね、いわゆる千歳空港から近いし、札幌からも割合と近いんですね。何でこんな便利なところが何であそこが債権団体になったのかなあと。破綻したのかなあと。いろいろその理由はあるわけですね。炭鉱の町で人口ががっと減ったとかですね。理由はいろいろあると思います。しか

しですね、やはりその前に手を打とうと思えばどこかで手を打って来れたんだ、その手の打ち方が問題だったんだらうと思いますが、以前一番ひどかったのはですね、以前ですね、そのようなところで福岡の赤池町というところがですね、皆さん御存じだと思いますが、破綻しその後住民の努力で再建された町があります。そこも私研修で行って参りました。そしたらですね、そこの当時の建設課長がおられましてですね破綻した理由をですね、研修のその場でですね、いろいろ教えてくれたんですね。その中で一番その中の理由でですね、一番頭に残っているのがあります。それはどういうことかという、確かにいろんな問題あったが一番の問題は業者の方が仕事はないかと、建設課を尋ねて来られるわけですね。建設課長は財政が苦しいということですね、業者の方が来られてもですね、今ちょっと今仕事はないですもんねって、断るんですね。ところが業者の方はですね、選挙応援とかいろいろしておるもんだけん、町長のところに直接行くわけです。仕事をつくってもらうわけです、そこで。今はないけれども町長のところ行ったら何か仕事ができるわけなんでしょうね。帰りがけに課長のところに行ってください、建設課に行ってください、建設課長、仕事こうやって作ってきたもんねって、事後報告なんですね。こういうのがですね、日常茶飯事に行なわれるようになったと。だからもう赤字は止まんようになってしまったというふうに、そこの建設課長、赤池町の元の建設課長は教えてくれました。こういうのはですね、要するに縦社会の役所なんかよくある光景だと思うんですよ。すべて上が決めたら従わなければならない。自分達の努力は無に等しいと嘆いておられました。今回の夕張市、元の市長はですね、国からロボット館などいろいろ持ってきました。どうにかしてこの夕張をよくせないかんと考えてですね、しかしうまくいかず市民の負担が同時に発生いたしました。その事実を市民は知らされてこなかった。情報が隠されていたからだと私は思っています。2006年度末、国・地方の借金がとうとう1,000兆円を超えてしまいました。我々は国や市などの借金だから関係ないと何となく安心しておりますが、そういう人多いんだと私思っております。しかしそうじゃないんです。債権団体にまた破綻すれば夕張の件でわかったようにつけは最後には住民に回ってき、また職員にも回って来ます。ほかの職員ですね。隣の先日の新聞に載っておりましたが、隣の長洲町が先ほど部長から説明がありました玉名市は黒字の6.1%、ところがとなりの長洲町は連結実質赤字率が32.8%、おかげさまで人件費の削減、事業の見直し、公共施設の閉鎖などを含めて今検討がされております。答弁のようですね、玉名市の財政は黒字の6.1%ですから、まだいいかもしれない。しかしこれからは先ほど部長がおっしゃったように新庁舎建設、新幹線開通に伴う整備、各道路建設、下水道集落排水事業などなど、事業は目白押しです。住民の要望も限りなくあります。どのような形で応えるのが、それに応えるのが、いわゆる市長の手腕ですが、私はここでちょっと苦言をちょっと呈したいと思いま

す。昔のアメリカの大統領が名前はちょっと間違っていたらすみません。ジョン・F・ケネディが言ったように「市が市民のために何ができるのかじゃなくて、市民が玉名市のために何ができるのか」と訴えた言葉があります。というのはどういうことかということ、市民参加型の自治体にしていくのが私はこれから先の玉名の礎だと思っております。私は財政事情を常に公開し、共有しあえば苦しいときはいわゆる赤池町の人々が自分のところは苦しいからということで、町に頼らず何もかも自分達でやってきました。そして赤字を黒字にしてきました。いわゆる鉛筆の先までも辛抱してやってきました。それに住民はわかれば頑張ってくれるんです。そういうふうな苦しいときは市民が市のために汗を流すと私は思っています。しかしこの頃私はこういうことは口はばかって仕方ないんですが、人のよい市長の島津市長のもとに島津詣でが少し多いんじゃないかというように私は感じております。私は感じるだけだけんね。そのような私はですね、いわゆる先ほど言ったような市民が市のために汗を流すような形ですね、市民に玉名市民を育てていかなければならないと私は思っています。最後になりますですがですね、失礼なこと言ったかと思いますが、最後に市長のこれに対しての答弁を求めて私の一般質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 私が市長に就任して1年と8カ月になります。申し上げておきますが、1年8カ月の間に少なくともその陳情はありますよね、部落の陳情あるいは議員の皆さんの陳情、しかし今議員が指摘されたような感じで、仕事がなかけん仕事ばつくらにゃいかんと言うてきた人は業者はもちろんそういうことを言って市長室に来る人はおりませんが、議員も含めてそういう見識で私のところに話のあったことは1件もございませんので、お1人も1件もございませんので御心配のないように申し上げておきます。市長として、市政営運営にあたる上で何を一番心がけるべきかといえば、当然財政の健全性ということであろうと思います。何回かその基本的な形を私は申し上げてまいりました。それは合併の時点で、随分と合併協議がいろいろなされております。そして持参金を持ち寄ってこれで行こう、やっぱり合併の時にはいろいろ通常よりも金がかかることは多いんで、それに基づいた合併協議がなされておいて、その計画が向こう10年間にわたって立ててある。旧市ではこういうことを中心に事業をやって行こう、天水地区ではこう、岱明地区ではこうというのが協議をされて建設計画がなされております。その建設計画どおりに細かなことは別として、大筋そういうことでいけば10年間の間に持ち寄った持参金、やっぱり金もかかることゆえ30億円ぐらいの利用で終わりにしよう。そしてその後も30億円ずっと残しておこう、そのことが市の健全な財政運営の指標だということがちゃんと示してあります。ですから予算編成を2回にわたって

18年、19年とさせていただきますが、この予算編成の時点で常に総枠を考えて、そのラインからはみ出る部分はないか、やっぱり合併協議に試算をしてあるものから、やっぱり路線がはずれたり、あるいは枠が飛び過ぎたりしますとやっぱり心配になりますから、その枠だけは堅持しながら進んで行かなきゃならん、これは私でなくてもどなたが市長になられたとしてもですね、この原則だけは守っていった方がいい、それはいろいろありますよ。その時点時点で必要性はある。あってもやっぱりこの原則は私は大事にしていかないと、この時世の動きですからいろいろ御心配があったような問題が出てくると思います。その限りにおいては最もまだ計算するときには16年の後半、17年ぐらいから計算しなきゃいかんわけですが、少なくともそういう御心配をかける状況にはない。ただやっぱりさっきの企画政策部長も答弁をいたしておりましたが、教育・福祉等々少子高齢化の中で今まで以上に予想以上に民生費に金がかかる部分はありません。ですからこの辺も含めてですね、やっぱり慎重にやっていかなきゃならん。私も政治家ですからあるいはやりたいこともたくさんある。それは先ほど話題に出た音楽ホール、素晴らしい夢のあるものも造りたい。あるいは文化センターも改築をしておいた方がいい、そのほかあれもこれもといえばきりがなくあります。ありますけれども、しかしそれは今申し上げたようにあくまでも合併協議の時点で随分と協議をしていただいた。そして新市建設計画に乗せていただいている、そういう事業規模あるいは事業計画、これを他としながら抑えながら市政運営にあたるということが私に課せられた非常に大きな責任である、そういうふうを受け止めております。その中でこの事業がこういうふうに変えるとか、あるいはこれはちょっと急いでやった方がいいとか、それはあると思いますよ。あると思いますが、原則は今申し上げたようなことをきちっとやっていきませんと、あの連結赤字は別としてあるいは現在の台所事情は別にしてですね、やっぱり合併という時点でいろいろ3町、1市3町のもの持ち寄ってきてますから、決して数字の上で何もかにも自慢できる数字ばかりじゃないという自覚も持ちながら、我々は進んでいかななくてはならんと思います。しかし今この時点で言えることは極めて健全に動いていると申し上げておきます。

終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時16分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

24番、田島八起君。

[2 4 番 田島八起君 登壇]

○2 4 番 (田島八起君) 社民党の田島八起です。今年は冬の雪も少なくそして今梅雨を迎えておりますが、雨も少なく、これから間もなく夏を迎えるにあたって水不足を危惧するところです。また政治の面では年金問題や官僚の天下り規制など大きな課題を抱えて参議院選挙も本議会終了後にはスタートします。したがって、今の関心事も含めて質問をいたします。簡潔にやりたいと思います。

まずは本市における国民年金加入者の不安解消についてであります。年金制度にたいしては社会保険庁幹部の乱脈運営や少子高齢化を理由にした抜本改革という名の下に負担だけが目に見えて大きくなるという政策により、近年は年金の掛金滞納者が増え、このままでは年金制度の維持が厳しいと言われている中で、最近5,000万件にもものぼる加入者の年金記録の個人判別が不明という事件をきっかけに、次々と新たな問題が発生しています。このことは他人事ではなく、玉名市民にも大きな不安を与えていると思います。したがって市が取り扱ってきた国民年金について5点にわたって質問します。

1、5,000万件にも及ぶ年金加入者の加入記録が判別不明との現実が生まれていますが、どうしてこのような事態が生じたのか、市としてはどのように考えられるか、その御所見についてお伺いします。2、今回の年金問題が発生してから市民からの来庁相談や電話相談はどの程度あったか、また相談内容や不安について解消できたか、その実情についてお伺いします。3、国民年金については平成14年3月までは国の委託を受けて市が徴収してきました。したがって個人ごとの徴収台帳みたいなものが保管してあると思うがどうか。もし保管されていないとするなら社会保険事務所で確認することができない個人の場合、市民の不安をなくすためにどういう対策が考えられるか。4、住民税や所得税の申告で国民年金の納入証明はできると思いますが、どう思われるか。また申告書の保存は5年と思いますが、納税証明を受けるためには納税台帳みたいなものが長期保存されていないか、その現状についてお伺いします。私は先ほど5点と言いましたけれども、ちょっと2つのやつが関連しておりましたので3番と4番を一緒にしました関係で、以上4点御質問をしてもまず答弁を承りたいと思います。

○議長 (松田憲明君) 市民環境部長 黒田誠一君。

[市民環境部長 黒田誠一君 登壇]

○市民環境部長 (黒田誠一君) 田島議員の本市における国民年金加入者の不安解消についての御質問にお答えします。1つ目の5,000万件にも及ぶ年金加入者の加入記録が判別不明との現実が生まれています。どうしてこういう事象が生じたのか、市としてはどのようにみられるかについてお答えをいたします。年金の取り扱いにつきましては、平成9年1月に基礎年金番号が導入され、当時年金記録件数は全体で3億件ののぼっており、その内1億件に基礎年金番号が付され、残り2億件のうち1億5,00

0万件は基礎年金番号に名寄せられたといわれております。先ほど田島議員が申されましたとおりに、あとの5,000万件の記録が基礎年金番号と結びついていないというような状況でございます。現在の年金制度では本人からの請求があって、初めて事務処理が開始されるという申請主義を基本としておりますが、このような年金制度の基本的な考え方が広く住民にまだ理解されていないということだろうというふうに思っております。さらに企業や役所等に勤務している方の年金保険料は給与から天引きされるため本人は何にもしなくてよいものと思い込んでしまう方が多いようにも思われるということでございます。また転職や婚姻等により複数の年金番号記録が振り仮名、生年月日等の入力ミスによって基礎年金番号に統合されない場合もあるかというふうに考えているところでございます。

それから2つ目の年金問題が発生してから、市民からの来庁相談や電話相談はどの程度あったか、また相談内容や不安解消について解決したかについてお答えします。報道機関等で年金問題が発生しましてから今日まで問い合わせ件数が本庁及び総合支所を含めまして25件ほどあっております。内容といたしましては、転職による基礎年金番号の未統合あるいは納付状況あるいは社会保険事務所に相談するために必要な年金手帳の再発行などが主なものでございます。詳しい相談につきましては、社会保険事務所に御案内をするなど社会保険事務所と連携を十分に図りながら、年金に対する不安感を与えないように努力をしているところでございます。

それから3つ目の国民年金について、平成14年3月までは国から委託を受けて市で徴収されていた。したがって個人ごとの徴収台帳は保管してあると思うが、本市はどのようになっているのか、もし保管していないとするならば社会保険事務所に確認することになるが、社会保険事務所での確認することができないならば市民の不安を取り除くためにどのような対策を考えてられるかについてお答えします。平成13年度までは市町村が国民年金事務を機関委任事務として、国民年金の保険料納付記録については議員が指摘されましたとおりに徴収台帳ではなく、市町村の被保険者名簿により保管をまいりました。また社会保険事務所においては市町村の被保険者名簿をもとに作成した被保険者台帳により記録管理を行ない、社会保険庁におきましては社会保険事務所から送付されました被保険者台帳の情報をもとに被保険者ごとに原簿を作成し、管理を行っております。議員も御承知のとおり地方分権一括法の施行により、国民年金事務は平成14年度から機関委任事務が廃止となり、法定委託事務及び協力事務に移っております。廃止される事務の中に今回問題になっております特に印紙検認事務、これは年金保険料の収納事務は社会保険事務所扱いとなると。それから被保険者名簿の管理でございますが、市町村に被保険者名簿の保存管理業務の廃止がなされたところでございます。13年度までの収納事務の取り扱いにつきましては、毎月市町村からの納付記録を

社会保険事務所と照合し、すべてを社会保険庁に移行しております。保管義務がなくなったため廃棄しているところがございます。しかし旧玉名市分につきましては一部保管をしているところがございます。それから市民の不安を取り除く対策といたしましては、総務省において設置されております第三者委員会で審査基準の策定が検討されておりますので、その策定を見守りながら社会保険事務所との連携を保って対応をしてまいりたいというふうに考えております。また7月頃には社会保険庁の方から年金記録問題への対応策のチラシが市町村の方に配布されるというふうに聞いております。

4つ目の住民税や所得税の申告で国民年金の支払確認をすることができると思うが、また申告者の保存は5年とされていると思うが、申告記録の保存はされていないかについてでございますが、申告記録につきましては担当課に確認しましたところ5年間保存されているようでございます。議員御指摘のようなこともひとつの確認の方法となると思いますが、先ほども申しましたように現在総務省において設置されております第三者委員会で審査基準の策定が検討されておりますので、これに基づきまして社会保険事務所等と連携し、今後の対応をしていきたいと思っておりますので、議員の御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 24番、田島議員。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） ただいま御答弁をいただきましたけれども、本市における相談件数については25件あったということですが、その中身については転勤とか年金手帳の交付とかそういう年金手帳の確認とか、そういうふうな中身で、いうならば国民年金の調査ということではなくて、社会保険庁の方に照会をしたという取り組みだったと、そういう相談の中身だというふうな答弁だったかと思えます。直接自分はこういうふうにして年金を払っておるが、そこら辺の確認はできないかという相談ではなかったという答弁だったかというふうに思いますけれども、そこら辺はそういうふうに理解をしていいのかどうかということですね。これは今週の25日でしたか、ちょうど通告をする朝の日の朝日新聞でこの国民年金の加入者、加入記録がないという記事が載っておりました。これは福岡に住む65歳の女性の方で20から30の初めにかけて国民年金に加入をしておったけれども、それが未払いになっておると。この人は福岡で今福岡に住んで確認をされておりますけれども、菊池市に住んでおったときのことだからということで、菊池市の方に相談したけれどもそれができなかったと。菊池市でもそれが確認できなかったと。だからまあこういう場合は本当になかなか今答弁としてありました、その第三者委員会をつくるから第三者委員会の中で、やっぱり十分訴えていく以外にはないということですが、これはその訴えが認められるかどうかということ

の保障というのではありませんから、そういう意味では確たるやっぱり確認するものがないという状況の中で、幸い今のところ本市においてはそういう確認の相談はあっていないということのようですけれども、まあこれがやっぱり時期を前にしてですね、調べるとこういう問題が出てくるということでもありますので、必ずしも今はなくとも将来出てこないということにはならないと思いますし、そこら辺なかなか難しいところであります。私もどうしたら証明されるかなあということをやっといろいろ考えておったところですけども、確定申告をすればですね、所得がある人については社会保険料控除としての国民年金控除が受けられる。それから所得がない人は扶養者として夫婦の場合だったら、御主人の確定申告のときに社会保険料控除として改めて国民年金の控除も申告はできると。そういうことがありますので、大体その点では国民年金は払ったという証明にはなろうかというふうに思うところですけども、残念ながら税法上の関係でいくと5年しかこれが保存されないというふうなことですから、以前の問題、もとはならない。そういうところで私たちはいろんな形で納税証明書をもらうわけですから、もらう場合にですね、その納税証明も先ほどの答弁でいくと5年前の納税証明しかもらえないというふうな記録が残っていないということであれば、5年前の納税証明はもらえないということというふうに理解できますので、納税証明というのは5年以内だけしかもらえないものかどうか、そこら辺のですね、御答弁をあと1回お願いをしたいというふうに思います。今の答弁を聞いておる限りでは玉名市での相談件数というのは主に厚生年金の加入者の話のような受け取りでしたけれども、国民年金を払っておってわからないという相談はもう1件もなかったというふうな答弁の理解でいいのかどうか、そこら辺を含めてですね、あと一度お伺いをしたいというふうに思います。それからその点についてですね、あと再質問をいたしまして、次の項目に入っていきたいというふうに思います。

次は玉名市国民保護計画についてであります。玉名市国民保護計画の策定については、昨年3月議会における玉名市国民保護計画の策定に向けた条例制定の提案に対し、私は反対をしてきましたが条例は可決され、昨年4月から1年をかけて本市の計画が策定され、今議会の議案とともに配布をされたところであります。この計画を読んでみて、これで本当に市民の生命と財産が守れるかということを考えたとき、何の役にも立たない計画との思いが強く、それはとりもなおさずこの計画の策定を義務づけた国の武力攻撃事態等における国民の保護のための法律、通称国民保護法の中身がその程度のものであるからとの思いもいたしますが、市の計画の問題点そのまま国の国民保護法の問題点との思いもあって、以下質問をいたします。この質問については大きくは2点に分けて行ないます。

まずは計画策定の必要性和実効性についてであります。この点については5点につ

いてお尋ねいたします。1、玉名市国民保護計画は国が策定を義務づけたから策定されたのか。また必要性も感じられて策定されたのか。2、この計画は玉名市民保護計画とすべきと思いますが、なぜ玉名市国民保護計画とされたのか。この計画書を読んでいくと市民も広くは国民ですから、玉名市国民保護計画でいいじゃないかという意見もあると思いますが、市民を対象とした計画であるのに国民保護計画という言葉しか出てこないところに違和感を覚えています。これは私一人ではありません。その点をどう思っておられますか。3、玉名市民保護計画とならなかったようにこの計画においては、市長の権限が弱いように思いますが、どう思われますか。4、計画の策定にあたって、なぜ我が国が武力攻撃を受ける事態が予想されるのか、そのことについての分析や記述がまったくされていません。これはなぜか。またこの計画を策定された玉名市国民保護協議会の中での議論はどうであったのか、私はこのところは大変重要と思います。計画を一貫しているのは予想される攻撃のパターンを大きくは4点に分類し、そのパターンごとの対応が示されていますが、問題はこのような攻撃を受けない回避するための努力をどうするかということに関してはまったく触れられていません。私は攻撃を受けないため、回避するための努力を示し、それでも回避できない状況が生まれたときにはこのような取り組みをしますという計画なら少しはわかるところでありますが、ここに示された国民保護計画については、不自然さを感じるどころです。5、玉名市国民保護計画で市民の生命、財産が守れるかということについてであります。国民保護というならばなんといってもまずは市民の生命・財産を守るのが第一と思います。この計画では攻撃のパターンごとに避難誘導の道筋や退避場所としての有効性のあると思われる場所、幾例かは示されていますが、その場所もあまり有効とは思えませんし、本市についても現状の建物だけを対象にして考えてみてもここなら、ここに避難すれば大丈夫という施設は見当たらないように思います。本当にこの計画で市民の生命・財産が守れると思いますか、その御所見をお伺いします。

次は玉名市国民保護計画の内容についてであります。この計画の基本的な問題については、前の5点に集約していますが、計画の具体的な中身についても5点についてお尋ねします。1、住民の避難誘導については、さらに避難実施要領の策定をするというようになっています。この要領の策定についてはいつまでにどのような形で作成をされるか、またできあがった要領についての配布はどのように考えられておられるか。2、この計画には指定公共機関、指定地方公共機関の協力を謳ってありますが、指定公共機関や指定地方公共機関とはどんな機関を指すのか。またこれらの機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意をする。とされていますが、強制的にさせられることはないか。3、国民保護措置の実施における物資や資材の備蓄についてであ

ります。この計画には国民保護措置の実施に必要な物資及び資材についての備蓄整備をすることになっています。市独自の備蓄等については従来の防災に備えた物資や資材と共通するものも多いと思われませんが、重複する部分も含めてどんなものと考えられておられるか。また核攻撃や生物化学兵器の攻撃を受けた場合、体内被爆の低減のための安定ヨウ素剤や天然ワクチン等のうち、国において備蓄調達体制を整備することが合理的と考えられているものについての備蓄配備はどのように計画されているか。4、市における国民保護措置における訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ることになっています。訓練の実施にあたっては具体的な事態を想定して行なうとなっていますが、訓練等の実施についてはどのように考えられておられますか。5、この計画において市は県が行なう避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど協力をすることになっています。どのような施設が指定の対象と考えられるか、また指定に際しては施設管理者との合意に基づいて行なわれると思いますが、どのように考えられるか。

以上、都合10点についての御質問をいたします。

○議長（松田憲明君） 市民環境部長 黒田誠一君。

[市民環境部長 黒田誠一君 登壇]

○市民環境部長（黒田誠一君） 田島議員の再質問にお答えをいたします。まず相談窓口の中身で国民年金だけの相談ではなかったのかということでございますけれども、これは厚生年金、国民年金を含めましたところの相談の内容でございます。例えばこの中には学生の任意の加入状況とか、いろいろなものも入りましての25件の相談でございます。それから納税証明書を遡って5年前に取ることはできないかということでございますが、申告記録はあくまでも5年間でございますので、これは無理だということでございます。

以上でございます。

○議長（松田憲明君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 田島議員の玉名市国民保護計画についての御質問にお答え申し上げます。玉名市国民保護計画は万一の武力攻撃や大規模テロから国民の生命、身体、財産を守り国民の生活や経済に与える影響が最小限となるよう国・県・市等の役割を定めた計画でございます。策定の経緯についてでございますが、平成16年度に国が基本指針を、平成17年度に県が国民保護計画を策定し、その規定に基づき平成18年度に市が国民保護計画を策定したものでございます。

次に当計画を玉名市国民保護計画といたしましたのは、保護の対象が玉名市民のみならず、観光客などの一時滞在者等も対象としているため、あえて国民という表現をし

ているものでございます。また市長の権限につきましては、この国民保護事務が法定受託事務であり、国・県の指示により市長は避難指示、災害対策本部の設置などを行なうものとなっております。なお計画の策定にあたりましては、有事事態を招かないよう国の方は最大限の外交努力をしていただくことが当然の前提ですが、万一の備えをすることにより住民に対しての安全度を高める取り組みを基本においているところでございます。また本計画は万一有事自体が発生した場合、被害を最小限に止めるための措置を取っており、国からの避難、救援、武力攻撃被害等の対処に対し、市は迅速な避難指示の伝達、避難住民の誘導、救援の協力、消防活動を取る役割となっており、あくまでも国の基本指針に沿って対応することとしております。

次に計画の内容についての御質問でございますが、避難実施要領の策定につきましては、現在関係機関と協議を行なっているところでございます。また指定公共機関及び指定公共機関の詳細につきましては、放送事業者、輸送事業者、電気・ガス事業者等があり、国や地方公共機関と協力して、国民保護措置を実施する計画を策定しているところでございます。

次に物資・資材の備蓄につきましては、玉名市防災における備蓄と連動させながら今後必要な物資についてさらに検討をしております。なお、避難施設の指定につきましては、県知事の指定により地域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等、地域の事情を踏まえ市内42カ所の避難所が管理者の同意を得て指定されております。また有事の際にはこれらの避難所の中より適切と考えられる避難所を県が指定することとなっております。今後有事の際、尊い人命を失うことのないよう県及び関係機関と十分検討し、連携して推進してまいりたいと存じますので、議員の御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（松田憲明君） 24番、田島議員。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） まず年金の問題ですが、私が再質問したのはこの25件あった中で、この例えば国民年金を払ったけれども、払っていないと、どうなっているかと、そういう問い合わせがあったかどうかと、そういう問い合わせはまったくなかったのかどうか。その1点をですね、ちょっとお聞きしたところでありますので、なかったならなかったでいいわけですがけれども。

それから国民保護計画についてであります。市もいろんな計画を立てるときはですね、仮定の話でまず計画を立てる何ていうとは、ほとんどない。これは玉名市街地活性化計画振興計画基本構想、10年の基本構想、温泉活性化、今どういう状況にあるからこういうことをせにゃいかんという必ずその前提になるというのがあるわけですがけれ

ども、この武力攻撃、国民保護法についてはですね、なぜこういう状況が生まれるかという、今どういう日本が状況におかれているからこのようなこともやっぱり国民の皆さん考えなければいけませんよと。したがってそういう事態にならないようにこういう努力を国としてもしますということですね、まずは少しは書いて、それから入ってくればいい。少しは私もわかるわけですけども。これはいきなり武力攻撃を受けたならばその中身を着上陸ですから、船で上陸作戦をとる。また航空機による爆撃を受けると、その場合の対処。核兵器じゃなくてミサイル攻撃を受けた場合、それが単なる普通のミサイルか核兵器か科学生物物資を積んだミサイルか。そういうふうな場合。それからゲリラとかテロというふうにそういうパターンが考えられております。それでそういうふうな攻撃を受けてからどこに逃げますというふうな、どういう対応をしますというのがそれぞれ書いてあるわけですけど、特に中身を見てみますとですね、着上陸とか航空機で爆撃を受けた場合、後半になって日常の対応はできないとか、考えられません、対応は考えられませんとかですね、そういう中身については本当に私に言わせればお粗末な中身でありまして、そして本当にその攻撃を受けたらどういうふうにごどこに逃げたら安全かというので、先ほどどういふところに玉名市としては安全な退避所があるかと、先ほどの答弁では42カ所ぐらい考えられるというところで、できるならばですね、それは県に推薦をして最終的に決まるということになるかもしれませんが、どういふところがそういう避難場所として考えられておるのかというのをですね、わかればいくつかでもちょっと示してほしいというふうに思います。と言いますのも本当に今のようなこの計画で攻撃を受けるパターンを想定した場合に、玉名市で安全なところがあるのかという思いがするわけです。だからそのために戦前じゃないですけど、戦前は防空壕とかが山の懐に掘ってあったりですね、家の近くにそれぞれ防空壕を掘ったりというふうな退避場所もあったわけですけども、そういうことをするというふうな中身にはなっておりませんで、核攻撃を受けたら地下街に避難をすとか、堅牢な建物に避難をすとかその程度のことですから、本当にそういう有事に際して国民の皆さん、日頃から備えないかんですよということよりも、中身としては本当にもうこがんとされるなら、もう先制攻撃でもせろというふうな意識に持っていくようなですね、中身の計画ではないかと危惧するところでもあります。したがっていましてどういふふうな安全な施設を指定をするならばどういふところを42カ所、どういふところがあるのか、そこら辺のですね、ところをちょっといくつかでもいいですから示していただきたいというふうに思います。私はこれを読んで率直に言ってですね、本当に国民を守るといふ市民を守るといふ中身じゃなくて、いざ有事の場合はいろんな公共機関に協力をさせてですね、物資の輸送も含めてそのいふならば戦争が遂行しやすいような、そのためにひとつ協力をしてくれというふうな中身にしか受け取れない内容というふうに私は感じましたので、こ

ういう思いも含めてですね、ちょっと具体的なやつについては先ほど言ったことについて、御答弁をお願いをしたいというふうに思います。

それから最後の質問の花しょうぶまつりについて移ります。花しょうぶのまつりについては、今回通告をしたあとにこれまでも質問されたように記憶していましたので、振り返って調べてみたところが、昨年6月議会で作本議員が本年の3月議会で萩原議員が質問をされております。それだけ花しょうぶまつりが関係者の皆さんの努力のおかげで観光客を呼べるようなイベントになってきたという認識と、それだけにもっときれいなしょうぶの花を観光客や市民の皆さんに提供したいとの思いから取り上げており、私もまったく同じ思いで取り上げました。お二人の質問と答弁を参考にさせていただきながら、状況は少しずつ変化をしていますので、その点も踏まえて質問いたします。本年の花しょうぶまつりに向けた観光キャンペーンの取り組みと観光来客数についてです。毎年花しょうぶまつりについては、キャンペーンに取り組んでこられました。本年も行かれたと思いますが、どの程度の規模でどの範囲で行なわれましたか。また予算としてはどの程度のものであったか。さらに観光来客数はここ数年、それぞれの努力で増えているとの思いもしているところですが、本年の状況はどうでしょうか。2、本年のしょうぶの花の咲き具合は近年では一番悪かったように私には思われますが、市としてはどのように見られていますか。また悪かった原因をどのように分析されますか。3、来年見事な花を咲かせるためにこれから1年どのような取り組みをされますか。また日頃から憩いの場所としての利用価値を高めるために1年を通して水路に水を流し、鯉でも泳ぐ環境にしてはと思いますが、どうでしょうか。花しょうぶまつりのメインは何といってもしょうぶの花の咲き具合ではないでしょうか。4年前でしたか、私は花しょうぶを見に行く際カメラを持って行くのを忘れましたので、また翌日にカメラを持って写しに行きました。それだけ見事なしょうぶの咲き具合でありました。しかしその年を境に年毎に悪くなっているように思うし、せっかく観光客も増えてきていることを考えると、ここで失望を与えてしまうと、再び呼び戻すにはこれまで以上の努力が必要になると思います。したがって、これ以上の失望を観光客や市民の皆さんに与えないように早急な対策が必要ではないかというふうに思うところであります。その御所見をお伺いします。

○議長（松田憲明君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 田島議員の再質問にお答えいたしたいと思います。施設を教えてほしいというふうなことだったかと思いますが、これはあくまでも県がしておりまして、指定しておりまして、有事の際には避難所の中から県が指示をしていくということになります。例を申し上げますと県立の高等学校あるいは小中学校あるいは市で抱

えております保健センターとか体育館とかそういうふうなものが対象になってまいります。それともうひとつ付け加えておきたいと思いますが、対外的な攻撃、それを想定しながらもあくまでも対外的なものは外交によってそれを避けるという努力をされながら、いざ有事となった場合、例えば国内では地下鉄サリン事件のような、これもテロとって言いかと思えますけれども、そういうふうなものが国内では起きております。そういうふうなものも想定してあるということをつけ加えさせていただきたいと思えます。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 望月一晴君。

[産業経済部長 望月一晴君 登壇]

○産業経済部長（望月一晴君） 田島議員の花しょうぶまつりについての中の本年のしょうぶまつりに向けた観光キャンペーンの取り組み状況と観光客数についての御質問にお答えいたします。玉名市を代表とするイベントのひとつであります高瀬裏川花しょうぶまつりは17回目を迎えた今年もまた多くの観光客や地元市民の皆様で賑わったところでございます。例年4月から5月にかけて市議会産業経済委員の皆様方をはじめ、関係団体の御協力を得ながら観光客誘致キャンペーンを実施し、しょうぶまつりをはじめ玉名温泉など市内の観光施設、観光資源について旅行代理店やマスコミ関係者などに広く訪問宣伝活動を展開しております。本年も昨年引き続き、福岡はもとより九州内の県庁所在都市をはじめ、山口、広島などのマスコミ関係者や旅行代理店など合計で170社に対しましてキャラバン隊を派遣したところでございます。また、観光キャンペーン活動の一環といたしまして、しょうぶまつりの期間中福岡のマスコミ及び旅行関係の方々を実際に玉名に招待しての宣伝事業のほか、JR玉名駅や博多駅、熊本駅でのミニしょうぶ庭園の設置、あるいは県内外のテレビ、ラジオへの出演や新聞、雑誌掲載などによるPR活動も展開しながら情報発信に努めてきたところでございます。訪問宣伝をはじめ毎年継続して実施しておりますこのようなPR活動が奏功して高瀬裏川花しょうぶまつりに訪れる観光客も増加し、また県内外における認知度もかなり高まってきたと実感しております。さて、今年のしょうぶまつりの来訪者数につきましては、まつり期間中の観光バスの台数や物販の売り上げ状況あるいは関連イベントの参加者数や観光関係施設来客数などを対前年度の比較をもとに総合的に勘案しながら現在主催者である高瀬裏川筋を愛する会において集計中でありますので、まだ公表するまでにはいたっておりません。ただ今年の一部の関係データの状況から推測する中で、天候不良なども影響したためか、若干ですが来客数は減少しているのではないかと予想されているところでございます。また観光キャンペーンに用います予算でございますけれども、500万円ぐらいだというふうに認識しております。

○議長（松田憲明君） 建設部長 取本一則君。

[建設部長 取本一則君 登壇]

○建設部長（取本一則君） 田島議員の花しょうぶまつりについての中の今年の花しょうぶの咲き具合が悪かった等の原因についてお答えいたします。まつりの期間中に花しょうぶの咲きが悪く観光で来られた方々に残念な思いを与えたのではないかと御指摘でございますが、議員御承知のとおり花しょうぶの管理は自然環境、特に日照時間や雨量等に大きく左右されやすく、それが開花に大きく影響を及ぼしたのではないかと考えております。今年のように開花状態が悪かったことは今までなかったことであり、確かな原因を調査究明し分析することは当然のことではありますが、現状では花しょうぶの水管理、下流側の潮害やカニの被害、4月の降水量や低温障害などの全般にわたり検証し、原因究明に最善を尽くしたいと考えております。

次にこれからの1年間、どのような取り組みをするのか、また通年裏川に水を流せないのかということについてお答えいたします。高瀬裏川水彩緑化公園は15,200平方メートルの広さに歴史が漂う石の建造物と高瀬裏川に咲く花しょうぶが600メートルも続き、水と花、石垣が見事に融合し、訪れた観光客を楽しませ魅了しながら年を重ねるたびに観光客は増え続け、今日に至っていますが、今年はこのような結果に終わり大変申し訳なく思っております。通年の管理といたしましては徹底した水及び土管理等を行ない、裏川一面にきれいな花を咲かせた以前のようなしょうぶ園を蘇らせたいと思っております。

次に1年間を通して水を流すということが、可能であります、しょうぶ園の水管理を考慮し、可能なものは実施していきたいと思っております。いずれにいたしましても現在県内外の花しょうぶに精通した方々と意見交換を行ない管理方法等の研修を行なっている最中でございますので、それらの検証が終わり次第御報告できるものと考えております。今後も高瀬裏川水彩緑化公園が市民や観光客から愛され、親しまれる公園として寄与できるよう努力を惜しまない覚悟でございますので、田島議員の御理解をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松田憲明君） 24番、田島議員。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 市の国民保護計画についての再質問というよりも意見になるかと思えます。ただ今総務部長から御答弁がありました4カ所のというのは高校とか学校とか体育館というところに避難をします。しかし攻撃のパターンは先ほどから言うようにミサイル攻撃の場合、着上陸というこれは昔でいう敵前上陸だろうと思えますが、着上陸とか航空機による爆撃、それからミサイル、生物化学兵器、そしてテロとかゲリラとかいう想定がされておるといのは、これは明らかにそういう攻撃を想定してどこに逃げなさい、ここに逃げなさいということですから、逆に言うならば今のような

ところに避難すればですね、被害が一遍に大きくなりゃせんかという思いが私はするわけですね。それを保護するだけの外的な堅牢な施設じゃないわけですから、そういう思いがしますし、それから総務部長が言われたそういう内部の何ですか、テロですか、そういうやつを想定したという話もありまして、それはまったくちょっとおかしい、それは全体を読んでもみればですね、武力攻撃事態法、もともとはそういう対処する法律に基づいてできておるわけですから、あんまり実効性のないという中身になっておるということだけはちょっと申し上げまして、終わりたいと思います。

それから花しょうぶまつりの問題です。観光、私も経済委員をしておりますので、過去には観光キャンペーンにも行ったところですので、そのこと自体はですね、そういう努力はいいわけですがけれども、何といたっても花をですね、やっぱり咲かせるというのが一番大事で、今のお話を部長の答弁を聞くとですね、今年は自然環境が最悪だったということがひとつで、そのことがですね、につきるような答弁だったかなあというふうに思います。私は質問しましたように4年前ぐらいのあのきれいな花からですね、段々段々年毎に悪くなってきておるわけですから単なる自然環境だけではないという思いがします。ひとつはですね、しょうぶが咲く花を増やしすぎて管理が行き届かないのかなあという思いもですね、率直にしております。ならそういう意味ではその500万円キャンペーンに使うこのお金を端的に言えばですね、本当にきれいに花を咲かせるための費用として、そのくらい花がきれいに咲けばですね、私はもう本当お客様は来るというふうに思いますし、そういう意味でのですね、思い切った対策を立てるべきではないかという思いがしておりますので、その点についてのですね、これはキャンペーンの500万円を削ってですね、花作りに突っ込んだらどうかというのは私の思いでありまして、いやその他にそれはそれとして花作りのためにもう少し予算をつけてですね、今度は取り組むというふうな、そこら辺の考えについてですね、ちょっと御意見をいただきたいというふうに思います。先ほどの取り組み、1年を通じた取り組みの中ではですね、ちょっとよくなる中身ではなかったというふうに思いますので、そこら辺のことに御見解を求めてですね、私の質問を終わります。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 田島議員の御質問に御感想を申し上げます。最後だけ言いなはったばってん、質問全体に対する感想を申し上げておきます。国民年金の問題は極めて遺憾な出来事であります。私自身も経験しております。さあそれならばちょうど時期が政治的な状況もあって、私は大事なことはいたずらに国民の年金不安をあおるべきではない。しっかりと社会保険庁のいろんな改革はもとより、今国民が心配をしている部分があるとすれば、そのことに対応して責任ある政策を打ち立ててほしいと心から願っ

ております。

国民保護法というのは、先進国、世界の先進国はどこも一たん緩急ある場合の準備はいたしておると承知しております。そういう意味で今日まで国民保護計画がなかったことはいかがかと思っております。ですからそういう経緯からみると確かに田島議員御指摘のようにあるいは、現実性がない、避難とか何とか云々ということもあるかもしれませんが。しかしやっぱりいざ一たん緩急ある場合の国あるいは県、市町村としての覚悟あるいは準備に向かうという姿勢は私は必要なのではないかと、決してそれは夢物語のことではないという認識を持っておるものも多くいるという現実を私どもは承知しなければならんと思っております。

花しょうぶについては、本当に残念に思っています。今御指摘いただいた観光キャンペーンは確かに花しょうぶの時期におやりいただいておりますが、花しょうぶだけを宣伝していただいているのではないと思っております。玉名観光全体をアピールしていただいているというふうには思っております。それがたまたまちょうど花しょうぶの時期にあわせて各方面にPRをしていただいていると受け止めておりますが、今御指摘のようにやっぱり花しょうぶは、玉名の一番メインのイベントという形になっているのも事実ですから、これは何よりもきれいな花を咲かせるというのが御指摘のように一番大事な事柄であろうと思っております。ですから担当部局もそういう思いでおりますし、私自身もそういう気持ちを強く持っております。予算の対応ということもございしますが、これはもうスタートしておりますから今さら救急に云々ということとはなかなか難しい面もございしますが、人の配置も含めて精一杯取り組んで、来年きれいな立派な花が咲いてくれることを願いながら頑張っまいりますので、議員各位の御理解をよろしく願います。

○議長（松田憲明君） 以上で、田島八起君の質問は終わりました。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時22分 休憩

午後 3時35分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番 江田計司君。

[17番 江田計司君 登壇]

○17番（江田計司君） 有明クラブの江田です。最後の最後です。気合を入れて頑張りますので、もう少しよろしく願います。そしてまた傍聴席の皆様も最後までありがとうございます。

花しょうぶまつりも終わりました。花しょうぶを見るだけで帰られる人たち、ついでに街並みを散策したり見学したりして帰られる人たち、玉名温泉でゆっくりされる人たち、玉名市に対しての印象はさまざまです。いやあ玉名はのんびりしてよかですなあと言われる人、思ったより田舎ですね、田舎とまちとどっちもつかんですな、と表現もいろいろです。中でも一番多いのが、玉名がわかりづらい、案内板が少ないというのが訪れた人たちの意見だそうです。高瀬蔵はどこですか、玉名駅にはどう行けばいいですか、九州看護福祉大学の道順は、玉名歴史博物館には、などのお尋ねが多いとのこと。このような公共施設などの案内板についてどのような考えをもっておられるのかお尋ねをします。余談ですが、国道208号線を大倉より橋を渡ると最初の信号があります。ここは朝7時から9時まで、夕方5時から7時までは、右折禁止となっております。これは交通渋滞の緩和のため止むを得ないと思いますが、初めて玉名に来る人はなかなか気づかず右折する人がよくあるそうです。すると真面目な警察の人が丁寧に切符を切ってくださいそうです。違反した人は自分の罪は棚に上げて玉名にはもう絶対こんと怒りをあらわにされる人もあると聞いております。橋の中ほどにでもいいですけどわかりやすいように右折禁止でもと私は感じております。そうすれば玉名の印象も少しは和らぐのではないのでしょうか。こういうところはほかにもたくさんあると思いますので、念のために申し上げます。

次に公共施設の利用状況ですが、玉名市内には玉名町の玉の湯、岱明町の潮湯、横島町のゆとり一む、天水町の草枕温泉と市民のためのいわゆる大衆浴場があります。昨年9月からの指定管理者制度が導入されました。先に北本議員、福嶋議員と重複するかもしれませんが、導入前と導入後の利用状況をお尋ねします。またこれらの施設のこれからの活用方法についてもお尋ねをいたします。

○議長（松田憲明君） 産業経済部長 望月一晴君。

〔産業経済部長 望月一晴君 登壇〕

○産業経済部長（望月一晴君） 江田議員の公共施設についての質問の中で、まず初めに公共施設の案内板についての御質問に対してお答えいたします。市外から玉名市への来訪者で地理事情に詳しくない方にとりましては、観光施設や公共施設などの目的物を示す案内板、誘導板は必要不可欠であると考えております。そのような観点から良好な景観や環境を保全しつつ、利便性を高めようと観光施設や公共施設などの案内標識、誘導標識について必要に応じ協議、整備をしてきたところです。また荒尾、玉名地域の市町などで構成しております荒尾、玉名地域サイン計画推進協議会においては、観光施設に限ってでございますが、統一デザインによる広域の誘導標識、案内板の整備を進めており、今後の事業計画につきましても協議しているところでございます。市といたしましても市内主要道路から観光施設や公共施設への誘導看板、案内板の整備が必要である

と判断される際には、設置に適した場所を選定し、自然環境や周辺の景観に配慮したサインの形状あるいはデザインなどを考慮しながら、国・県などの関係機関及び関係課と協議して設置について検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

2番目の公共施設の利用状況についてでございますが、ここでは大衆浴場玉の湯、草枕温泉てんすい、それからゆとり一む、潮湯の4つの各温泉施設の利用状況についてお答えいたします。議員御存じのように平成18年9月から玉の湯、草枕温泉てんすい、及び潮湯について指定管理者制度が導入されたわけでございますが、制度導入前の平成17年と導入後の平成18年の9月から翌3月までの同時期で比較を行ないますと、大衆浴場玉の湯の利用者は17年が11万1,302人、18年が11万4,440人と3,000人ほどの増加。また年間フリーパス券につきましては、17年が83件、18年が90件となっております。次に草枕温泉てんすいの利用者は17年が20万5,943人、18年が21万521人と4,500人ほどの増加となっております。またフリーパス券につきましては、17年が183件、18年が182件と横ばいの状況となっております。潮湯の利用者は平成17年が1万5,142人、18年が1万4,062人と1,000人ほど減少しております。また潮湯につきましてはフリーパス券はございません。次にゆとり一むについてでございますが、この施設は市直営となっております、通年での利用者が17年が13万680人、18年が13万3,462人と2,800人ほどの増加となっております。またフリーパス券については、17年が469件、18年が437件となっております。

3番目の公共施設のこれからの活用方法についてお答えいたします。市の公共施設につきましては、玉の湯、草枕温泉てんすい、ゆとり一むのように同じ温泉施設でありましても、各施設の設置目的や性質などの違いによりそれに沿った利用料金体系となっております。一方、年間フリーパス券につきましても2万円から3万5,000円と幅があるのが現状で、現時点においては各施設での共通利用は難しいのが実情でございます。しかしながら住民サービスの向上という観点からは市民あるいは利用者の方々が各施設を共通して利用できるような方法を協議しながら模索していく必要はあると考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（松田憲明君） 17番、江田議員。

[17番 江田計司君 登壇]

○17番（江田計司君） 大変丁寧な御答弁ありがとうございました。公共施設などの案内板についてですが、例えば仮に九州看護福祉大学の人が看板を設置したいと市役所を訪れたとします。しかしその使用目的、方法、場所によっては担当課が違います。訪れた人はいろいろなところを回っては、最後は面倒になり諦めることもあるそうです。

また場所によっては市の土地が空いているところがあるかもしれません。これがもしも民間でしたら、縦、横の連絡がスムーズにいき、サービスができるんじゃないかと思えます。お役所仕事と言われるのが、最初からあれはできない、それはだめです。できない理由ばかり何とか窓口を一本にできないものか、できれば関係のある課で皆さんで御検討をしていただきたいと思います。

次に公共施設の利用状況ですが、指定管理者制度の導入によって、それぞれの施設が施設において、各関係の方々の御努力によって増加傾向にあるようです。御努力に敬意を表したいと思います。また、これからの利用方法についてですが、平成18年第1回の定例会において、一般質問で多田隈議員が質問されております。先ほどお話がありました、例えば料金の件ですが、玉の湯では入浴料は200円、しかしフリーパス券は3万5,000円、草枕温泉は入浴料は400円に対してフリーパス券は2万円ですね。これはだれが計算しても納得がいかない点があるんじゃないかと思えます。一般の市民の方はなかなか理解をしがたいようであります。またフリーパス券の利用方法も玉名市は合併したんだから市内全部共通で使用できるような方法はないものだろうか、またスタンプラリーのようなことはできないものだろうかと市民の方の要望はさまざまです。どうか最初からそれは無理ですとか言わずに、皆さんで知恵を出し合って検討していただきたいと思います。私が申し上げたいのは多田隈議員のこの前の質問の1年後ですけれども、恐らく皆さんで協議がされてないんじゃないかと思えます。どうかよろしく、これはお答えは結構でございます。

次に選挙制度についてですが、今年は4年に一度の選挙の当たり年です。春の地方統一選挙に続き、7月の参議院選挙など、国民の義務を果たすべき大事な年ですが、選挙民の関心はいまひとつ薄く、いろいろな方法や呼びかけで投票率アップをと懸命に努力をされているようであります。その中のひとつに投票時間の延長の制度が施行されて数年経過をしているわけですが、果たして成果の方はと疑問視する声を耳にすることがあります。投票日の都合のつかない人には自分にあわせて投票のできる期日前投票も簡素化され、この方法を利用されている人も増えているやに伺うのですが、期日前投票の成果について、また午後8時までの時間延長の効果についてお尋ねをします。

○議長（松田憲明君） 総務部長 元田充洋君。

[総務部長 元田充洋君 登壇]

○総務部長（元田充洋君） 江田議員の期日前投票の成果についての御質問にお答えいたします。期日前投票制度は平成15年12月1日施行され、本市においては平成16年4月4日執行の熊本県知事選挙から適用されたところですが、この制度の成果についてでございますが、制度の前後の投票状況を比較してみますと、平成11年4月11日執行の熊本県議会議員一般選挙の投票率は、旧玉名市の場合68.99%に対し、本年4

月8日執行の同じく熊本県議会議員一般選挙の投票率は62.75%でやや減少となっておりますが、期日前投票を利用された投票者は4,836人で投票者数の13.28%を占めているところでございます。これは投票受付手続が容易になったことと、各総合支所どこでも期日前投票ができることなどの利便性の向上により多くの方が利用されているものと考えております。次に午後8時までの時間延長の効果についての御質問でございますが、公職選挙法が改正されましたことにより平成10年6月1日から投票時間が8時まで2時間延長となったものでございます。この2時間の投票の状況についてでございますが、まず平成17年11月執行の市長及び市議会議員選挙における投票率は84.38%でした。2時間延長による投票率の影響は統計データの取れる時間帯で申しますと午後5時45分から午後8時までの投票率は6.02%、午後7時15分から午後8時までの投票率は1.09%でした。また今年4月執行の熊本県議会議員一般選挙における投票率は62.75%でこのうち午後5時45分から午後8時までの投票率は6.36%、午後7時15分から午後8時までの投票率は1.39%で結果として午後7時15分以降の投票率は時間帯別の投票率の中でかなり低い状況でございます。以上です。

○議長（松田憲明君） 17番、江田議員。

[17番 江田計司君 登壇]

○17番（江田計司君） 御答弁ありがとうございました。期日前投票については13.28%ですかね。かなりの成果が上がっているんじゃないかと思われれます。特に体の不自由な人にとっては大変ありがたいことじゃないかと思えます。また午後8時までの時間延長の効果については、午前7時以降が1.数パーセントと極端に少なくなっているように伺っております。仮に投票時間を午後7時までとした場合、相当の経費削減になるんじゃないかと思えます。これも先の松本議員の開票作業のスピードアップの問題も解決するんじゃないかと思えます。投票立会いされている人たちの意見など伺うと投票に来る人は時間を仮に短くしても必ず来る。延長しているからそれにあわせている人もあると、このようなことも聞きます。あと2年とちょっとで私たちも洗礼を受けるわけでございますけども、それまでにはどうか間に合うようにぜひ検討させていただきたいことお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長（松田憲明君） 次に、議案及び請願・陳情を付託いたします。

議第50号専決処分事項の承認について、専決第10号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第5号）から議第64号市道路線の認定についての議案15件、請願1件、陳情3件については、お手元に配付しております議案及び請願・陳情付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

議案及び請願付託表

総務委員会

- 議第50号 専決処分事項の承認について 専決第10号
平成18年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
（総則・第1表歳入の部・第2表地方債補正）
- 議第51号 専決処分事項の承認について 専決第11号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第52号 専決処分事項の承認について 専決第12号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第53号 専決処分事項の承認について 専決第13号
玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第54号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第1号）
（総則・第1表歳入の部・歳出の部、②総務費〔3項戸籍住民基本台帳費を除く〕、⑨消防費・第2表地方債補正 追加 変更）
- 議第58号 玉名市情報化推進計画策定審議会条例の制定について
- 議第59号 公益法人等への玉名市職員の派遣等に関する条例の制定について
- 陳第2号 原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書の提出に関する条例の制定について
- 陳第3号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」確立を求める意見書の提出に関する陳情

産業経済委員会

- 議第50号 専決処分事項の承認について 専決第10号
平成18年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
（歳出の部、⑥農林水産業費）
- 議第54号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第1号）
（歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費）
- 議第60号 玉名市農村公園条例の制定について

建設委員会

- 議第50号 専決処分事項の承認について 専決第10号
平成18年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
（歳出の部、⑧土木費、⑪災害復旧費中4項公共土木施設災害復旧費）
- 議第54号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第1号）
（歳出の部、⑧土木費）
- 議第63号 玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第64号 市道路線の認定について

文教厚生委員会

- 議第50号 専決処分事項の承認について 専決第10号
平成18年度玉名市一般会計補正予算（第5号）
（歳出の部、⑪災害復旧費中5項文教施設災害復旧費）
- 議第54号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第1号）
（歳出の部、②総務費中3項戸籍住民基本台帳費、③民生費、④衛生費、
⑩教育費）
- 議第55号 平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第56号 平成19年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第57号 平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第61号 玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第62号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 請第2号 玉名市民の芸術・文化作品展示施設の建設に関する請願
- 陳第1号 安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師の大幅増員を求め
る意見書の提出に関する陳情

○議長（松田憲明君） 付託を決しましたので、各常任委員会におかれましては、それぞれの会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

7月5日までは委員会審査のため休会とし、6日には定刻より会議を開き各委員会の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時57分 散会

第 4 号

7月 6 日 (金)

平成19年第3回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成19年7月6日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告
1 総務委員長報告
2 産業経済委員長報告
3 建設委員長報告
4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決
閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告
1 総務委員長報告
2 産業経済委員長報告
3 建設委員長報告
4 文教厚生委員長報告
- 日程第 2 質疑・討論・採決
- 日程第 3 委員長報告
新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告
- 日程第 4 質疑・討論・採決
- 日程第 5 委員長報告
玉名バイパス建設促進特別委員長報告
- 日程第 6 質疑・討論・採決

出席議員（30名）

- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 萩原雄治君 | 2番 | 中尾嘉男君 |
| 3番 | 宮田知美君 | 4番 | 北本節代さん |

5番	横手良弘君	6番	前田正治君
7番	近松恵美子さん	8番	作本幸男君
9番	福嶋譲治君	10番	竹下幸治君
11番	青木壽君	12番	森川和博君
13番	内田靖信君	14番	高村四郎君
15番	大崎勇君	16番	松本重美君
17番	江田計司君	18番	多田隈保宏君
19番	永野忠弘君	20番	林野彰君
21番	高木重之君	22番	本山重信君
23番	吉田喜徳君	24番	田島八起君
25番	田畑久吉君	26番	小屋野幸隆君
27番	堀本泉君	28番	松田憲明君
29番	杉村勝吉君	30番	中川潤一君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	梶山孝二君	事務局次長	田中等君
次長補佐	中山富雄君	書記	小嶋栄作君
書記	松尾和俊君		

説明のため出席した者

市長	島津勇典君	副市長	高本信治君
総務部長	元田充洋君	企画政策部長兼 玉名総合支所長兼 玉名地域自治区事務所長	牧野吉秀君
市民環境部長	黒田誠一君	福祉部長	井上了君
産業経済部長	望月一晴君	建設部長	取本一則君
会計管理者	徳井秀徳君	岱明総合支所長兼 岱明地域自治区事務所長	前田繁廣君
横島総合支所長兼 横島地域自治区事務所長	田上均君	天水総合支所長兼 天水地域自治区事務所長	坂本佳節君
企業局長	中原早人君	教育委員長	坂本清一君
教育長	菊川茂男君	教育次長	杉本末敏君
監査委員	高村捷秋君		

午前10時00分 開議

○議長（松田憲明君） おはようございます。あいにくの天候にもかかわらず、全員御出席をいただき、開会できますことに感謝申し上げ、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 委員長報告

○議長（松田憲明君） 各委員会に付託してあります全議案を一括議題といたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 本山重信君。

[総務委員長 本山重信君 登壇]

○総務委員長（本山重信君） おはようございます。総務委員会からの審査経過と結果を報告申し上げます。総務委員会に付託されました案件は、議案7件、陳情2件であります。特記すべき事項につきまして、御報告を申し上げます。

まず初めに議第50号専決処分事項の承認についてであります。専決第10号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第5号）であります。補正予算の専決処分については、各種交付金、地方債の決定により3月30日に専決処分がなされたものです。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出総額の変更は行なわず、歳入科目内での調整が行なわれております。3款利子割交付金231万2,000円、それから6款地方消費税交付金191万3,000円、7款ゴルフ場利用税交付金108万1,000円は、交付金額の決定による減額であります。16款の財産収入については、都市計画道路の代替地として市有地の売却することに伴う収入を予定していたが、事業の遅れなどにより18年度中に売却ができなかった土地2カ所分3,050万円を減額したものです。ちなみにこの減額は19年度補正予算において同額計上してあります。次に18款繰入金につきましては、介護保険事業会計から繰出金として調整し、1,074万7,000円を増額したものです。21款市債につきましては、事業の実績により歳入額が決定したため、2,320万円を増額したものです。なお、これらの調整結果で不足が生じた185万9,000円は10款地方交付税の特別交付税により調整したとの説明がありました。次に第2表地方債補正につきましては、各事業の実績により農林水産関連7件、土木関連3件、災害復旧関連1件の計11件の変更であります。以上、執行部からの説明に対し、委員からゴルフ場交付金の減額についての前年度との比較についての質疑があり、執行部より17年度は3,611万7,000円が平成18年度には3,241万9,000円となり、369万8,000円の減額となったことの答弁がありま

した。また荒玉郡市の自治体の交付税の増減についての質疑に対して、玉名市においては普通交付税で2.3%の増額、特別交付税では8.5%の減額との報告があり、減額になった要因として合併に際し平成17年においては特別な加算により特別交付金が増額になったものが要因であるとの説明が執行部よりありました。各自治体のそれぞれの増減についての報告もあり、審議の結果、議第50号につきましては、原案のとおり全会一致をもって承認いたしました。

次に議第51号専決処分事項の承認について、専決第11号玉名市税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、今回の改正は地方税法の一部改正に伴い、国の準則に基づいての条例改正であり、主な内容は信託法の改正に伴う法人課税信託の引き受けを行なう個人についてで、法人税割の納税義務者とするを新しく設けたものです。次に、たばこ税の税率について規定方法を変更するものであり、実質的な税負担には関係ないとのことでもあります。次に高齢者や障害者等ができるだけ在宅で過ごすことができるようにバリアフリー改修促進税制が創設されたことに伴い、地方税法について固定資産税の減額規定が整備されたところですが、その申告の手続の整備を図るものです。たばこ税の税率の規定やバリアフリー改修促進税制について、委員から質疑がありましたが、執行によりたばこ税の税率は平成18年1月1日の値上げに対して、値上げた段階で織り込み済みのことでもあります。今後の税収に変化がないとの補足説明があり、またバリアフリー改修促進税補正についての市民への周知は広報等により積極的に実施したい旨の答弁が執行部よりなされました。審議の結果、議第51号については原案のとおり全会一致をもって承認いたしました。

次に議第52号専決処分事項の承認についてであります。専決第12号玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方税法の固定資産税の課税標準等の特例処置が廃止及び追加されたことにより、項が移動したものであります。項というのは予算書には款・項・節というそういうのがありますが、その項の移動によるものであります。執行部から説明のあと委員から質疑がなく、議第52号につきましては、原案のとおり全会一致をもって承認いたしました。

次に議第53号専決処分事項の承認について、専決第13号玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これも前号と同じく地方税法の一部改正に伴い、国の準則に基づいての条例の改正を行なうものです。改正の内容は保険税の基礎課税額の課税限度額を53万円から56万円に引き上げたものであります。なお、平成19年度以降の年度分の国民健康保険税から適用するとの執行部からの説明がありました。これに対して委員から質疑がなく、原案のとおり全会一致にて承認いたしました。

議第54号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第1号）については、第1表歳

入歳出補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ2,060万円を追加し、歳入歳出の総額を256億8,710万円とするものであります。まず歳入の主なものは、14款国庫支出金は、7,474万2,000円の減額です。障害者自立支援対策臨時交付金特別対策事業補助金による増額1,412万8,000円と新幹線駅周辺整備における文化財発掘調査の縮小に伴う地方臨時道路交付金等の減額です。15款県支出金は366万2,000円の増額で、主なものは障害者自立支援対策臨時交付金特別対策事業補助金の481万2,000円の増額であります。16款財産収入は3,049万8,000円の増額で、前に申し上げておりました立願寺南岩原線代替地の土地売り払い収入を事業の遅れにより18年度から繰り越したことによるものです。18款繰入金は2,667万7,000円の増額で、老人保健特別会計繰入金1億6,788万5,000円の増額と財政調整基金繰入金1億4,120万8,000円の減額です。21款市債は追加1件、変更2件による3,420万円の増額です。

次に歳出については、4月の職員の定期異動に伴い職員給与等の調整をしているものと、それ以外の主なものとしましては2款総務費は旧市民会館事務所跡地の舗装工事が502万1,000円及び玉名市総合計画にあります音楽の都玉名、この玉名市市民音楽祭の実行委員会への委託料250万円が計上してあります。次に第2表地方債補正について扇崎公園整備の追加及び歳出の8款土木費の新幹線駅前整備2件に関する変更であります。以上執行部より説明があり、それに対し、委員より新聞紙上等で報道されている地方交付税参入の計算間違いについての質疑がありました。執行部より国民健康保険特別会計の調整交付金に係る案件であるが、現在主管課の方で調査中であり、全体的には現時点では把握していないとの答弁がありました。採決の結果、全員異議なく議第54号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第1号）については、全会一致にて可決いたしました。

次に議第58号玉名市情報化推進計画策定審議会条例の制定について。これは玉名市情報化推進計画の策定に関し、審議会を設置するための条例制定であります。主な内容は情報通信基盤の整備及び情報通信技術の活用を行なうことにより、高度情報化社会に対して対応できるまちづくりの推進を図る。情報化推進計画策定に関する市長の諮問に応じて審議し及び答申するほか、自ら市長に建議することのできる審議会の設置であります。そのほか審議会の施行に関して、必要な事項を定めるものです。執行部から説明のあと特段委員からの質疑はなく、議第58号につきましては、原案のとおり全会一致をもって可決いたしました。

また議第59号公益法人等への玉名市職員の派遣等に関する条例の制定についてであります。これは公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律に伴い、公益法人等への玉名市職員の派遣等を行なうことについて、必要な事項を定める条例の

制定であります。主な内容は公務員としての身分を保有したまま公益法人の事務に従事する職員派遣制度及び職員が退職したうえで一定の営利法人の業務に従事し、当該従事すべき期間が満了した場合等に職員としての採用する退職派遣制度についての定めるものです。以上の説明に対して、城北学園に対し1名の派遣を行なっているが、給与保障などの処遇についての質疑が委員からなされました。執行部から今般の条例制定については、公益法人等への職員を派遣するものと職員が退職した上で、一定の営利法人へ派遣するものとの2つの派遣方法があるが、前に述べました派遣については8月1日から派遣先の方で給与等を負担してもらう公益法人というのを派遣に該当する旨の説明がありました。採決の結果、全会一致にて可決いたしました。

次に陳情2件でございます。陳第2号原爆症認定制度の抜本的な改善を厚生労働省に求める意見書の提出に関する陳情については、がんなど放射線が原因と思われる重い疾病を発病し、日々病氣と闘いながら不安な日々を送られている被爆者が現在、原爆症認定訴訟を起こし厚生労働省と係争中であり、心情的には1日も早い解決が望まれますが、いかんせん係争中であり地方自治法に直接係る範疇ではないとの意見や意見書の提出は地方議会になじまないとの意見が出されました。委員の意見を集約し、願意は十分承知するものの採択すべき案件に至らないとの結論に達し、陳第2号につきましては全会一致をもって不採択と決定いたしました。

最後に陳第3号公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」確立を求める意見書の提出に関する陳情であります。現時点では公共サービス改革法における官民競争入札等の導入が県下においても具体的に示されているということでもなく、慎重にその動向を見極めなければならないという発言とともに公務員賃金の削減に言及する意見書は、地方議会の範疇で判断すべき事項ではないとの委員の意見があり、陳第3号は全会一致にて不採択と決定いたしました。

以上、総務委員会の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 引き続き、産業経済委員長 永野忠弘君。

[産業経済委員長 永野忠弘君 登壇]

○産業経済委員長（永野忠弘君） おはようございます。今期産業経済委員会に付託されました案件は、議案3件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

議第50号専決処分事項の承認について、専決第10号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。歳出の部、6款農林水産業費1項農業費の中の土地改良費圃場整備事業費3項水産業費は一般財源から地方債への財源組み替えであり、金額の増減はないものであります。委員からなぜ今の時期に一般会計から地方債への組換えがあるのかという質疑に対し、執行部より最初は地方債の9割の地元の持分の負担金を一般公共事業債で対応していたが、今回交付税措置の借納の50%あ

る財源調整対策債調整分の追加がないため、その分を含めて地方債に組み替えた旨の答弁でありました。第50号については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に議第54号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳出の部、6款農林水産業費は1,079万8,000円の増、7款商工費も1,010万4,000円の増額であります。ともに職員の定期人事異動による調整と共済費の負担率の変更による事業者負担増によるものであります。委員から各支所の農業委員会の人員が2名から1名になると聞いていたが、減員となっているのかという質疑に対し、執行部より人事異動前はそういう話もありましたが、現在も引き続き各支所の農業委員会支所には2名ずつ配置されておりますという旨の答弁でありました。また委員から今は退職者の3分の1の補充ということで全体的に職員数が減っていると思うが、産業経済部の職員数の増減はという質疑に対し、執行部より本年度は昨年と同数の58名で増減なしとの答弁でありました。さらに委員から、今後さらに職員数が減って厳しくなると思うがよろしくとの発言がっております。議第54号については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に議第60号玉名市農村公園条例の制定についてであります。これは玉名市内にある12カ所の農村公園について条例の整備を図るもので、地方自治法第244条の2第1項の規定により玉名市農村公園の設置及び管理について条例を制定するものであります。委員から、農村公園の一つ、玉名市津越イベント広場は指定管理をされている施設ではという質疑に対し、執行部より玉名市馬水農村公園と玉名市津越イベント広場については指定管理の中に含まれている施設であります。指定管理の委託されている施設については、1番目に玉名市草枕温泉てんすいの中に津越イベント広場が含まれております。2番目に玉名市草枕山荘この中に馬水農村公園が含まれています。また玉名市草枕展望公園と玉名市花の館が指定管理委託されているところでありますが、農村公園条例に公園として明記されていても、今までどおり指定管理者の方で管理していただくという条項を審議していただいたのち、公園の管理ができるよう特約条項で定めたいと考えている旨の答弁でありました。また委員から普通の公園と農村公園の違いはという質疑に対して、執行部より農村公園は農村総合整備事業と農村総合整備モデル事業及び田園空間整備事業で農林省関係の公園整備事業でありますという旨の答弁でありました。さらに委員から地元負担金という質疑に対し、執行部より農村公園は農村総合整備事業と農村総合整備モデル事業及び田園空間整備事業で実施しました。補助率は国が50%、県が15%、地元が35%の負担ですとの答弁でありました。議第60号玉名市農村公園条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次にその他ですが、委員から玉名の特産品ということで、新しいものを見つけるのもいいんですが、玉名には高瀬鮎という古くからの素晴らしい特産品がある。名称

も高瀬鮎という、これを何とか売り出したらどうか、花しょうぶまつりのときも売っていたそうですが、という質疑に対し、執行部より商工観光課にブランド推進室ができて、まだ3カ月経過したばかりでありまして、先だっても宮崎県のブランド推進室なども訪問しながら、今後諸団体とも協議し、旧1市3町をまわったところで検討していきたいという旨の答弁でありました。また委員から最近東京の温泉施設で大変な事故が起きている、八代の方でも天然のメタンガスの問題について調査しているが、玉名市においても関係施設が何カ所かあるようですが、対応はという質疑に対し、執行部より玉名の管轄ではガスが発生している施設はないという答弁でありました。さらに委員からないというのはガス探知機等をきちんと備えて検証していないということなのかという質疑に対し、執行部よりガス噴出の例がないということで探知機は備えてはないと思いますとの答弁でありました。ほかに花しょうぶまつり、企業誘致の現状について報告がっております。

最後になりましたが、午後より4カ所の農村公園の現地視察を行ないました。

以上をもちまして、産業経済委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 引き続き、建設委員長 中尾嘉男君。

[建設委員長 中尾嘉男君 登壇]

○建設委員長（中尾嘉男君） あらためまして、おはようございます。今期、建設委員会に付託されました案件は議案4件であります。審査の経過と結果について御報告いたします。

まず初めに、議第50号専決処分事項の承認について、専決第10号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分についてであります。8款土木費の各費目の中で、2項、5項、6項について市債の調整ということですべて地方債と一般財源の組み替えであります。補正額の増減はありません。8款2項の道路橋梁費で地方債から一般財源へ900万円の組み替え、8款5項の都市計画費で一般財源から地方債へ880万円の組み替え、8款6項の住宅費で地方債から一般財源へ130万円の組み替えであります。また11款4項の公共土木施設災害復旧費で地方債から一般財源へ800万円の組み替えであります。委員から特に質問もなく、議第50号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第54号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分についてであります。8款土木費は4月の定期異動に伴う人件費調整のほか、ほとんどが新幹線駅前広場に関するものであり、新幹線駅前整備に関しては執行部より次のとおりの説明がっております。まず当初予算において面積にして6,750平方メートルの文化財発掘調査を民間委託で予定していましたが、本年2月県文化課より約3,800平方メートルは文化財発掘調査の必要がないとの連絡を受け、調査面積が大幅に減少、それ

に伴い当初民間に委託ということで2億6,700万円の委託料をお願いしていたが、文化課と調整をして文化課直営で調査をやるということで、今回委託料を大きく減らし、賃金の増額をお願いした。また駅前広場の工事を一部取り止め、西側に水路を作る必要があるため現在水路部分については矢板で両面を全部囲んで文化財発掘調査を実施中、水路関係の事業であるので矢板で囲んだ状態で水が出ないということを考え、公園の造成工事を水路工事に今回切り替えをしている。以上のような説明がありました。委員から、道路新設改良費中委託料の減額は文化財発掘調査の説明でわかるが、工事請負費の7,778万4,000円の増額の理由に対し質問があり、執行部から駅舎北側に用地が一筆残っていたが、それが買収できたためこの箇所について盛土工事分2,775万7,000円を増額したのが一つ。また駐車場の盛土工事において県が実施している道路改良工事で質のよい山砂が出てきたので、それをいただいたため購入、土量が減ったことにより実施設計で1,274万8,000円を減額したのが一つ。また文化財発掘のための矢板の施工に関して6,277万5,000円を増額したのが一つ。その合計が工事請負費の増額分であるとの答弁でありました。そのほか審査の中で委員から指名競争入札に関して一部工事の業者指名について偏った指名があるのではないかとの意見がありました。今後偏りのないよう公平に指名してもらいたい旨、事業の担当部である建設部に委員から要望をいただいております。議第54号中付託分については、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第63号平成18年度玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは道路法施行令の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。委員から特に質問もなく、議第63号につきましては、全会一致をもって可決することに決しました。

次に、議第64号市道路線の認定についてであります。これは道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の承認を得るものであります。今回認定する地区は岱明町下河原土地区画整備事業という名称で県道玉名長洲線に隣接し、専大玉名高校の南側に位置した地区の7路線であります。委員から特に質問もなく、議第64号につきましては、全会一致で原案のとおり可決することに決しました。

議案のほかに今年3月の建設委員会にて市道認定の基準について質問がっておりますので、それに基づき執行部より玉名市市道認定基準要綱案について説明がなされました。合併時の1市3町の認定基準ができていなかったということで、今回1市3町合併に伴う基準書を作ったということで説明がっております。これに関して委員より道路の拡幅をするというのを前提のもとに地権者の同意を得て、市道認定しても何年も放置するというようでは問題がある。市道認定を受けたから何年をめどにするという目標というのはどういうふうを考えているのかとの質問があり、執行部より予算の範囲内で

計画測量だけでも都合をつけたいということで、やっているとの答弁でした。また年々事業予算が減少している状況で数年以内に完了するのが筋だが、どうしても完了に期間が必要であるとの答弁でした。さらに委員より地元の同意が前提になっているわけだし、地権者として存在するかというものもあるし、議会で認定してなかなか予算がないからという形で放っておかれるものを議会で認定していいのかと思いがあるとの意見も出され、執行部より基本的に県の工事等も含め、5年というのが一つのサイクルであるので、それをめどに今後考えていきたいとの答弁でした。また企業局に関する審査の案件は、今回ありませんでしたが報告について若干説明がっております。まず地域下水道課から18年度大開地区農業集落排水資源循環事業において1億4,146万8,000円を繰越、基礎土木工事費で9,740万6,000円、管路工事で4,143万円。残が事務費、この内管路工事については5月10日をもって完了しているとの説明がっております。続いて、公共下水道課から繰越について報告、説明があり、繰越の理由としまして工事工法の選択や稼働中施設との調整に不測の日数が要したため、また工事施工に伴い基礎地盤の状況の変化に伴う工法検討が必要になったためとのことでした。主な事業として合流改善事業の公共下水道根幹的施設建設工事委託1億2,720万円、立願寺第一の一雨水幹線管路工事、3工区4,247万円、そのほかに工事4件、委託2件の計8件を繰越、なおこのうち磯鍋汚水枝線管路工事におきましては、施工業者から6月19日資金繰り等により工事続行不能届が提出されたため、6月20日に市の方から契約解除、残工事については出来高算定後早急に発注していくとの説明がっております。

最後に委員会終了後、次の箇所を現地視察をしておりますので、あわせて報告させていただきます。市道認定現地、都市計画事業、立願寺第一雨水管路工事現地、新幹線駅前周辺整備工事、玉名バイパス、公営住宅一本松団地集会所建設工事でございます。

以上をもちまして、建設委員会に付託されました案件の報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（松田憲明君） 文教厚生委員長 作本幸男君。

〔文教厚生委員長 作本幸男君 登壇〕

○文教厚生委員長（作本幸男君） おはようございます。今議会での文教厚生委員会に付託されました案件は、議案7件と請願1件、陳情1件、継続審査になっております陳情2件であります。審査の経過と結果について御報告をいたします。

まず初めに、議第50号専決処分事項の承認について、専決第10号平成18年度玉名市一般会計補正予算（第5号）中付託分であります。11款災害復旧費5項文教施設災害復旧費2目社会教育施設災害復旧費、これにつきましては永安寺東古墳、西古墳の災害復旧分で地方債と一般財源の組み替えを行なうもので、補正前後の金額の変更はあ

りません。この件について委員から特に質疑はなく議第50号中付託分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第54号平成19年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分であります。ほとんどが4月の人事異動に伴います人件費の調整分ですが、主なものとして3款民生費において主に国民健康保険事業特別会計における職員給などの調整に伴う繰出金の減額2,227万1,000円と障害者自立支援臨時特例交付金特別対策費1,924万7,000円、及び後期高齢者対策等に伴う電算システム改修委託費2,716万3,000円の増額であります。委員からリサイクルプラザのシステムについて質疑があり、執行部より玉名リサイクルプラザとは資源物有価の売買契約書を5月1日付で締結し、契約内容としては処理費を支払うものがプラスチック類、有価物として料金を玉名市がもらうものが新聞紙、ダンボール、紙パック、缶、その他の紙類となっている。処理費と有価物の売り上げの差額が市の収入となり、400万円を見込んでいたとの答弁がっております。また放課後子どもプランについて委員から質疑があり、執行部よりこのプランについては文部科学省の放課後子ども教室と厚生労働省で行なっている放課後児童クラブを含めての事業であり、今年度は放課後子ども教室を滑石小学校をモデル校として実施し、事業を円滑に進めるために運営委員会を設置して事業の推進を図りたいとの答弁がっております。そのほか公立保育所の園長以下の職員数や静光園老人ホームへの監査、また県民体育祭などについて意見が出ております。議第54号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。第1表歳入歳出補正予算については、歳入歳出それぞれ2,527万1,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を88億6,432万9,000円とするものであります。まず歳入について、8款繰入金は職員給などの調整に伴い一般会計からの繰入金2,227万1,000円を減額するものであります。10款諸収入につきましては、後期高齢者対策等に伴う電算システム改修に関してすべての経費を一般会計において、一括して発注することにしたため当初計上してありました改修に関する雑入、補助金を一般会計に移行するために300万円を減額するものであります。次に歳出につきましては、1款総務費において2,527万1,000円を減額するものですが、おおむね職員給などの調整が主であり、それ以外につきましては後期高齢者対策等に伴う電算システム改修委託費を一般会計に移行するために歳入と同額の300万円の減額を行なうものであります。委員から後期高齢者電算システム改修費が一般会計費に移行した理由について質疑があり、執行部より後期高齢者医療制度の創設に伴う国保分に関するシステム改修ということなどで一本化したとの答弁がっております。また特別調整交付金の算定ミス問題について質疑があり、執行部より特別調整交付金の交付に

については災害に伴う保険税の減免、原爆症、結核や精神疾患などで医療給付が増加することで財政負担が増加する市町村に対して交付されるものであるが、玉名市においては主に精神疾患が該当して交付を受けている。国の電算システム再点検の結果についてはまだ調整中との答弁がっております。議第55号については、全会一致をもって原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議第56号平成19年度玉名市老人健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億8,358万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億4,413万9,000円とするものであります。まず、歳入について2款国庫支出金については医療費負担金の過年度分、平成18年度分について精算を行なった結果として8,441万4,000円の増額をするものであります。5款繰越金については、18年度の決算見込みに基づき9,917万5,000円を増額するものであります。次に、歳出につきましては、3款諸支出金において平成18年度の医療費等の精算に基づき、国・県及び支払基金に対する償還金1,570万4,000円及び一般会計の繰出金1億6,788万5,000円の増額を行なうものであります。この件について委員から特に質疑はなく、議第56号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,004万円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億9,963万円とするものであります。まず、歳入については主なものとして4款支払基金交付金で介護給付費交付金が18年度の精算に基づき交付されるため741万8,000円を増額するものであります。7款繰入金については、おおむね職員給などの調整に基づく一般会計繰入金412万5,000円の減額であります。8款繰越金については、平成18年度の決算見込みによる5,662万1,000円の増額であります。次に歳出につきましては主な内容としましては、1款総務費は職員給などの調整による408万2,000円の減額であります。7款諸支出金につきましては、平成18年度の給付費等の精算に伴う国・県及び支払基金への償還金として6,404万円を増額するものであります。委員から介護認定調査費の中で当初アルバイトを雇うはずであったが、その分が減額してあるがどういう理由で減らしたのか、また事務費繰入金についても減額しているがとの質疑があり、執行部より担当職員が産休であるために臨時職員の賃金を計上していたが、4月の人事異動により職員が配置されましたので減額、また事務費繰入金は臨時職員の賃金及び共済費を事務費に財源充当により繰り入れているため、減額しているとの答弁がっております。議第57号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する

条例の制定についてであります。これは熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付の要領の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。主な内容といたしまして第2条第2号に規定しております住所地の要件を障害者自立支援法第19条及び同附則第18条の規定により住所地の特例を適用するものであります。その他文言の整備を行なうものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し改正後の玉名市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、平成19年度4月1日以降に行なわれた診療にかかる医療費について適用するものであります。委員から特に質疑はなく、議第61号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは条例の整備を図るものであります。内容といたしましては、第7条第1項に規定する延滞金の算出割合のうち7.3%である期間を督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間から納期限の翌日から1カ月を経過する日までの期間に改正するものであります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。委員から特に質疑はなく、議第62号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請第2号玉名市民の芸術・文化作品展示施設の建設に関する請願であります。委員から展示施設建設の必要性については感じるが、既存の施設での展示スペース確保やさらなる有効利用を検討すべきではないか、また新庁舎建設なども控えているので、財政的に厳しいのではないかと、今後さらに広範な議論が不可欠であるといった意見が出ております。請第2号については採決の結果、全会一致で継続審査とすべきものと決しました。

次に、陳第1号安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師の大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情であります。委員から、現在の労働条件を改善するためにも国の制度として増員できるのであれば増員した方がいいのではないかとといった意見や病院としては基準どおりの人員配置でなされているのだからそれぞれの病院で経営体制を見直すことも必要ではないだろうかなどの意見が出ております。陳第1号につきましては、採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

次に、継続審査となっております平成18年陳第1号乳幼児医療費を就学前まで入院、通院とも窓口無料化を求める陳情についてであります。委員から、既に償還払いになっているのだから一定の成果が出ているのではないかとという意見や子どもが病気にかからないための予防に努めるべきではないかとといった意見が出ております。平成18年陳第1号については、平成17年12月に提出されたものであり、長期にわたり審査するのもいかなものかとの意見があり、採決の結果、賛成少数により不採択すべきもの

と決しました。

最後にこちらにも継続審査となっております平成18年陳第2号管理栄養士活動の推進に関する陳情についてであります。この件について委員から、玉名市においては現在1名配置されており、支障をきたしている状況にはないのではないか、ただ管理栄養士の需要の高まりも予想しなければならないなどの意見が出ております。平成18年陳第2号につきましては採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時12分 開議

○議長（松田憲明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） ただいままでの各委員長の報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

6番議員 前田正治君。

〔6番 前田正治君 登壇〕

○6番（前田正治君） おはようございます。日本共産党の前田正治です。私は今議会に提案してあります議案の中で、議第53号専決処分事項の承認玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、反対をします。これは国民健康保険税の課税限度額を53万円から56万円に引き上げるものであります。市民にとりましては4月からの国保税の税率改定による増税、さらに課税限度額の3万円引き上げ、そして6月からの住民税増税、いわば三重の増税でありまして市民生活を圧迫するこういった増税に対しまして私は反対をいたします。

次に、陳情につきまして、陳第1号安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師の大幅増員を求める意見書の提出について。陳第2号原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書の提出。陳第3号公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の安心・安全確立を求める意見書の提出について。また継続審査となっていました平成18年度陳第1号乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情、平成18年度陳第2号管理栄養士活動の推進に関する陳情につきまして、それ

ぞれ委員長の報告は否決でありましたが、私は以上5件の陳情につきましては願意妥当と判断し賛成をいたします。とりわけ陳第1号につきまして、これは全国的に不足しております、医師と看護師の大幅増員を国に対して要請する意見書提出の陳情であります。産科・小児科などの医師不足はいまや深刻でありまして、公的病院におきましても産科・小児科を閉鎖せざるを得ない状況も生まれています。また看護師不足も深刻で、熊本県内でも必要数に対して1,800人不足しているということがマスコミでも報道されております。国はこういう実態を直視し、国の政策として国民が安心・安全の医療を受けるための保障となる人材確保について全力を尽くす必要があると考えております。

以上、賛成討論といたします。

○議長（松田憲明君） 24番 田島八起君。

[24番 田島八起君 登壇]

○24番（田島八起君） 私はただいま委員長報告にありました前田議員の意見と重なる部分が多いところですが、平成18年陳第1号乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情。今議会に出されております陳第1号安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師の大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情。同じく第2号原爆症認定制度の抜本的改善を厚生労働省に求める意見書の提出に関する陳情。同じく第3号公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の安心・安全の確立を求める意見書に関する陳情。この4つの陳情に賛成の立場で意見を申し上げます。

まず乳幼児医療費の無料化についてでありますけれども、委員長報告では努力、若い御夫婦の負担が軽くなるように努力をされておるといふ現実があります。しかし考えてみますとこの乳幼児を就学前の乳幼児を抱えておる若い御夫婦の人たちが一番経済的にも時間的にも厳しい状況におかれておるんじゃないかというふうに思います。そういう意味では無料化という方向が出されておりますし、努力もされておりますけれどもですね、さらに努力を進めてまったく無料が名実ともになるようにすべきではないかという思いをいたすところであります。

次に安心・安全の医療と看護の実現のためには今前田議員が申されましたように、本当に医師不足、看護師不足が言われておる現状の中でですね、そういう意見書を国に上げるといふことは必要だろうというふうに考えます。また原爆症認定制度の抜本改善を求める陳情については被爆してから既に63年を迎え、被爆者の高齢化が進行している問題となっている今日、未だ認定を受けられず救済を求めている多くの被爆者がおられる現実はこのまま看過できない問題と思います。国の認定基準により救済されない多くの被爆者は止むに止まれず認定訴訟を起こし、既に全国各地の地方裁判所では原告の訴えを認める判決が下されていますし、熊本の地裁でも来る7月30日に判決が下ることになっております。またこのような状況の中でも自民党も初めて運動方針の中で被爆者

救済を打ち出したということが言われております。委員長の報告の中でも早く救済をしてやるべきだという思いというのは変わらないけれども、裁判があつておったりおる中でそういうことを地方議会で論じるのはどうかという報告もありましたけれども、裁判で救済の方向が出ているにも関わらず、なかなか救済されていないという現実を見る時にですね、そういう状況はやっぱり一刻も早くなくすると、そういう地方の意見が出ても然るべきではないかというふうに思うところでありますし、そういう意味で賛成をすることであります。

それから安心・安全の公共サービスの安心・安全の確立を求める陳情についてでありますけれども、これも前田議員も意見申されましたけれども、私も特に地方においても指定管理者制度が導入をされてですね、今から本市においてもそういう民間委託という形でのですね、公共サービスの移行が予測をされます。そういう中でですね、本当にそういうことが単なる安上がりの政策、サービスが低下をしないかというそういう意味での心配はするところでありますし、この意見書についてはこの陳情書については願意妥当じゃないかというふうに思うところであります。

以上です。

○議長（松田憲明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第53号 専決処分事項の承認について 専決第13号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありますので、後に譲り採決いたします。

議第50号 専決処分事項の承認について 専決第10号
平成18年度玉名市一般会計補正予算（第5号）

議第51号 専決処分事項の承認について 専決第11号
玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第52号 専決処分事項の承認について 専決第12号
玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

以上の議案3件は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、原案どおり決定いたしました。

議第53号 専決処分事項の承認について 専決第13号 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、異議ありますので、起立によって採決いた

します。

議第53号については、原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、議第53号については、原案どおり決定いたしました。

議第54号 平成19年度玉名市一般会計補正予算（第1号）

議第55号 平成19年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第56号 平成19年度玉名市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

議第57号 平成19年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

以上の予算議案4件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第58号 玉名市情報化推進計画策定審議会条例の制定について

議第59号 公益法人等への玉名市職員の派遣等に関する条例の制定について

議第60号 玉名市農村公園条例の制定について

議第61号 玉名市重度心身障害者医療助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第62号 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議第63号 玉名市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

以上の条例議案6件については、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

議第64号市道路線の認定については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松田憲明君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定いたしました。

次に請願について、請第2号玉名市民の芸術・文化作品展示施設の建設に関する請願についての委員長の報告は継続審査であります。委員長の報告のとおり継続審査することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松田憲明君） 起立多数であります。よって、請第2号については、継続審査とすることに決定いたしました。

次に陳情について、陳第1号安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師の大幅増員を求める意見書の提出に関する陳情についての委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳第1号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松田憲明君） 起立少数であります。よって、陳第1号については、不採択と決定いたしました。

陳第2号原爆症認定制度の抜本改善を厚生労働省に求める意見書の提出に関する陳情についての委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳第2号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松田憲明君） 起立少数であります。よって、陳第2号については、不採択と決定いたしました。

陳第3号公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」確立を求める意見書の提出に関する陳情についての委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳第3号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松田憲明君） 起立少数であります。よって、陳第3号については、不採択と決定いたしました。

次に継続審査となっております陳情について、平成18年度陳第1号乳幼児医療費を就学前まで入院・通院とも窓口無料化を求める陳情についての委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

平成18年度陳第1号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松田憲明君） 起立少数であります。よって、18年陳第1号については、不採択と決定いたしました。

平成18年陳第2号管理栄養士活動推進に関する陳情についての委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

平成18年度陳第2号については、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立

を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（松田憲明君） 起立少数であります。よって、18年陳第2号については、不採択と決定いたしました。

日程第3 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長報告

- 議長（松田憲明君） 次に、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。

委員長の報告を求めます。

新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君。

[新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長 堀本 泉君 登壇]

- 新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長（堀本 泉君） 御指名をいただきましたので、ただいまより新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

当日審査いただきました項目及び質疑・答弁について特筆すべき事項を御報告いたします。5月30日に委員会を開催し、まず新幹線新玉名（仮称）と書いてありますが、駅デザインの公表について執行部から説明がありました。前回の委員会報告でも申し上げましたが、2月1日から28日までの間、ホームページ等を活用してパブリックコメント、日本語で公共的意見と書いてありますけれども、募集した結果、新玉名（仮称）駅デザインに関し12名から22件の意見が寄せられております。市ではそれらの意見や当委員会の駅舎デザインに対する要望を鉄道運輸機構に伝え、修正がされた後、最終デザインが示されました。駅舎デザインの変更された部分を具体的に申し上げますと駅舎の出入り口をもっと重厚にした方が良いのではということで、石積み風の門構えとし、駅舎全体の下部、つまり足元に腰の高さぐらいの石積み風のデザインを連続させ、さらに駅舎左側の後方施設の部分については、高瀬蔵の下見板をイメージしたデザインの中に縦長の窓ガラスを新たに設置したとのことであります。鉄道運輸機構は報道機関各社に対して、九州新幹線の各駅舎デザインの公表を5月30日に行なう旨の報告もありました。以上の説明に対し、委員からはパブリックコメントによる意見募集の結果について、12名という数字をどのように考察するのかとの質疑に対して、執行部より12名の内訳は玉名市に対しては1名、熊本県に対して11名であったとの答弁がありました。あわせて今般のデザイン案に係る意見聴取の経緯について、旧玉名市にて検討会を4回実施し、合併後の意見交換会を開催しており十分な意見の集約を行ない駅舎デザインに反映されたとの考えのことであります。さらに委員から駅舎デザインに新玉名駅

の名称があてこんであるが、新聞紙上等に駅舎デザインがそのまま出れば、新駅名が決定したとの誤解を招くのではないかと、の質疑に対し、執行部から駅名はあくまでも仮称であり決定していないので、公表に際し十分留意するように機構側と連携をとるとの答弁でありました。次に新玉名（仮称）駅の駅名候補の選定について議題とし、執行部より説明がありました。駅名はJR九州が開業半年前ぐらいに決定するが、駅設置市の要望があればJRは地元提案を聞き取る用意はあるとのこと。駅名募集の範囲、名前の絞り込み、先進事例の調査また熊本県や関係機関との調整を早急に行ない、次期委員会に提案したいとのことであります。説明に対し、委員よりJR九州が決定するなら公募する必要はないのではないかと、また特別委員会での協議の意味はないのではないかとの意見があり、玉名市としても強い意見を言えるように配慮してほしい。特別委員会の意見も反映してほしい、玉名市として主導権を発揮すべきではないかとの質疑に対し、執行部から駅名の最終的な決定権はJR九州にあるが、地元が推薦をしたものについては十分尊重し、考慮する旨の話は聞いている。また駅名候補について民間や新幹線新駅誘致当時の期成会に参加した団体などの意見を聞くことも考えている。さらに今年度いっぱいぐらいに早く名前を決めてほしいとの委員の意見に対し、執行部より新駅誘致については、4市15町1村の期成会で取り組んだが、設置の決定がなされた後に解散した。その後、新駅周辺構想の折に2回ほど協議をしたことがあるが、現在駅名についてどのように取り組むか、県の振興局と協議するとのことであります。また駅名について、民間団体主催でフォーラムが開催されたこともあり、これらの経緯も踏まえ、なるべく早い時期に方向性を出したいとの答弁でありました。また委員から次回の委員会には新駅の候補名についての募集計画やタイムスケジュール、方向性などの案を出してほしい旨の意見が出され、執行部より次回には素案を提案するとの答弁がありました。さらに委員から周辺の意見を聞くだけの特別委員会なら意味がない、本委員会は新幹線の推進や活用に資するよう努めたい。新駅の候補名を決める選定委員会を設けるより、特別委員会で決定すればよいのではないかとの意見も出されております。

次に3点目の新玉名（仮称）駅周辺整備工事についてであります。前回の委員会で報告のあった文化財本調査の範囲の縮小に伴い、19年度工事で変更を生じる部分の説明が執行部からありました。それに対し委員より、埋蔵文化財調査の進捗状況や調査結果また予算に関する質疑が出されました。執行部から駅周辺整備の4ヘクタール全域に対し、試掘調査を実施した結果、全域で貴重な遺物・遺構は確認はされたものの、県と協議した結果、本調査の範囲が大幅に縮小された。本来文化庁における九州管内の基準は遺構面の上に1.5メートル以上の盛土をする場合は本調査が必須ということであった。駅周辺整備に係る今般の事業もこの基準に該当するが、盛土工事の上に文化財に支障を及ぼす構築物を作らない部分は、文化財遺構そのままの状態で見守りし、将来

の本調査に委ねるという考え方で県に理解していただいた。つまり工事によって文化財遺構を壊す部分や遺構に影響を与える構築物ができる部分は本調査は行なうが、それ以外の部分については本調査を行わず、盛土の下に遺構を現状保存するというものであります。また4月から行なっている本調査の状況については、今から300年から400年前の水田の畦畔が出土しました。この一帯は玉名平野条里跡と推測され、県内初の条里制田の畦・畔発掘につながるのとことでもあります。委員から、次回の委員会で発掘調査に係る、経費の変化に伴う駅周辺整備事業の財源内容の概略を提示してほしいとの意見に対し、執行部から内訳を示したいとの答弁がありました。最後の小岱山渇水対策連合協議会についての報告が執行部からありました。石貫校区の石貫3、4、5区と三ッ川校区の川床、西原、福山、石尾在住の45人にて会を発足。代表者7名が市役所に来庁され、渇水被害地区の相互連携や情報の共有、交換を目的に会を結成した旨をしに表明されたとのことでもあります。委員からは被害者の会のような性格なのか、あるいは広範な情報を把握したいという趣旨は理解ができるが、当特別委員会からも参画している玉名市九州新幹線渇水被害対策連絡協議会との兼ね合いはどうなるのかなどの質疑がありました。執行部から、トンネル工事の進捗により被害が出た時期に違いがあるため、恒久対策も同一年度にすべての地区を一斉に実施することはできない。また各地区ではそれぞれ条件が異なり、段階的に恒久対策を講じていかなければならず、各地区で恒久対策の進捗状況の確認や情報交換を必要としているのではないかと、市としては連合会を地元独自の組織と承知しているとのことでもあります。また恒久対策の進捗状況の中で、農業用の対策に関しては渇水被害が最初に生じた石貫3区を手初めに昨年概略設計を地元に説明し、了承を受け、平成19年度の詳細設計、平成20年度以降に恒久対策工事を行なうとのことでもあります。一方、福山、石尾地区においては、今年度恒久対策の概略設計を行ない、20年度に詳細設計を行なう計画であります。このように恒久対策の進捗には時間差があり、また飲料水や果樹関係については別途進めて行くとのことでもあります。恒久対策については、まず地元の了解を得なければ進まないため、地元の意見を十分取り入れ、市と機構で進めたいということでもあります。また市や議会、地元住民で組織する玉名市九州新幹線渇水被害対策連絡協議会については、今年度3ないし4回開催を予定しているということでもあります。

以上の説明が執行部からなされ、予定された議題をすべて終え、閉会をいたしました。

以上をもちまして、新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員会の報告とさせていただきます。なお、今後委員会開催等については、それぞれ進捗状況をみながら慎重審議をきすため引き続き調査の必要がありますので、閉会中の継続審査とすることに全会一致をもって決定いたしました。

以上で新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長の報告を終わります。

- 議長（松田憲明君） 以上で新幹線鹿児島ルート建設促進特別委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑・討論・採決

- 議長（松田憲明君） ただいまの委員長の報告について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいま委員長の報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

日程第5 玉名バイパス建設促進特別委員長報告

- 議長（松田憲明君） 次に、玉名バイパス建設促進特別委員会に付託してあります調査事項を議題といたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論ののち採決いたします。委員長の報告を求めます。

玉名バイパス建設促進特別委員長 小屋野幸隆君。

〔玉名バイパス建設促進特別委員長 小屋野幸隆君 登壇〕

- 玉名バイパス建設促進特別委員長（小屋野幸隆君） 玉名バイパス建設促進特別委員会の審査の経過及び結果を報告申し上げます。

4月25日に委員会を招集し、執行部から玉名バイパス建設の進捗状況の報告をいただきました。立願寺から開田までの岱明ルートにつきましては、立願寺、山田、岱明、築地地区の用地説明会も終わり、いよいよ用地買収に入る予定で、あわせて埋蔵文化財の試掘調査も始めているとのことをございました。それから国土交通省にお願いいたしまして、建設中である菊池川に架かる橋梁を視察いたしました。この橋につきましては、照明灯の設置と取り付け道路の工事を残すのみで、12月の完成予定に向け順調に進んでいるようございます。

次に先般から経過報告をいたしております、この菊池川に架かる橋梁の名称の件についてでございます。この件につきましては6月29日に委員会を招集いたしましたので、審査の御報告を申し上げます。本委員会では地元の要望でございました「寺田河崎大橋」を推薦をし、市は国土交通省にその名称で申し入れをされていたところでございます。執行部の説明によりますと、その後国土交通省側は、県下河川に架かる最長の橋であることや、城北の拠点となる玉名市の発展も含めて検討した結果、「菊池川大橋」を候補とし、本市において再度検討することを依頼されたとのことでございました。執行部としても「菊池川大橋」の名称で差し支えない考えであること、また地元の了解も得ているとのことでございましたので、本委員会は玉名バイパスの菊池川に架かる橋梁の名称を「菊池川大橋」とすることを承諾いたしましたので、ここに御報告を申し上げます。今後も玉名バイパスの早期完成、早期開通を図るため引き続き審査する必要がありますので、全会一致をもって閉会中の継続審査とすることに決定し、委員会を閉会をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（松田憲明君） 以上で玉名バイパス建設促進特別委員長の報告は終わりました。

日程第6 質疑・討論・採決

○議長（松田憲明君） ただいまの委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、これを閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総務委員長から総務部、企画政策部の所管に関する調査事項、産業経済委員長から産業経済部の所管に関する調査事項、建設委員長から建設部及び企業局の所管に関する調査事項、文教厚生委員長から教育委員会、市民環境部及び福祉部の所管に関する調査事項、議会運営委員長から議会の

運営に関する事項、議会の会議規則委員会に関する条例に関する事項、議長の諮問に関する事項及び調査事項について、それぞれ継続審査の申し出がありますので、これを閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田憲明君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

以上で、今期定例会に付議されました事件について、すべて議了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○議長（松田憲明君） 市長 島津勇典君。

〔市長 島津勇典君 登壇〕

○市長（島津勇典君） 審議終了いただきました閉会にあたりまして一言御礼を申し上げます。第3回の市議会の招集にあたりまして、補正予算案をはじめとして各補正予算案、同時に各条例案件、御審議をいただき提案いたしましたとおりに議決をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。先年を振り返りますと6月の末に1回、7月の末に1回、私どもの玉名地方は未曾有の大雨に見舞われました。今年は少し梅雨に入って水が少ないのかなあと、雨が少ないのかなあと感じておりましたが、先般来その心配はないようございまして、むしろ先日もまた今日も警報が出ております。今日までのところ先日岱明地区におきまして県管理河川の堤防といえますか土手といえますか、20数メートルにわたって崩落をして、現在一部県道が全面通行止めになっていると聞いております。玉名市関連については今のところそういう御報告をいただいておりますが、ただ今日もまだまだこれから大雨の予報が続いております。先年の教訓も生かしながら緊張してこの梅雨期を迎えたいと存じております。議員各位におかれましてもどうぞこれから暑い時期に入りますので、御自愛をいただくと同時に引き続き休会中も市政に対する御支援と御指導をいただきますようお願いを申し上げて、お礼のごあいさつにいたします。ありがとうございました。

○議長（松田憲明君） 私の立場からも一言御礼申し上げたいと思います。議会運営委員会の決定どおり、本日6月定例議会閉会を迎えることができました。これもひとえに議員各位、執行部の皆さん方の御理解と御協力の賜物と深く感謝いたしております。ありがとうございました。

これにて本会議を閉じ、平成19年第3回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午前11時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 松 田 憲 明

玉名市議会議員 永 野 忠 弘

玉名市議会議員 林 野 彰

玉名市議会会議録
平成19年第3回定例会

発行人 玉名市議会議長 松田憲明

編集人 玉名市議会事務局長 梶山孝二

作成 熊本コピー株式会社

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市繁根木163番地

電話(0968)75-1155